

**平成23年度 自治体クラウド推進事業  
(団体間の業務データ連携に係る検討・実証)**

**成果報告書**

**平成 24 年 3 月**

**総務省**



# 目次

1. 本事業の概要	1
1.1 本事業実施の背景と目的	1
1.1.1 背景	1
1.1.2 目的	1
1.1.3 本事業実施にあたっての考え方	2
1.2 本事業の実施内容	3
1.2.1 本事業の全体像	3
1.2.2 本事業の実施内容と主な成果	4
1.2.3 これまでの検討経緯と本事業の関係	4
1.3 本事業の実施体制	5
1.3.1 実施体制	5
1.3.2 各ステークホルダの主な役割	6
1.4 本事業の実施スケジュール	7
1.5 協力自治体及びアドバイザーの参画	8
1.6 本成果報告書の構成	10
2. 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討	11
2.1 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討の進め方	11
2.1.1 検討内容	11
2.1.2 進め方	11
2.2 大綱のユースケースの整理	12
2.2.1 大綱からのユースケースの抽出	12
2.2.2 大綱ユースケースの業務内容の整理	12
2.2.3 協力自治体への確認と精査	17
2.3 詳細検討対象ユースケースの選定	18
2.3.1 ユースケースの選定内容	18
2.3.2 詳細検討対象ユースケースの選定結果	23
2.3.3 詳細検討対象ユースケースの業務内容の整理結果	25
2.4 現状業務の整理	30
2.4.1 現状業務整理の整理内容	32
2.4.2 現状業務の整理結果	33
2.4.3 現状業務量調査	35
2.5 業務プロセス案等の検討	35
2.5.1 業務プロセス案等の検討内容	37
2.5.2 業務プロセス案等の検討結果	41
2.5.3 ユースケース全体の考察	54
2.6 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討のまとめ	58
2.6.1 成果	58

2.6.2	課題 .....	58
3.	連携データ項目等の分析 .....	62
3.1	連携データ項目等の分析の進め方 .....	62
3.1.1	検討内容 .....	62
3.1.2	進め方 .....	62
3.1.3	分析にあたっての考え方 .....	63
3.2	ユースケース別の連携データ項目案等の作成 .....	64
3.2.1	ユースケース別の連携情報案の作成 .....	65
3.2.2	ユースケース別の連携データ項目案の作成 .....	66
3.3	ユースケース別の連携データ項目等の整理 .....	67
3.3.1	ユースケース別の連携情報の整理 .....	68
3.3.2	ユースケース別の連携データ項目の整理 .....	69
3.4	ユースケース横断の連携データ項目等の整理 .....	72
3.4.1	ユースケース横断の連携情報の整理 .....	73
3.4.2	ユースケース横断の連携データ項目の整理 .....	76
3.5	インタフェース仕様・データ一覧等の作成 .....	77
3.5.1	インタフェース仕様の作成 .....	77
3.5.2	データ一覧の作成 .....	78
3.5.3	連携形態と照会キーの整理 .....	79
3.6	連携データ項目等の分析のまとめ .....	80
3.6.1	成果 .....	80
3.6.2	課題 .....	81
4.	連携インターフェース機能等の検討 .....	83
4.1	連携インターフェース機能等の検討の進め方 .....	83
4.1.1	検討内容 .....	83
4.1.2	進め方 .....	83
4.1.3	検討にあたっての考え方 .....	83
4.1.4	連携インターフェース機能等の位置づけ .....	84
4.2	システム全体像の仮説の整理 .....	84
4.2.1	連携インターフェース機能等に求められる機能の整理 .....	85
4.2.2	情報提供ネットワークシステム接続の全体像の整理 .....	86
4.3	連携インターフェース機能等の検討 .....	90
4.3.1	業務プロセス案に関するヒアリング結果及び業務運用の検討に基づく機能要件の整理 .....	90
4.3.2	接続機能仕様案 .....	91
4.4	システム全体像の仮説の見直し .....	104
4.4.1	機能構成図(仮説)の見直し .....	104
4.4.2	処理の流れの見直し .....	106
4.5	トラフィック量の考察 .....	110
4.5.1	考察にあたっての考え方 .....	111
4.5.2	トラフィック量の試算 .....	111

4.6	クラウド環境下での利用を想定した検討 .....	115
4.6.1	検討にあたっての考え方 .....	115
4.6.2	機能ブロックが分散配置されることにより生じる可能性のある問題 .....	115
4.6.3	機能ブロックをクラウド化することにより生じる可能性のある問題 .....	124
4.7	連携インターフェース機能等の検討のまとめ .....	127
4.7.1	成果 .....	127
4.7.2	課題 .....	128
5.	運用検証等の実施 .....	130
5.1	運用検証等の実施の進め方 .....	130
5.1.1	検討内容 .....	130
5.1.2	進め方 .....	130
5.2	運用検証 .....	130
5.2.1	運用検証対象ユースケースの選定 .....	130
5.2.2	運用検証の実施内容 .....	133
5.2.3	運用検証の結果 .....	164
5.2.4	運用検証の実施のまとめ .....	174
5.3	団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証) .....	176
5.3.1	検討内容と進め方 .....	176
5.3.2	アクセス回線の単位時間あたりのトラフィック量の試算 .....	177
5.3.3	実例を踏まえたアクセス回線への影響度の考察 .....	179
5.3.4	考察のまとめ .....	179
6.	マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直し .....	181
6.1	マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直しの進め方 .....	181
6.1.1	検討内容 .....	181
6.1.2	進め方 .....	181
6.2	「課題ア」から「課題エ」までの検討結果の取り込み .....	181
6.3	マイナンバー法案のユースケース(別表第二)の整理 .....	182
6.3.1	事務による整理 .....	182
6.3.2	特定個人情報による整理 .....	183
6.4	マイナンバー法案を考慮した業務プロセス案の見直し .....	184
6.4.1	見直しの考え方 .....	184
6.4.2	業務プロセス案の見直し結果 .....	185
6.5	マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直しのまとめ .....	186
6.5.1	成果 .....	186
6.5.2	課題 .....	186
7.	今後に向けた課題の整理 .....	187
7.1	今後に向けた課題の整理の進め方 .....	187
7.1.1	検討内容 .....	187
7.1.2	進め方 .....	187
7.2	今後に向けた課題の整理 .....	188

7.2.1	考え方の整理 .....	188
7.2.2	本事業の成果が抱える課題の整理.....	188
7.2.3	トップダウンアプローチによる課題の抽出結果 .....	189
7.2.4	ボトムアップアプローチによる課題の抽出結果 .....	190
7.2.5	今後に向けた課題の整理.....	191
8.	本事業のまとめ.....	195
8.1	本事業の主な成果 .....	195
8.1.1	団体間連携実現に向けた地域情報プラットフォームの具体的な活用方策(姿)の提示.....	195
8.1.2	地方自治体の番号制度等への対応に活用できる成果の提示.....	195
8.1.3	規模等の異なるさまざまな地方自治体で活用できる成果の提示.....	195
8.2	今後の方向性 .....	195

# 1. 本事業の概要

## 1.1 本事業実施の背景と目的

### 1.1.1 背景

総務省では、行政コストの大幅な圧縮と行政サービスの質の向上、災害時の業務継続性の確保等を図ることをねらいとして自治体クラウドを積極的に推進しており、平成 23 年 6 月に自治体クラウド推進本部の『有識者懇談会とりまとめ』で示されているように、電子自治体の今後の方向性として、地方自治体においてクラウド間のデータ連携をさらに進めることにより、住民本位のサービス提供が可能となる社会の実現を目指している。

また、政府においては、社会保障・税に関わる番号制度及び国民 ID 制度(以下、「番号制度等」という。)の導入に向けた検討が行われており、平成 23 年 6 月 30 日に政府・与党社会保障改革検討本部により『社会保障・税番号制度大綱』(以下、「大綱」という。)が示されている。この大綱では、番号制度等は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤を提供することで、地方自治体を含むさまざまな団体間の情報連携を図ることができ、『有識者懇談会とりまとめ』に述べられているような、住民本位の行政サービスが番号制度等を通して可能になることが示されている。さらに、平成 24 年 2 月に閣議決定・国会に提出された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(以下、「マイナンバー法案」という。)においては、マイナンバーの利用範囲として、具体的な事務、情報照会者、情報提供者、特定個人情報等が示されており、情報提供ネットワークシステムを介して団体間連携を行うこととされている。

一方で、総務省においては、平成 20 年度から地域情報プラットフォーム関連事業を推進しており、既に単独の地方自治体のシステム間連携の標準仕様として定められている地域情報プラットフォーム標準仕様に基づいて、引越・退職や障害者福祉などの個別分野及び分野を限定しない範囲を対象として、団体間連携における業務改革や、業務改革を実現するためのバックオフィス連携基盤についての検討を実施している。

マイナンバー法案においては、「平成 28 年 7 月を目途に地方公共団体との連携についても開始」とされていることから、地方自治体の業務システムと情報提供ネットワークシステムとの連携を図っていくことが大きな課題となる。

このような状況を踏まえ、特に、行政サービスにおける住民との接点を幅広く担っている地方自治体の業務や既存業務システムとの円滑な連携をクラウド環境下も含めて実現するための方策を具体化していく必要がある。

### 1.1.2 目的

上記の背景を踏まえ、「自治体クラウド推進事業(団体間の業務データ連携に係る検討・実証)」(以下、「本事業」という。)の目的を以下のとおりとした。

- 団体間連携の検討に対応して、情報提供ネットワークシステムと地方自治体の業務システムとの円滑な業務データ連携を可能とするための、連携データ項目や連携インターフェース機能等について検討・実証を行う。
- クラウド環境上でも地方自治体がさまざまな団体との間で円滑な業務データ連携を実現できる環境を整備するため、上記の検討・実証の成果を全国の地方自治体への周知や政府の関連施策の検討に活用していく。

### 1.1.3 本事業実施にあたっての考え方

地域情報プラットフォームは、業務システム間の容易なデータ連携等を実現するための標準的かつオープンな仕組みであり、番号制度等による団体間連携とも親和性が極めて高く、特に自治体周り(情報提供ネットワークシステムと地方自治体の業務システムとの連携)については地域情報プラットフォームがそのまま使えるもの、拡張することにより有効に使えるものが多数存在すると想定される。

番号制度等の検討に対応して、情報提供ネットワークシステムと地方自治体の業務システムとの円滑な業務データ連携を可能とするための検討・実証を行う本事業は、地域情報プラットフォームを活用した団体間連携実現のための取り組みの延長線にある事業であり、地域情報プラットフォームを有効に活用して検討を推進することとした。

本事業のねらいは、地域情報プラットフォームを有効に活用していくことにより、自治体の業務システムと情報提供ネットワークシステムとの効率的かつ円滑な接続が実現できること、そのための地域情報プラットフォームの具体的な活用方策(姿)を示していくことである。

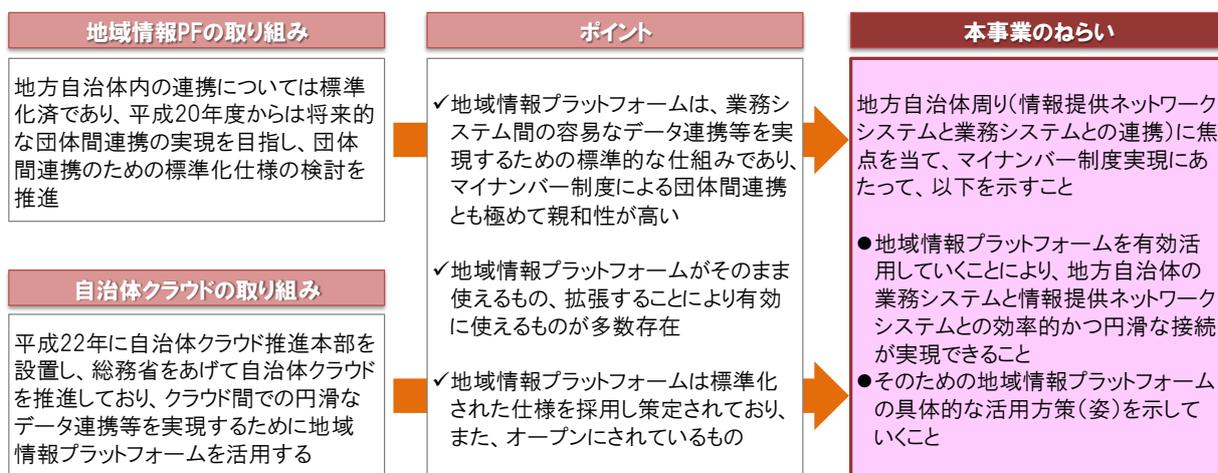


図 1-1 本事業実施にあたっての考え方

## 1.2 本事業の実施内容

### 1.2.1 本事業の全体像

本事業では、「課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討」にて、ユースケース等についての自治体業務の現状分析を行い、その上で団体間連携に対応した業務プロセス案を検討した。また、「課題イ 連携データ項目等の分析」で地域情報プラットフォーム標準仕様の「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」等をベースに、データ項目、データフォーマット等について分析を行い、団体間連携を行うためのインタフェースを整理した。

続いて、上記の検討結果及び政府の情報提供ネットワークシステムについての検討内容を踏まえつつ、「課題ウ 連携インターフェース機能等の検討」で団体間連携を実現するために連携インターフェース機能等を検討し、「課題エ 運用検証等の実施」で具体的な運用シナリオにより、複数の自治体の協力を得て、運用検証を実施した。

さらに、「課題ア」、「課題イ」、「課題ウ」、「課題エ」の検討結果を基に、「課題オ 今後に向けた課題の整理」において団体間連携を実現するにあたって今後検討が必要となる課題を整理した。

本事業の全体像を以下に示す。

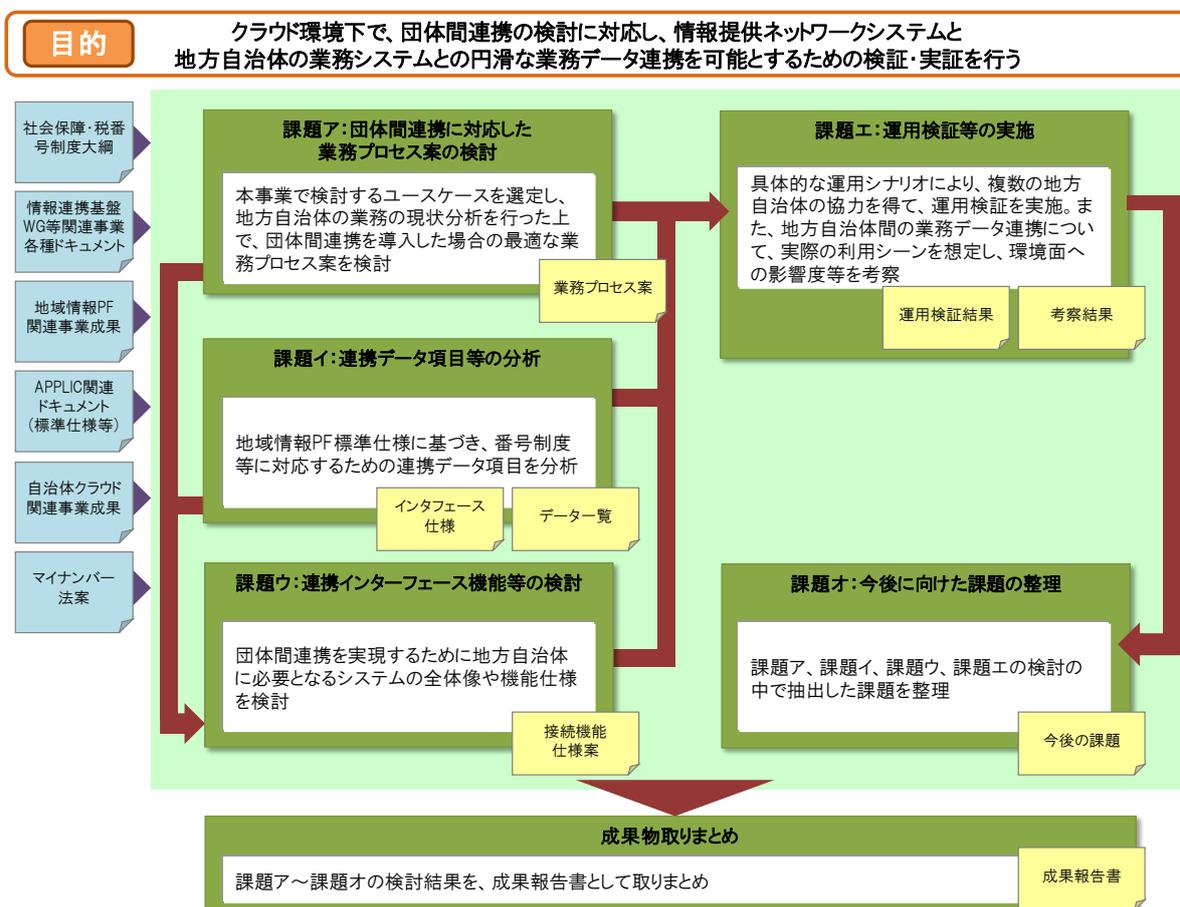


図 1-2 本事業の全体像

## 1.2.2 本事業の実施内容と主な成果

本事業の実施内容と主な成果を、図 1-2 に示した全体像に沿って以下に示す。

表 1-1 本事業の実施内容と主な成果

課題	実施内容	主な成果
課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討	大綱に記載されたユースケースの整理等を行い、本事業で検討するユースケースを選定し、地方自治体の業務の現状分析を行った上で、団体間連携に対応した業務プロセス案を検討した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務整理表</li> <li>詳細検討対象ユースケース</li> <li>現状業務フロー</li> <li>現状業務量調査結果</li> <li>業務プロセス案</li> </ul>
課題イ 連携データ項目等の分析	詳細検討対象ユースケースについて、地域情報プラットフォーム標準仕様や関連事業の成果等に基づき、案を作成し、協力自治体にてヒアリングを実施した上で、インタフェース仕様、データ一覧を策定した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>インタフェース仕様</li> <li>データ一覧</li> </ul>
課題ウ 連携インターフェース機能等の検討	番号制度等の国の検討状況、地域情報プラットフォーム標準仕様や関連事業の成果等の内容を基に、団体間連携を実現するために、地方自治体に必要となるシステムの全体像(機能要件、機能構成等)を整理した。さらに、業務プロセス案のヒアリング結果を業務要件として取り込み、システム全体像の見直しを実施した上で、接続機能仕様案を整理した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能構成図</li> <li>接続機能仕様案</li> <li>トラフィック量の考察結果</li> <li>技術課題整理結果</li> </ul>
課題エ 運用検証等の実施	詳細検討対象ユースケースの中から選定した運用検証対象ユースケースについて、具体的な運用シナリオにより、協力自治体の協力を得て、運用検証を実施し、業務プロセス案等の妥当性の確認や課題等を抽出した。 また、団体間連携での利用が想定される LGWAN について、既存の情報連携に関する流通量等の検討を踏まえた上で、ネットワーク環境にどのような影響を与えるかを考察した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用検証結果</li> <li>団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察結果</li> </ul>
課題オ 今後に向けた課題の整理	マイナンバー法案等の内容を踏まえて業務プロセス案の見直しを実施した。さらに、運用検証等で抽出した課題を整理した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務プロセス案(マイナンバー法案等を考慮した見直し版)</li> <li>今後の課題</li> </ul>
成果物取りまとめ	課題ア～オの検討結果を成果物として取りまとめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果報告書</li> </ul>

## 1.2.3 これまでの検討経緯と本事業の関係

地域情報プラットフォーム関連事業としては、平成 20 年度に引越ワンストップサービスを実現するための業務分析や実証実験を行った「地域情報プラットフォーム推進事業(引越ワンストップサービス分野)」、平成 21 年度に引越・退職及び障害者福祉分野でのワンストップサービスを実現するための業務分析や実証実験を行った「地域情報プラットフォーム推進事業(引越・退職分野)」、「地域情報プラットフォーム推進事業(バックオフィス連携分野)」、平成 22 年度に引越・退職や障害者福祉を除く幅広い分野において団体間連携の業務分析を行った「地域情報プラットフォーム活用推進事業」があげられる。

本事業では、上記に示す過去の地域情報プラットフォーム関連事業や、自治体クラウド関連事業等における成果を活用し、最終的には、団体間連携実現への対応を行っていく地方自治体のガイドライン等となることを念頭に置いて成果を整理した。また、今後予定される情報提供ネットワークシステム等の仕様検討において活用できる提案・提言としても整理した。

これまでの検討経緯と本事業の関係を以下に示す。

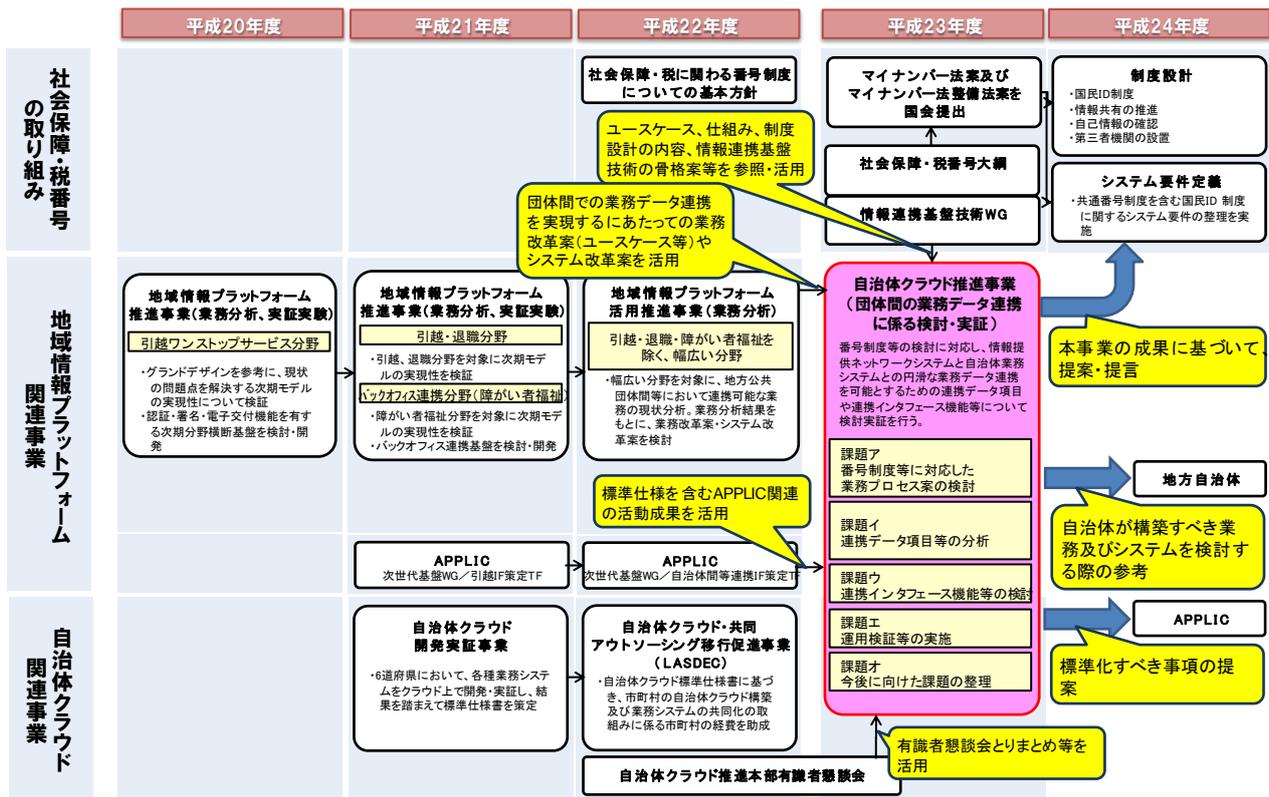


図 1-3 これまでの検討経緯と本事業の関係

### 1.3 本事業の実施体制

#### 1.3.1 実施体制

本事業の推進にあたっては、地方自治体の業務に関する知見や関連する技術・制度面の知見等が必要となるため、地方自治体や有識者等の多様な主体(ステークホルダ)との連携・協力体制を構築した。具体的には、図 1-4 に示すように、構成員(総務省、協力自治体、地方団体、オブザーバ)、アドバイザー及びコンソーシアム((株)日立製作所ほか 5 社の受託事業者)の 3 者により構成し、3 者間の連携・協力を図るための協議会を設置した。

このような体制のもと、構成員、アドバイザーと連携・協力を行いつつ、コンソーシアム(受託事業者)が本事業を主体的に推進した。本事業の実施体制図を以下に示す。(以下、敬称略)

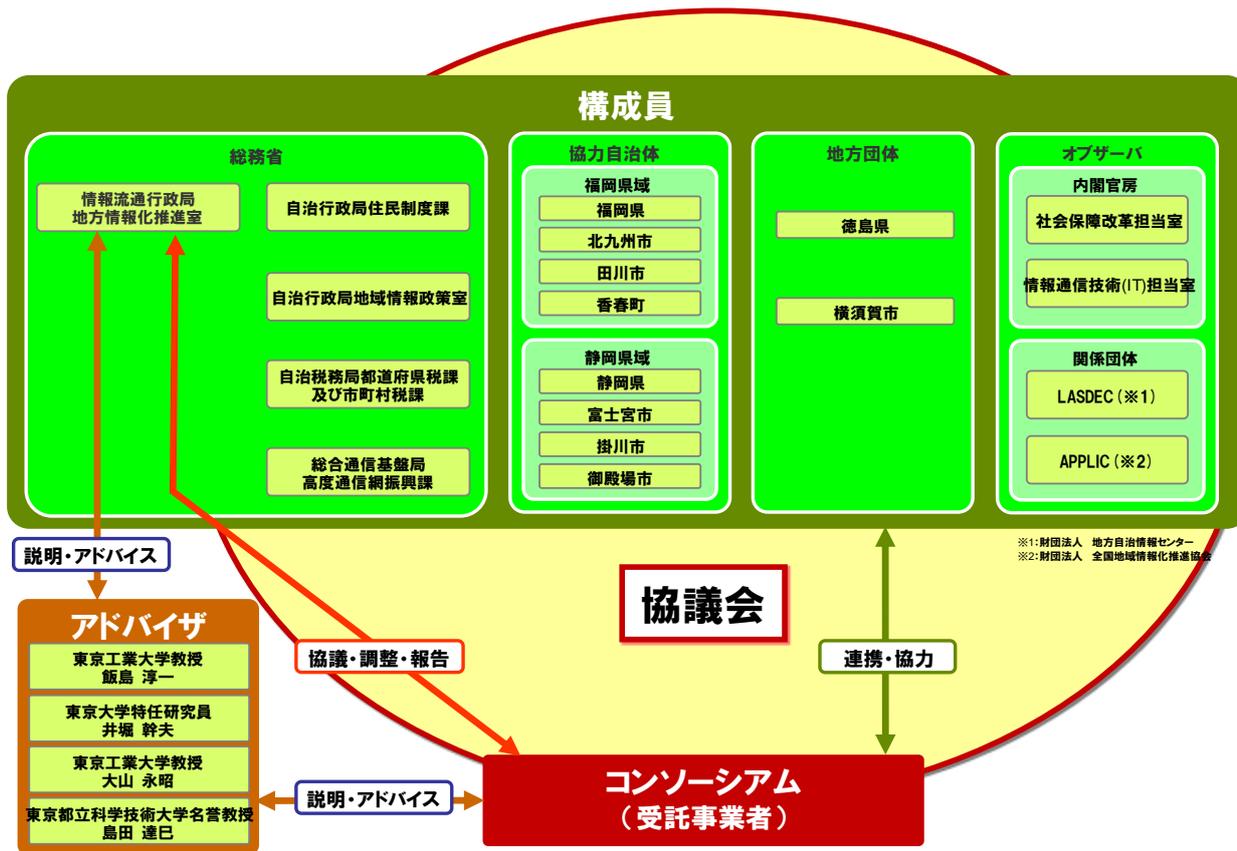


図 1-4 実施体制図

### 1.3.2 各ステークホルダの主な役割

本事業に関わる各ステークホルダの主な役割と責任を以下に示す。

#### (1) 構成員の役割

「構成員」は、本事業全般や各課題の検討に係る確認・意見交換等への協力や、コンソーシアムが実施した業務の現状分析や業務プロセス案の検討等におけるヒアリングや意見交換等を実施する役割を有した。それぞれの主な役割を以下に示す。

表 1-2 「構成員」の主な役割

構成員(敬称略)	主な役割
総務省 情報流通行政局地方情報化推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトオーナー</li> </ul>
総務省 自治行政局住民制度課 自治行政局地域情報政策室 自治税務局都道府県税課及び市町村税課 総合通信基盤局高度通信網振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業全般に係る確認・意見交換</li> <li>本事業の各課題の検討に係る確認・意見交換</li> </ul>
協力自治体 福岡県、北九州市、田川市、香春町、 静岡県、富士宮市、掛川市、御殿場市	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業全般に係る確認・意見交換</li> <li>本事業の各課題の検討に係る確認・意見交換</li> <li>各種調査・検証等への協力</li> </ul>

構成員(敬称略)	主な役割
地方団体 徳島県、横須賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業全般に係る確認・意見交換</li> <li>本事業の各課題の検討に係る確認・意見交換</li> </ul>
オブザーバ 内閣官房社会保障改革担当室 内閣官房情報通信技術担当室 LASDEC、APPLIC	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業全般に係る確認・意見交換</li> <li>本事業の各課題の検討に係る確認・意見交換</li> </ul>

## (2) アドバイザの役割

「アドバイザ」は、本事業の各種検討結果について、確認・助言を実施する役割を有した。主な役割を以下に示す。

表 1-3 「アドバイザ」の主な役割

アドバイザ	主な役割
東京工業大学 : 飯島 淳一	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業全般に係る確認・助言</li> <li>本事業の各課題の検討に係る確認・助言</li> </ul>
東京大学 : 井堀 幹夫	
東京工業大学 : 大山 永昭	
東京都立科学技術大学 : 島田 達巳	

## 1.4 本事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュールを以下に示す。平成23年9月から平成24年3月において、前述の「課題ア」～「課題オ」の検討を実施し、成果として取りまとめた。検討の節目で開催する協議会全体会議において、各課題の検討状況や成果を適宜報告し、構成員等の意見を踏まえながら検討を推進した。

項番	作業項目	平成23年				平成24年		
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	協議会全体会議	▲ 9/12 準備会	▲ 10/31 第1回			▲ 1/17 第2回		▲ 3/16 第3回
1	課題ア 団体間連携に対応した 業務プロセス案の検討		▶					
2	課題イ 連携データ項目等の分析		▶					
3	課題ウ 連携インターフェース機能等の検討		▶					
4	課題エ 運用検証等の実施		▶					
5	課題オ 今後に向けた課題の整理							▶
6	成果物取りまとめ						▶	

図 1-5 本事業の実施スケジュール

## 1.5 協力自治体及びアドバイザーの参画

本事業では、協力自治体及びアドバイザーの多大な協力のもと、検討を推進した。

「課題ア」における、詳細検討対象ユースケースに関する現状業務及び概略フローについてのヒアリング等への協力自治体の参画状況を以下に示す。

表 1-4 現状業務及び概略フローについてのヒアリングへの参画状況

項番	日程	協力自治体及び担当部署	
1	平成 23 年 10 月 19 日	北九州市	児童扶養手当担当部署、生活保護担当部署、 税務担当部署、小児慢性特定疾患担当部署、 国民年金担当部署、健診・予防接種担当部署、 社会保障給付担当部署、健康保険担当部署、 社会福祉担当部署
2	平成 23 年 10 月 20 日		

「課題ア」及び「課題イ」における、詳細検討対象ユースケースに関する業務プロセス案、連携データ項目のヒアリング及び業務量調査への協力自治体の参画状況を以下に示す。

表 1-5 業務プロセス案、連携データ項目等のヒアリングへの参画状況

項番	日程	協力自治体及び担当部署	
1	平成 23 年 11 月 21 日	北九州市	児童扶養手当担当部署、小児慢性特定疾患担当部署、 被災者支援担当部署、住民基本台帳担当部署、戸籍担当部署、 個人住民税担当部署、介護保険担当部署、健康管理担当部署
2	平成 23 年 11 月 22 日	香春町	生活保護担当部署、住民基本台帳担当部署、 戸籍担当部署、個人住民税担当部署、固定資産税担当部署、 軽自動車税担当部署、国民健康保険担当部署、 後期高齢者医療担当部署、介護保険担当部署、 子ども手当担当部署、乳幼児医療担当部署、 ひとり親医療担当部署
3	平成 23 年 11 月 22 日	富士宮市	税務担当部署、国民年金担当部署、住民基本台帳担当部署、 戸籍担当部署、個人住民税担当部署、 固定資産税担当部署、軽自動車税担当部署
4	平成 23 年 11 月 24 日	北九州市	生活保護担当部署
5	平成 23 年 11 月 25 日	静岡県	不動産担当部署
6	平成 23 年 11 月 28 日	掛川市	健診・予防接種担当部署、不動産担当部署
7	平成 23 年 11 月 28 日	御殿場市	小児慢性特定疾患担当部署、住民基本台帳担当部署、 戸籍担当部署、個人住民税担当部署、固定資産税担当部署、 軽自動車税担当部署、国民健康保険担当部署、 生活保護(福祉)担当部署
8	平成 23 年 11 月 29 日	田川市	児童扶養手当担当部署、国民年金担当部署、 被災者支援担当部署、住民基本台帳担当部署、戸籍担当部署、 個人住民税担当部署、介護保険担当部署、 生活保護(福祉)担当部署、健康管理担当部署
9	平成 23 年 12 月 1 日	田川市	小児慢性特定疾患担当部署、国民健康保険担当部署
10	平成 23 年 12 月 1 日	香春町	生活保護担当部署、児童扶養手当担当部署、 障害者福祉担当部署
11	平成 23 年 12 月 1 日	静岡県	生活保護担当部署
12	平成 23 年 12 月 2 日	香春町	税務担当部署、健診・予防接種担当部署、不動産担当部署
13	平成 23 年 12 月 5 日	静岡県	税務担当部署
14	平成 23 年 12 月 6 日	静岡県	小児慢性特定疾患担当部署
15	平成 23 年 12 月 6 日	富士宮市	児童扶養手当担当部署
16	平成 23 年 12 月 7 日	福岡県	生活保護担当部署
17	平成 23 年 12 月 7 日	北九州市	健診・予防接種担当部署、不動産担当部署

項番	日程	協力自治体及び担当部署	
18	平成 23 年 12 月 7 日	御殿場市	生活保護担当部署、被災者支援担当部署、 介護保険担当部署、健康管理担当部署
19	平成 23 年 12 月 8 日	福岡県	税務担当部署、不動産担当部署、被災者支援担当部署
20	平成 23 年 12 月 8 日	北九州市	税務担当部署、国民年金担当部署、被災者支援担当部署、 固定資産税担当部署
21	平成 23 年 12 月 12 日	福岡県	小児慢性特定疾患担当部署

「課題エ」における、運用検証への協力自治体の参画状況を以下に示す。

表 1-6 運用検証への参画状況

項番	日程	協力自治体及び担当部署	
1	平成 24 年 2 月 13 日	田川市	児童扶養手当担当部署、個人住民税担当部署、 情報政策担当部署
2	平成 24 年 2 月 14 日	北九州市	児童扶養手当担当部署、生活保護担当部署、 個人住民税担当部署、情報政策担当部署
3	平成 24 年 2 月 15 日	香春町	児童扶養手当担当部署、個人住民税担当部署、 戸籍担当部署、住民基本台帳担当部署、情報政策担当部署
4	平成 24 年 2 月 17 日	富士宮市	児童扶養手当担当部署、情報政策担当部署
5	平成 24 年 2 月 21 日	御殿場市	生活保護担当部署、情報政策担当部署
6	平成 24 年 2 月 22 日	掛川市	児童扶養手当担当部署、個人住民税担当部署、 情報政策担当部署
7	平成 24 年 2 月 23 日	静岡県	生活保護担当部署
8	平成 24 年 2 月 27 日	福岡県	生活保護担当部署、情報政策担当部署

連絡会議への協力自治体の参画状況を以下に示す。

表 1-7 協力自治体が参画した連絡会議

項番	日程	県域	主な実施内容
1	平成 23 年 10 月 18 日	福岡県域	大綱のユースケースの業務整理、詳細検討対象ユースケースの 選定経緯・業務整理に係る確認及び意見交換。
2	平成 23 年 10 月 26 日	静岡県域	
3	平成 24 年 1 月 6 日	福岡県域	団体間連携実現後のオペレーション、具体的な処理の流れに係 る確認及び意見交換。
4	平成 24 年 2 月 8 日	静岡県域	業務プロセス案に関するヒアリング結果・現状業務量調査結果、 システム全体像・機能仕様、運用検証に関する確認及び意見交 換。
5	平成 24 年 2 月 9 日	福岡県域	

アドバイザの参画状況を以下に示す。アドバイザには、協議会全体会議前に、それまでの検討内容や結果について説明し、確認・助言を得た。

表 1-8 アドバイザが参画した主な検討

項番	回次	アドバイザ	主な実施内容
1	第1回 アドバイザ説明	飯島 淳一	「課題ア」大綱のユースケースの業務整理結果及び詳細検討対象ユースケースの選定、「課題イ」連携データ項目の整理、「課題ウ」システム全体像(仮説)の検討状況に係る確認・助言。
		井堀 幹夫	
		大山 永昭	
		島田 達巳	
2	(ヒアリングへの同行)	島田 達巳	「課題ア」・「課題イ」のヒアリングに同行。
3	第2回 アドバイザ説明	飯島 淳一	「課題ア」・「課題イ」ヒアリング結果、「課題ウ」システム全体像(仮説)の整理、「課題エ」運用検証の考え方に係る確認・助言。
		井堀 幹夫	
		大山 永昭	
		島田 達巳	
4	第3回 アドバイザ説明	飯島 淳一	成果報告書概要案、連携情報一覧、インタフェース仕様、データ一覧、運用検証ヒアリング結果、接続機能仕様案に係る確認・助言。
		井堀 幹夫	
		大山 永昭	
		島田 達巳	

## 1.6 本成果報告書の構成

本成果報告書においては、課題ごとに検討内容と検討結果を報告する。

- ◆ 第2章では、「課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討」の検討内容と検討結果を報告する。
- ◆ 第3章では、「課題イ 連携データ項目等の分析」の検討内容と検討結果を報告する。
- ◆ 第4章では、「課題ウ 連携インターフェース機能等の検討」の検討内容と検討結果を報告する。
- ◆ 第5章では、「課題エ 運用検証等の実施」の実施内容と検証結果を報告する。
- ◆ 第6章では、「マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直し」の検討内容と検討結果を報告する。
- ◆ 第7章では、「課題オ 今後に向けた課題の整理」の検討内容と検討結果を報告する。
- ◆ 第8章では、本事業のまとめとして、本事業の成果及び今後の方向性を報告する。

## 2. 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討

### 2.1 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討の進め方

#### 2.1.1 検討内容

「課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討」では、大綱の記載内容より整理したユースケースについて、現状業務の分析を行い、その上で団体間連携実現時の姿を業務プロセス案として検討した。現状業務の分析内容、業務プロセス案の検討内容については協力自治体への確認を行い、それぞれ内容の精査を行った。

#### 2.1.2 進め方

団体間連携に対応した業務プロセス案の検討の進め方は、以下のとおりとした。

表 2-1 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討の進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
1	大綱のユースケースの整理	大綱に記載されたユースケースについて、業務整理表、概略フロー、情報連携の対象業務組合せ図、情報保有者の整理表を作成した上で、協力自治体での確認結果を踏まえて精査した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務整理表</li> <li>概略フロー</li> <li>情報連携の対象業務組合せ図</li> <li>情報保有者整理表</li> </ul>
2	詳細検討対象ユースケースの選定	大綱に記載されたユースケース及び平成 22 年度地域情報プラットフォーム活用推進事業で策定したユースケースの中から、効果、実現性、一部実施可能性の観点で、詳細検討対象ユースケースの候補を抽出した。さらに、協力自治体での確認結果を踏まえて詳細検討対象ユースケースを選定した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細検討対象ユースケース</li> </ul>
3	現状業務の整理	<p>詳細検討対象ユースケースについて、現状業務内容を整理した上で、協力自治体へのヒアリングを実施し内容を精査した。また、現状業務量調査を実施した。</p> <p>なお、ヒアリングにあたっては、結果の偏りを防ぐため、各ユースケースについて複数の協力自治体に対して行うこととし、対象団体は静岡県域・福岡県域それぞれから選定した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状業務フロー</li> <li>現状業務量調査結果</li> </ul>
4	業務プロセス案等の検討	<p>詳細検討対象ユースケースについて、現状の業務整理の結果等を踏まえ、団体間連携に対応した業務プロセス案を作成した上で、協力自治体へのヒアリングを実施し内容を精査した。</p> <p>なお、ヒアリングの対象については現状業務の整理と同様とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期概略フロー</li> <li>業務プロセス案</li> </ul>

## 2.2 大綱のユースケースの整理

### 2.2.1 大綱からのユースケースの抽出

本事業では、業務プロセス案を検討する対象として、大綱の記載内容を基にユースケースの抽出を行うこととした。

大綱の「第2 基本的考え方」の「2. 番号制度で何ができるか」に、「(1)よりきめ細やかな社会保障給付の実現」等の6つのカテゴリーに分けて、番号制度等により実現が想定される制度等が記載されている。そこで、ここに記載された制度をユースケースとして抽出した。

大綱の記載内容を基にしたユースケース抽出のイメージを以下に示す。

大綱の「2. 番号制度で何ができるか」		ユースケースの抽出	
No	カテゴリー	ユースケース	
1	(1)	→	社会保障の総合合算制度の導入
2			高額医療・高額介護合算制度の現物給付化 .....
13	(2)	→	税務当局による名寄せ・突合
14	(3)	→	災害時要援護者リスト作成手続の効率化 .....
	(4)		.....
22		→	税務や納付に関する情報提供 .....
	(5)		.....
32		→	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化 .....
33	(6)	→	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎ .....
65			保険証のICカード化

図 2-1 大綱の記載内容を基にしたユースケース抽出のイメージ

### 2.2.2 大綱ユースケースの業務内容の整理

抽出作業の結果、65 ユースケースがあがった。

抽出した 65 のユースケースについては、まず一覧形式でユースケースの概要や関係する団体等について整理した。さらに 65 ユースケースのうち、制度や業務の内容が不明確なもの、地方自治体に関連しないものを除いた 45 ユースケースについては、より具体的な業務内容を整理し、概略フロー、情報連携の対象業務組合せ図、情報保有者の整理表等を作成した。

なお、整理にあたっては、大綱の記載有無に関わらず、現状でも団体間で連携している情報及び連携できれば効率化に寄与すると思われる情報を、全て団体間の連携情報として整理した。そのため、例えば戸籍等との連携についても連携情報として整理した。

また、大綱では詳細な業務内容まで記載されていない場合もあるため、制度、業務が不明確なユースケースについては整理時点での想定内容を記載した。

大綱のユースケースの整理結果の概要を以下に示す。





### (B) 情報連携の形態

地方自治体が他の団体と情報の連携をする際、その「連携形態」は、連絡・受取・照会・回答の4つで表現することができる。連携形態によって必要となる処理等が異なるため、処理や運用方法はそれぞれの形態について検討した。4つの連携形態の概要を以下に示す。

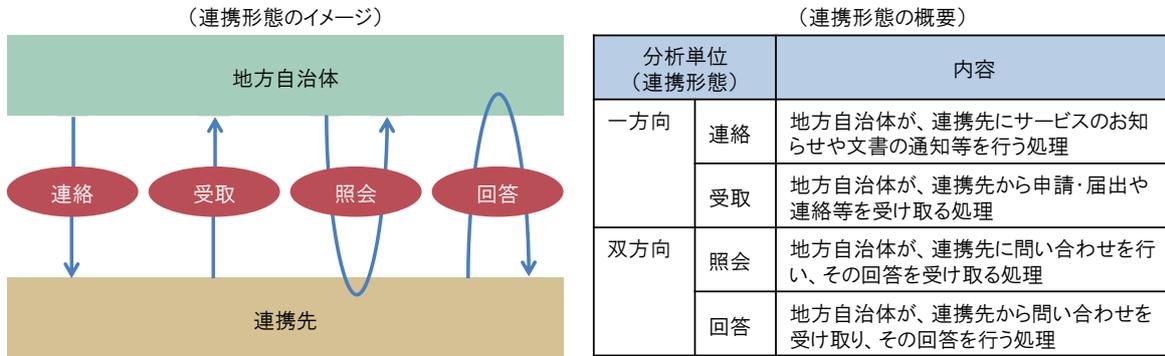


図 2-5 連携形態の概要

### (C) 情報の連携相手

地方自治体の業務における業務プロセス案が検討対象であることから、連携相手は住民か、他の機関となる。また他の機関については行政機関とそれ以外(民間事業者等)の機関が想定される。これらの連携相手によって必要となる処理等が異なることが想定されるため、処理や運用方法は連携相手が「住民」「行政機関」「その他」のそれぞれの場合について検討した。

### (3) 大綱ユースケースの概略フロー

概略フローには、業務の流れ、連携する団体や連携する情報の概略を視覚的に整理した。概略フローのイメージを以下に示す。

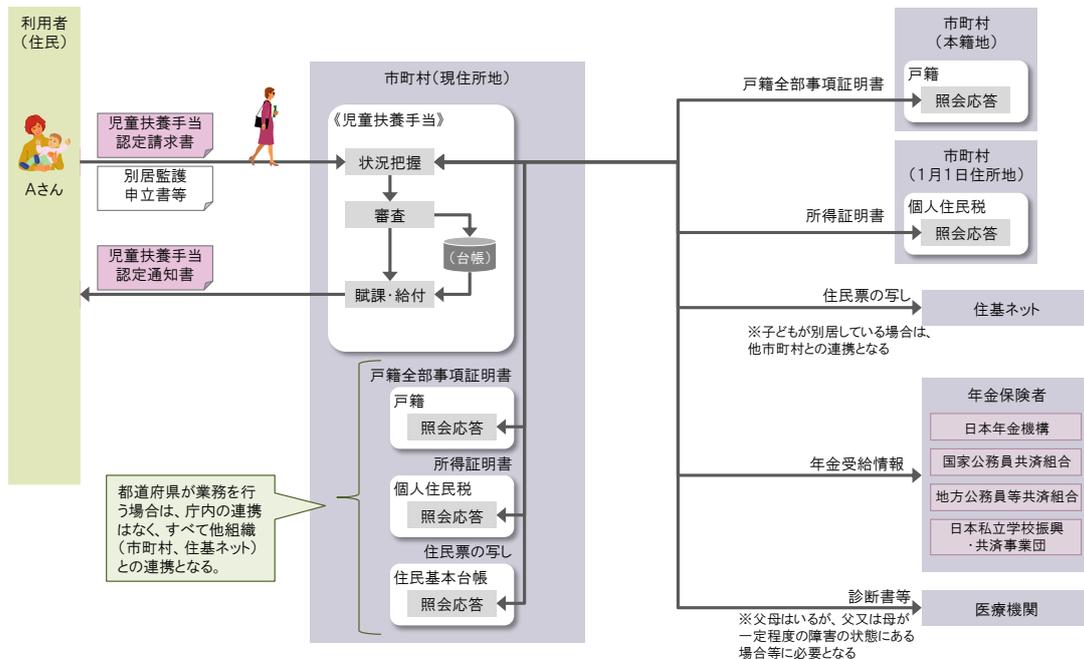


図 2-6 大綱ユースケースの概略フローのイメージ

なお、対象となるユースケースには、地方自治体の規模や、制度等によってユースケースの主体となる団体が複数考えられる場合がある。その場合は、代表的なものを1例取り上げて概略フローに整理した。ただし、主体によって連携先が大きく異なる場合等は、必要に応じて、個別に概略フローを作成することとした。

概略フローの記載における主体となる団体の考え方を以下に示す。

表 2-3 概略フローの記載における主体の考え方

項番	概略フローに記載する主体の考え方	具体例
1	地方自治体の規模や状況によって主体が異なる場合は、一般市の場合を想定して主体となる団体を設定した。	児童扶養手当は、市、福祉事務所を設置する町村、都道府県(福祉事務所のない町村の場合)が主体となる。そこで、市が主体となる場合を代表例として概略フローに記載した。
2	制度によって主体が異なる場合(医療保険等)は、団体間連携が発生するような主体を選択した。	医療保険において、国民健康保険の場合は市町村が主体となり、健康保険の場合は全国健康保険協会等が主体となる。この場合、国民健康保険では住民基本台帳との連携が庁内連携となるため、健康保険の場合を代表例として概略フローに記載した。

また、概略フローの記載に際しては、共通的な表記となるよう『行政業務を構成する4つの機能(「状況把握」、「審査」、「賦課・給付決定」、「徴収・支給」)』を基に処理を表現した。

#### (4) 大綱ユースケースの情報連携の対象業務組合せ図

情報連携の対象業務組合せ図には、対象となるユースケースにおいて、どのような団体の間で、どのような情報が連携するかを視覚的に整理した。

地方自治体については、上部に情報利用者、下部に情報保有者を記載し、その他の団体については右側に記載した上で、団体間で連携する情報は団体の間の線で表現した。

情報連携の対象業務組合せ図のイメージを以下に示す。

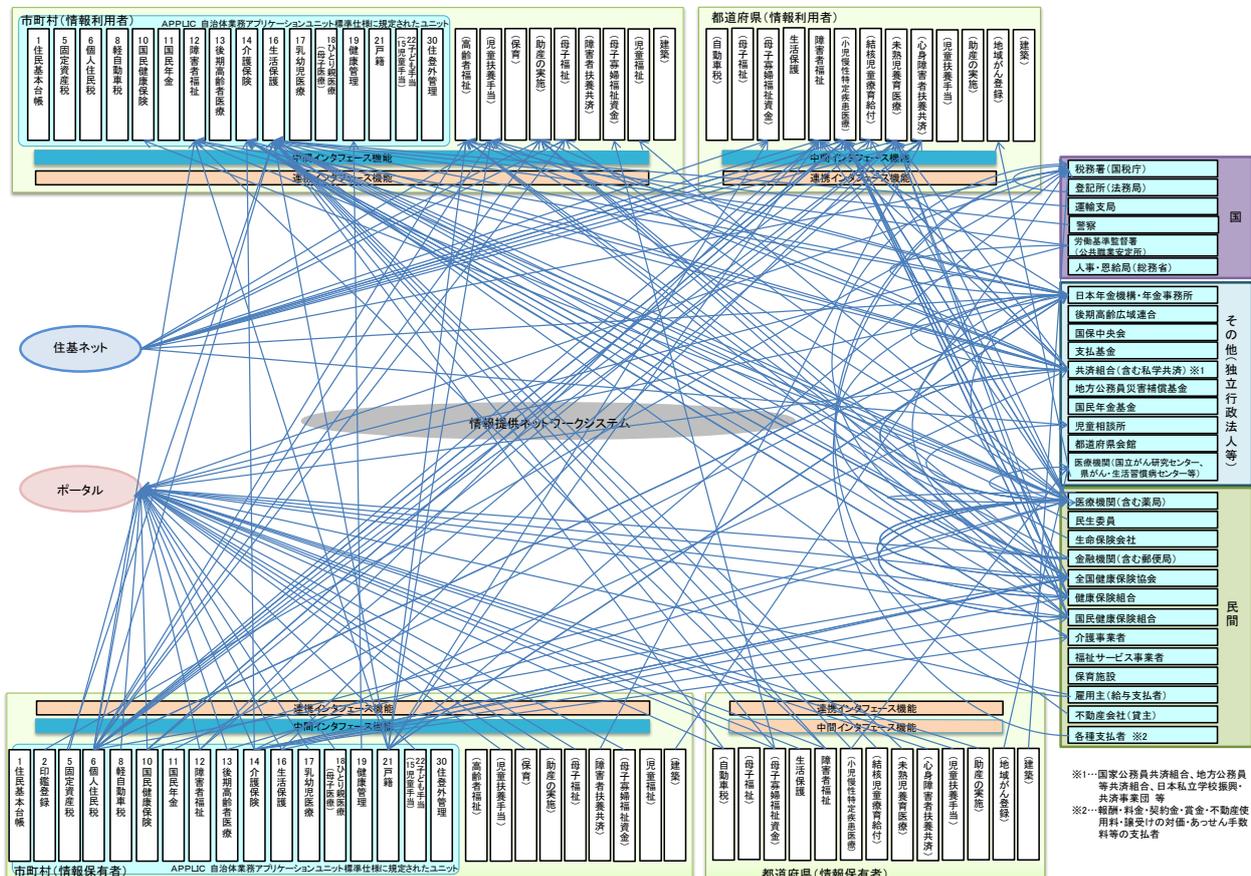


図 2-7 情報連携の対象業務組合せ図のイメージ

## (5) 大綱ユースケースの情報保有者の整理表

ユースケースにおいて団体間で連携する情報は、現状でも連携している情報と、現状では住民が添付書類として持ちまわっている情報がある。添付書類として持ちまわっている情報については、団体間で情報を連携するにあたって、どの団体から情報を取得すべきか整理が必要となる。

そこで、情報保有者の整理表には、連携する情報の保有者を整理した。

情報保有者の整理表のイメージを以下に示す。

項番	情報内容	照会先(情報保有者)		備考
		組織	業務 (自治体の場合のみ記載)	
1	戸籍に関する情報	市町村	戸籍	
2	所得に関する情報	市町村	個人住民税	
3	住基に関する情報	住基ネット(本人確認情報) 市町村(庁内の場合)	—	
4	税に関する情報	個人住民税	市町村	個人住民税
5		所得税	税務署	—
6		固定資産税	市町村	固定資産税
7		自動車税	都道府県	《自動車税》
8	不動産取得税	都道府県	《不動産取得税》	
9	資産に関する情報	固定資産	市町村	固定資産税
10		法務局(登記所)	—	登記簿の内容を照会する際は 法務局への照会とする。
11		軽自動車	市町村	軽自動車税
12	自動車	運輸支局	—	

図 2-8 情報保有者の整理表のイメージ

### 2.2.3 協力自治体への確認と精査

大綱から抽出したユースケースについては、協力自治体へ記載内容の確認等を行いつつ各種資料の作成を進めた。

確認にあたっては、作成した各種資料を基に、連携情報の過不足やユースケースに対するニーズ等を中心に、協力自治体の各担当部署へのヒアリングを行い、確認内容を踏まえて各種資料の精査を行った。ヒアリングでは、情報の過不足の指摘と併せて、情報の内容や費用対効果の面等から、導入当初は連携が必須ではない情報もあるのではないかという意見があがった。そこで、ヒアリング結果を各種資料へ反映するとともに、上記の意見を基に連携する情報を絞り込んだ概略フローを、大綱ユースケースの概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)として別途整理した。

各種資料の精査結果については、

- 「別紙 2.2-1 大綱ユースケースの業務整理表」
  - 「別紙 2.2-2 大綱ユースケースの機能等による整理表」
  - 「別紙 2.2-3 大綱ユースケースの概略フロー」
  - 「別紙 2.2-4 大綱ユースケースの情報連携の対象業務組合せ図」
  - 「別紙 2.2-5 大綱ユースケースの情報保有者の整理表」
  - 「別紙 2.2-6 大綱ユースケースの概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)」
- を参照のこと。

## 2.3 詳細検討対象ユースケースの選定

大綱からは 65 のユースケースが抽出できたが、さらに詳細な検討を行うにあたって、限られた時間の中で全てのユースケースについて検討を行うことは難しいと考えた。そこで、より効率的に成果をあげるため、65 の大綱のユースケースを基に、業務プロセス案等の検討を行うユースケースを選定した。選定に際しては、効果や実現性が高いもの、また検討結果をユースケース全体に適用できるように、行政業務を構成する機能等を網羅するユースケースを選ぶこととした。

### 2.3.1 ユースケースの選定内容

大綱に記載された 65 ユースケース等から、以下の手順に従って詳細検討対象ユースケースを選定し、最終的に 8 つのユースケースを詳細検討対象とした。

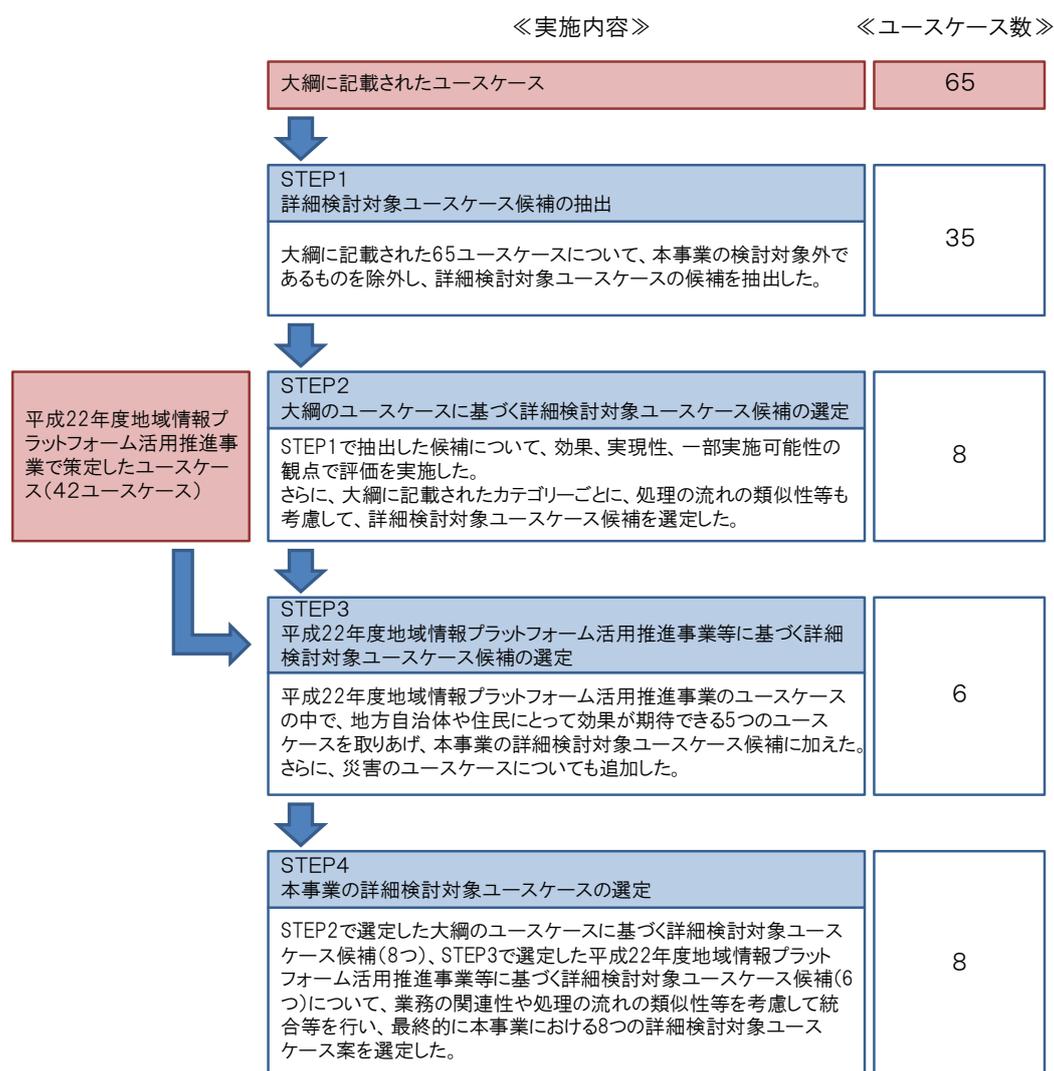


図 2-9 詳細検討対象ユースケースの選定手順

各ステップごとの選定状況を含めた選定結果を以下に示す。

STEP ごとの詳細な選定結果については「別紙 2.3-1 詳細検討対象ユースケース選定経緯」を参照のこと。

(1) STEP1:詳細検討対象ユースケース候補の抽出

大綱に記載された 65 ユースケースについて、本事業の検討対象外であるもの(下記①～⑤)を除外し、35 の詳細検討対象ユースケースの候補を抽出した。

- ①重複するユースケースを除外する。
- ②地方自治体(市町村、都道府県)が関連しないユースケースを除外する。
- ③災害のユースケースは別途整理することとし、いったん除外する。
- ④制度・業務が明確でないユースケースを除外する。
- ⑤その他(地方自治体から見て情報提供ネットワークシステムを介した情報連携が行われないものを除外する。)

詳細検討対象ユースケース候補の抽出のイメージを以下に示す。

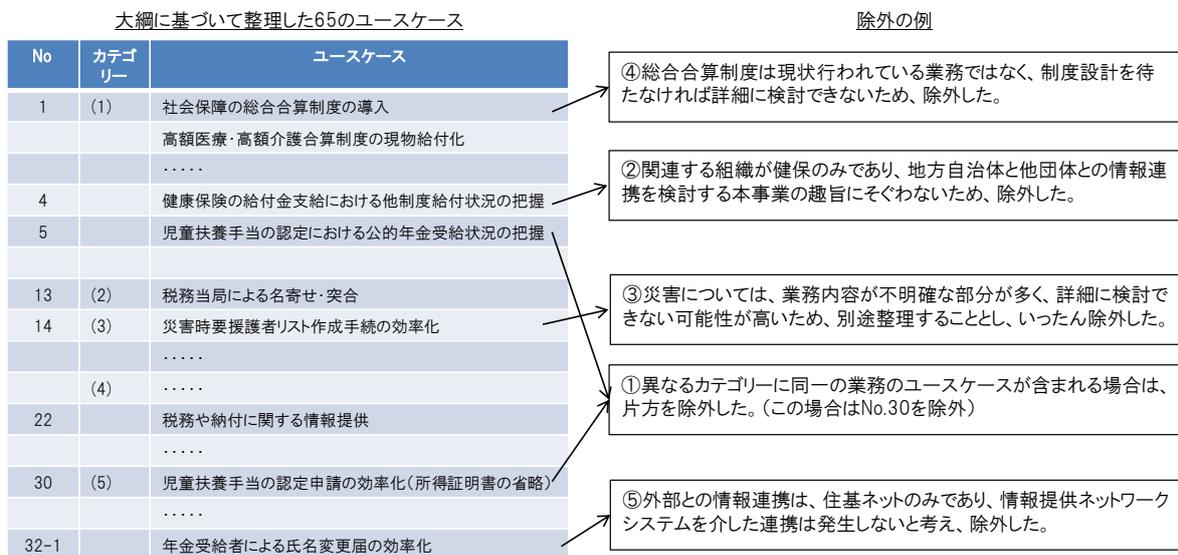


図 2-10 詳細検討対象ユースケース候補の抽出のイメージ

表 2-4 STEP1 の選定結果

項番	大綱のカテゴリー	STEP1 で選定した詳細検討対象ユースケース候補	
1	(1)社会保障給付の実現	二重給付等の防止	高額医療・高額介護合算制度における給付状況の把握
2			児童扶養手当の認定における公的年金受給状況の把握
3			特別児童扶養手当等の認定における公的年金受給状況の把握
4			特別児童扶養手当の認定における公的年金受給状況の把握
5			障害児福祉手当の認定における公的年金受給状況の把握
6			特別障害者手当の認定における公的年金受給状況の把握
7			各種公的年金給付における雇用保険の受給状況の把握
			生活保護認定における他制度給付状況の把握
8	(4)Push 型情報提供	各種保険料(年金、医療、介護、雇用)の情報提供	
9		サービス利用時の自己負担情報の情報提供	
10		福祉サービスの制度改正等の情報提供	
11		税務や納付に関する情報提供	
12		確定申告時の自己情報の情報提供	

項番	大綱のカテゴリ	STEP1 で選定した詳細検討対象ユースケース候補	
13	(5)事務・手続の簡素化	添付削減(所得)	年金請求の手続の効率化
14			厚生年金の加給年金の申請手続の効率化
15			国民年金の振替加算の申請手続の効率化
16			国民年金の障害基礎年金の申請手続の効率化
17			健康保険の高額療養費の支給決定手続の効率化
18			健康保険の高額医療・高額介護合算制度の療養費支給手続の効率化
19			健康保険における入院時食事療養費等の決定手続の効率化
20			小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化
21			結核児童の療育給付手続の効率化
22			助産の実施の給付手続の効率化
23			未熟児養育医療給付手続の効率化
24			養護老人ホーム入所の利用者負担額決定手続の効率化
25			添付削減(住民票)
26	社会福祉施設等の入所手続の効率化		
27	母子・寡婦福祉資金貸付申請手続の効率化		
28	心身障害者扶養共済の加入手続の効率化		
29	確定申告手続の効率化(認定長期優良住宅の特別控除)		
30	相続税の申告手続の効率化(小規模宅地等の特例)		
31	贈与税の申告手続の効率化(相続時精算課税選択)		
32	贈与税の申告手続の効率化(配偶者控除の特例)		
33	(6)医療・介護等のサービスの質向上	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎ	
34		乳幼児健診履歴等の把握による児童虐待等の早期発見	
35		介護保険認定情報の引継ぎ	

## (2) STEP2:大綱のユースケースに基づく詳細検討対象ユースケース候補の選定

STEP1 で詳細検討対象ユースケースの候補となった 35 のユースケースについて、効果、実現性、一部実施可能性の観点で評価を実施した。評価方法を以下に示す。

表 2-5 ユースケース選定のための評価方法

評価の観点	評価方法
効果	当該ユースケースが実現された場合の効果について、当該業務の件数(手続の受付件数や対象者数)等に基づき、A:効果大、B:効果中、C:効果小、D:効果なし、で評価。
実現性	当該ユースケースの平成 27 年 1 月時点の実現可能性について、連携対象団体等を踏まえて、A:実現性高、B:実現性中、C:実現性低、で評価。
一部実施可能性	当該ユースケースで想定される団体間の情報連携のうち、一部実施のみで効果が享受できるかを○、×で評価

各ユースケースの評価結果を基に、より効果や実現性が高いもの、一部実施のみでも効果が期待できるものを選定した。選定にあたっては、大綱に記載されたカテゴリ((1)社会保障給付の実現、・・・)ごとに、そこに含まれるユースケースの間で評価結果を比較し、詳細検討対象ユースケース候補を選定した。

大綱のユースケースに基づく詳細検討対象ユースケース候補の選定のイメージを以下に示す。

＜社会保障・税番号大綱のカテゴリー(1)の評価例＞

通番	カテゴリー	大綱のユースケース	効果	実現性	一部実施可能性	左記評価の理由 （【効】：効果、【実】：実現性、【一】：一部実施可能性）
1	(1) 社会保障給付の実現	社会保障の総合合算制度の導入				
2		高額医療・高額介護合算制度の現物給付化				
3		高額医療・高額介護合算制度における給付状況の把握 二重給付等の防止	—	C	×	【効】不明 【実】医療保険者、介護事業者との連携は困難 【一】医療保険者、介護事業者双方と連携しなければ効果は望めない
4		健康保険の給付金支給における他制度給付状況の把握				
5		児童扶養手当の認定における公的年金受給状況の把握	B	B	○	【効】認定請求受付件数142,340件/年・全国。公的年金受給状況の把握により不正受給防止の効果あり 【実】市町村、年金保険者と連携可能性大 【一】年金保険者との連携のみでも不正受給防止の効果あり
6		特別児童扶養手当等の認定における公的年金受給状況の把握	C	B	○	【効】認定請求受付件数26,928件/年・全国 その他は、No.5と同じ
7		障害児福祉手当の認定における公的年金受給状況の把握	D	B	○	【効】認定請求受付件数8,635件/年・全国 その他は、No.5と同じ
8		特別障害者手当の認定における公的年金受給状況の把握	C	B	○	【効】認定請求受付件数21,812件/年・全国 その他は、No.5と同じ
9		各種公的年金給付における雇用保険の受給状況の把握	—	—	—	※ユースケースの主体が自治体でないため評価対象外
10		労災保険の年金給付における厚生年金等の受給状況の把握				
11		生活保護認定における他制度給付状況の把握	A	B	○	【効】認定請求受付件数349,223件/年・全国。対象者数も市町村への所得・資産照会のみでも効果が享受できるため評価○ 【実】市町村への所得・資産照会のみでも効果が享受できるため評価○ 【一】市町村への所得・資産照会のみでも効果が享受できるため評価○

図 2-11 大綱のユースケースに基づく詳細検討対象ユースケースの選定のイメージ

STEP2 では以下の 8 つのユースケースを選定した。

表 2-6 STEP2 の選定結果

項番	STEP2 で選定した詳細検討対象ユースケース候補
1	児童扶養手当の認定申請における手続の効率化
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)
3	税務や納付に関する情報提供
4	確定申告時の自己情報の情報提供
5	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化
6	国民年金の裁定請求の効率化
7	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎ
8	乳幼児健診履歴等の把握による児童虐待等の早期発見

(3) STEP3:平成 22 年度地域情報プラットフォーム活用推進事業等に基づく詳細検討対象ユースケース候補の選定

本事業では基本的には大綱に記載されたユースケースを基に検討を行ったが、より幅広く地方自治体業務を検討できるよう平成 22 年度地域情報プラットフォーム活用推進事業で整理したユースケースからも詳細検討対象ユースケース候補を選定することとした。

平成 22 年度地域情報プラットフォーム活用推進事業のユースケースの中で、地方自治体や住民にとって効果が期待できる 5 つのユースケースを取りあげ、本事業の詳細検討対象ユースケースに加えた。取りあげたユースケースを以下に示す。(網掛けした行が取りあげたユースケース)

表 2-7 平成 22 年度地域情報プラットフォーム活用推進事業から選定した詳細検討対象ユースケース

No	ユースケース	No	ユースケース
1	結婚に伴う必要手続きの効率化	22	徴収・支給機能の一元化
2	再婚(子どもがいる場合)に伴う必要手続きの効率化	23	【自動車税】障害者減免に係る現況確認の効率化
3	納税通知の返戻対応の効率化	24	【不動産取得税】不動産登録の作業の効率化
4	滞納者の資産等照会の効率化	25	【個人県民税】賦課額、徴収状況の報告に関する作業の効率化
5	受給者の所得情報照会の効率化	26	【特定疾患】特定疾患医療受給者証新規申請時の情報把握
6	収入減に伴う必要手続きの効率化	27	【特定疾患】受給者の死亡情報確認の効率化
7	子を扶養にする場合の必要手続きの効率化	28	【母子・寡婦福祉資金】貸付申請に必要な手続きの効率化
8	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(市で実施)	29	介護保険の認定申請の効率化
9	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(県の福祉事務所)	30	土地家屋異動通知の効率化
10	出生に伴う必要手続きの効率化	31	引越手続きの効率化(全部異動、子どもあり)
11	固定資産税の賦課業務の効率化	32	引越手続きの効率化(全部異動、単身)
12	死亡に伴う必要手続きの効率化	33	引越手続きの効率化(全部異動、高齢者あり)
13	世帯の医療費等の把握の実現	34	転居に伴う必要手続きの効率化
14	受給状況(子ども手当)の把握の実現	35	退職に伴う必要手続きの効率化
15	受給状況(ひとり親医療)の把握の実現	36	障がい福祉業務に伴う必要手続きの効率化
16	軽自動車登録状況照会の応答効率化	37	高額医療・高額介護合算制度の改善
17	【印鑑登録】被後见人登録に伴う登録除外処理の効率化	38	給付可能サービスの行政側からの通知
18	【選挙人名簿管理】2重登録者の確認・調整の効率化	39	確定申告手続きの簡略化(年金分野)
19	【国民年金】退職に伴う国民年金の業務(経由事務)の削減	40	確定申告手続きの簡略化(医療分野)
20	【健康管理】予防接種状況の把握の効率化	41	所得の過少申告等の防止
21	【就学】区域外就学を希望する場合の必要手続きの効率化	42	確定申告の際の自己情報の確認

また、上記に加え、災害のユースケースについても詳細検討対象ユースケース候補として選定することとした。

災害のユースケースについては、大綱の記載内容の範囲に限定せず、災害時に団体間連携できるとよいことに着目して幅広くユースケースの業務内容を整理した。

STEP3 の選定結果を以下に示す。

表 2-8 本事業で取りあげる平成 22 年度地域情報プラットフォーム活用推進事業のユースケース

本事業で取りあげる平成 22 年度地域情報プラットフォーム活用推進事業のユースケース
滞納者の資産等照会の効率化
受給者の所得情報照会の効率化
退職に伴う国民年金の業務(経由事務)の削減
不動産の登録作業の効率化
土地家屋異動通知に係る作業の効率化

表 2-9 災害のユースケース

災害のユースケース
災害時の住民の状況把握や手続きの効率化

#### (4) STEP4:本事業の詳細検討対象ユースケースの選定

STEP2 で選定した大綱のユースケースに基づく詳細検討対象ユースケース候補(8つ)、STEP3 で選定した平成 22 年度地域情報プラットフォーム活用推進事業等に基づく詳細検討対象ユースケース候補(6つ)について、業務の関連性や処理の流れの類似性等を考慮して統合等を行った。

STEP2、STEP3 の選定結果に対する統合等の整理結果を以下に示す。

表 2-10 STEP2、STEP3 の選定結果に対する統合等の整理結果

項番	区分	本事業の詳細検討対象ユースケース候補	業務の関連性や処理の流れの類似性等
1	STEP2 の選定結果	児童扶養手当の認定申請における手続の効率化	—
2		生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	—
3		税務や納付に関する情報提供	税に関する情報提供であり、同様の処理であるため、項番 3、項番 4 を統合し、ユースケース「税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)」として取り扱う。
4		確定申告時の自己情報の情報提供	
5		小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化	—
6		国民年金の裁定請求の効率化	—
7		引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎ	引越時に健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待等の把握を同時に行うことを想定し、項番 7、項番 8 を統合し、ユースケース「引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握」とする。
8		乳幼児健診履歴等の把握による児童虐待等の早期発見	
9	STEP3 の選定結果	滞納者の資産等照会の効率化	項番 2 における資産照会と同様の処理を行っているため、項番 2 を検討することで代替する。
10		受給者の所得情報照会の効率化	項番 1 における所得情報照会と同様の処理を行っているため、項番 1 を検討することで代替する。
11		退職に伴う国民年金の業務(経由事務)の削減	項番 6 の国民年金裁定請求と同様の業務であるため、項番 6 を検討することで代替する。
12		不動産の登録作業の効率化	住民が不動産を登録し、市町村及び都道府県が土地家屋異動通知に基づく業務を実施するという一連の業務を考慮し、項番 12、項番 13 を統合し、ユースケース「不動産に関する業務の効率化」とする。
13		土地家屋異動通知に係る作業の効率化	
14		災害時の住民の状況把握や手続の効率化	—

### 2.3.2 詳細検討対象ユースケースの選定結果

大綱のユースケース及び平成 22 年度地域情報プラットフォーム活用推進事業のユースケースから、最終的に 8 つのユースケースを詳細検討対象ユースケースとして選定した。

詳細検討対象ユースケースの選定結果を以下に示す。

表 2-11 詳細検討対象ユースケースの選定結果

新No.	詳細検討対象ユースケース	ユースケースの概要
1	児童扶養手当の認定申請における手続の効率化	児童扶養手当の認定手続において、処理に必要な情報を他団体から直接参照する。参照した情報等を基に審査等を行い、結果を住民に通知する。
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	生活保護の申請手続において、処理に必要な情報を他団体から直接参照する。また、現状では紙等で行っている団体間の連携を電子で行う。参照した情報等を基に審査等を行い、結果を住民に通知する。
3	税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)	住民がポータルにログインし、自身に関する、税額、納付状況、控除に関する情報等の各種情報を参照する。
4	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化	小児慢性特定疾患の医療給付手続において、添付書類の代わりに他団体から所得等の情報を直接参照する。参照した情報等を基に審査等を行い、結果を住民に通知する。
5	国民年金の裁定請求の効率化	国民年金の老齢基礎年金の年金請求手続において、添付書類の代わりに他団体から情報を直接参照する。参照した情報等を基に審査等を行い、結果を住民に通知する。

新No.	詳細検討対象ユースケース	ユースケースの概要
6	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握	引越しに際して、引越前の市町村での健診や予防接種の受給状況を、引越後の市町村で引き継ぎ、必要に応じて住民に勧奨を行う。 さらに、児童相談所が健診や予防接種の受診状況を把握し、児童虐待の早期発見に活用する。
7	不動産に関する業務の効率化	法務局からの連絡や、市町村と都道府県との連絡等、現状では紙等で行っている団体間の連携を電子で行う。また、住民の状況を基に、不動産取得税が軽減される住民を把握し、申告の勧奨を行う。
8	災害時の住民の状況把握や手続の効率化	被災地(住所地)から離れた市町村に避難している場合でも、情報を連携することで迅速に避難者の状況を把握できる。最新の所在地や被災状況を把握し、被災者の状況に応じて適切なお知らせ等を送ることが可能になる。義援金や税の免除、保険証の再発行等の申請・届出を、避難先の市町村でまとめて行えるようにする。

なお、選定したユースケースが、行政業務を構成する4つの機能(状況把握、審査、賦課・給付決定、徴収・支給)(P14の図2-4)、情報の連携形態(連絡、受取、照会、回答)(P15の図2-5)、情報の連携相手(住民、行政機関、その他)(P15の(C))を網羅しているかどうか確認した結果を以下に示す。

新No.	詳細検討ユースケース	網羅性の観点										
		業務機能、連携形態等の網羅性										
		行政業務を構成する4つの機能				情報連携の形態				情報の連携相手		
状況把握	審査	給賦付課決定	支徴給取	連絡	受取	照会	回答	住民	行政機関	その他		
1	児童扶養手当の認定申請における手続の効率化	●	●	●		●	●	●	●	●	●	
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)	●						●			●	
4	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
5	国民年金の裁定請求の効率化	●				●	●	●	●	●	●	
6	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握	●	●			●	●	●	●	●	●	
7	不動産に関する業務の効率化	●	●			●	●	●	●	●		
8	災害時の住民の状況把握や手続の効率化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

図 2-12 詳細検討対象ユースケースに関する網羅性の確認結果

より効果が期待できそうなもの、早期の実現に向けて実現可能性が高いと想定されるものといった観点で選定したことにより、地方自治体における団体間連携の検討において有効となるユースケースを選定することができたと考える。また、網羅性の観点からみても、行政業務を構成する4つの機能、情報の連携形態、情報の連携相手を全体として網羅したユースケースを検討対象とすることができたため、検討結果はさまざまなユースケースに適用可能となる。

### 2.3.3 詳細検討対象ユースケースの業務内容の整理結果

8つの詳細検討対象ユースケースについて、大綱ユースケースと同様に業務内容を整理し、業務整理表、概略フロー、情報連携の対象業務組合せ図、情報保有者の整理表等を作成した。

詳細検討対象ユースケースの整理結果の概要を以下に示す。

表 2-12 詳細検討対象ユースケースの整理結果の概要

項番	詳細検討対象ユースケースの整理結果	整理結果の概要
1	詳細検討対象ユースケースの業務整理表	ユースケースの概要、関係する団体、連携団体／業務、連携情報等を整理した。
2	詳細検討対象ユースケースの機能等による整理表	行政業務を構成する4つの機能、情報連携の形態、情報の連携相手等の観点で、各ユースケースがそれぞれの要素に該当するかどうかを整理した。
3	詳細検討対象ユースケースの次期概略フロー	各ユースケースについて、業務の流れ、連携する団体や連携する情報の概略を視覚的に整理した。
4	詳細検討対象ユースケースの情報連携の対象業務組合せ図	対象となるユースケースにおいて、どのような団体の間で、どのような情報が連携するかを視覚的に整理した。
5	詳細検討対象ユースケースの情報保有者の整理表	対象となるユースケースにおいて連携する情報について、団体間で情報を連携する際に、どの団体から情報を取得するかを整理した。

具体的な整理内容を以下に示す。

なお、各整理結果については、

「別紙 2.3-2 詳細検討対象ユースケースの業務整理表」

「別紙 2.3-3 詳細検討対象ユースケースの機能等による整理表」

「別紙 2.3-4 詳細検討対象ユースケースの次期概略フロー」

「別紙 2.3-5 詳細検討対象ユースケースの情報連携の対象業務組合せ図」

「別紙 2.3-6 詳細検討対象ユースケースの情報保有者の整理表」

を参照のこと。

ここでは、詳細検討対象ユースケースのうち、「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」、「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」について、整理内容を示す。

## (1) 「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の業務内容の整理結果

### (A) 現状概略フローの整理

業務プロセス案等の検討に際しては、現状業務を把握した上で検討を進める必要があると考え、現状業務において連携する団体や連携する情報の概略を視覚的に整理し、現状概略フローを作成した。

なお、団体間連携実現時は住民が提出する添付書類の代わりに団体間で情報を連携することとなるが、現状では申請の前に住民が添付書類を準備する必要がある。そのため、申請準備のための処理として添付書類を取得する流れも記載した。

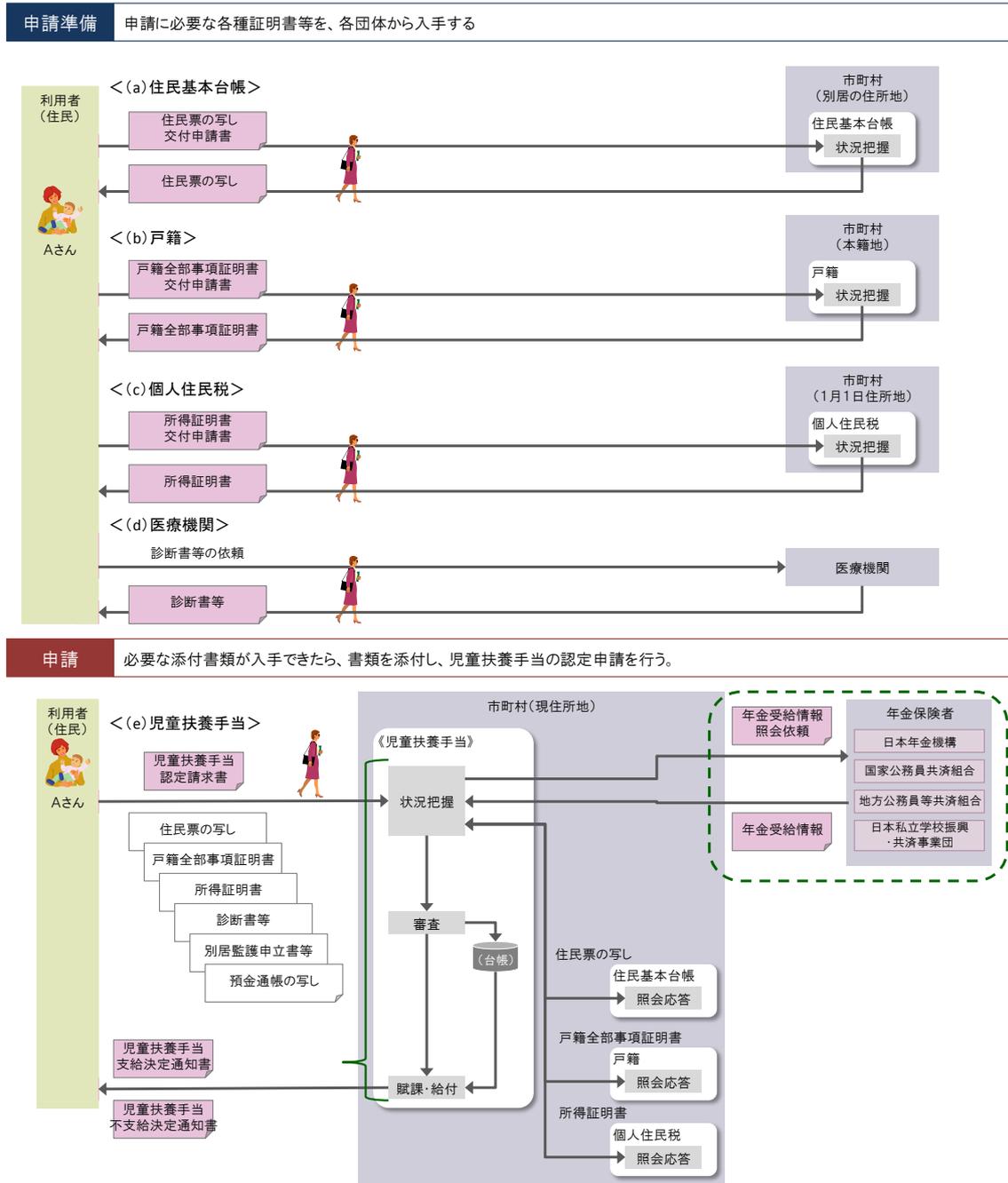


図 2-13 「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の現状概略フロー

現状概略フローに示すとおり、現状の児童扶養手当の認定申請においては、住民は数多くの添付書類を用意することとなる。また、それら添付書類の取得先が多数の団体にわたる場合もある。さらに、申請を受け付けた市町村でも、他団体へ紙による情報照会を行う必要がある。このように、申請を行う住民にも業務を取り扱う職員にも作業負荷がかかっている。

(B) 次期概略フローの検討

団体間連携が実現した際の業務内容を整理し、次期概略フローを作成した。ここで作成した次期概略フローは、大綱に記載された内容を基に、団体間連携実現時に連携する団体や連携する情報の概略を想定し整理したものである。

現状では、添付書類の準備や団体間の情報の照会において、住民や職員の作業負荷が大きくなっている。そこで、これらの作業を削減し負荷を少なくするために、団体間連携実現時の姿として以下のような業務を想定した。

- 児童扶養手当の認定手続において、添付書類の代わりに処理に必要な情報を他団体から直接参照する。
- 団体間で紙による照会を行っている情報について、他団体との情報連携を行う。

「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の次期概略フローを以下に示す。

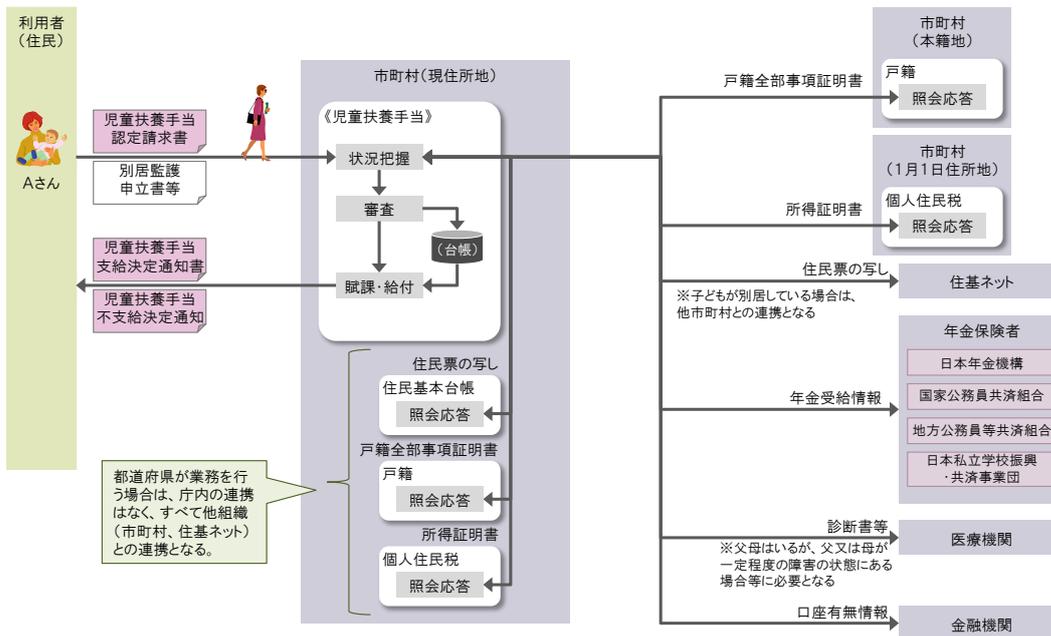


図 2-14 「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の次期概略フロー

## (2) 「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」の業務内容の整理結果

### (A) 現状概略フローの整理

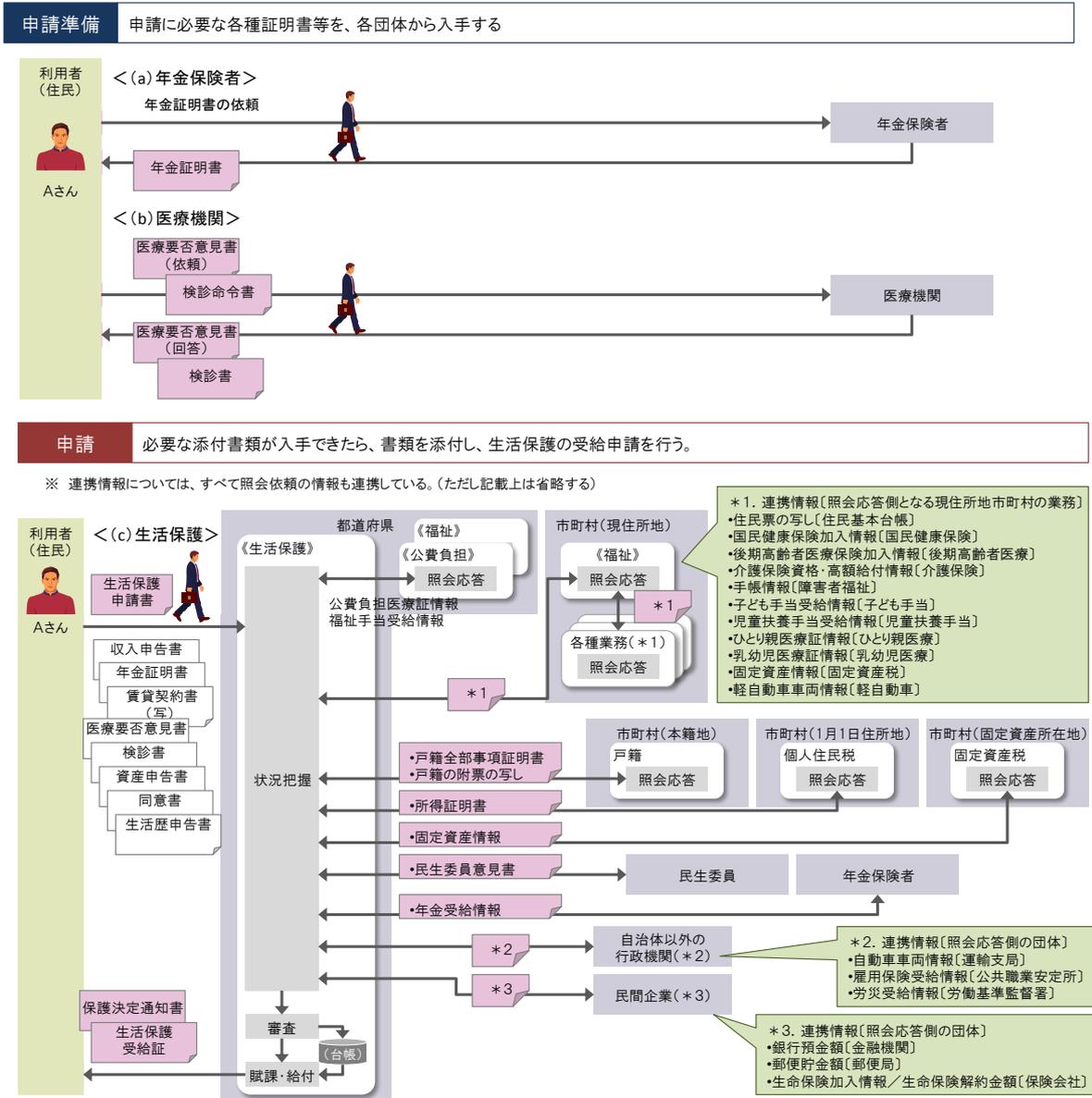


図 2-15 「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」の現状概略フロー

現状概略フローに示すとおり、現状の生活保護の受給申請では、審査に必要な情報を得るため、多くの団体との間で紙による照会を行っており、職員の作業負荷が大きくなっている。

(B) 次期概略フローの検討

生活保護の受給申請では審査に利用する情報が多岐にわたっているため、現状では、職員が必要な情報を照会するために多くの時間と業務負荷が発生している。そこで、団体間で情報を連携することによって、照会に係る職員の時間及び業務負荷を軽減するために、団体間連携実現時の姿として以下のような業務を想定した。

- 生活保護の受給申請において、処理に必要な情報を他団体から直接参照する。

このような姿を実現することによって、情報照会にかかる時間や業務負荷を軽減できるだけでなく、審査に必要な情報を正確に把握し、住民に対してより公正な給付を可能とすることができる。

「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」の次期概略フローを以下に示す。

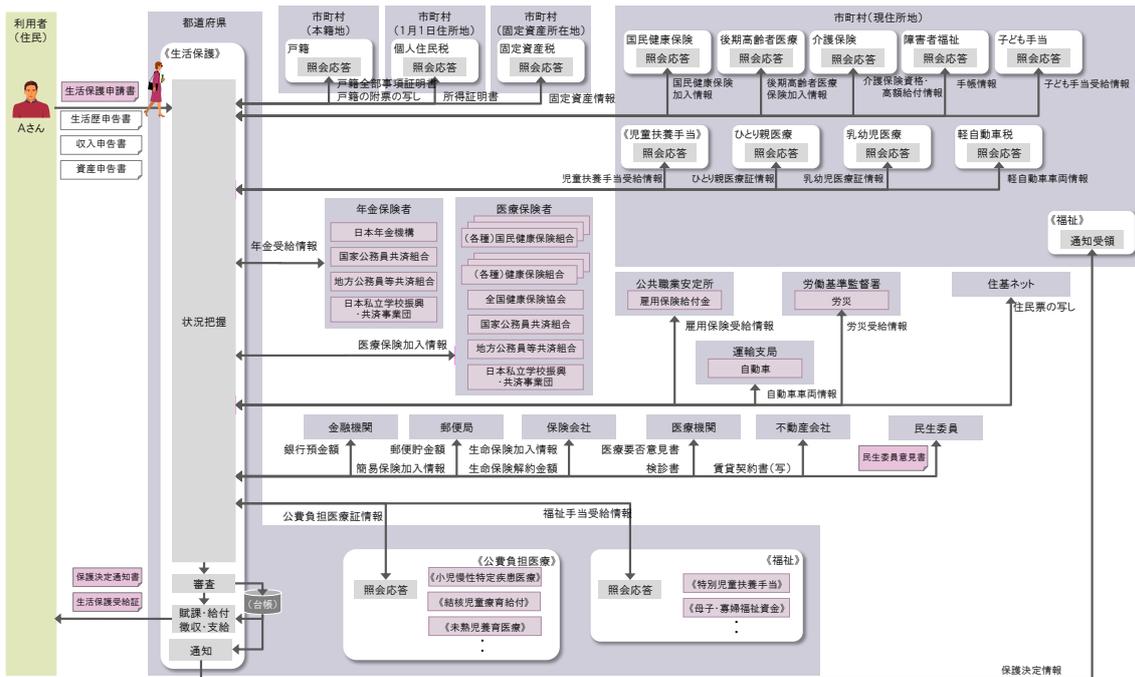


図 2-16 「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」の次期概略フロー

これらの整理結果を基に、業務プロセス案等の検討において、さらに詳細なフロー(業務プロセス案)を作成し、その内容の妥当性等を確認するために協力自治体ヒアリングを実施した。

## 2.4 現状業務の整理

選定した詳細検討対象ユースケースについて、団体間連携実現時の姿を検討するにあたって、まずは該当する業務の現状について整理を行った。整理した内容を基に協力自治体へのヒアリングを行い、内容を精査した。

現状業務の整理結果の概要を以下に示す。

表 2-13 現状業務の整理結果の概要

項番	現状業務の整理結果	整理結果の概要
1	現状業務フロー	現状の業務について詳細な処理の流れを整理した。内容については、協力自治体ヒアリングの結果を反映した。
2	現状業務ヒアリング事項の結果まとめ	協力自治体ヒアリングにおける各団体の回答を記載し、団体ごとの回答内容の違いや、団体間連携実現の際に考慮が必要となりそうな業務内容・運用方法について整理した。

協力自治体ヒアリングについては、人口の規模や地域による運用方法等の違いを考慮して複数の協力自治体をヒアリング対象とした。特に、地域の差異によって結果が偏らないよう、福岡県域と静岡県域のそれぞれから対象団体を選定するようにした。実際のヒアリング時は、業務フロー等を整理した上で、特に確認したい事項をあらかじめ質問項目として整理し、その質問に対する回答を得るという形で確認を行った。

詳細検討対象ユースケースごとの協力自治体ヒアリングの実施結果を以下に示す。

表 2-14 詳細検討対象ユースケースごとのヒアリング実施対象団体

新No.	詳細検討対象ユースケース	ヒアリング実施対象団体(○:対象、—:※1)							
		都道府県		市町村					
		福岡県	静岡県	北九州市	田川市	香春町	富士宮市	掛川市	御殿場市
1	児童扶養手当に認定申請における手続の効率化			○	○		○		
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	○	○	○		○			○
3	税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)	—	—	—	—	—	—	—	—
4	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化	○	○	○					
5	国民年金の裁定請求の効率化			○	○		○		
6	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握			○		○		○	
7	不動産に関する業務の効率化	○	○	○		○		○	
8	災害時の住民の状況把握や手続の効率化	—	—	—	—	—	—	—	—

※1.「新No.3税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)」「新No.8災害時の住民の状況把握や手続の効率化」は現状では行っていない業務のため、現状業務についてはヒアリング対象外とした。

協力自治体ヒアリングにあたっては、各ユースケースにおいて主体となる業務だけでなく、照会応答側の業務についても実施した。なお、ヒアリング結果については主体となる業務の回答結果はユースケースごとにまとめ、照会応答側は業務ごとにまとめた。

照会応答側業務のそれぞれについて、ヒアリングを実施した団体を以下に示す。

表 2-15 照会応答側業務ごとのヒアリング実施対象団体

項番	照会応答側業務	ヒアリング実施対象団体(○:対象、—:※1)							
		都道府県		市町村					
		福岡県	静岡県	北九州市	田川市	香春町	富士宮市	掛川市	御殿場市
1	住民基本台帳	—	—	○	○	○	○		○
2	戸籍	—	—	○	○	○	○		○
3	個人住民税	—	—	○	○	○	○		○
4	固定資産税	—	—	○		○	○		○
5	軽自動車税	—	—			○	○		○
6	国民健康保険	—	—		○	○			○
7	後期高齢者医療	—	—			○			
8	介護保険	—	—	○	○	○			○
9	子ども手当	—	—			○			
10	乳幼児医療	—	—			○			
11	ひとり親医療	—	—			○			
12	児童扶養手当	—	—			○			
13	障害者福祉	—	—			○			
14	生活保護(福祉)	—	—		○				○
15	健康管理	—	—	○	○				○

※1. 福岡県、静岡県については、該当する照会応答業務がないため、ヒアリング対象外とした。

## 2.4.1 現状業務整理の整理内容

### (1) 現状業務フロー

現状業務フローには、業務マニュアル等に基づいて現状の業務の流れを記載した。

なお、団体間連携実現時は住民が提出する添付書類の代わりに団体間で情報を連携することとなるが、現状では申請の前に住民が添付書類を準備する必要がある。そのため、現状業務フローでは、申請準備のための処理として添付書類を取得する流れも記載している。

また、協力自治体ヒアリングの結果を基に、現状業務フローを訂正すべき事項がある場合は、訂正内容を吹き出しで追記し、削除する場合は、併せて該当箇所に×を追記した。また、各団体の回答のうち、団体間連携実現の際に考慮が必要となりそうな業務のうち主なものを吹き出しで追記した。

現状業務フローのイメージを以下に示す。

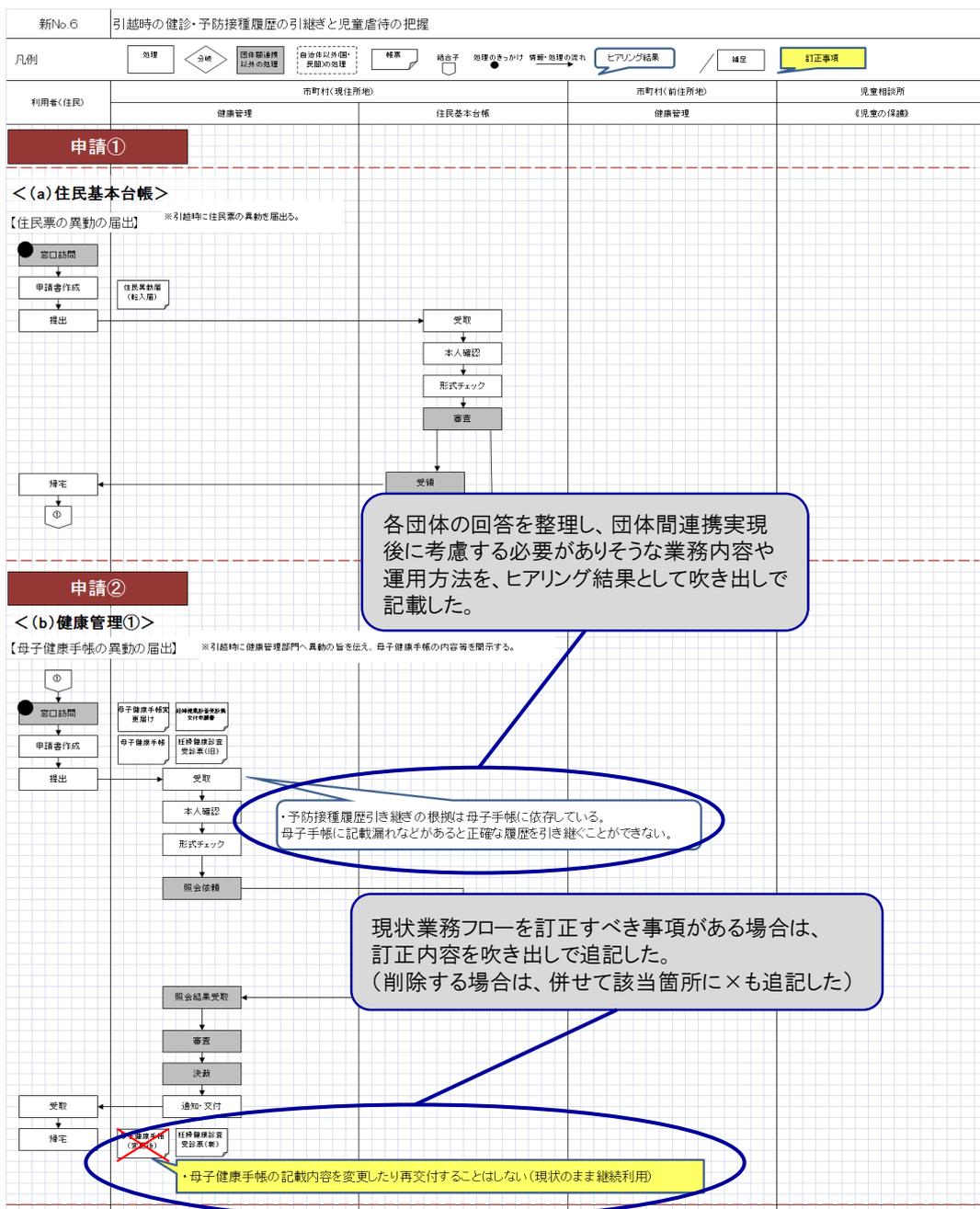


図 2-17 現状業務フローのイメージ

## (2) 現状業務ヒアリング事項の結果まとめ

ヒアリングで確認した事項に対して、各団体の回答を横並びで記載し、団体間の回答が一致しているか一致していないかを整理した。また、各団体の回答のうち、団体間連携実現の際に考慮が必要となりそうな業務内容・運用方法がある場合は、その内容を記載した。

現状業務ヒアリング結果のまとめのイメージを以下に示す。

該当する業務/組織	児童扶養手当/市町村	該当する手続	児童扶養手当の認定申請				
該当するユースケース	新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化						
No.	処理	確認事項	A市:ヒアリング回答	B市:ヒアリング回答	C市:ヒアリング回答	回答の一致/不一致	団体間連携実現に際して考慮すべき事項
1	受取	証跡の登録内容 現状の運用 ・申請を受付る際に証跡を登録することを想定しているが、具体的にどのような項目(受取日、受取者等)を登録しているのか。現状、該当する台帳があれば、台帳に記録している内 ・申請担当者氏名 ・申請者氏名 ・添付書類の有無 ・その他(※具体的な内容をご回答ください) ・よく分からない(判断できない) 現状の運用に至る制約等 ・現状の運用にせざるを得ない理由(※具体的な内容や通知・通達)	②③④ ・受理した後で申請登録を行う際に、システムで操作したログが残る。(操作者など)	⑧ ・特に台帳管理は行っておらず、申請書自体を所定の場所に保管している。 ・申請書の入れは、何日かに分けてする認定了となる。	①②④	不一致	団体間連携実現に際して考慮すべき事項
2	本人確認	作業内容 現状の運用 ・申請者の本人確認は、どのような作業を行っているか。 ①運転免許証等の公的な身分証明書(写真付き)で確認をしている ②健康保険証等の公的な身分証明書(写真なし)で確認をしている ③口頭での確認のみ ④本人確認は不要 ⑤その他(※具体的な内容をご回答ください) ⑥よく分からない(判断できない)	⑧ ・手続の特性上、添付書類として住民票の写しや通帳の写し等を揃えてから申請する必要があるため、申請内容の信頼性が高い。それゆえ、本人確認を写真付き身分証の確認などまで行っていない。	①	⑧ ・相談票に、本人、子ども、元配偶者、同居家族の名前を書いてもらったものを確認している。	不一致	・現状では、添付書類を住民が持参するため、添付書類との実合せにより本人確認が行えている。番号入力後は必要な情報を自治体間で照合する流れになるため、窓口での本人確認の運用について検討が必要。

図 2-18 現状業務ヒアリング事項の結果まとめのイメージ

### 2.4.2 現状業務の整理結果

現状業務を整理し、協力自治体ヒアリングで確認を行った結果、業務内容については概ね問題がないことが分かった。また、一部の運用の考え方等については団体間で差異があることも判明した。さらにヒアリングを通じて、団体間連携実現の際に考慮すべき事項について整理することができた。

「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」、「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」の2つのユースケースについて、現状業務の整理結果を以下に示す。なお、ここでは整理結果の一部として、現状業務フローに関する協力自治体ヒアリングの結果と、団体間連携実現の際に考慮が必要な業務内容・運用方法について示す。

その他のユースケースを含む全ユースケースの整理結果については「別紙 2.4-1 業務プロセス案等検討結果」を参照のこと。

## (1) 「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の整理結果

## (A) 現状業務フロー

協力自治体からの訂正指摘は特になく、整理した案で問題ないことが確認できた。

## (B) 現状業務ヒアリング事項の結果まとめ

団体間連携実現の際に考慮すべき事項のうち主なものを以下に示す。

表 2-16 団体間連携実現の際に考慮すべき業務・運用（児童扶養手当）

項番	該当箇所	団体間連携実現の際に考慮すべき業務・運用
1	【申請準備(個人住民税)】 取得した所得証明書を手続先の 団体に提出する流れについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が未申告の場合、その場で税の申告をしてもらっている。</li> <li>団体ごとの賦課の時期が異なるため、同じ年度の情報を照会しても、時期によって提供可能な団体と不可能な団体がある。</li> </ul>
2	【申請】 添付書類(所得証明書)の受取に ついて	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が税を未申告の場合は、その場で税の申告を促している。</li> </ul>
3	【申請】 申請受付時の本人確認について	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状では、添付書類を住民が持参するため、添付書類との突合により本人確認が行えている。番号制度等導入後は必要な情報を自治体側で照会する流れになるため、窓口での本人確認の運用について検討が必要</li> </ul>
4	【申請】 申請書等の形式チェック(添付書 類の不足のチェック等を含む)に ついて	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚成立直後等、戸籍情報の更新が間に合わない場合は、添付書類が不足していても仮で受け付ける。</li> <li>現状の運用では、全ての添付書類が揃うまで申請を受け付けない。それゆえ、添付書類が揃った時が受付日となる。</li> </ul>
5	【申請】 他団体へ照会依頼(公用照会)を 行う流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状では本人同意は不要のはずだが、実際に公用照会をする と、団体によっては本人同意がないと回答できないと言われる 場合もある。</li> </ul>

## (2) 「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」の整理結果

## (A) 現状業務フロー

ヒアリングの結果、全体の業務の流れとしては整理した案で問題がないことが確認できた。ただし、一部の連携情報について、追加の指摘があった。

## (B) 現状業務ヒアリング事項の結果まとめ

団体間連携実現の際に考慮すべき事項のうち主なものを以下に示す。

表 2-17 団体間連携実現の際に考慮すべき業務・運用（生活保護）

項番	該当箇所	団体間連携実現の際に考慮すべき業務・運用
1	【申請】 住民からの申請を受け付ける流 れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請の前後に、相談(面接)があるが、必要な情報は、申請者から聞き取って、相談に応じている。</li> <li>町村の窓口でも、受付(申請受取～形式チェック)を行っている。</li> </ul>
2	【申請】 各団体への情報照会について	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集に時間がかかり、標準処理期間である 14 日以内に、審査結果を返すことが困難となっている。</li> </ul>
3	【申請】 各団体への情報照会について	<ul style="list-style-type: none"> <li>町村で受け付けた場合は、あらかじめ、町村にて必要な情報を収集して、申請書と共に県に提供している。</li> </ul>

## 2.4.3 現状業務量調査

### (1) 現状業務量調査の調査内容

現状業務量調査では、現状業務における申請件数等の業務量を調査し、調査結果を基に団体間において想定される連携件数を試算した。

「課題ウ 連携インターフェース機能等の検討」におけるトラフィック量の考察には、団体間で連携する情報の件数が必要となる。そこで、団体間連携が実現した際に連携情報となる、現状の手続における添付書類と、現状でも団体間で連携する情報を調査の対象とした。なお、団体間で連携する件数が必要となることから、添付書類については現状で添付される書類の全件数ではなく、他団体から発行される添付書類に限定して件数を調査した。

さらに、調査の結果を基に、団体間連携実現時に連携する情報の件数の試算を行った。

試算に際しては、各団体ごとに調査した添付書類の件数を基に、申請件数に対して添付書類が必要となる割合を算出した。この結果から平均の割合を算出し、平均の割合と全国の年間申請件数より、全国の年間添付件数を算出した。

また、申請件数については、既存の統計データがあるものは、既存の数値を利用し、既存の統計データがないものは、業務量調査の結果から試算した。

### (2) 現状業務量調査の結果

現状業務量調査によって、連携情報の連携件数を試算するための基礎となる件数等を整理することができた。

特に、申請件数だけでなく、団体間連携実現時に連携情報となる添付書類(他団体から取得する添付書類)について件数を調査したことにより、「課題ウ」におけるトラフィック量の考察のための数値も得ることができた。

## 2.5 業務プロセス案等の検討

詳細検討対象ユースケースについて、団体間連携実現時の姿として業務プロセス案を作成した上で、協力自治体にヒアリングを実施した。ヒアリング結果を基に団体間連携実現時の業務の流れを明確化するとともに、団体間での業務の相違や、業務プロセス案実現に向けての課題等を整理した。

業務プロセス案等の検討結果の概要を以下に示す。

表 2-18 業務プロセス案等の検討結果の概要

項番	業務プロセス案等の検討結果	検討結果の概要
1	次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)	各ユースケースについて、業務の流れ、連携する団体や連携する情報の概略を視覚的に整理した。内容については、協力自治体ヒアリングの結果を反映した。
2	業務プロセス案	次期概略フローを基に、特に情報連携に着目して詳細な処理の流れを整理した。内容については、協力自治体ヒアリングの結果を反映した。
3	業務プロセス案ヒアリング事項の結果まとめ	協力自治体ヒアリングにおける各団体の回答を記載し、回答を基に、ユースケースごとの業務要件を整理した。

協力自治体ヒアリングについては、現状業務の整理時と同様に、福岡県域と静岡県域のそれぞれから対象団体を選定するようにした。実際のヒアリングでは、業務プロセス案等を整理した上で、特に確認したい事項をあらかじめ質問項目として整理し、その質問に対して回答を得るという形で確認を行った。詳細検討対象ユースケースごとの協力自治体ヒアリングの実施結果を以下に示す。

表 2-19 詳細検討対象ユースケースごとのヒアリング実施対象団体

新No.	詳細検討対象ユースケース	ヒアリング実施対象団体(○:対象)							
		都道府県		市町村					
		福岡県	静岡県	北九州市	田川市	香春町	富士宮市	掛川市	御殿場市
1	児童扶養手当に認定申請における手続の効率化			○	○		○		
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	○	○	○		○			○
3	税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)	○	○	○		○	○	○	
4	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化	○	○	○					
5	国民年金の裁定請求の効率化			○	○		○		
6	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握			○		○		○	
7	不動産に関する業務の効率化	○	○	○		○		○	
8	災害時の住民の状況把握や手続の効率化	○		○	○				○

照会応答側業務のそれぞれについて、ヒアリングを実施した団体を以下に示す。

表 2-20 照会応答側業務ごとのヒアリング実施対象団体

項番	照会応答側業務	ヒアリング実施対象団体(○:対象、—:※1)							
		都道府県		市町村					
		福岡県	静岡県	北九州市	田川市	香春町	富士宮市	掛川市	御殿場市
1	住民基本台帳	—	—	○	○	○	○		○
2	戸籍	—	—	○	○	○	○		○
3	個人住民税	—	—	○	○	○	○		○
4	固定資産税	—	—	○		○	○		○
5	軽自動車税	—	—			○	○		○
6	国民健康保険	—	—		○	○			○
7	後期高齢者医療	—	—			○			
8	介護保険	—	—	○	○	○			○
9	子ども手当	—	—			○			
10	乳幼児医療	—	—			○			
11	ひとり親医療	—	—			○			
12	児童扶養手当	—	—			○			
13	障害者福祉	—	—			○			
14	生活保護(福祉)	—	—		○				○
15	健康管理	—	—	○	○				○

※1. 福岡県、静岡県については、該当する照会応答業務がないため、ヒアリング対象外とした。

## 2.5.1 業務プロセス案等の検討内容

### (1) 次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)の検討

次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)には、団体間連携実現時の姿について、どのような団体がどのような情報を連携するかといった点を中心に整理した。まず事務局で大綱の記載内容を基に案として作成し、協力自治体ヒアリングの結果を受けて内容を精査した。

記載の考え方は、大綱のユースケース整理で作成した概略フローと同様である。

なお、協力自治体ヒアリングの結果を基に、次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)に訂正すべき事項がある場合は、訂正内容を吹き出しで追記し、削除する場合は、併せて該当箇所に×を追記した。

次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)のイメージを以下に示す。

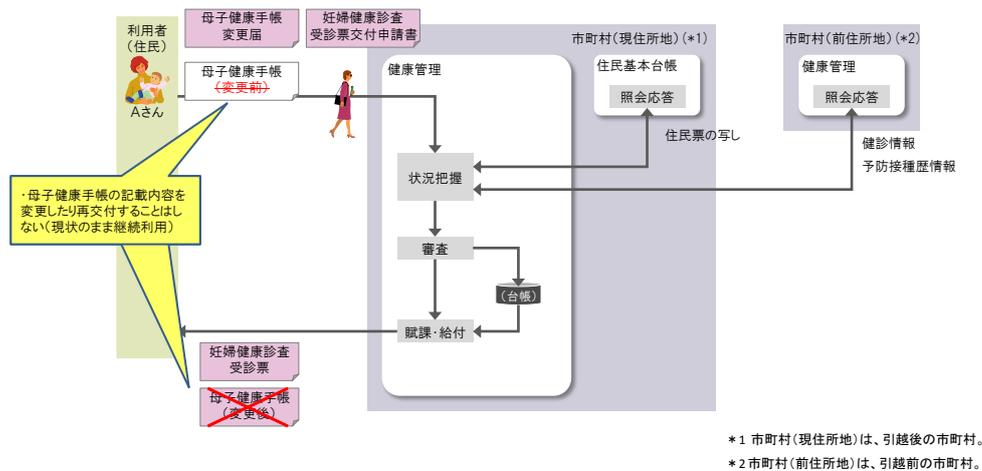


図 2-19 次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)のイメージ

### (2) 業務プロセス案の検討

#### (A) 業務プロセス案の考え方

業務プロセス案は各ユースケースに特化したものではなく、様々なユースケースに適用可能となるものを検討する必要がある。そこで、各ユースケースを共通の分析単位で分割し、その分析単位ごとに団体間連携実現時の処理の流れを検討することとした。分析単位ごとに処理の流れを整理したものを運用案とし、業務プロセス案は、この運用案の組合せによって整理した。

運用案を検討する単位は、地方自治体が他の団体と情報の連携をする際の4つの連携形態(連絡・受取・照会・回答)と、情報の連携相手(住民・行政機関・その他)を組み合わせたパターンとした。運用案の検討対象となるパターンを以下に示す。

表 2-21 運用案の検討対象パターン

項番	連携形態	連携先	運用案の検討対象パターン
1	A: 連絡	住民	A-1
2		その他(マイ・ポータル)	A-2
3		行政機関(他団体)	A-3
4	B: 受取	住民	B-1
5		行政機関(他団体)	B-2
6	C: 照会	住民	C-1
7		行政機関(他団体)	C-2
8	D: 回答	住民	D-1
9		行政機関(他団体)	D-2

また、地方自治体が他の団体と情報連携する場合に必要な業務処理をあらかじめ整理しておき、パターンごとの運用案は、その業務処理の組み合わせによって表現することとした。  
 情報連携する場合に必要な業務処理を以下に示す。

表 2-22 団体間の業務データ連携に関する処理

項番	団体間連携における処理 (電子的な業務データを連携する場合)		該当する現状の処理
	処理	処理の詳細	
1	メッセージ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の特典</li> <li>内容の作成</li> <li>宛先の指定</li> </ul>	外部と連携する情報の原案を作成する。
2	内部決裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>メッセージの確認</li> <li>決裁</li> </ul>	作成した原案について決裁権者が最終的な意思決定を行う。
3	署名付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>決裁状況の確認</li> <li>電子署名付与</li> </ul>	公印を押し、連携する情報が真正で、かつ行政機関としての意思を表示するものであることを示す。
4	送信	<ul style="list-style-type: none"> <li>署名付与状況の確認</li> <li>送信</li> <li>送信記録</li> </ul>	情報を連携先に送る。
5	受信	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信</li> <li>到達記録</li> <li>振分</li> </ul>	地方自治体に到達した情報を受け取り、到達を確認する。
6	検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>送信元確認</li> <li>署名検証</li> <li>証明書検証</li> </ul>	発送元の確認(申請者の本人確認含)や押印された公印の確認を行う。

パターンごとに業務処理の組み合わせによって表した運用案のイメージを以下に示す。

C-2: 行政機関(他団体)へ照会し回答を受け取る際の運用案

地方自治体が、行政機関に対し、情報提供ネットワークシステムを介して照会依頼を行い、その回答を受け取る際の運用案を以下に示す。

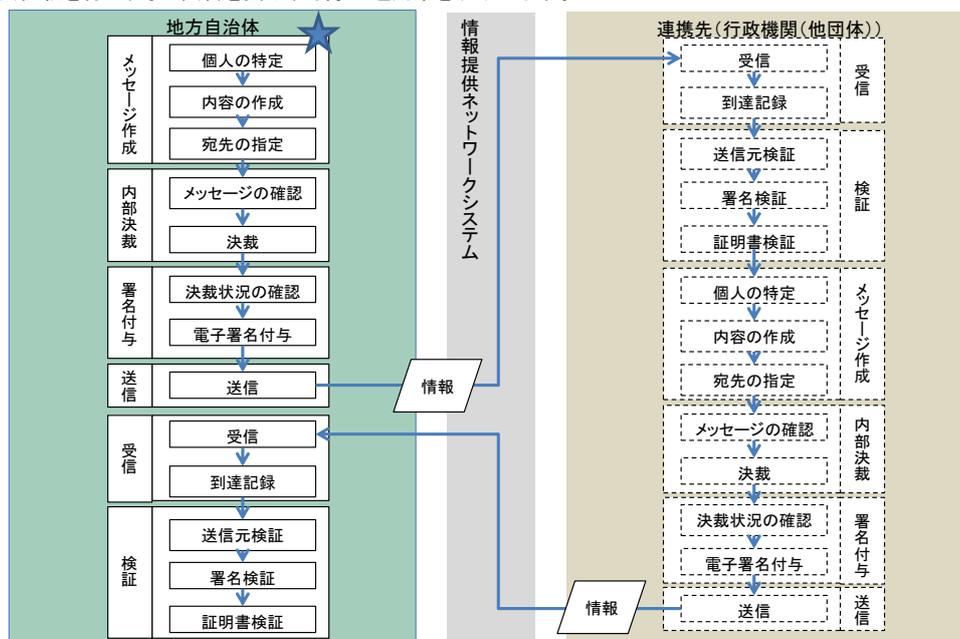


図 2-20 業務処理の組み合わせによって表したパターンごとの運用案のイメージ

これらの運用案を組み合わせることによって業務プロセス案を検討した。

## (B) 業務プロセス案の作成

次期概略フローを基に、運用案を組み合わせることによって業務プロセス案を整理した。業務プロセス案については、団体間連携実現時の姿として、住民の利便性や行政業務の効率化の面から住民と職員の双方にとってより望ましい姿となるよう処理の流れを検討した。特に、団体間連携において従来の運用が変わる処理や新たに追加される処理については詳細な流れを記載した。

なお、業務プロセス案には処理の流れを記載するとともに、業務プロセス案の考え方を示すものとして以下の点を記載した。

- 業務プロセス案を検討する上で前提として設定した事項を前提事項として記載した。
- 団体間連携の実現によって想定される効果を具体的に記載した。
- 各団体の回答を整理し、業務要件や課題等、特に記載すべき事項を吹き出しで記載した。
- 現状業務ヒアリングの回答から、団体間連携実現の際に考慮すべき事項としてまとめたものについて吹き出しで記載した。

また、次期業務フローを訂正すべき事項がある場合は、訂正内容を吹き出しで追記し、削除する場合は、併せて該当箇所にも×を追記した。

業務プロセス案のイメージを以下に示す。

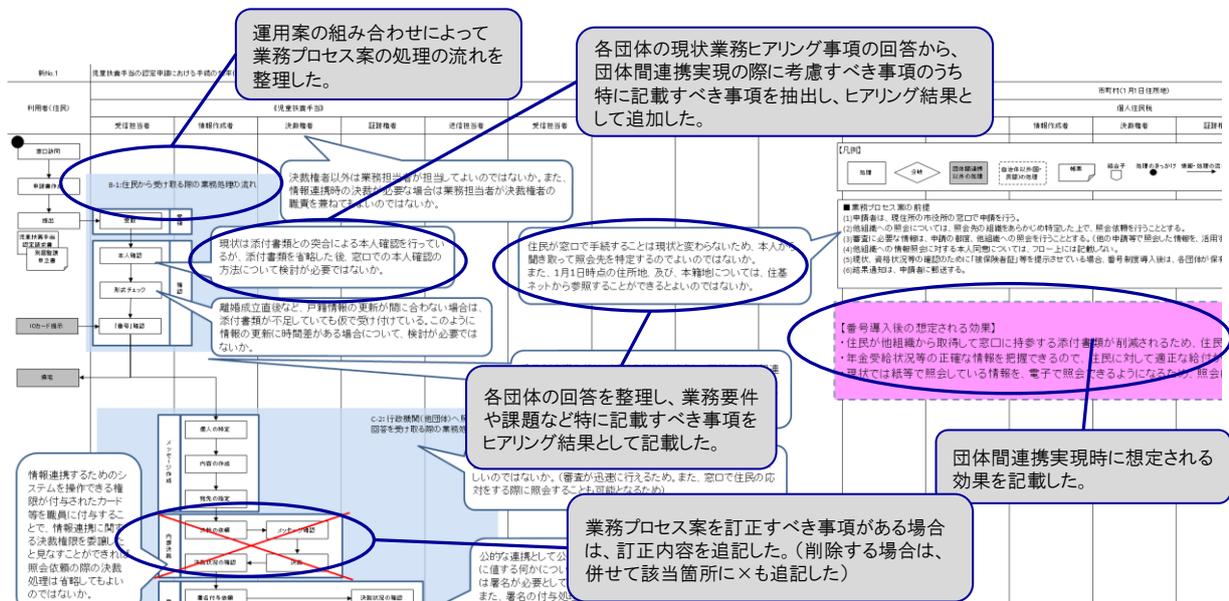


図 2-21 業務プロセス案のイメージ

## (3) 業務プロセス案ヒアリング結果のまとめ

### (A) ヒアリングにおける確認事項の考え方

業務プロセス案では、想定した業務プロセス案を基に、運用の妥当性等の観点からヒアリングを行った。なお、業務プロセス案では処理の流れを整理しているが、団体間連携実現時の運用を想定すると、各処理について処理の必要性や、その処理を自動で行うかどうかといった詳細な運用方法の検討が必要となる。そこで、各処理について想定される運用方法を検討し、ヒアリング事項としてあらかじめ整理した上で協力自治体へのヒアリングを行い、どの方法が妥当かといった点を中心に確認を行った。

各処理について想定した運用方法を以下に示す。

表 2-23 業務プロセス案における運用方法

項番	運用方法の検討観点	運用方法の内容
1	処理の要否	該当する処理を実施する必要があるか。
2	処理のタイミング	処理のタイミングは随時とするか、一定周期とするか。
3	処理の自動化	処理を自動化できないか。
4	処理の単位	処理の単位は、単件ずつか一括か。
5	処理の権限	処理の実施権限を誰が有することにするか。

上記の運用方法については、団体間連携実現時に必要となる各処理について整理する必要があるが、処理によって検討が必要な運用方法が異なるため、処理と検討すべき運用方法の対応を以下のとおり整理した。

表 2-24 団体間の業務データ連携に関する処理と検討すべき運用方法の対応

項番	処理	検討すべき運用方法
1	メッセージ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理のタイミング：処理のタイミングは随時とするか、一定周期とするか。</li> <li>処理の自動化：処理を自動化できないか。</li> </ul>
2	内部決裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理の要否：該当する処理を実施する必要があるか。</li> <li>処理のタイミング：処理のタイミングは随時とするか、一定周期とするか。</li> <li>処理の自動化：処理を自動化できないか。</li> <li>処理の単位：処理の単位は、単件ずつか一括か。</li> </ul>
3	署名付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理の要否：該当する処理を実施する必要があるか。</li> <li>処理のタイミング：処理のタイミングは随時とするか、一定周期とするか。</li> <li>処理の自動化：処理を自動化できないか。</li> <li>処理の単位：処理の単位は、単件ずつか一括か。</li> <li>処理の権限：処理の実施権限を誰が有することにするか。</li> </ul>
4	送信	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理のタイミング：処理のタイミングは随時とするか、一定周期とするか。</li> <li>処理の自動化：処理を自動化できないか。</li> <li>処理の単位：処理の単位は、単件ずつか一括か。</li> <li>処理の権限：処理の実施権限を誰が有することにするか。</li> </ul>
5	受信	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理のタイミング：処理のタイミングは随時とするか、一定周期とするか。</li> <li>処理の自動化：処理を自動化できないか。</li> </ul>
6	検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理のタイミング：処理のタイミングは随時とするか、一定周期とするか。</li> <li>処理の自動化：処理を自動化できないか。</li> <li>処理の権限：処理の実施権限を誰が有することにするか。</li> </ul>

## (B) ユースケースごとのヒアリング結果まとめ

ユースケースごとのヒアリング結果まとめでは、各協力自治体の回答を横並びで記載し、協力自治体間の回答が一致しているか一致していないかについて整理した。その上で、処理の要否、自動化可否、処理の単位等の運用方法について、各協力自治体の回答を基にユースケースごとの業務要件として整理した。その際、各協力自治体の回答と整理結果に差異がある場合は業務要件として選定した理由を併せて記載した。

業務プロセス案ヒアリング結果のまとめのイメージを以下に示す。

該当する業務/組織	児童扶養手当/市町村	該当する手続	児童扶養手当の認定申請						
該当するユースケース	新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化								
No.	区分	確認事項	A市:回答	B市:回答	C市:回答	回答の一致/不一致	業務要件	業務要件として採用した理由	課題
1	(業務プロセス案の前提)	1月1日住所地、本籍地の把握方法 ①住民票、戸籍(戸籍の附票)を参照することで把握する。 ②本人に申請してもらう。 ③その他(※具体的な内容をご確認ください) ④(判断できない)	①②	①②	①	一致	①②	現状でも本人からの聞き取りを行っており、番付本人変更窓口での申請を行うことは変わらないため、同様の方法で運用可能と考える。ただし、本人の記憶が語っている場合などを考慮し、住居ネットでの参照も可能とするべきと考える。	
2	年金受給情報の照会先組織の特定方法	申請者の年金情報を照会するに、どのように照会を行うことが適切と考えるか。 ①加入している年金を本人に申請時に申し出てもらう ②各種年金保険者に照会を行う ③その他(※具体的な内容をご確認ください) ④よく分からない(判断できない)	(本人からの申し出がない場合は②)	する際などに口頭で確認しているため、本人の申し出で把握可能と考える		一致	①	新規の場合は、現状でも本人からの聞き取り	

図 2-22 業務プロセス案ヒアリング事項の結果まとめのイメージ

なお、団体ごとに回答が異なる場合は以下のような考えに基づいて採用する業務要件を選定した。業務プロセス案のヒアリング結果全体をみると、セキュリティや個人情報保護等を適切に担保した上で、業務効率化を実現するための自動化・省力化が望まれていることが判明した。また、団体間連携は、国民の利便性の更なる向上を図ることや行政業務の効率化を期待するものである。ただし、利便性や効率化を求める一方で、早期の実現を目指す上では実現性が高いことも必要であり、また現状と運用等が変わる部分が、行政業務として適切な範囲かどうかといった観点も必要であると考えた。そこで、以下に示すとおり、業務要件の採用の考え方を整理した。

【業務要件の採用の考え方】

下記①～④を総合的に判断して業務要件として選定する。

- ①住民の利便性の観点で適切か。
  - 当該業務要件を選定することにより、現状より住民の待ち時間や作業量が減少するか。
- ②職員の業務負荷の観点で適切か。
  - 当該業務要件を選定することにより、現状より業務が効率化できるか。
- ③実現性はあるか。
  - 現状と同様の方法(業務要件)で問題ないか。
  - 当該業務要件を実現するための法制度の改正等の対応が許容範囲か。
- ④行政業務として適正か。
  - 法制度上もしくは常識的な観点で、行政業務として不適切な部分はないか。

2.5.2 業務プロセス案等の検討結果

業務プロセス案を作成し、協力自治体ヒアリングを実施することにより、より実運用に即した運用の流れや業務処理を整理することができた。また、全体の大まかな流れだけでなく、処理の自動化や処理の単位等、詳細な内容について整理することができた。これらの検討結果から整理した業務要件は「課題ウ」での機能要件検討に活用し、業務プロセス案は「課題エ 運用検証等の実施」での運用検証に活用することとした。

検討結果のうち、「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」、「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」の2つのユースケースについて、業務プロセス案の検討結果を以下に示す。また、その他のユースケースについては、検討結果のうち次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)と、団体間連携実現時に想定される効果を示す。

全ユースケースの検討結果の詳細は「別紙 2.4-1 業務プロセス案等検討結果」を参照のこと。

(1) 「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の検討結果

(A) 次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)

児童扶養手当の認定手続において、処理に必要な情報を他団体から直接参照する流れを想定した。協力自治体からの訂正指摘は特になく、整理した案で問題ないことが確認できた。次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)を以下に示す。

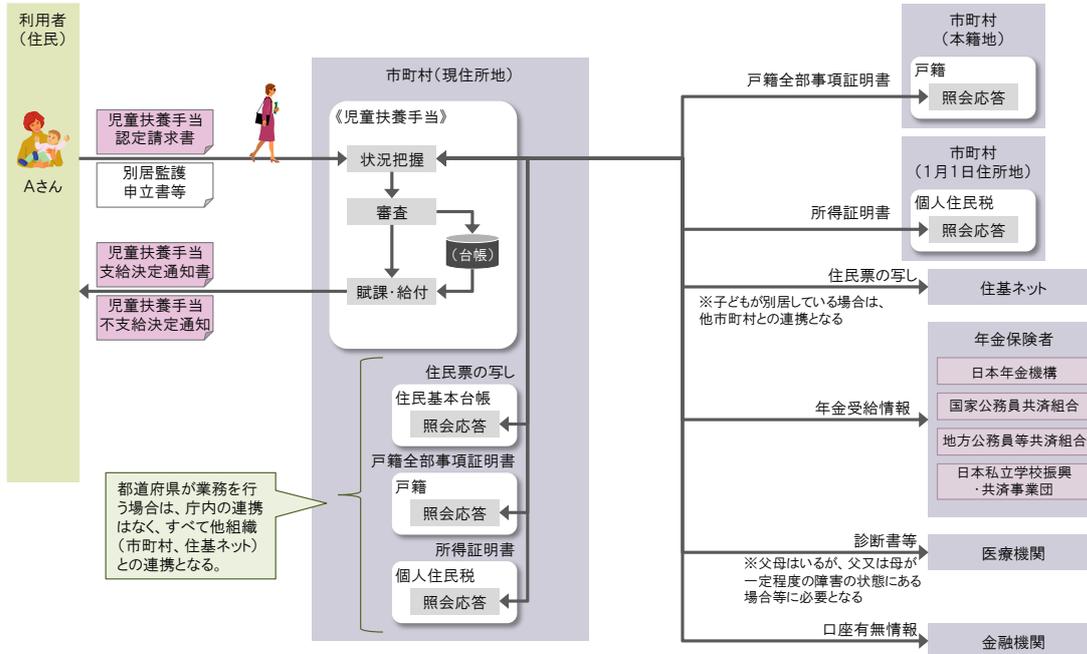


図 2-23 「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の次期概略フロー (協力自治体ヒアリング結果反映版)

(B) 業務プロセス案

業務プロセス案については、「別紙 2.4-1 業務プロセス案等検討結果」の「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」を参照のこと。

なお、業務プロセス案については、協力自治体からの訂正指摘は特になく、整理した案で問題ないことが確認できた。

(C) 業務プロセス案ヒアリング事項の結果まとめ

団体間連携実現の際に検討すべき事項等、ヒアリング時にあがった意見のうち主なものを以下に示す。

表 2-25 業務プロセス案ヒアリングでの主な意見・課題

項番	該当箇所	主な意見・課題
1	【業務プロセス案の前提】 他団体への照会については、照会応答側の団体をあらかじめ特定した上で、照会依頼を行うこととするという前提について	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民が窓口で手続することは現状と変わらないため、本人から聞き取って照会応答側の団体を特定するのでよいのではないか。</li> <li>1月1日時点の住所地及び本籍地については、住基ネット等から参照することができるかとよいのではないか。</li> </ul>
2	【住民からの申請の受取】 本人確認について	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状は添付書類との突合による本人確認を行っているが、添付書類を省略した後、窓口での本人確認の方法について検討が必要ではないか。</li> </ul>

項番	該当箇所	主な意見・課題
3	【住民からの申請の受取】 申請書等の形式チェックについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚成立直後等、戸籍情報の更新が間に合わない場合は、添付書類が不足していても仮で受け付けている。このように情報の更新に時間差がある場合について、検討が必要ではないか。</li> </ul>
4	【住民からの申請の受取】 申請書等の確認後に住民が帰宅する流れについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体間連携時は、添付書類が省略され、団体間の情報連携が変わるため、申請の到達時期を添付書類が揃った時点ではなく、申請書(申請意思)を提示した日とする等の検討が必要ではないか。</li> </ul>
5	【他団体への照会全体】 画面での照会処理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>画面上で照会すると、即座に照会結果が表示されるような処理が望ましいのではないかと。(審査が迅速に行えるため。また、窓口で住民の応対をする際に照会することも可能となるため)</li> </ul>
6	【他団体への照会依頼の送信】 照会依頼に対する内部決裁処理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連携するためのシステムを操作できる権限が付与されたカード等を職員に付与し、そのカード等がなければ連携できないようにすれば、単件即時決裁を行わなくても問題ないのではないかと。</li> </ul>
7	【他団体への照会依頼の送信】 照会依頼に対する署名付与処理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的な連携として公印に値するようなものが必要と考える。公印に値する何かについて、署名以外の代替手段がないため、ここでは署名が必要としてもよいのではないかと。</li> <li>署名の付与処理は、自動で複数件一括処理ができるとよいのではないかと。</li> </ul>
8	【他団体からの照会依頼に対する回答】 照会応答に対する内部決裁処理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動で照会応答する場合、あらかじめ連携可能と定められた情報であれば、照会応答が発生する都度の単件即時決裁は行わなくても問題ないのではないかと。</li> </ul>
9	【他団体からの照会依頼に対する回答】 照会応答について	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度で規定された以外の不正な照会依頼はできないようにすること、また、不正な照会には応答しないことが担保されれば、自動で応答できるとよいのではないかと。</li> </ul>
10		<ul style="list-style-type: none"> <li>団体ごとの賦課の時期が異なるため、時期によって提供可能な団体と不可能な団体が出ないよう、連携する情報ごとに提供可能な時期を統一する等の運用を検討する必要があるのではないかと。</li> </ul>
11		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の所得が未申告の場合はその場で申告を促している。申請者が税情報を未申告の場合について、検討が必要ではないかと。</li> </ul>
12	【他団体からの照会応答の受取】 情報の送信元等の検証について	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証については、自動で行っても問題ないのではないかと。</li> </ul>

#### (D) 団体間連携実現時に想定される効果

児童扶養手当の認定申請においては、以下のような効果が見込まれる。

- 住民が他団体から取得して窓口に持参する添付書類が削減されるため、住民・職員の負荷軽減につながる。
- 年金受給状況等の正確な情報を把握できるので、住民に対して適正な給付が可能となる。
- 現状では紙等で照会している情報を、電子で照会できるようになるため、照会に係る職員の時間及び業務負荷が軽減される。

(2) 「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」の検討結果

(A) 次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)

生活保護の申請手続において、処理に必要な情報を他団体から直接参照するという流れを想定した。また、現状では紙等で行っている団体間の連携も電子で行うこととした。

ヒアリングの結果、全体の業務の流れとしては整理した案で問題がないことが確認できた。ただし、一部の連携情報について、追加の指摘と、連携不要との指摘があった。

次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)を以下に示す。

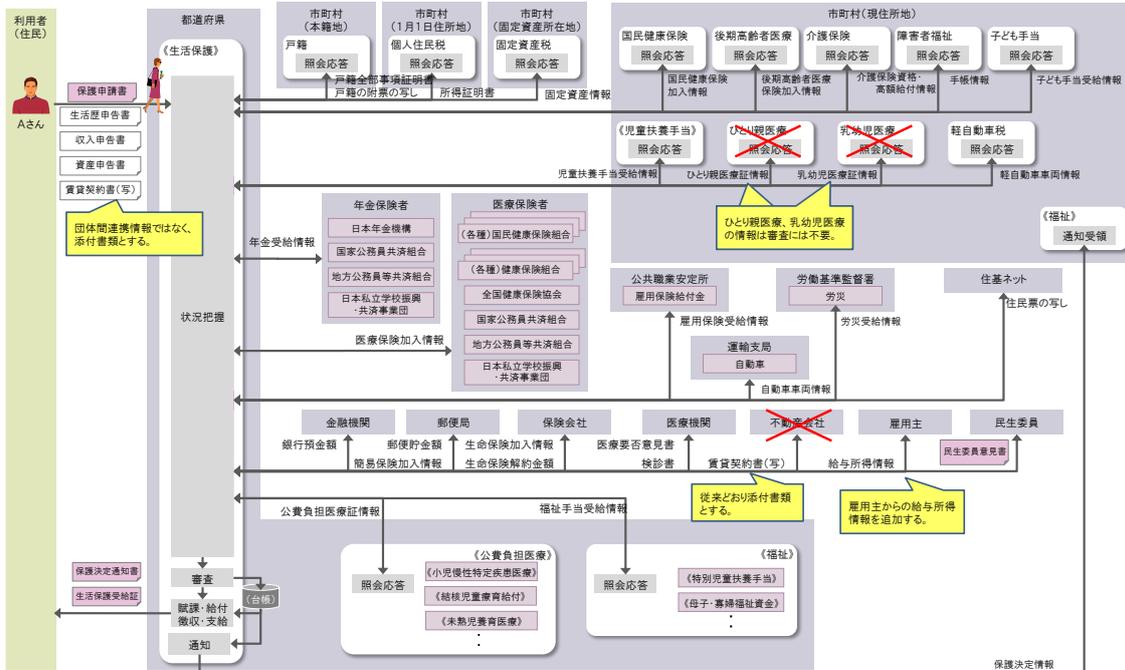


図 2-24 「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」の次期概略フロー (協力自治体ヒアリング結果反映版)

(B) 業務プロセス案

業務プロセス案については、「別紙 2.4-1 業務プロセス案等検討結果」の「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」を参照のこと。

次期概略フローと同様に、ヒアリングの結果、全体の業務の流れとしては整理した案で問題がないことが確認できた。ただし、連携情報の一部について、連携不要との指摘があった。

(C) 業務プロセス案ヒアリング事項の結果まとめ

団体間連携実現の際に検討すべき事項等、ヒアリング時にあがった意見のうち主なものを以下に示す。

表 2-26 業務プロセス案ヒアリングでの主な意見・課題

項番	該当箇所	主な意見・課題
1	【業務プロセス案の前提】 他団体への照会については、照会応答側の団体をあらかじめ特定した上で、照会依頼を行うこととする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民が窓口で手続することは現状と変わらないため、本人から聞き取って照会応答側の団体を特定するのがよいのではないか。</li> <li>1月1日時点の住所地及び本籍地については、住基ネット等から参照することができるかといよいのではないか。</li> </ul>
2	【住民からの申請の受取】 業務プロセス案が申請以降の流れとなっている点について	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給の相談にみえた方に対して有効な相談ができるよう、相談の際にも必要な情報を即時に照会できるような検討が必要ではないか。</li> </ul>

項番	該当箇所	主な意見・課題
3	【住民からの申請の受取】 都道府県(県の福祉事務所)が住民の申請を受け取る流れとなっている点について	• 現状でも町村の窓口での受付を行っており、団体間連携実現時も、町村の窓口で受け付けると思われるため、町村で受け付けた場合の都道府県と町村の役割分担と処理範囲について、検討する必要があるのではないか。
4	【他団体への照会依頼の送信】 照会依頼に対する内部決裁処理について	• 情報連携するためのシステムを操作できる権限が付与されたカード等を職員に付与し、そのカード等がなければ連携できないようにすれば、単件即時決裁を行わなくても問題ないのではないか。
5	【他団体への照会依頼の送信】 照会依頼全体について	• 照会依頼に際して、本人の同意なしで、照会応答側が回答してくれるように、制度面の検討が必要ではないか。
6		• 1 申請に対して多くの照会が発生するため、職員が、照会処理状況(ステータス)が確認できるようにした方がよいのではないか。
7		• 無駄な照会をなくすため、審査に必要な情報のうち優先度の高い情報から照会する等、照会の順序を考慮した照会方法を検討した方がよいのではないか。
8	【他団体からの照会依頼に対する回答】 照会応答に対する内部決裁処理について	• 自動で照会応答する場合、あらかじめ連携可能と定められた情報であれば、照会応答が発生する都度の単件即時決裁は行わなくても問題ないのではないか。
9	【他団体からの照会依頼に対する回答】 照会応答について	• 制度で規定された以外の不正な照会依頼はできないようにすること、また、不正な照会には応答しないことが担保されれば、自動で応答できるとよいのではないか。
10		• 団体ごとの賦課の時期が異なるため、時期によって提供可能な団体と不可能な団体が出ないよう、連携する情報ごとに提供可能な時期を統一する等の運用を検討する必要があるのではないか。
11		• 申請者の所得が未申告の場合はその場で申告を促している。申請者が税情報を未申告の場合について、検討が必要ではないか。
12	【他団体からの照会応答の受取】 情報の送信元等の検証について	• 検証については、自動で行っても問題ないのではないか。
13	【他団体への連絡】 県で決定した生活保護の決定情報を町村の福祉業務に連絡する流れについて	• 町村では、ひとり親医療等のように生活保護の対象になると打ち切りとなるサービスがある。事務局の案では、町村では福祉業務が窓口となって県からの連絡を受け取り、その後、連絡が必要な庁内の各業務に連絡することを想定しているが、必要な業務には同時に連絡できるようにした方がよいのではないか。

#### (D) 団体間連携実現時に想定される効果

生活保護の受給申請においては、以下のような効果が見込まれる。

- 今まで調査が困難であった情報が調査できるようになり、審査に必要な情報が正確に把握できるため、住民に対して公正な給付が可能となる。
- 審査に利用する情報が多岐にわたっているため、職員は多くの機関に照会する必要があるが、団体間連携の実現により、照会に係る職員の時間及び業務負荷が軽減される。
- 団体間連携の実現により、照会依頼から応答までの期間が大幅に短縮されるため、審査に必要な情報を早期に収集できるようになる。

### (3) 新No.3～新No.8 のユースケースの検討結果

新No.3～新No.8 の6つのユースケースについては、それぞれ次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)と、団体間連携実現時に想定される効果を示す。

#### (A) 「新No.3 税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)」

##### (a) 次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)

住民がポータルにログインし、自身に関する、税(賦課)情報、納付情報、控除に関する情報等の各種情報を参照する流れを想定した。

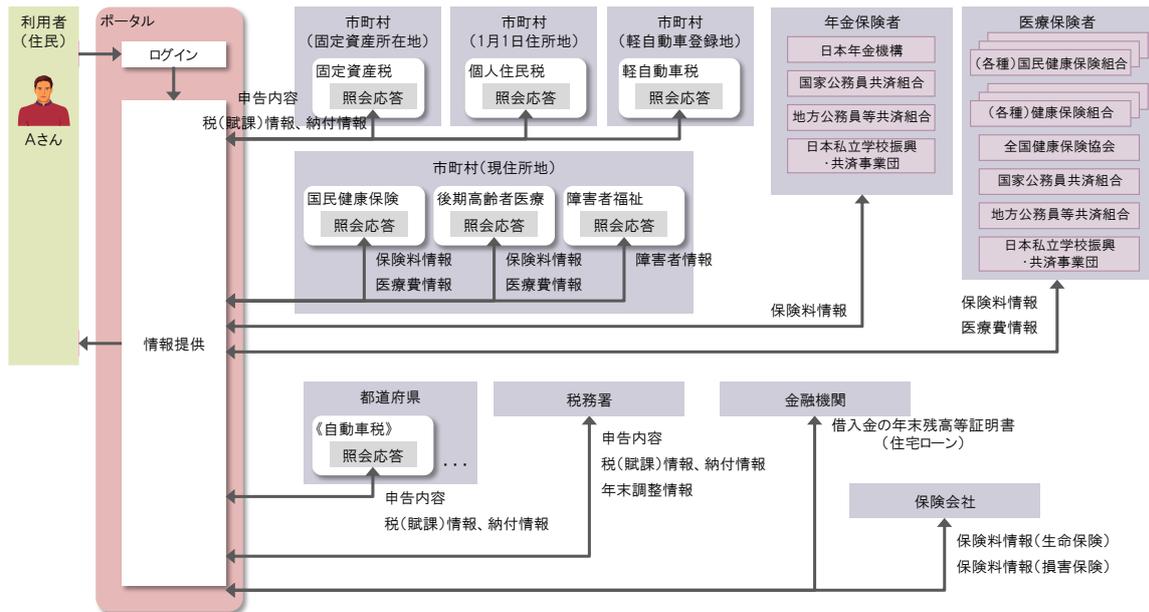


図 2-25 「新No.3 税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)」の次期概略フロー  
(協力自治体ヒアリング結果反映版)

##### (b) 団体間連携実現時に想定される効果

税務に関する情報提供においては、以下のような効果が見込まれる。

- 住民が直接ポータルから必要な情報の照会が可能となり、窓口での業務負荷が軽減されるため、住民・職員の負荷軽減につながる。
- 現状では電話等で照会している情報を、電子で自動的に照会できるようになるため、電話等の対応に必要となる職員の業務時間、業務負荷が軽減される。

## (B) 「新No.4 小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化」

## (a) 次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)

小児慢性特定疾患の医療給付手続において、添付書類の代わりに他団体から所得等の情報を直接参照できるようになる流れを想定した。

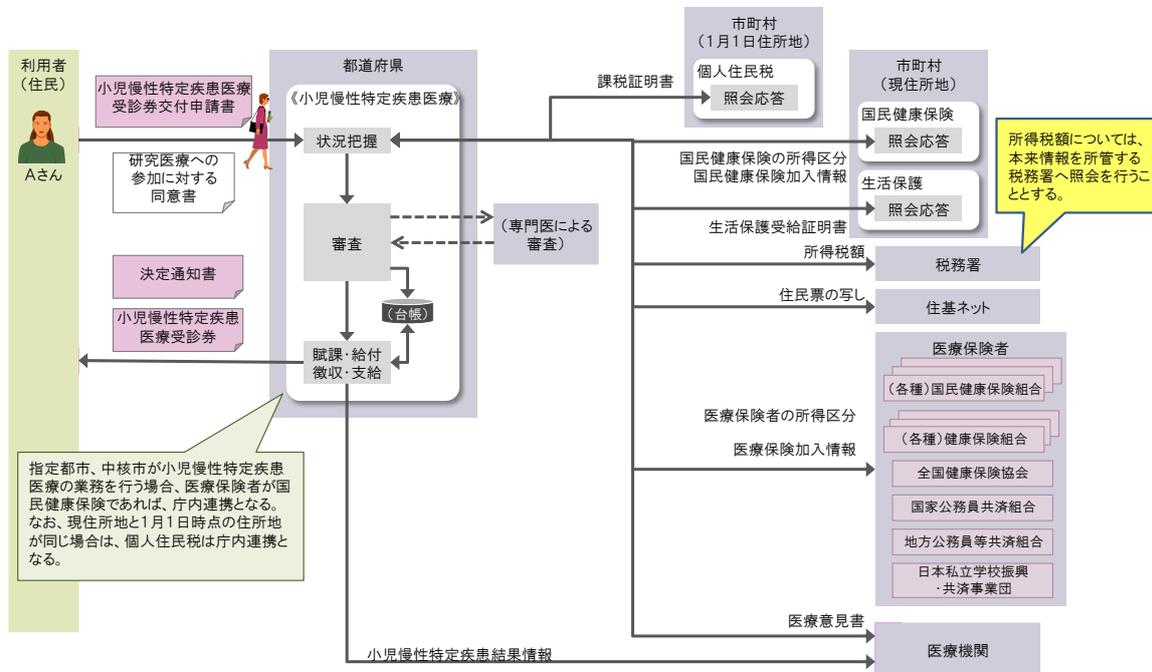


図 2-26 「新No.4 小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化」の次期概略フロー  
(協力自治体ヒアリング結果反映版)

## (b) 団体間連携実現時に想定される効果

小児慢性特定疾患の医療給付手続においては、以下のような効果が見込まれる。

- 住民が他団体から取得して窓口を持参する添付書類が削減されるため、住民・職員の負荷軽減につながる。
- 現状では紙等で照会している情報を、電子で照会できるようになるため、照会に係る職員の時間及び業務負荷が軽減される。
- 「所得区分」や「課税情報」の正確な情報を、職員の負担なく審査前に把握できるので、住民に対して適正な自己負担額の提示が可能となる。

## (C) 「新No.5 国民年金の裁定請求の効率化」

## (a) 次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)

国民年金の老齢基礎年金の年金請求手続において、添付書類の代わりに他団体から情報を直接参照する流れを想定した。

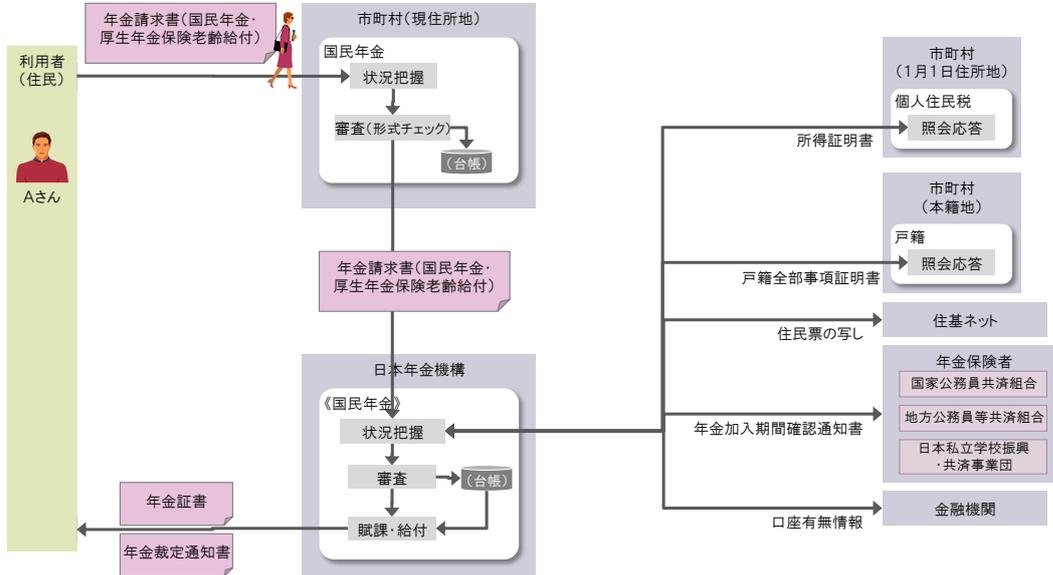


図 2-27 「新No.5 国民年金の裁定請求の効率化」の次期概略フロー  
(協力自治体ヒアリング結果反映版)

## (b) 団体間連携実現時に想定される効果

国民年金の裁定請求においては、以下のような効果が見込まれる。

- 住民が他団体から取得して窓口を持参する添付書類が削減されるため、住民・職員の負荷軽減につながる。
- 現状では紙等で照会している情報を、電子で照会できるようになるため、照会に係る職員の時間及び業務負荷が軽減される。

(D) 「新No.6 引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握」

(a) 次期概略フロー(協力自治体ヒアリング結果反映版)

本ユースケースでは3つの場面に分けて次期概略フローを記載した。

【異動の届出】

以下のような流れを想定した。

- 引越時に、住民票の異動を届け出る。

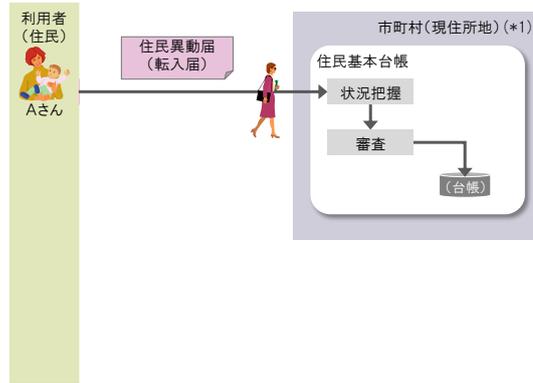


図 2-28 「新No.6 引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握」の次期概略フロー  
(協力自治体ヒアリング結果反映版)(1/3)

【健診や予防接種の受診状況の引継ぎ】

以下のような流れを想定した。

- 現状では引越時に、引越前の市町村での乳幼児健診や予防接種の受診状況を、引越後の市町村で引き継いでいる。それにより、乳幼児健診や予防接種の受診履歴は母子健康手帳に記入されるが、記入が漏れる場合がある。そこで、引越前の市町村に情報照会を行うことにより情報を正確に把握でき、記入が漏れた情報を引越後の市町村で母子健康手帳に追記すること等が可能となる。

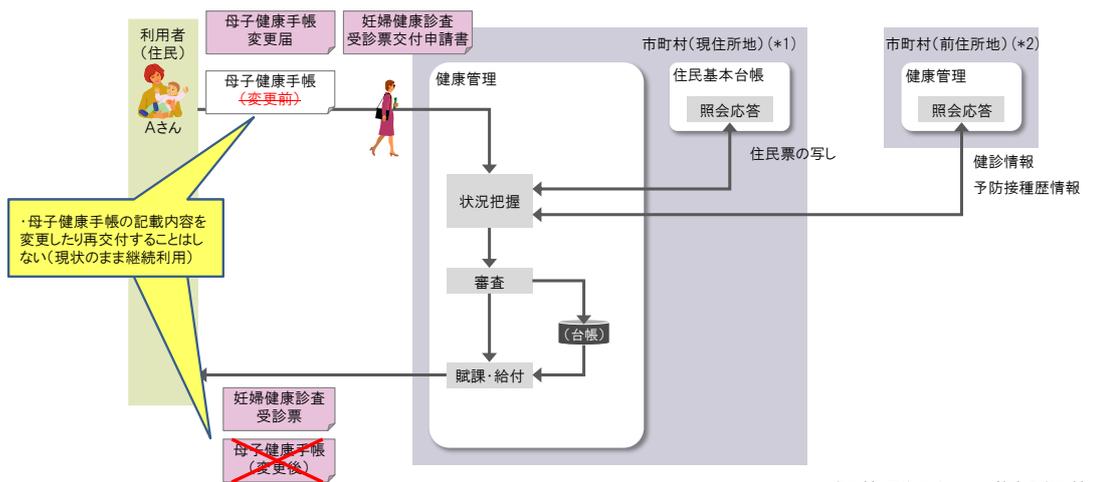


図 2-29 「新No.6 引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握」の次期概略フロー  
(協力自治体ヒアリング結果反映版)(2/3)

## 【児童虐待の把握】

以下のような流れを想定した。

- 乳幼児健診や予防接種の未受診者を把握し、受診勧奨と未受診理由の確認を行うとともに、育児相談等の保健支援を行う。
- 児童虐待の疑いがある場合、関係部門と対応協議の上、児童相談所に虐待通告するとともに、健診情報等を連絡する。

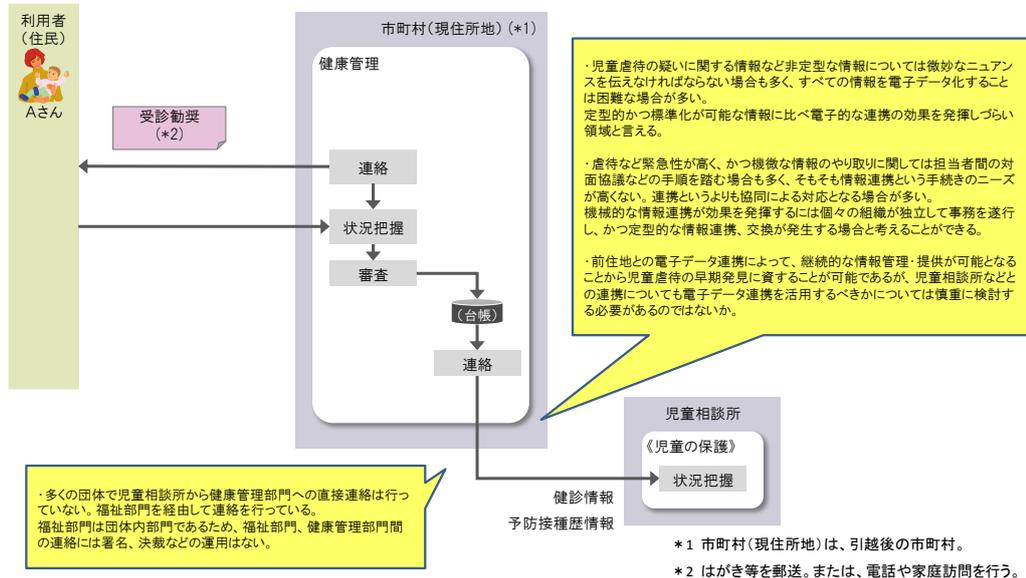


図 2-30 「新No.6 引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握」の次期概略フロー  
(協力自治体ヒアリング結果反映版)(3/3)

## (b) 団体間連携実現時に想定される効果

引越時の健診等の情報の引継ぎにおいては、以下のような効果が見込まれる。

- 引越時に、前住所地と情報連携することにより、乳幼児健診や予防接種履歴の情報をより迅速かつ正確に引継ぐことができる。
- 母子手帳からだけでは実現困難な情報の正確性や情報量を期待でき、前住地でのサービスを途切れなく継続することができる。
- 母子手帳の紛失や記載漏れ等に対して適切なフォローアップが可能となる。

## (E) 「新No.7 不動産に関する業務の効率化」

## (a) 次期概略フロー

法務局からの連絡や、市町村と都道府県との連絡等、現状では紙等で行っている団体間の連携を電子で行う流れを想定した。さらに、必要に応じて法務局への閲覧依頼を行い、閲覧転記情報(登記申請情報)を入手することとし、また、住民の状況を基に、不動産取得税が軽減される住民を把握し、申告の勧奨を行うこととした。

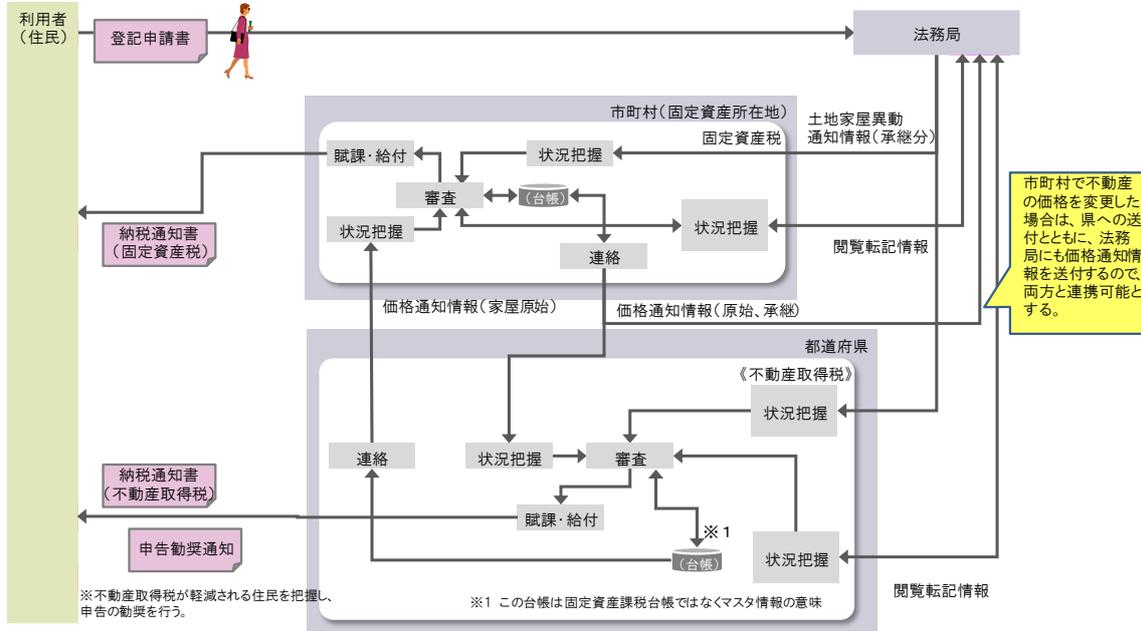


図 2-31 「新No.7 不動産に関する業務の効率化」の次期概略フロー  
(協力自治体ヒアリング結果反映版)

## (b) 団体間連携実現時に想定される効果

不動産に関する業務効率化においては、以下のような効果が見込まれる。

- 現状では法務局と紙媒体でやり取りしている情報が、電子化され、情報連携できるようになるため、これまでの閲覧等に係る職員の時間及び業務負荷が軽減される。
- 現状では都道府県と市町村間において紙媒体でやり取りしている情報が、電子化され、情報連携できるようになるため、これまでの媒体交換等に係る職員の時間及び業務負荷が軽減される。

(F) 「新No.8 災害時の住民の状況把握や手続の効率化」

(a) 次期概略フロー

本ユースケースでは、2つの場面を想定し、それぞれについて次期概略フローを作成した。

【避難者リスト作成の流れ】

以下のような流れを想定した。

- ・被災地(住所地)から離れた市町村に避難している場合でも、情報を連携することで迅速に避難者の状況を把握できる。
- ・最新の所在地や被災状況を把握し、被災者の状況に応じて適切なお知らせ等を送ることが可能になる。

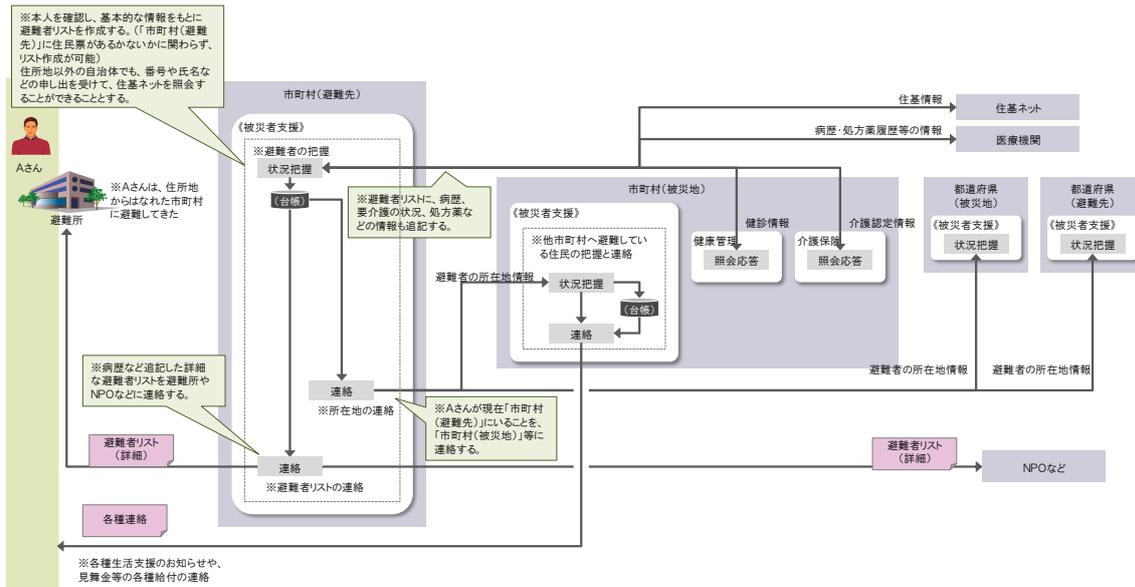


図 2-32 「新No.8 災害時の住民の状況把握や手続の効率化」の次期概略フロー

(協力自治体ヒアリング結果反映版)(1/2)

【各種申請受付の流れ】

以下のような流れを想定した。

- 義援金や税の免除、保険証の再発行等の申請・届出を、避難先の市町村でまとめて行えるようにする。

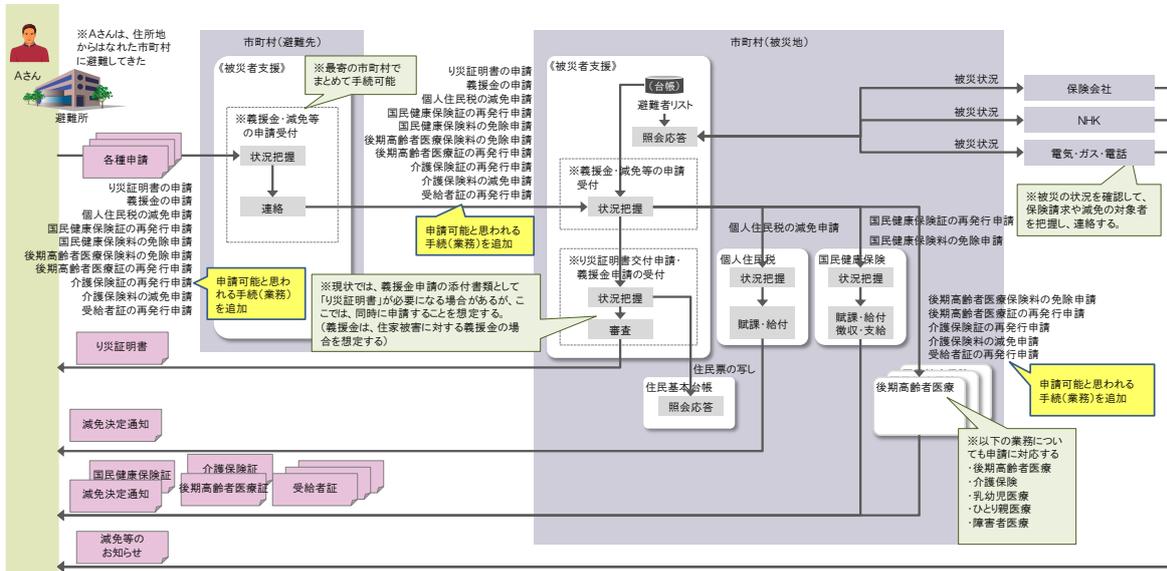


図 2-33 「新No.8 災害時の住民の状況把握や手続の効率化」の次期概略フロー

(協力自治体ヒアリング結果反映版)(2/2)

(b) 団体間連携実現時に想定される効果

災害時の被災者支援においては、以下のような効果が見込まれる。

- 被災地(住所地)から離れた市町村に避難している場合でも、情報を連携することで迅速に避難者の状況を把握できるようになるため、災害時の住民への支援、サービスが的確に行えるようになる。
- 避難者の状況の把握が迅速に行えるようになることで、状況の把握にかかる職員の業務負荷が軽減される。
- 最新の所在地や被災状況を把握し、被災者の状況に応じて適切なお知らせ等を送ることが可能になるため、住民の利便性向上につながる。
- 避難先の市町村で各種手続の申請を受け付けることにより、住民が被災地(住所地)まで出向かなくてよくなり、住民の負荷軽減、手続にかかる時間短縮につながる。

## 2.5.3 ユースケース全体の考察

### (1) ユースケース全体考察

ユースケース全体について協力自治体ヒアリングの結果をまとめた。

ヒアリング時に設問としてあげた処理の運用方法(処理の要否、自動化可否等)については、ヒアリング結果を基にユースケース全体としての業務要件として整理した。

各ユースケースごとにまとめた業務要件を基に、ユースケース全体としての業務要件を検討し、全体考察としてまとめた。その際、各ユースケースでの整理結果に差異があった場合は差異の内容についても記載した。また、団体間連携実現に向けて検討が必要と思われる事項については課題として整理した。ユースケース全体考察のイメージを以下に示す。

No.	区分	検討事項	ユースケース別の差異		課題
			業務要件	差異の有無 差異の内容	
1	全体	照会に関する事項 1月1日住所地、本籍地、固定資産所在地の把握	基本的には本人の申し出に基づき、照会依頼の宛先を設定できることとする。 1月1日住所地、本籍については、住基(住基ネット)を参照することで宛先を特定できることとする。	有 ・年金保険者等については、No1(児童扶養手当)、No5(国民年金)では、現状でも本人から窓口で聞き取っている場合は、同様の方法でよいという意見があった。しかし、No3(生活保護)では、本人が把握していない場合等を考慮して、情報保有者に照会すべきという意見もあった。	・年金保険者、医療保険者、財産所在地等についても、本人が把握していない場合などを考慮し情報保有者に照会する仕組みを検討する必要がある。 ・個人が所有する固定資産について、個人の番号を利用してすべて把握できるような方法を、法務局との連携も含め、検討する必要がある。
2		情報照会における本人同意の必要性 法制所で規定できれば、本人同意の必要性	整理した業務要件に対し、ユースケース間で差異があった場合に、差異の有無とその内容を記載した。	無 ・被害者や共済等を望む場合、被害者の情報等	・情報連携において「できる」規定にすると団体によって解釈が異なるため、結果的に運用が異なってしまうことが想定される。それに加え、画一的な運用が実現できるような制度にする必要がある。 ・災害の場合等においては、本人が連携を望まない場合は対応が必要となる。
3		照会に対して応答する際の日時の取扱い	照会に対して応答する時点で、最新の情報ではない可能性があるため、応答を行う際には、いつ時点の情報か(例えば、○年度や、○年○月○日○時○分 時点等)を明示して提供することとする。	無	・届届等、異動の届出を受け付けに照会依頼がきた場合、どのようである。 ・照会の時期が税別、団体別に異なる場合があるため、連携する情報ごとに提供可能な時期を統一するなどの運用を検討する必要がある。
4		申請受付における申請受付の考え方	申請書の受付時点(申請意思が表示された時点)を到達とする。 ※番号制度導入後の業務運用では、添付書類を住民が持参せず、団体間で情報照会を行うことになる。そのため、住民が申請書を提出する時点では、申請書以外の添付書類が揃っていない状況となることが想定されるが、書類が揃っていないにもかかわらず申請意思が表示された時点で到達とするべきではないかと考える。	有 ・基本は、添付書類等に不備があっても申請意思の表示がなされた時点(申請書提出等)を到達とすべきと考える。ただし、No5(国民年金)は、経由事務であるため、市町村が受付を行うが、市町村の窓口で提出すべき申請書や添付書類が揃った時点とするのがよいという意見があった。	・児童扶養手当など、現行の制度上、全ての添付書類が揃った時点で到達としている業務もあるので、制度上の対応も必要になる。

図 2-34 ユースケース全体考察のイメージ

### (2) ユースケース全体考察の結果

協力自治体ヒアリングの結果を整理すると、全体的な傾向としては自動化等による業務の効率向上が望まれていることが分かった。ただし、業務効率向上のみを目指しているものではなく、基本的には自動化等による業務の省力化を図りつつ、対象者の状況等に応じて手動での処理を可能とするというように、様々なケースに対応できるような柔軟な仕組みが求められていることも分かった。

これらの必要と考える仕組みは業務要件として整理した上で「課題ウ」での検討へ引継ぎ、自動化等の運用については「課題エ」での運用検証で再度その妥当性を確認することとした。

全体考察として整理した業務要件を以下に示す。詳細な内容については「別紙 2.5-1 ユースケース全体考察」を参照のこと。

#### (A) 全体に関する業務要件

表 2-27 全体に関する業務要件の整理結果

項番	区分	検討事項	業務要件
1	照会に関する事項	1月1日住所地、本籍地、固定資産所在地の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には本人の申し出に基づき、照会依頼の宛先を設定できることとした。</li> <li>1月1日住所地、本籍については、住基(住基ネット)、戸籍(戸籍の附票)を参照することで宛先を特定できるような仕組みも備えることとした。</li> </ul>

項番	区分	検討事項	業務要件
2		情報照会における本人同意の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>法制度で規定できれば、同意は不要とした。</li> </ul>
3		照会に対して応答する際の日時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>照会に対して応答する時点で、最新の情報ではない可能性があるため、応答を行う際には、いつ時点の情報か(例えば、○年度や、○年○月○日○時○分 時点等)を明示して提供することとした。</li> </ul>
4	申請に関する事項	申請受付における到達時点の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書の受付時点(申請意思が表示された時点)を到達とした。</li> <li>※団体間連携実現時の業務運用では、添付書類を住民が持参せず、団体間で情報照会を行うことになる。そのため、住民が申請書等を提出する時点では、申請書以外の添付書類が揃っていない状況となることが想定されるが、書類が揃ってなくても申請意思が表示された時点で到達とするべきではないかと考えた。</li> </ul>
5		住民の帰宅の判断条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>他団体への情報照会は、利用者(住民)が退庁した後でもよいこととした。(窓口での対応時に照会してもよい)</li> <li>※住民が帰宅した後の情報照会で、何かの不備があった場合は、現状どおり、電話等にて本人に確認をとるという運用を行うこととした。</li> </ul>
6		審査開始の判断条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>照会依頼後の情報収集(応答)の状況を自動で管理できることとした。</li> <li>業務によっては、情報が一部しか揃っていない場合でも審査を開始できる場合があるため、審査を開始してよいかどうかは、情報収集の状況を基に職員が判断できるようにした。</li> </ul>

## (B) 処理の形態・タイミング等に関する業務要件

表 2-28 処理の形態・タイミング等に関する業務要件の整理結果

項番	区分	検討事項	業務要件
1	照会・応答(双方向型)	照会・応答処理のタイミング(随時/定期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時での照会、定期的な照会、のいずれにも対応可能とした。</li> <li>随時処理/定期処理は、業務や情報内容ごとに設定可能とした。(ただし、ポータルからの照会に対する応答は随時とした。)</li> </ul>
2		照会・応答処理の即時性	<ul style="list-style-type: none"> <li>即時での応答、非即時での応答、のいずれにも対応可能とした。</li> <li>即時/非即時は、業務や情報内容ごとに設定可能とした。(ただし、ポータルからの照会に対する応答は即時とした。)</li> </ul>
3		照会・応答処理の単位(単件/複数件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本は単件(メッセージ単位)の処理とした。ただし、複数の情報(メッセージ)をまとめて処理することも可能とした。</li> <li>照会応答側の団体が複数になる場合、照会応答側(団体及び業務)ごとに、照会依頼を行うかどうか指定できることとした。</li> <li>照会応答側の複数の団体に対して、1回のオペレーションで依頼処理を行うことも可能とした。</li> </ul>
4	連絡・受取(一方向型)	連絡・受取処理のタイミング(随時/定期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時での連絡、定期的な連絡、のいずれにも対応可能とした。</li> <li>随時処理/定期処理は、業務や情報内容ごとに設定可能とした。</li> </ul>
5		連絡・受取処理の単位(単件/複数件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本は単件(メッセージ単位)の処理とした。ただし、複数の情報(メッセージ)をまとめて処理することも可能とした。</li> <li>受信は随時行われることが前提となるため、受信した情報をいったん溜めた後に、複数件まとめた定期処理をすることも可能とした。</li> </ul>
6		受取後の通知の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携先の団体が連絡を受け取った後に、情報が届いた旨の通知等が返ってくることとした。なお、受取後の通知は、自動で行うこととした。</li> </ul>

## (C) 個別の処理要件等に関する業務要件

表 2-29 個別の処理要件等に関する業務要件の整理結果

項番	区分	検査事項	業務要件	
1	送信 メッセージ作成(対象者特定、連絡・依頼・回答情報の作成)	メッセージ作成の自動化	連絡・照会時	・連絡・照会時のメッセージ作成は、申請書等のデータを基にして、自動で行うこととした。
2			応答(他団体への回答)時	・応答(他団体への回答)時のメッセージ作成は、自動で行うこととした。ただし、業務、情報内容、対象者の状況等に応じて、職員が判断した上で手動の処理に切り替えることも可能とした。(DV等の場合を想定)
3			応答(ポータルへの回答)時	・応答(ポータルへの回答)時のメッセージ作成は、自動で行うこととした。
4	内部決裁	情報連携に関する内部決裁の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部決裁については、単件即時決裁を行わなくてもよいこととした。</li> <li>・業務や情報の内容、対象者の状況等によっては、職員が確認した上で送信できるような仕組みも設けることとした。</li> <li>・事後に、他団体への連絡・照会等の内容や状況を確認できる仕組みも設けることとした。</li> </ul>	
5	署名付与	署名の必要性、自動化	・署名付与は必須とし、付与は自動で行うこととした。	
6	送信	送信の自動化	・送信は自動で行うこととした。	
7	証跡	送信時の証跡	①管理番号 ②送信日(日時) ③送信担当者氏名(※) ④送信担当者所属(※) ⑤送信先団体 ⑥対象者氏名 ⑦情報内容(情報名、年度等) ※自動処理の場合は、③④不要。	
8	受信	受信・検証	処理の自動化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受信した情報は自動で振り分けを行うこととした。</li> <li>・送信元団体及び職員の職責の確認は自動で行うこととした。</li> </ul>
9	証跡	受信時の証跡	①管理番号 ②受信日(日時) ③送信元団体 ④送信担当者氏名(※) ⑤送信担当者所属(※) ⑥対象者氏名 ⑦情報内容(情報名、年度等) ※連携先での送信が自動処理の場合は、④⑤不要。	

## (D) その他の業務要件

表 2-30 その他の業務要件の整理結果

項番	区分		検討事項	業務要件
1	イレギュラー処理		連絡情報に不備等があった場合の連絡の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携情報に不備があった場合、不備内容について送信元に連絡することとした。なお、受信側に情報が届いている場合は、受信側で検知することとした。</li> </ul>
2			不備等の連絡の際の、内部決裁、署名の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>不備内容の連絡については、内部決裁は省略し、署名を付与することとした。なお、システム稼働時間外等で応答ができない等の単純な不備等の場合は署名を付与しないこととした。</li> </ul>
3			不備等があった場合の再処理の自動化	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム稼働時間外等で応答ができない等の単純な不備等の場合は、自動で再度処理を行うこととした。ただし、送信情報の訂正が必要となる不備等の連絡については、自動での再処理を行わないような制御も可能とした。</li> <li>画面等に不備等の内容を出力し、職員が確認を行えることとした。</li> <li>処理状況(ステータス)を管理し、職員が処理状況を確認できることとした。</li> </ul>
4	職員の属性	各処理の職員属性(属性の種類・権限)	団体間連携における一連の処理に必要な職員属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>単件即時決裁を行わない場合、もしくは、システムが自動で照会応答する場合は、あらかじめシステムでの応答を可能として取り決めておくものと考えた。なお、職員がオペレーションする場合は、必要に応じて職員の属性を「業務担当者」と「決裁権者」の2つとして整理することとした。</li> </ul>

## 2.6 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討のまとめ

団体間連携に対応した業務プロセス案の検討について得られた成果と、今後検討する必要があると考える課題を整理した。

### 2.6.1 成果

「課題ア」では、業務プロセス案の検討を行った。

ここで検討した結果は、「課題ウ」での機能検討、「課題エ」での運用検証に活用するものである。そこで、フローとして業務全体の流れを整理するとともに、処理の詳細な運用方法を整理し業務要件としてまとめた。これらの整理に際しては、大綱の記載を基に作成した案を対象に協力自治体ヒアリングを実施することで、より実務に即したもの、より妥当なものとなるよう精査することができた。

協力自治体ヒアリングの結果では、全体の傾向として、セキュリティや個人情報保護等を適切に担保した上で、業務効率化を実現するための自動化・省力化が望まれていることが判明した。具体的には以下のような要請があがった。

- 法制度で規定できれば、情報連携に関する本人同意は不要としてよいのではないかと。
- 業務や情報の内容、対象者の状況(DV等の場合)に応じて手動での処理に切り替えることができれば、基本的には応答時のメッセージ作成は自動化できるのではないかと。
- 情報の送信時の署名付与は必須だが、付与する処理は自動化できるのではないかと。
- 照会依頼時は単件即時決裁を行わなくてもよいのではないかと。そうすれば、照会結果を得るまでの時間が短縮できるのではないかと。
- 照会応答時は単件即時決裁を行わなくてもよいのではないかと。そうすれば自動応答も可能となる。
- 情報の受信時の検証(送信元団体や送信元職員の職責の確認)は自動化できるのではないかと。

「課題ア」の成果としてはこれら協力自治体の意見を基として整理したが、資料上のフローを使ったヒアリングであり、より具体的な運用を想定した場合に妥当でない部分等が判明する可能性もあることから、「課題エ」ではより具体的な運用を想定した上で、運用の妥当性の検証を行うこととした。

### 2.6.2 課題

#### (1) ユースケースで共通の課題

##### (A) 団体間連携についての制度面での規定について

現状でも公用照会において団体間の連携は行われているが、情報を提供する側が「できる」規定であると、団体ごとに解釈が異なり、結果的に情報を照会できない場合がある。団体間連携において同様の問題が発生しないよう、共通的な運用となるような規定が必要となるのではないかとという意見があがった。

これについては、マイナンバー法案第20条(特定個人情報の提供)において「提供しなければならない」規定となっていることで解消できる課題であると考えられる。

##### (B) 連携時の本人同意について

業務プロセス案では、まずは本人同意は不要という前提で処理の流れを整理し、その妥当性をヒアリング事項として確認した。通常の業務においては本人同意不要という考えは妥当であるという回答であった。ただし、「新No.8 災害時の住民の状況把握や手続の効率化」においては、災害の状況や各被災者の状況によって細かい配慮が必要になると想定されることから、以下のような意見があがった。

- 災害の場合等においては、本人が連携を望まない場合は対応できるような仕組みを備える必要がある。
- 基本は本人同意が必要と考えるが、被災直後等、緊急時には即時の情報連携が求められるため、同意なしでも連携可能とする必要があるのではないかと。
- 同意を得る場合、情報の内容や利用目的ごとに避難者自身の意思(同意)を確認できるとよいのではないかと。

災害時については災害の状況等によって要件も異なると考え、ユースケース全体の業務要件としては、基本的には法制度で規定できれば、本人同意は不要とした。ただし災害に限らずユースケースによっては、本人が連携を望まない場合はそれに対応できるような仕組みを検討する必要があると考え、「課題ウ」での機能検討に向けた課題として整理した。

### (C) 照会応答の考え方

照会応答については、すでに各業務システムで管理されている情報を応答情報として送信することを想定し、応答の自動化等についてヒアリングを行った。その結果、全体の要件としては応答は自動で行うこととしたが、情報によっては照会応答時には業務システムで情報が管理されていない場合があることが分かった。具体的には以下のような課題があがった。

- 離婚届等、異動の届出を受け付けているが、まだ台帳登録等の処理を行っていないという期間がある。この間に照会依頼がきた場合、どのように応答すべきか検討する必要がある。
- 税や所得の情報において、未申告の場合はデータが登録(作成)されていない場合がある。この場合に、照会依頼に対してどのような運用とするか検討が必要。
- 賦課の時期が団体別に異なる場合があり、同一年度の情報でも団体によって情報が登録(作成)されているかどうか異なることが想定される。連携する情報ごとに提供可能な時期を統一する等の運用を検討する必要があるのではないかと。

上記のような場合は、イレギュラーケースと位置づけ、「課題エ」において運用での対応を中心にヒアリングを行うこととした。

### (D) 申請等の到達時点について

業務プロセス案では、従来の添付書類をなくし、団体間で必要な情報を連携することとしているが、申請等の際の運用については以下のような課題があがった。

- 児童扶養手当等、現状の制度において全ての添付書類が揃った時点に到達としている業務がある。そのため、従来の規定のままでは、照会応答情報が全て揃った時点が到達となり、支給開始時期にも影響する可能性がある。照会応答の遅れ等により支給開始時期に遅れが生じることがないよう、事務の見直しを含めた対応が必要になるのではないかと。

この課題については、以下のような運用の案が考えられる。

#### ■案1

- 支給月等の判断の基準日を、全ての情報が揃った時点ではなく、申請書を受け付けた時点とするよう、制度面を含めた見直しを行う(遡及対応を可能とする)。

#### ■案2

- 支給月等の判断の基準日を、全ての情報が揃った時点ではなく、全ての情報が揃うと判断できた時点(照会応答側から回答又は受領通知メッセージを受信した時点)とするよう、制度面を含めた見直しを行う。

なおこの課題は制度面での対応が必要になる可能性もあるため、「課題オ 今後に向けた課題の整理」に向けた課題として整理した。

### (E) 連携情報の準備について

団体間連携においては、連携する情報は電子化されていることを想定したが、あらかじめ連携可能な情報を準備しておくことについて、以下のような課題があがった。

- 児童に関する情報には電子データ化されていないものも多い。
- 固定資産税については、データ移行時に名寄せや、同一人同定作業等の検討が必要となると考える。

「課題ウ」及び「課題エ」では、連携する情報が電子化されていない(登録されていない)場合を想定し、職員が応答の際に個別に入力できる仕組みも検討した。どの情報を電子データとして準備しておくかは、コスト等も考慮して検討する必要がある事項であると考え。

そこで、団体間連携の実現に向けてはマイナンバー法案に基づき連携する情報を明確にした上で、最適な運用となるよう継続して検討する必要があると考え、「課題オ」に向けた課題として整理した。

**(F) 連携が望まれる情報について**

業務プロセス案として整理した連携情報に加え、更なる業務の効率化や住民の利便性向上を目指す上で、連携できると望ましい情報や検討が必要な事項が課題としてあがった。

- 年金保険者、医療保険者、資産所在地等の情報連携先について、本人が把握していない場合等を考慮し情報保有者に照会する仕組みを検討する必要がある。
- 申請時ではなく、相談時にも情報連携が行えるとよいのではないか。
- 年金受給状況については、現時点で受給しているかどうかだけでなく、今後、受給権が発生するか否かを把握できるとよい。(ただし、年金保険者側がそのような情報を保有しているかどうかは不明)
- 固定資産の情報を照会する場合は、個人が所有する全ての資産について把握できることが望ましい。
- 固定資産の情報を連携する場合は、共有者が正しく把握できるよう、連携方法等を検討する必要がある。
- 民間事業者等との連携については、制度面での検討状況に応じて、連携先や連携する情報等について整理する必要があると考える。

これらの課題については、マイナンバー法案に基づき連携する情報を明確にした上で、継続して検討する必要があると考え、「課題オ」に向けた課題として整理した。

**(G) 進達業務における役割の検討**

生活保護でみられる進達業務(経由事務)については、団体間連携実現時も受付の窓口と進達の流れは現状のままと想定しているが、現状では町村が住民から提出してもらった添付書類を県が町村経由で入手する代わりに、県が直接情報照会を行うようになる等、業務プロセスが変わることとなる。この場合に、町村と県との役割分担等を整理する必要がある。そこで、進達業務については、実際の運用に向けて更なる整理が必要な事項と考え以下の点を課題としてあげた。

- 生活保護の進達事務(経由事務)について、町村で受け付けた場合の県と町村の役割分担、処理範囲を検討する必要がある。

この課題については、マイナンバー法案に基づき連携する情報を明確にした上で、継続して検討する必要があると考え、「課題オ」に向けた課題として整理した。

## (2) ユースケース個別の課題

### (A) 「新No.7 不動産に関する業務の効率化」について

「新No.7 不動産に関する業務の効率化」においては、現状業務の分析・協力自治体ヒアリングを通して、団体間で運用(情報連携の有無等)に差異があることが分かった。これらの違いについては実際の運用に向けて更なる整理が必要な事項と考え、以下の点を課題としてあげた。

- 「新No.7 不動産に関する業務の効率化」においては、現状でも団体間で情報のやり取りを行っているが、県によって運用が異なっていることから、団体間連携実現時にどこまで運用を統一すべきか、統一する場合にどのような運用が最適かといった点について継続して検討する必要がある。

この課題については、連携する情報を明確にした上で、具体的な運用方法等について継続して検討する必要があると考える。

### (B) 「新No.3 税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)」について

マイ・ポータルでの情報提供に関して以下の課題があがった。

- このユースケースは従来にはない新たな業務であり、住民の利便性向上に資するものではあるが、実際の運用に際してできるだけ地方自治体側の負担を軽減できるような仕組みが必要である。

この課題については、マイ・ポータルでの情報提供に際して自治体側の負担が大きくなりすぎないように、ヘルプ機能やFAQ 情報提供等、団体側への問合せを少なくするための利用者支援機能を検討する必要があると考える。

### (C) 「新No.8 災害時の住民の状況把握や手続の効率化」について

「新No.8 災害時の住民の状況把握や手続の効率化」については、詳細な処理の運用方法に関する確認結果に加え、災害のユースケースとして留意すべき事項、検討が必要な事項等が課題としてあがった。具体的な内容を以下に示す。

- 災害の状況、避難者の状況(避難が長期か短期か)、情報を利用する時点(避難当初かある程度期間が経ってからか)等によって必要となる情報は異なることが想定されるため、切り分けて整理する必要があるのではないかと。
- 避難者リストは様々な立場の人が利用することとなる。そこで、利用する目的や立場に応じて、情報の内容ごとに利用可否をあらかじめ設定しておくべきではないかと。
- 避難先を変える人も多いことから、異動履歴を管理するために、避難者リスト自体を地方自治体間で引き継いでいくことを検討する必要があるのではないかと。

これらの課題については、連携する情報を明確にし、さらに災害の状況等をより具体的に整理した上で運用方法等について継続して検討する必要があると考える。

## 3. 連携データ項目等の分析

### 3.1 連携データ項目等の分析の進め方

#### 3.1.1 検討内容

「課題イ 連携データ項目等の分析」では、「課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討」で整理した8つの詳細検討対象ユースケースについて、地域情報プラットフォームの成果を活用し、団体間で流通する連携情報や連携データ項目等の分析を行い、団体間のインタフェースを整理した。

整理した内容は協力自治体へ複数回にわたって確認を行うことで、業務に必要な情報とデータ項目に絞り、必要最小限のインタフェースとすることを目指した。

#### 3.1.2 進め方

連携データ項目等の分析の進め方は、以下のとおりとした。

表 3-1 連携データ項目等の分析の進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
1	ユースケース別の連携データ項目案等の作成	8つの詳細検討対象ユースケース上に現れる情報について、「課題ア」の検討結果と地域情報プラットフォームの成果等を踏まえて連携情報案、連携データ項目案を作成し、協力自治体に確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユースケース別の連携情報案</li> <li>ユースケース別の連携データ項目案</li> </ul>
2	ユースケース別の連携データ項目等の整理	協力自治体の確認結果を踏まえて、作成した連携データ項目案等を見直した。協力自治体間で回答に差異がある場合は、必要最小限のインタフェースを定めるべく検討し、ユースケース別に団体間で統一した連携情報、連携データ項目となるよう整理した。整理した結果を再度協力自治体に確認し、ユースケース別の連携情報、連携データ項目としてまとめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユースケース別の連携情報</li> <li>ユースケース別の連携データ項目</li> </ul>
3	ユースケース横断の連携データ項目等の整理	ユースケース別に整理した連携データ項目等を、8つの詳細検討対象ユースケースで横断的に整理した。各ユースケースで同一の情報がある場合は集約し、各情報の中でユースケース別に必要なデータ項目を整理した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携情報(全体)</li> <li>連携データ項目(全体)</li> </ul>
4	インタフェース仕様・データ一覧等の作成	ユースケース横断で整理した結果に基づいて、インタフェース仕様、データ一覧を作成した。また、連携する情報の連携形態（照会/連絡）を整理し、照会の場合に必要な、照会のキー情報を整理した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>インタフェース仕様</li> <li>データ一覧</li> <li>連携形態と照会キーの一覧</li> </ul>

### 3.1.3 分析にあたっての考え方

団体間連携時の連携データ項目等の分析を行うため、地域情報プラットフォーム標準仕様や平成22年度地域情報プラットフォーム活用推進事業の成果等を活用し、効率的かつ効果的に検討を推進した。地域情報プラットフォームの既存成果等の活用イメージを以下に示す。

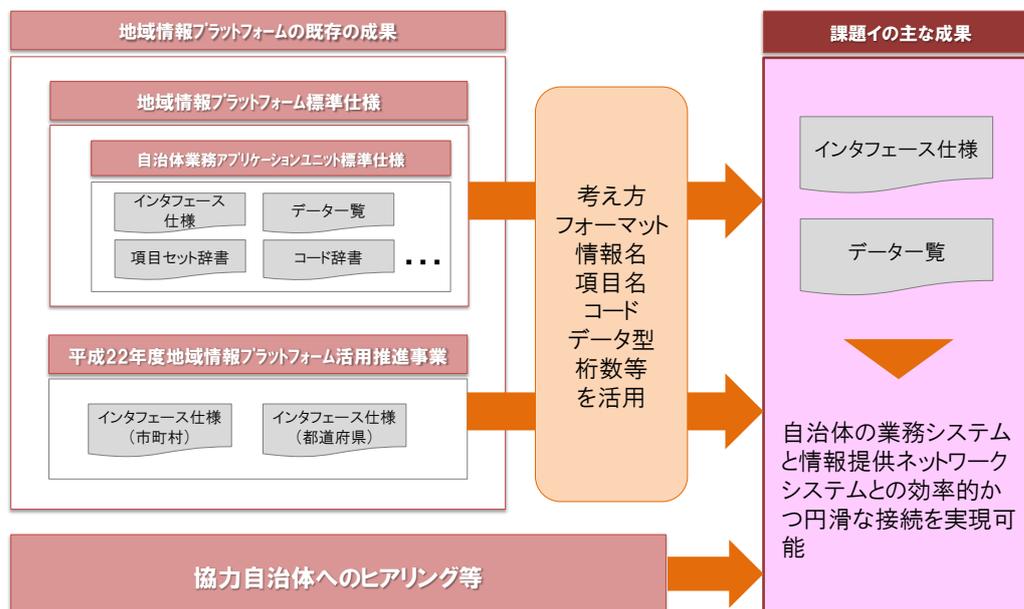


図 3-1 地域情報プラットフォームの既存成果等の活用イメージ

なお、図 3-1 に示す地域情報プラットフォーム標準仕様とは、地域情報プラットフォームの考え方に基づき、様々なシステム間の情報連携を可能とするために、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルールを標準仕様として定めたものである。地域情報プラットフォーム標準仕様では、単独の地方自治体内におけるシステム間の情報連携に必要な仕様が定められている。中でも「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」では、市町村の業務を業務ユニットとして定義し、各業務ユニットの持つべき機能や業務ユニット間で情報連携する際のインタフェース等を整理している。

ここでは、8つの詳細検討対象ユースケースを対象に、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様に規定されている考え方やフォーマットを活用して、団体間連携時における情報名、項目名、コード、データ型、桁数等の整理を行った。整理した結果は8つの詳細検討対象ユースケース横断で利用可能なデータ項目としてまとめた。

また、作業を進めるにあたっては、あらかじめ事務局側で既存の成果を用いて分析を行い、分析結果の確認や新たに検討が必要な場合に協力自治体の協力を得ることとした。

各ユースケース別に分析に参画した協力自治体を以下に示す。

表 3-2 連携データ項目等の分析に参画した協力自治体

新No.	詳細検討対象ユースケース	参画した協力自治体
1	児童扶養手当の認定申請における手続の効率化	北九州市、田川市、富士宮市
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	福岡県、静岡県、北九州市、御殿場市
3	税務に関する情報提供 (税額、納付状況、申告に必要な情報など)	福岡県、静岡県、北九州市、富士宮市、香春町
4	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化	福岡県、静岡県、北九州市
5	国民年金の裁定請求の効率化	北九州市、田川市、富士宮市
6	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握	北九州市、掛川市、香春町
7	不動産に関する業務の効率化	福岡県、静岡県、北九州市、掛川市、香春町
8	災害時の住民の状況把握や手続の効率化	福岡県、北九州市、田川市、御殿場市

### 3.2 ユースケース別の連携データ項目案等の作成

8つの詳細検討対象ユースケースにおいて団体間で流通する情報を抽出し、連携先の団体・業務を整理した。次に「課題ア」、地域情報プラットフォーム標準仕様、平成22年度地域情報プラットフォーム活用推進事業等の成果、既存の帳票等を踏まえ、団体間連携実現時に流通することが想定される連携データ項目の案を整理した。整理した結果は「ユースケース別の連携情報案」と「ユースケース別の連携データ項目案」としてまとめ、複数の協力自治体に提示し、妥当性を確認した。ユースケース別の連携情報案と連携データ項目案の作成イメージを以下に示す。

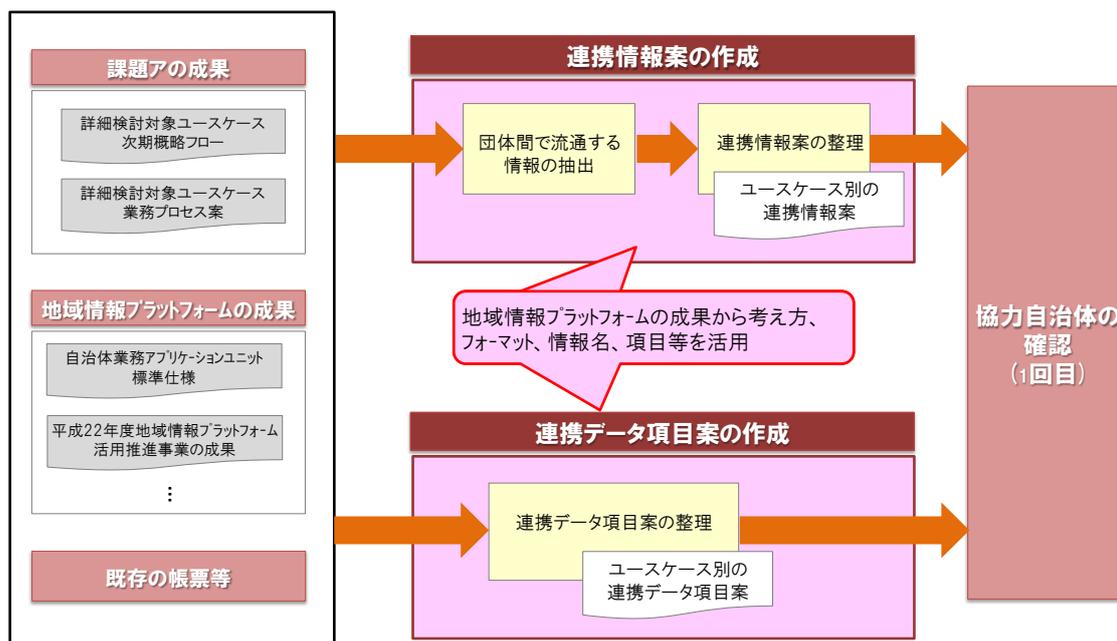


図 3-2 連携データ項目案の整理イメージ

### 3.2.1 ユースケース別の連携情報案の作成

#### (1) 団体間で流通する情報の抽出

「課題ア」で整理した8つの詳細検討対象ユースケースにおいて、団体間で流通する情報と連携先(団体・業務)を抽出した。

例として、8つの詳細検討対象ユースケースのうち「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の団体間で流通する情報の抽出イメージを以下に示す。

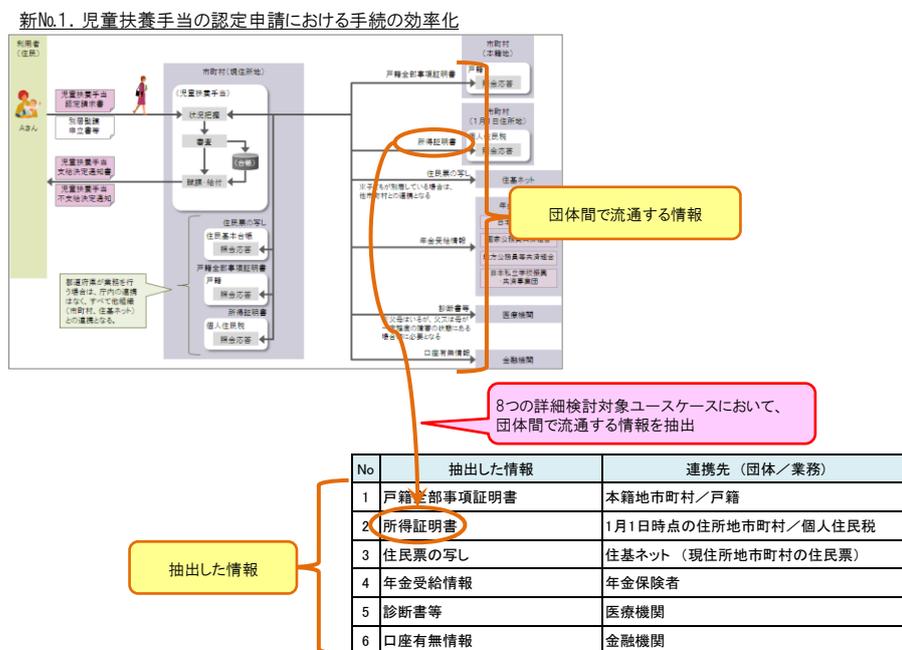


図 3-3 情報の抽出イメージ

8つの詳細検討対象ユースケースのうち「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」から抽出した情報を以下に示す。

表 3-3 「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」から抽出した情報

項番	抽出した情報	連携先 (団体/業務)
1	戸籍全部事項証明書	本籍地市町村/戸籍
2	所得証明書	1月1日時点の住所地市町村/個人住民税
3	住民票の写し	住基ネット (現住所地市町村の住民票)
4	年金受給情報	年金保険者
5	診断書等	医療機関
6	口座有無情報	金融機関
7	障がい手帳	現住所地市町村/障害者福祉

## (2) 連携情報の整理

抽出した情報について、連携先、連携条件(必須/条件付)、情報の用途、情報の対象者を整理し、「ユースケース別の連携情報案」としてまとめた。なお、整理する際は、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様、平成 22 年度地域情報プラットフォーム活用推進事業の成果等を活用した。

ここでまとめた結果については、複数の協力自治体の業務担当職員にヒアリングを実施し、妥当性を確認した。

例として、8つの詳細検討対象ユースケースのうち「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」における連携情報案と協力自治体の確認結果を以下に示す。

表 3-4 「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の連携情報案と確認結果

項番	(a)審査に必要となる連携情報	(b)必須/条件付		(d)全体に対する割合(%)	(e)情報の用途	(f)情報の対象者
			(c)条件の詳細			
1	戸籍全部事項証明書	必須			受給者(父、母、又は養育者)と支給対象児童との扶養関係、受給資格(父母の離婚等)を確認するため	
2	所得証明書	必須			所得制限限度額を超えていないかを確認するため ・合計所得の確認 総所得、退職所得、山林所得、土地等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、先物取引に係る雑所得等、条約適用利子等、条約適用配当等 ・控除の確認 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除、肉牛用の売却による事業所得	・受給者 ・受給者の配偶者 ・受給者の扶養義務者
3	住民票の写し	必須			受給者(父、母、又は養育者)と支給対象児童の世帯状況を確認するため	・受給者 ・支給対象児童
4	年金受給情報	必須			老齢福祉年金以外の公的年金給付の受給有無を確認するため	・受給者
5	診断書等	条件付	父又は母が重度の障害にある場合等		障害の程度を確認するため	・受給者
6	口座有無情報	必須			手当の振込口座を確認するため	・受給者
7	【A市】 障がい手帳	必須			障害の程度を確認するため	・受給者

表 3-4 の項番 7 は、協力自治体から追加すべきと指摘された情報である。なお、協力自治体から事務局案と異なる回答があった場合は、その理由も併せて確認した。

また、複数の協力自治体に確認した結果、1つのユースケースの中でも協力自治体間で必要と考える情報に差異が発生するものがあつたため、これらの確認結果を踏まえて連携情報案の見直しを行うこととした。

### 3.2.2 ユースケース別の連携データ項目案の作成

整理した各情報について、審査等の業務に必要なデータ項目を整理し、「ユースケース別の連携データ項目案」を作成した。

作成にあたっては、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様で規定されている情報・データ項目を活用した。また、平成 22 年度地域情報プラットフォーム活用推進事業で整理されている情報・データ項目があれば、それを参考にした。なお、既存の成果がなく、今回新たに抽出した情報は、協力自治体から提供された帳票サンプル等を用いて新規にデータ項目を整理した。

ここでまとめた結果については、ユースケース別の連携情報案と同様に、複数の協力自治体の業務担当職員にヒアリングを実施し、妥当性を確認した。

例として、詳細検討対象ユースケースのうち「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」における連携データ項目案と協力自治体の確認結果を以下に示す。

表 3-5 「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の連携データ項目案と確認結果

項番	(a)連携情報名／連携データ項目名	(b)項目説明	(c)審査に必要となる項目			
			事務局案	A市:回答	B市:回答	C市:回答
29	所得証明書					
30	課税対象者情報					
31	団体間共通識別番号					
32	氏名		○	○	○	○
33	賦課期日住所		○	○	○	○
34	課税情報					
35	相当年度	賦課の対象となる年度（課税すべき年度）	○	○	○	○
36	年税額					
80	控除情報					
81	雑損控除額	前年中、災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合の控除相当額	○	○	○	○
82	医療費控除額	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために医療費を支払った場合の控除相当額	○	○	○	○
83	社会保険控除額	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために社会保険料（国民健康保険、国民年金など）を支払った場合、支払った額				
84	小規模企業共済掛金控除額	前年中、小規模企業共済法の規定による第1種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合、支払った額	○	○	○	○
85	生命保険住民税控除額	受取人が本人か配偶者又は親族となっている生命保険契約・個人年金保険契約などで、支払った額（支払った保険料一配当を受けた金額）により控除される金額				
87	寄付金住民税控除額	共同募金会、日本赤十字社への募金、または都道府県・市区町村に対する寄付を行った場合の控除相当額				
88	障害者控除額	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合の控除額合計	○		○ 養育者の場合に必要	
89	高齢者控除額	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が高齢者である場合の控除額合計	○		○ 養育者の場合に必要	
90	寡婦控除額	寡婦に該当する場合、その控除額				
105	本人情報					
106	本人障害区分	本人が障害者であるかどうかの、障害であれば普通か特別かを表す区分	○	○	○ 本人についても必要	
107	本人寡婦区分	本人が寡婦に該当するかどうか、該当する場合は、男性か女性かを表す区分該当するかどうかを表す区分		○	○ 養育者は必要	
108	本人勤労学生区分	本人が寡婦に該当するかどうか、該当する場合は、男性か女性かを表す区分				
109	本人未成年区分	本人が未成年に該当するかどうかを表す区分				
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

表 3-5 の右側の列は、協力自治体から審査等の業務に必要なだと回答のあったデータ項目である。なお、協力自治体から事務局案と異なる回答があった場合は、その理由も併せて確認した。

また、複数の協力自治体に確認した結果、1つのユースケースの中でも協力自治体間で必要と考えるデータ項目に差異が発生するものがあったため、これらの確認結果を踏まえて連携データ項目案の見直しを行うこととした。

### 3.3 ユースケース別の連携データ項目等の整理

ユースケース別に整理した情報とデータ項目における協力自治体の確認結果(1回目)を踏まえ、連携情報案、連携データ項目案の見直しを行った。協力自治体間で回答に差異がある場合は、必要最小限のインタフェースを定めるべく検討し、ユースケース別に団体間で統一した連携情報、連携データ項目となるよう整理した。見直した結果を、再び複数の協力自治体に確認(2回目)してもらうことで、実務に即した情報とデータ項目にすることを目指した。

ユースケース別の連携情報、連携データ項目の整理イメージを以下に示す。

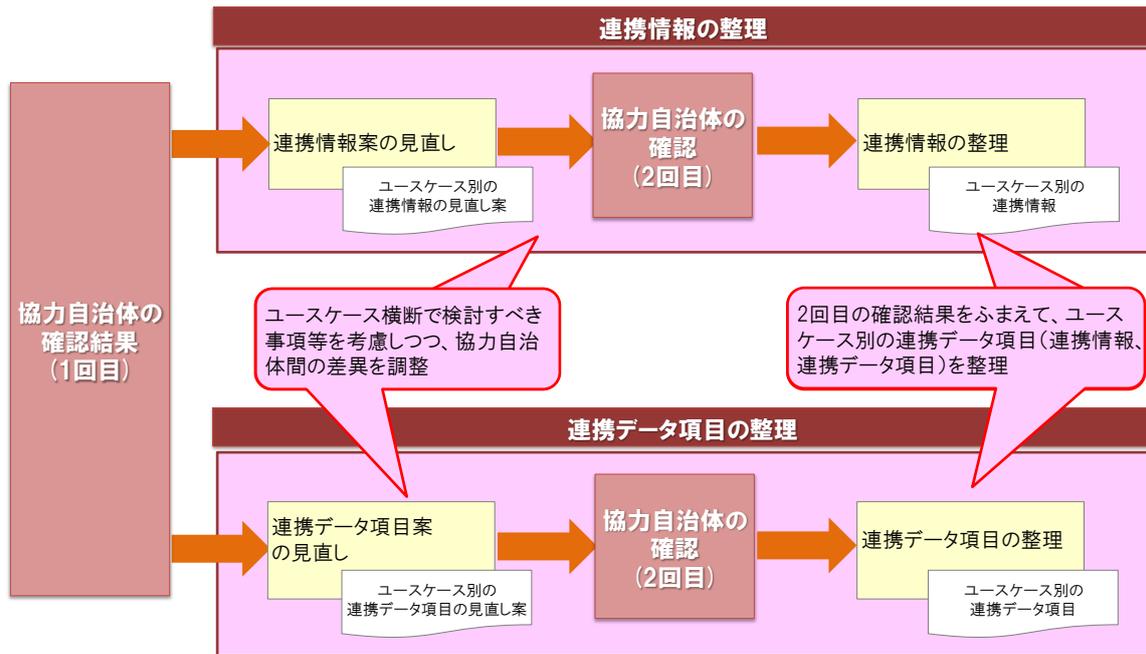


図 3-4 連携データ項目等の整理イメージ

### 3.3.1 ユースケース別の連携情報の整理

#### (1) 連携情報案の見直し

協力自治体からの1回目の確認結果を受けて、「ユースケース別の連携情報案」を見直した。特に、情報の追加に関する指摘事項があがった場合は、必要に応じて根拠法令等を確認し、業務を遂行する上でなぜ必要となるのかを精査した。

8つの詳細検討対象ユースケースのうち「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」における連携情報の見直しイメージを以下に示す。

項番	必要な情報	連携先	必須/条件付	条件の詳細	情報の用途	情報の対象者	ヒアリング結果			見直し案	見直しの考え方
							A市	B市	C市		
1	戸籍全部事項証明書	本籍地市町村/戸籍	必須		受給者(父、母、又は養育者)と支給対象児童との扶養関係、受給資格(父母の離婚等)を確認するため	・受給者 ・支給対象児童	○	○	○	○	
2	所得証明書	1月1日時点の住所地市町村/個人住民税	必須		所得制限限度額を超えていないかを確認するため ・合計所得の確認 総所得、退職所得、山林所得、土地等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、先物取引に係る雑所得等、条約適用利子等、条約適用配当等 ・控除の確認 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除、肉牛用の売却による事業所得	・受給者 ・受給者の配偶者 ・受給者の扶養義務者	○	○	○	○	
3	住民票の写し	住基ネット(現住所市町村の住民票)	必須		受給者(父、母、又は養育者)と支給対象児童の世帯状況を確認するため	・受給者(受給者は住居者であるため市内連携となる) ・支給対象児	○	○	○	○	
4	年金受給情報	年金保険者	必須		年齢福祉年金以外の公的年金給付の受給有無を確認するため	・受給者	○	○	○	○	
5	診断書等	医療機関	条件付	・父又は母が重度の障害にある場合 ・児童が重度の障害にある場合	障害の程度を確認するため	・受給者の配偶者 ・支給対象児童	○	○	○	○	
6	口座有無情報	金融機関	必須		手当の振込口座を確認するため	・受給者	○	○	○	○	
7	障がい手帳	現住所市町村/障害者福祉	条件付	・父又は母が重度の障害にある場合 ・児童が重度の障害にある場合	障害の程度を確認するため	・受給者の配偶者 ・支給対象児童			○		障害がある場合については、法令上は診断書が規定されている。また、もし連携情報した場合でも、通常は市内での連携になるものと想定する。そこで、「障がい手帳」については連携情報対象外と考える。(必要な場合は、現状通り添付書類として住民に提示してもらう)

協力自治体の回答と差異があった箇所に、見直しの考え方を記載

図 3-5 連携情報の見直しイメージ

事務局にて見直しを行った結果、各協力自治体の確認結果と差異が発生した箇所は、図 3-5 の右欄「見直しの考え方」に見直しにあたっての考え方を記載した。

例えば、図 3-5 の項番 7「障がい手帳」については、一部の協力自治体から必要という指摘があがった。しかし、法令では障がい手帳ではなく医療機関の診断書の添付を規定していることから、連携情報としては不要と整理した。(障がい手帳が必要となる場合は、現状どおり、添付書類として住民から提示してもらう運用を想定する。)

## (2) 連携情報の整理

協力自治体の 2 回目の確認結果を反映し、ユースケース別の連携情報として再整理した。

協力自治体からあがった主な指摘を以下に示す。

「新No.3 税務に関する情報提供（税額、納付状況、申告に必要な情報など）」については、「税に関する情報の中で、自動車税に関する情報を住民に提供する必要があるか、住民側のニーズも踏まえ、継続して検討する必要があるのではないか」との意見があがった。本事業では、ポータルを介した住民への情報提供サービスとして提供可能な情報を幅広く整理したが、協力自治体から意見があがったとおり、住民側のニーズについては実際の利用シーンを整理する等、継続的に検討する必要があるものと考えられる。

8 つの詳細検討対象ユースケースのうち「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」について整理した連携情報を以下に示す。

表 3-6 「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の連携情報

項番	必要な情報	連携先	必須/条件付	条件の詳細	情報の用途	情報の対象者
1	戸籍全部事項証明書	本籍地市町村/戸籍	必須		受給者(父、母、又は養育者)と支給対象児童との扶養関係、受給資格(父母の離婚等)を確認するため	・受給者 ・支給対象児童
2	所得証明書	1月1日時点の住所地市町村/個人住民税	必須		所得制限限度額を超えていないかを確認するため ・合計所得の確認 ・雑所得、退職所得、山林所得、土地等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、先物取引に係る雑所得等、条約適用料子等、条約適用配当等 ・控除の確認 ・雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除、肉牛用の先知による事業所得	・受給者 ・受給者の配偶者 ・受給者の扶養義務者
3	住民票の写し	(住基ネット) 現住所地市町村/住民基本台帳	必須		受給者(父、母、又は養育者)と支給対象児童の世帯状況を確認するため	・受給者(受給者は住居者であるため 庁内連携となる) ・支給対象児
4	年金受給情報	年金保険者	必須		老齢福祉年金以外の公的年金給付の受給有無を確認するため	・受給者
5	診断書等	医療機関	条件付	・父又は母が重度の障害にある場合 ・児童が重度の障害にある場合	障害の程度を確認するため	・受給者の配偶者 ・支給対象児童
6	口座有無情報	金融機関	必須		手当の振込口座を確認するため	・受給者

8 つの詳細検討対象ユースケースについて整理した結果、111 の連携情報が抽出された。

なお、8 つの詳細検討対象ユースケースの連携情報は「別紙 3.3-1 ユースケース別の連携データ項目」を参照のこと。

### 3.3.2 ユースケース別の連携データ項目の整理

#### (1) 連携データ項目案の見直し

協力自治体からの 1 回目の確認結果を受けて、「ユースケース別の連携データ項目案」を見直した。特に、データ項目の追加に関する指摘事項があがった場合は、必要に応じて根拠法令等を確認しながら業務を遂行する上でなぜ必要となるのかを精査した。

また、連携データ項目案を作成する際に参考とした既存の成果物に応じて、ユースケース共通で整理すべき事項とユースケース個別で整理すべき事項を検討し、連携データ項目を見直すための整理方針としてまとめた。

既存の成果物に応じた連携データ項目の整理方針を以下に示す。

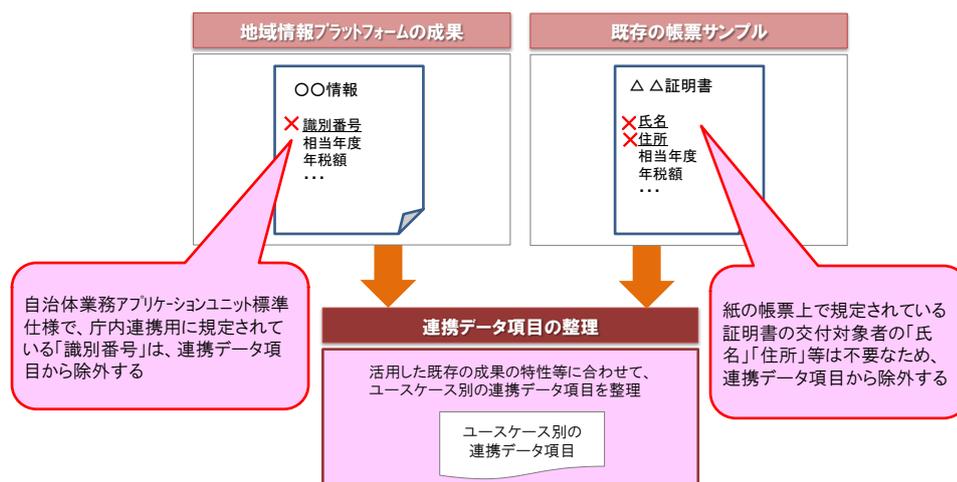


図 3-6 既存の成果物に応じた連携データ項目の整理方針

ユースケース共通の整理方針を以下に示す。

◆ ユースケース共通の整理方針

- 団体間で流通する連携データ項目は、審査等の業務上で必要な最小限の項目に絞る。
- 団体間で流通する連携データ項目は、その項目を本来所管すべき団体から取得する。
- 次の項目は、連携データ項目には含めず、別途整理する。
  - 連携する情報の対象者本人の氏名、住所、性別、生年月日等  
対象者自身の情報が正しいかどうかを確認するための項目であり、審査等の業務上で必要な項目ではないため、ここで整理する団体間での連携データ項目には含めない。
  - 基礎年金番号、被保険者番号等  
基礎年金番号や被保険者番号等という各業務における個人を識別するための番号は、審査等の業務上で必要な項目ではないため、ここで整理する団体間での連携データ項目には含めない。
  - 連携日時（発行日、回答日、交付日等）  
団体間で連携するには必ず必要になるものであり、各業務システムで個別に管理するものではないと考えるため、ここで整理する団体間での連携データ項目には含めない。
  - 識別番号、団体間共通識別番号等  
自治体業務アプリケーションユニット標準仕様にて定義されていた識別番号等に関する項目は、個人を識別するための番号であり、審査等の業務上で必要な項目ではないため、ここで整理する団体間での連携データ項目には含めない。

次に、ユースケース個別の整理方針を以下に示す。

◆ ユースケース個別の整理方針

- 「新No.3 税務に関する情報提供（税額、納付状況、申告に必要な情報など）」について  
マイ・ポータルを利用した情報提供サービスの内容等が未定であるため、データ項目の精査は行わず、協力自治体から提供可能という回答があったデータ項目は必要と整理する。
- 「新No.8 災害時の住民の状況把握や手続の効率化」について  
現状で実施されていない業務であり、情報や項目を必要最小限に精査することが難しいため、協力自治体から要望があがったデータ項目は必要と整理する。

8つの詳細検討対象ユースケースのうち「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」に出現する「所得証明書」における連携データ項目の見直しイメージを以下に示す。

No.	連携データ	項目説明	ヒアリング結果			見直し案	見直しの考え方
			A市	B市	C市		
1	所得証明書						
2	課税対象者情報						
4	氏名		○	○	○	※	
5	賦課期日住所		○	○	○	※	
6	課税情報						
7	相当年度	課税の対象となる年度(課税すべき年度)	○	○	○	○	
8	年税額						
∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	
15	総合分	総合課税の対象になる所得					
24	給与所得額	税法上の給与控除額を超える特定支出控除がある場合は、その控除後の額(所得税法第二十二條、第二十八條)	○	○	○		「総所得(No.2)」の内訳の項目のため不要と考えた。
32	総所得額	地方税法第三十二條第一項に規定する総所得金額(母子家庭自立支援給付金に係るものを除く)				○	所得の各項目(No.16~31)の代わりに、合計した額として総所得額を必要と考えた。
59	控除情報						
67	障害者控除額	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合の控除額合計	○	○ 養育者の場合に必要			障害者控除については、控除額ではなく、障害者の有無(または本人が障害者かどうか)が判断できればよいと考えたため、当項目は不要と考えた。(No.82、83、85の項目で判断可能と考える)
84	本人情報						
85	本人障害区分	本人が障害者であるかどうかの、障害であれば普通か特別かを表す区分	○	○ 本人についても必要		○	法令上(児童扶養手当法施行令)の規定があり、必要項目と考えた。
86	本人寡婦区分	本人が寡婦に該当するかどうか、該当する場合は、男性か女性かを表す区分(該当するかどうかを表す区分(地方税法第三十四條第一項第八号))	○	○ 養育者は必要		○	法令上(児童扶養手当法施行令)の規定があり、必要項目と考えた。 ※受給者(養育者)、配偶者、扶養義務者の場合必要と考えた。(受給者(父母)の場合は不要と考える)

※1. 照会した情報の対象者自身の情報であり、対象者が正しいかどうかを確認するための項目であるため、団体間での連携情報からは除外する。(対象者情報の氏名等は、連携情報ではなく、自団体で管理する情報等から画面に表示することとする)

協力自治体の回答と差異があった箇所に、見直しの考え方を記載

図 3-7 連携データ項目の見直しイメージ

事務局にて見直しを行った結果、各協力自治体の確認結果と差異が発生した箇所は、図 3-7 の右欄「見直しの考え方」に見直しにあたっての考え方を記載した。

例えば、図 3-7 のNo.67「障害者控除額」については、一部の協力自治体から必要という指摘があがった。しかし、障害者については、控除額ではなく障害者の有無が判断できればよいことから、連携データ項目としては不要と整理した。また、同じく図 3-7 のNo.85「本人障害区分」については、法令上(児童扶養手当法施行令)に規定があることから、連携データ項目として必要と整理した。

## (2) 連携データ項目の整理

協力自治体の 2 回目の確認結果を反映し、ユースケース別の連携データ項目として再整理した。

協力自治体からあがった主な指摘を以下に示す。

「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化」について、生命保険の加入有無を早期に判断できるように、連携データ項目として「生命保険住民税控除額」を追加してもらいたい、という意見があがった。団体間連携の当面の実現性を考慮すると、すぐには民間事業者等との連携は難しいと想定されることから、「生命保険住民税控除額」を暫定的に追加することとした。

また、平成 22 年の税制改正に伴い、国から児童福祉法に関する施策について経過措置をとるという通知が出されているため、「新No.4 小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化」についても、連携データ項目を追加する必要があるとの指摘があがった。法改正やそれに伴う経過措置への対応は必要と考え、該当する項目を追加することとした。

このような暫定的に追加した項目の取扱いについては、今後も継続的に検討する必要があると考える。

8 つの詳細検討対象ユースケースのうち「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」について整理した連携データ項目のイメージを以下に示す。

No.	連携データ	使用する項目
1	所得証明書	
2	課税対象者情報	
4	氏名	
5	賦課期日住所	
6	課税情報	
7	相当年度	○
8	年税額	
⋮	⋮	⋮
16	総合分	
25	給与所得額	
33	総所得額	○
60	控除情報	
68	障害者控除額	
85	本人情報	
86	本人障害区分	○
87	本人寡婦区分	○

対象者氏名・住所は審査等の業務に必要ないため、除外

障害者控除額は除外し、本人障害者区分を追加

図 3-8 「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」連携データ項目イメージ

なお、8つの詳細検討対象ユースケースの連携データ項目は「別紙 3.3-1 ユースケース別の連携データ項目」を参照のこと。

### 3.4 ユースケース横断の連携データ項目等の整理

8つの詳細検討対象ユースケースについて、ユースケース個別に、審査等の業務上で必要な情報とデータ項目を整理したが、複数のユースケースで同一の連携情報が存在している場合等、ユースケースを横断的に見ると重複することが判明した。

地域情報プラットフォームでは、連携する情報を集約し、インタフェースを必要最小限にすることで効率的にシステムに実装することを目指していることから、ここでも重複する情報や類似する情報はなるべく集約することとした。ただし、団体間連携時には集約した情報の保有する全てのデータ項目を流通させるのではなく、該当するユースケースで必要なデータ項目のみを流通させる対応が必要と考えられる。

そこで、情報を集約することでインタフェース数を減らし、かつ、各ユースケースにおいて必要なデータ項目のみに絞って流通できるように整理した。

これにより、システムの実装面にも考慮し、かつ、各ユースケースにおいて必要最小限のデータ項目が流通するインタフェースとしてまとめることとした。

ユースケース横断の整理の考え方を以下に示す。

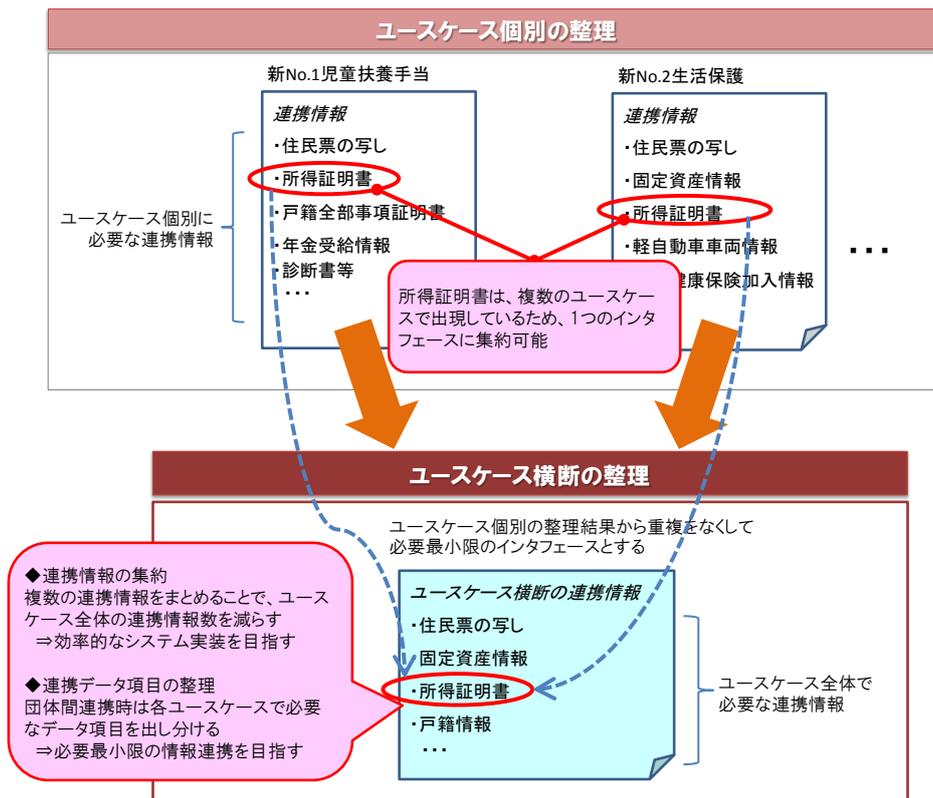


図 3-9 ユースケース横断の連携情報・連携データ項目整理イメージ

### 3.4.1 ユースケース横断の連携情報の整理

連携情報を整理し、必要最小限のインタフェースとするべく、集約できそうな情報をまとめた。ユースケース横断の連携情報の整理イメージを以下に示す。

各ユースケースで使用する情報を整理

項番	情報保有者			連携情報	連携形態 (照会/連携)	ユースケース別 使用する情報									
	団体	ユースケースNo.	業務/業務ユースケース名			新No.1 児童扶養手当に認定申請における手続の効率化	新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	新No.3 税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)	新No.4 小規模性特定事業者の高齢者雇用率の効率化	新No.5 国民年金の職定請求の効率化	新No.6 引越時の増減・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握	新No.7 不動産に関する業務の効率化	新No.8 災害時の住民の状況把握や手続の効率化		
1	住基ネット	—	—	本人確認情報	照会	・住民票の写し	・住民票の写し		・住民票の写し	・住民票の写し					・住民票の写し
2	市町村	1	住民基本台帳	住民票情報	照会	・住民票の写し	・住民票の写し		・住民票の写し	・住民票の写し					・住民票の写し
3	市町村	5	固定資産税	固定資産情報	照会		・固定資産情報								
4	市町村	5	固定資産税	申告内容(固定資産税)	照会			・申告内容(固定資産税)							
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
10	市町村	6	個人住民税	所得課税証明書情報	照会	・所得証明書	・所得証明書		・課税証明書	・所得証明書					
11	市町村	6	個人住民税	申告内容(個人住民税)	照会			・申告内容(個人住民税)							
19	市町村	10	国民健康保険	国民健康保険情報	照会		・国民健康保険加入情報		・国民健康保険加入情報	・国民健康保険の所得					
20	市町村	10	国民健康保険	保険料情報(国民健康保険)	照会			・保険料情報(国民健康保険)							
21	市町村	10	国民健康保険	医療費情報(国民健康保険)	照会			・医療費情報(国民健康保険)							
22	市町村	12	障害者福祉	手帳情報	照会		・手帳情報								
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

所得課税証明書情報は4つのユースケースで使用されている

図 3-10 ユースケース横断の連携情報の整理イメージ

8つの詳細検討対象ユースケースについて、以下の観点で整理を行った。

● 複数のユースケースで利用される同一の情報をまとめる

例えば、市町村の個人住民税が保有する「所得証明書」は、「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」、「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」、「新No.5 国民年金の裁定請求の効率化」で使用され、「課税証明書」は「新No.4 小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化」で使用される。また、「所得証明書」と「課税証明書」はほぼ同様の項目を持つため、これらを集約し「所得課税証明書情報」とすることとした。

他の連携情報も同様に整理した結果、連携情報を 111 から 87 に集約することができた。

集約した 87 の連携情報と情報保有者の一覧を以下に示す。

表 3-7 ユースケース横断の連携情報と情報保有者の一覧

項番	連携情報	情報保有者	
		団体	業務/業務ユニット
1	本人確認情報	(住基ネット)	—
2	住民票情報	市町村	住民基本台帳
3	固定資産情報	市町村	固定資産税
4	申告内容(固定資産税)	市町村	固定資産税
5	税(賦課)情報(固定資産税)	市町村	固定資産税
6	納付情報(固定資産税)	市町村	固定資産税
7	価格通知情報(市から県への連絡)	市町村	固定資産税
8	所得課税証明書情報	市町村	個人住民税
9	申告内容(個人住民税)	市町村	個人住民税
10	税(賦課)情報(個人住民税)	市町村	個人住民税
11	納付情報(個人住民税)	市町村	個人住民税
12	軽自動車車両情報	市町村	軽自動車税
13	申告内容(軽自動車税)	市町村	軽自動車税
14	税(賦課)情報(軽自動車税)	市町村	軽自動車税
15	納付情報(軽自動車税)	市町村	軽自動車税
16	国民健康保険情報	市町村	国民健康保険
17	保険料情報(国民健康保険)	市町村	国民健康保険
18	医療費情報(国民健康保険)	市町村	国民健康保険
19	手帳情報	市町村	障害者福祉
20	障害者情報(身体障害者)	市町村	障害者福祉
21	障害者情報(知的障害者)	市町村	障害者福祉
22	障害者情報(精神障害者)	市町村	障害者福祉
23	特別児童扶養手当受給情報	市町村	障害者福祉
24	後期高齢者医療保険加入情報	市町村	後期高齢者医療
25	保険料情報(後期高齢者医療)	市町村	後期高齢者医療
26	医療費情報(後期高齢者医療)	市町村	後期高齢者医療
27	介護保険加入情報	市町村	介護保険
28	介護保険高額給付情報	市町村	介護保険
29	介護保険賦課情報	市町村	介護保険
30	生活保護受給情報	市町村	生活保護
31	健診情報(児童)	市町村	健康管理
32	健診情報(妊婦)	市町村	健康管理
33	健診情報	市町村	健康管理
34	予防接種歴情報	市町村	健康管理
35	母子健康手帳情報	市町村	健康管理
36	戸籍情報	市町村	戸籍
37	子ども手当受給情報	市町村	子ども手当
38	児童扶養手当受給情報	市町村	《児童扶養手当》

項番	連携情報	情報保有者	
		団体	業務/業務ユニット
39	避難者の所在地情報	市町村	《被災者支援》
40	被災状況	市町村	《被災者支援》
41	り災証明書の申請	市町村	《被災者支援》
42	義援金の申請	市町村	《被災者支援》
43	個人住民税の減免申請	市町村	《被災者支援》
44	国民健康保険証の再発行申請	市町村	《被災者支援》
45	国民健康保険料の免除申請	市町村	《被災者支援》
46	後期高齢者医療証の再発行申請	市町村	《被災者支援》
47	後期高齢者医療保険料の免除申請	市町村	《被災者支援》
48	受給者証の再発行申請	市町村	《被災者支援》
49	介護保険証の再発行申請	市町村	《被災者支援》
50	介護保険料の減免申請	市町村	《被災者支援》
51	保護決定情報	都道府県	《生活保護》
52	申告内容(自動車税)	都道府県	《自動車税》
53	税(賦課)情報(自動車税)	都道府県	《自動車税》
54	納付情報(自動車税)	都道府県	《自動車税》
55	小児慢性特定疾患結果情報	都道府県	《小児慢性特定疾患》
56	価格通知情報(県から市への連絡)	都道府県	《不動産取得税》
57	所得税額情報	税務署	—
58	申告内容(所得税)	税務署	—
59	税(賦課)情報(所得税)	税務署	—
60	納付情報(所得税)	税務署	—
61	年末調整情報	税務署	—
62	土地家屋異動通知情報	法務局	—
63	登記簿閲覧情報	法務局	—
64	雇用保険受給情報	公共職業安定所	—
65	自動車車両情報	運輸支局	—
66	労災受給情報	労働基準監督署	—
67	特別障害者給付金受給情報	年金保険者	—
68	年金受給情報	年金保険者	—
69	保険料情報(年金)	年金保険者	—
70	年金加入期間確認通知書	年金保険者	—
71	医療保険情報	医療保険者	—
72	保険料情報(健康保険)	医療保険者	—
73	医療費情報(健康保険)	医療保険者	—
74	診断書等	医療機関	—
75	医療要否意見書	医療機関	—
76	検診書	医療機関	—
77	医療意見書	医療機関	—
78	病歴・処方薬履歴等の情報	医療機関	—
79	口座有無情報	金融機関	—
80	借入金の年末残高等証明書 (住宅ローン)	金融機関	—
81	銀行預金額	金融機関	—
82	郵便貯金額	郵便局	—
83	簡易保険加入状況	郵便局	—
84	生命保険情報	保険会社	—
85	保険料情報(生命保険)	保険会社	—
86	保険料情報(損害保険)	保険会社	—
87	給与所得情報	雇用主	—

なお、87の連携情報の集約した詳細は「別紙 3.4-1 連携情報一覧(全体)」を参照のこと。

### 3.4.2 ユースケース横断の連携データ項目の整理

集約したユースケース横断の87の連携情報について、各ユースケースで使用する連携データ項目を整理した。

ユースケース横断の連携データ項目の整理イメージを以下に示す。

No.	連携データ	項目説明	ユースケース別 使用する項目									
			新No.1	新No.2	新No.3	新No.4	新No.5	新No.6	新No.7	新No.8		
1	所得課税証明書情報		○	○		○	○					
2	課税情報		○	○		○	○					
3	相当年度		○	○		○	○					
4	年税額					○						
5	市区町村民税額情報					○						
6	市区町村民税均等割額					○						
7	市区町村民税所得割額					○						
8	都道府県民税額情報			○								
9	課税総所得額等			○				○				
10	総合分		○									
11	総所得額		○									
12	免税対象肉用牛所得		○									
13	分離分		○									
14	分離短期土地等事業・雑所得額		○									
⋮	⋮	⋮										
⋮	⋮	⋮										
⋮	⋮	⋮										

各ユースケースで使用するデータ項目の和として、インタフェースとして必要な項目を整理

各ユースケースで使用する項目を整理

インタフェースとして必要な項目

図 3-11 ユースケース横断の連携データ項目の整理イメージ

なお、ユースケース横断の連携データ項目は「別紙 3.4-2 連携データ項目(全体)」を参照のこと。



### 3.5.2 データ一覧の作成

インタフェース仕様で整理した連携情報及びそれに紐づく連携データ項目について、出現回数等を整理し、「データ一覧」を作成した。なお、作成にあたっては、地域情報プラットフォームの成果を活用することにより、効率的かつ詳細な検討を実施した。

データ一覧とは各団体・業務が保有する情報とデータ項目について、他団体・他業務へ提供するものを整理したドキュメントであり、ここでは87の連携情報について15団体31業務の情報保有者別にデータ一覧を作成した。

データ一覧の作成イメージを以下に示す。

データ一覧		業務：個人住民税																			
No.	情報名	データ型	桁数	CD	コード コード名	出現回数		項目説明	ユースケース別連携項目												
						最小	最大		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8					
1	所得課税証明書情報						1	1													
2	課税情報						1	1													
3	担当年度	X	4				1	1													
	年収額	S9	10				1	1													
	市区町村民税総情報						1	1													
	市区町村民税均等割額	S9	13				1	1													
	市区町村民税所得割額	S9	13				1	1													
	都道府県民税総情報						1	1													
9	課税総所得額等	S9	18				1	1													
10	総合分						1	1													
11	総所得額	S9	13				1	1													
12	免税対象所得等	S9	13				1	1													
13	分離分						1	1													
14	分離短期土地等事業・雑所得	S9	13				1	1													
15	分離短期譲渡一般所得	S9	13				1	1													
16	分離長期譲渡一般所得	S9	13				1	1													
17	山林所得額	S9	13				1	1													
18	分離退職所得額	S9	13				1	1													
19	雑所得引所得額	S9	13				1	1													
20	委託運用利子等所得額	S9	13				1	1													
21	委託運用配当等所得額	S9	13				1	1													
22	控除情報						1	1													

注釈: インタフェース仕様と同じデータ型、桁数を記載  
 インタフェース仕様と同じ項目を記載  
 各項目の出現回数が1回の場合は「1」、複数回の場合は「N」を記載

連携情報及び連携データ項目 | データ型、桁数、コード | 出現回数 | ユースケース別使用する項目

図 3-13 データ一覧 作成イメージ

データ一覧の作成にあたっては、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の「データ一覧」のフォーマットをベースとした。また、出現回数については、例えば市町村の介護保険業務における高額給付情報など複数回の出現が想定される場合は「N」、1回の場合は「1」として整理した。

データ一覧を作成した15団体31業務の情報保有者ごとの連携情報数の一覧を以下に示す。

表 3-8 情報保有者ごとの連携情報数

項番	情報保有者		連携情報数
	団体	業務/業務ユニット	
1	(住基ネット)	—	1 情報
2	市町村	01 住民基本台帳	1 情報
3		05 固定資産税	5 情報
4		06 個人住民税	4 情報
5		08 軽自動車税	4 情報
6		10 国民健康保険	3 情報
7		12 障害者福祉	5 情報
8		13 後期高齢者医療	3 情報
9		14 介護保険	3 情報
10		16 生活保護	1 情報
11		19 健康管理	5 情報

項番	情報保有者		連携情報数
	団体	業務/業務ユニット	
12	市町村	21 戸籍	1 情報
13		22 子ども手当	1 情報
14		《児童扶養手当》	1 情報
15		《被災者支援》	12 情報
16	都道府県	《生活保護》	1 情報
17		《自動車税》	3 情報
18		《小児慢性特定疾患》	1 情報
19		《不動産取得税》	1 情報
20	税務署	—	5 情報
21	法務局	—	2 情報
22	公共職業安定所	—	1 情報
23	運輸支局	—	1 情報
24	労働基準監督署	—	1 情報
25	年金保険者	—	4 情報
26	医療保険者	—	3 情報
27	医療機関	—	5 情報
28	金融機関	—	3 情報
29	郵便局	—	2 情報
30	保険会社	—	3 情報
31	雇用主	—	1 情報

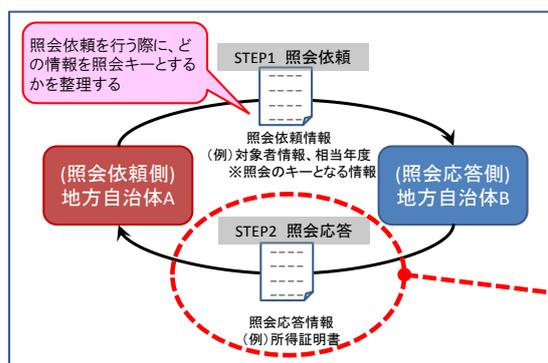
作成した「データ一覧」は「別紙 3.5-2 データ一覧」を参照のこと。

### 3.5.3 連携形態と照会キーの整理

整理した連携情報について、他業務に提供する場合の「連携形態(双方向の照会型/一方向の連絡型)」を整理した。また、連携形態が照会型である場合に必要となる「照会依頼時のキーとなる情報」を整理した。

連携形態と照会キーの考え方を以下に示す。

◆連携形態：照会型(双方向)



◆連携形態：連絡型(一方向)

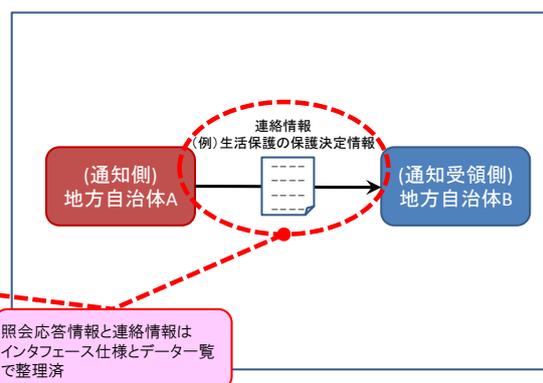


図 3-14 連絡形態と照会キーの整理 イメージ

これまで整理した連携情報について、連携形態を整理したところ、87のうち、照会型が71、連絡型が16となることが判明した。そこで照会型の71情報について、照会依頼時にキーとなる情報を整理することとした。

例えば、市町村の個人住民税業務が保有する「所得課税証明書情報」は、「対象者（納税義務者）を特定する番号」と「相当年度」の2つの情報をキーに照会依頼されることが想定される。

なお、ここで整理した照会キーの情報は「課題ウ 連携インターフェース機能等の検討」で実施する団体間連携時の照会依頼情報の検討に活用することとした。

整理した連携情報における連携形態と照会キーとなる情報のイメージを以下に示す。

項番	業務		連携情報	連携形態	連携形態が照会の場合に照会のキーとなる情報
	ユニットNo.	業務/業務ユニット名			
1	—	(住基ネット)	本人確認情報	照会	・対象者(世帯主もしくは世帯員のいずれか本人のみ)を特定する番号
2	1	住民基本台帳	住民票情報	照会	・対象者(世帯主を含む世帯員)を特定する番号
3	5	固定資産税	固定資産情報	照会	・対象者(固定資産の所有者)を特定する番号
4	5	固定資産税	申告内容(固定資産税)	照会	・対象者(固定資産の所有者)を特定する番号 ・相当年度
5	5	固定資産税	税(賦課)情報(固定資産税)	照会	・対象者(納税義務者)を特定する番号 ・相当年度
6	5	固定資産税	納付情報(固定資産税)	照会	・対象者(納税義務者)を特定する番号 ・相当年度
7	5	固定資産税	価格通知情報(市から県への連絡)	連絡	—
8	6	個人住民税	所得課税証明書情報	照会	・対象者(納税義務者)を特定する番号 ・相当年度
9	6	個人住民税	申告内容(個人住民税)	照会	・対象者(納税義務者)を特定する番号 ・相当年度
10	6	個人住民税	税(賦課)情報(個人住民税)	照会	・対象者(納税義務者)を特定する番号 ・相当年度
11	6	個人住民税	納付情報(個人住民税)	照会	・対象者(納税義務者)を特定する番号 ・相当年度
12	8	軽自動車税	軽自動車車両情報	照会	・対象者(所有者、使用者)を特定する番号 ・相当年度
13	8	軽自動車税	申告内容(軽自動車税)	照会	・対象者(納税義務者)を特定する番号 ・相当年度
14	8	軽自動車税	税(賦課)情報(軽自動車税)	照会	・対象者(納税義務者)を特定する番号 ・相当年度
15	8	軽自動車税	納付情報(軽自動車税)	照会	・対象者(納税義務者)を特定する番号 ・相当年度
...	...	...	...	...	...

連携情報

連携形態  
照会のキー情報

図 3-15 連携形態と照会キーの一覧の整理イメージ

なお、作成した「連携形態と照会キーの一覧」は「別紙 3.5-3 連携形態と照会キーの一覧」を参照のこと。

## 3.6 連携データ項目等の分析のまとめ

連携データ項目等の分析について得られた成果と、今後検討する必要があると考える課題を整理した。

### 3.6.1 成果

「課題イ」では、8つの詳細検討対象ユースケースを対象に、連携データ項目等の分析を行った。地域情報プラットフォームの自治体業務アプリケーションユニット標準仕様に規定されている考え方やフォーマットを活用して、団体間連携時における情報名、項目名、コード、データ型、桁数等の整理を行い、汎用的な連携データ項目としてまとめた。

分析した結果は、複数回にわたり、協力自治体に確認することで、各ユースケースで必要となる情報とデータ項目を精査した。また、地域情報プラットフォームの考え方を踏襲して、連携情報をユースケース横断的に整理したことにより、システムの実装面を考慮した実現性の高いインタフェースとすることができた。なお、団体間連携時には、集約した連携情報の中から各ユースケースに必要な連携データ項目に絞って流通させることを想定している。

地域情報プラットフォームの成果については、フォーマット、情報名、項目名、コード辞書等、既存の成果をそのまま活用できるものと、団体間連携で新たに発生する情報等、一部を拡張することで活用できるものが数多く含まれており、これまでの成果物を有効に活用できることが判明した。

## 3.6.2 課題

### (1) 住民登録されていない場合の情報連携

連携元や連携先の団体で住民登録されていない個人の情報を連携する際の連携方法(連携元や連携先で個人を識別するためにどの項目を流通させるか等)によっては、整理した連携データ項目案を見直す必要があるのではないかと考える。具体的には、照会応答情報を受け取る側の団体で、住民登録されていない個人の情報が返ってきた場合等が想定される。

これらは、団体間連携の実現に向けて継続して検討する必要があると考え、「課題オ 今後に向けた課題の整理」で検討する課題と整理した。

### (2) 連携データ項目のコードの精査

連携データ項目のコードに関する整理については、既存の地域情報プラットフォームの成果等を活用し、事務局側にて整理したものであり、自治体への確認等は十分にできていない。そのため、団体間連携の実現に向けては、継続的に検討する必要があるのではないかと考える。

また、一部のコードは自治体業務アプリケーションユニット標準仕様を参考に整理したが、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様が市町村における庁内連携を想定して整理されたものであるため、団体間での情報連携において問題となる点がないか継続的に検討する必要があると考える。

これらは、団体間連携の実現に向けて継続して検討する必要があると考え、「課題オ」で検討する課題と整理した。

### (3) 連携データ項目の属性・桁数の精査

連携データ項目の属性・桁数については、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様等を参考に整理したものの、自治体への確認等が十分にできていない。協力自治体に確認したのは情報とデータ項目までであり、属性・桁数については、事務局で整理したものであるため、確認対象や確認範囲なども含めて継続的に検討する必要がある。

これらは、団体間連携の実現に向けて継続して検討する必要があると考え、「課題オ」で検討する課題と整理した。

### (4) 制度改正等への対応

整理した連携データ項目について、制度改正やそれに伴う経過措置等の対応が必要になるため、継続的にメンテナンスを行えるような仕組み・体制等を検討する必要があるのではないかと考える。

例えば、今回の詳細検討対象とした8つのユースケースのうち、「新№4 小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化」では、平成22年の税制改正に伴い、経過措置として所得税額について新たな項目を追加する必要があるのではないかと、という意見があがった。

他の施策についても、制度改正対応やそれに伴う経過措置への対応は必須であり、継続的にメンテナンスを行う仕組み・体制等を検討することが望まれる。

これらは、団体間連携の実現に向けて継続して検討する必要があると考え、「課題オ」で検討する課題と整理した。

### (5) 連携する情報の登録時期と更新頻度

連携する情報の登録時期や更新頻度は、業務、ユースケース、情報の特性や、団体の状況によって異なることが想定される。例えば、税に関する納付情報や延滞金等を含む未納額情報等をどの程度の頻度で更新し、他団体に提供するのかといった運用方法を検討する必要があるのではないかと考えた。

これらは、「課題エ 運用検討等の実施」において運用上での対応を中心にヒアリングを行うこととした。

## (6) ポータルによる情報提供サービスに向けた検討

「新№.3 税務に関する情報提供（税額、納付状況、申告に必要な情報など）」については、ポータルを介して照会者本人へ提供可能と思われる情報・項目を幅広く整理した。ただし、実際にサービスを検討する際にはサービスの利用目的や住民のニーズ等も考慮し、一歩踏み込んだ検討を行う必要があるのではないか、という意見があがった。

実際に住民へのポータルを介した情報提供サービスを検討する際には、提供する情報の利用目的なども含め、住民側のニーズ等を考慮した上で、提供すべき情報や項目を精査する必要があると考える。

これらは、団体間連携の実現に向けて継続して検討する必要があると考え、「課題オ」で検討する課題と整理した。

## 4. 連携インターフェース機能等の検討

### 4.1 連携インターフェース機能等の検討の進め方

#### 4.1.1 検討内容

「課題ウ 連携インターフェース機能等の検討」では、団体間連携を実現するために地方自治体に必要となるシステムの全体像、情報提供ネットワークシステムとの接続機能仕様案及び団体間連携の実現を想定したトラフィック量、クラウド環境下の問題等を検討した。

検討にあたっては、大綱、番号制度等の国の検討状況を踏まえた仮説を基に、「課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討」「課題イ 連携データ項目等の分析」で整理した業務要件を取り込み、さらに、地方自治体にとって有効性の高い内容となるよう地域情報プラットフォーム標準仕様を活用した。

#### 4.1.2 進め方

連携インターフェース機能等の検討の進め方は、以下のとおりとした。

表 4-1 連携インターフェース機能等の検討の進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
1	システム全体像の仮説の整理	番号制度等の国の検討状況、地域情報プラットフォームの内容を基に、団体間連携を実現するために、地方自治体に必要となるシステムの全体像（機能構成等）の仮説を整理した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能構成図(仮説)</li> <li>機能一覧(仮説)</li> </ul>
2	連携インターフェース機能等の検討	システム全体像の仮説の整理で検討したシステム全体像の各機能の仕様及び連携方式について、業務プロセス案の全体考察結果を業務要件として取り込み、接続機能仕様案としてまとめた。また、団体間連携におけるシステム間のインタフェースを洗い出し、メッセージのデータ項目の整理を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件一覧</li> <li>接続機能仕様案</li> <li>インタフェース一覧</li> <li>メッセージ定義</li> </ul>
3	システム全体像の見直し	接続機能仕様案の詳細検討の内容、マイナンバー法案等の国の動向を踏まえて、機能構成や機能の処理内容の見直しを行い、システム全体像を最新の動向に合わせた内容として整理した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能構成図(見直し)</li> <li>機能一覧(見直し)</li> </ul>
4	トラフィック量の考察	「課題ア」の現状業務量調査結果等を踏まえ、団体間連携実現の際にネットワークを流れるトラフィック量について考察を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>トラフィック量の考察結果</li> </ul>
5	クラウド環境下での利用を想定した検討	地方自治体の業務システムを情報提供ネットワークシステムに接続するにあたりクラウドを適用する場合の問題点、対応案の整理を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題と対応案の整理結果</li> </ul>

#### 4.1.3 検討にあたっての考え方

団体間連携において、地方自治体側に必要となる機能等について、地域情報プラットフォームを有効に活用して検討を行った。

具体的には、アーキテクチャ標準仕様、プラットフォーム通信標準仕様、自治体アプリケーションユニット標準仕様についての活用可否の検討を行い、地域情報プラットフォームがそのまま活用できる機能、一部を拡張することで活用できる機能、新たに検討が必要な機能等を整理した上で、接続機能仕様案等を検討した。

地域情報プラットフォームの既存成果等の具体的な活用イメージを以下に示す。

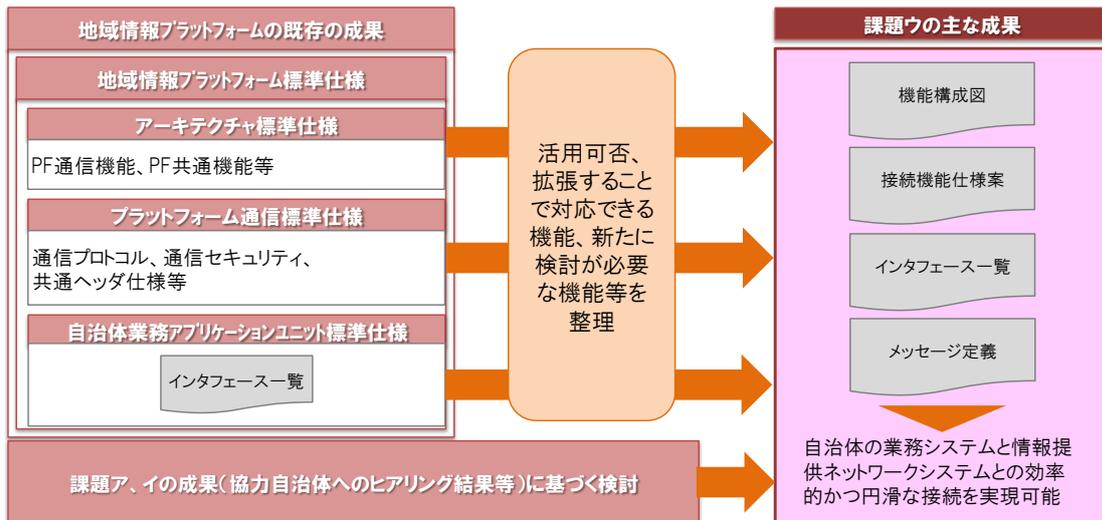


図 4-1 地域情報プラットフォームの成果の活用イメージ

#### 4.1.4 連携インターフェース機能等の位置づけ

団体間連携において情報提供ネットワークシステムと地方自治体の業務システムを接続するための機能群を連携インターフェース機能等と位置づけ、検討を進めた。

連携インターフェース機能等は、団体間連携を実現するために必要と想定される通信、アクセス制御、情報の対象者の特定等の要件を満たしつつ、地方自治体の業務システムと効率的に接続可能であり、また、全国標準的な仕組みであることが望ましいと考えた。

さらに、連携インターフェース機能等を中心に、団体間連携を実現するための情報提供ネットワークシステム接続の全体像についての検討も行った。

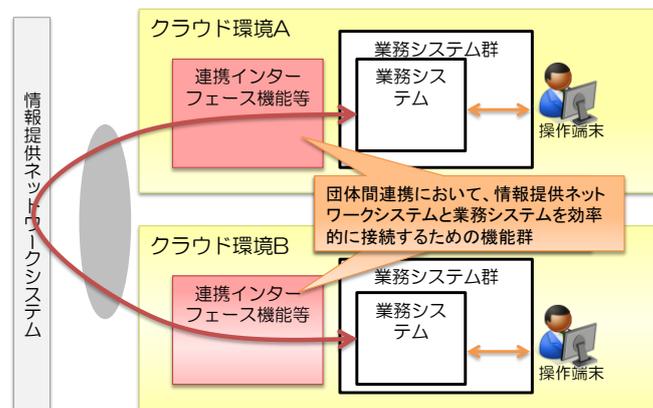


図 4-2 連携インターフェース機能等の位置づけのイメージ

## 4.2 システム全体像の仮説の整理

団体間連携における連携インターフェース機能等の要件について、番号制度等に関する国の検討内容や地域情報プラットフォーム標準仕様を基に仮説として整理し、これらの要件に対応する機能を洗い出して整理した。

また、連携インターフェース機能等を含め、団体間連携を行うために地方自治体で必要となる全てのシステムを情報提供ネットワークシステム接続の全体像として位置づけ、その機能構成等を検討した。

## 4.2.1 連携インターフェース機能等に求められる機能の整理

連携インターフェース機能等に求められる機能を洗い出し、その機能の配置を検討するために、機能ブロックの考え方を整理した。

### (1) 連携インターフェース機能等における機能の洗い出し

連携インターフェース機能等に求められる機能について、大綱や情報連携基盤技術 WG 中間とりまとめ等の国の検討内容及び地域情報プラットフォーム標準仕様を考慮して要件の整理を行った。

大綱及び情報連携基盤技術 WG 中間とりまとめ等の検討内容から、以下の4つの機能を連携インターフェース機能等に実装することが望ましいと考えた。

- ①情報連携に必要なアクセス制御
- ②アクセス記録の保存
- ③情報連携対象個人情報の特典
- ④様々な種類の既存システムの差異の吸収

また、団体間連携では地方自治体の業務システムと情報提供ネットワークシステムとの連携が必要となり、円滑に接続を行うことが重要な課題となる。そのため、地方自治体の業務システム間の連携の標準仕様であり、普及も進む地域情報プラットフォーム標準仕様を活用し、データ連携のための通信、セキュリティに関する機能を洗い出し、連携インターフェース機能等に求められる機能の想定を整理した。連携インターフェース機能等に求められる要件と機能の関係を以下に示す。

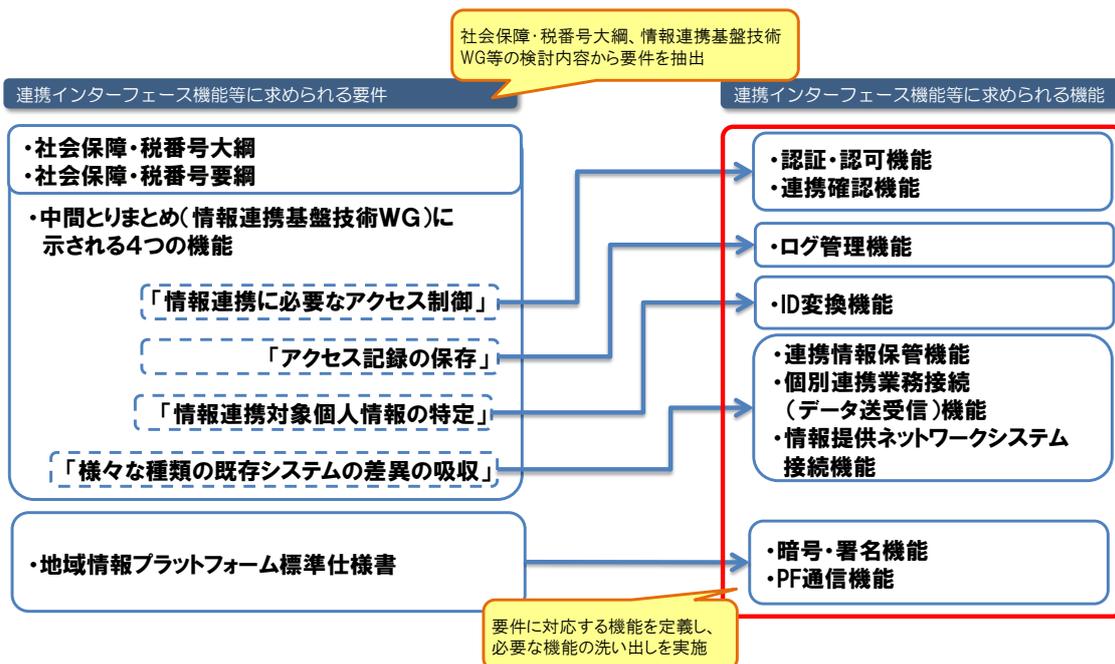


図 4-3 連携インターフェース機能等に求められる要件と機能の関係

### (2) 情報提供ネットワークシステム接続における機能ブロックの整理

連携インターフェース機能等における機能について、情報提供ネットワークシステムの仕様に応じた制御を行う機能と、個人情報を取り扱う機能を明確にし、それぞれを情報提供ネットワークシステムとの接続を行う連携インターフェース機能と、住民の個人情報を保持又は利用する中間インターフェース機能の2つの機能ブロックに分類することとした。

既存業務システム及び操作端末を含めた4つの機能ブロックの考え方と構成イメージを以下に示す。

表 4-2 情報提供ネットワークシステム接続における機能ブロックの考え方

項番	機能ブロック		説明
1	連携インターフェース機能等	連携インターフェース機能	連携インターフェース機能は、団体間連携に伴い新たに必要となる機能のうち、情報提供ネットワークシステムの仕様に応じたメッセージ全体の制御を行う機能とする。情報提供ネットワークシステムとの接続を行うため、ファイアウォールの外側に配置することとする。
2		中間インターフェース機能	中間インターフェース機能は、団体間連携に伴い新たに必要となる機能のうち、団体間連携に用いる住民の個人情報を持続又は利用する機能とする。具体的には、住民情報が含まれる参照用 DB と、団体間連携に用いるメッセージの一時保管を行う機能、ID 変換に関する仕組みに関する機能であり、セキュリティを考慮し、ファイアウォールの内側に配置することとする。
3	既存業務システム		既存業務システムは、地方自治体における既存の業務システムである。
4	操作端末		操作端末は、団体間連携を行う上で職員が操作する端末である。

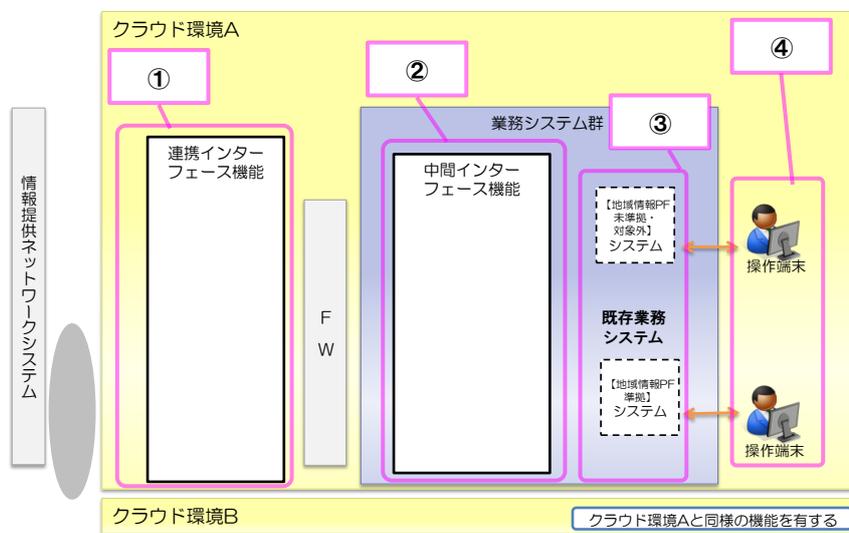


図 4-4 機能ブロックの構成イメージ

#### 4.2.2 情報提供ネットワークシステム接続の全体像の整理

団体間連携における行政サービスの向上、事務の効率化、セキュリティ確保の考え方等を考慮した上で、各機能の配置を検討し、システム全体像の仮説をまとめた。

また、各機能について、具体的な処理の流れを確認し、機能一覧にまとめた。

##### (1) 機能構成の仮説の整理

情報提供ネットワークシステム接続の全体像について、4つの機能ブロックを基に各機能の配置を整理し、機能構成図(仮説)としてまとめた。

この際、連携インターフェース機能と業務システム群の間で効率的かつ円滑な接続を実現するため、業務システム群の地域情報 PF サービス基盤との通信を行う PF 通信機能を連携インターフェース機能に配置することとした。

また、連携インターフェース機能の暗号・署名機能、認証・認可機能、ログ管理機能については、地方自治体の要件に依存すると想定される自団体向けの機能と情報提供ネットワークシステムの仕様に依存すると想定される団体間向けの機能の2つに分類して検討することとした。

なお、既存の業務システムについて、地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した業務システム以外に、地域情報プラットフォーム未準拠/対象外のシステムの場合も考慮した。

機能構成図(仮説)を以下に示す。

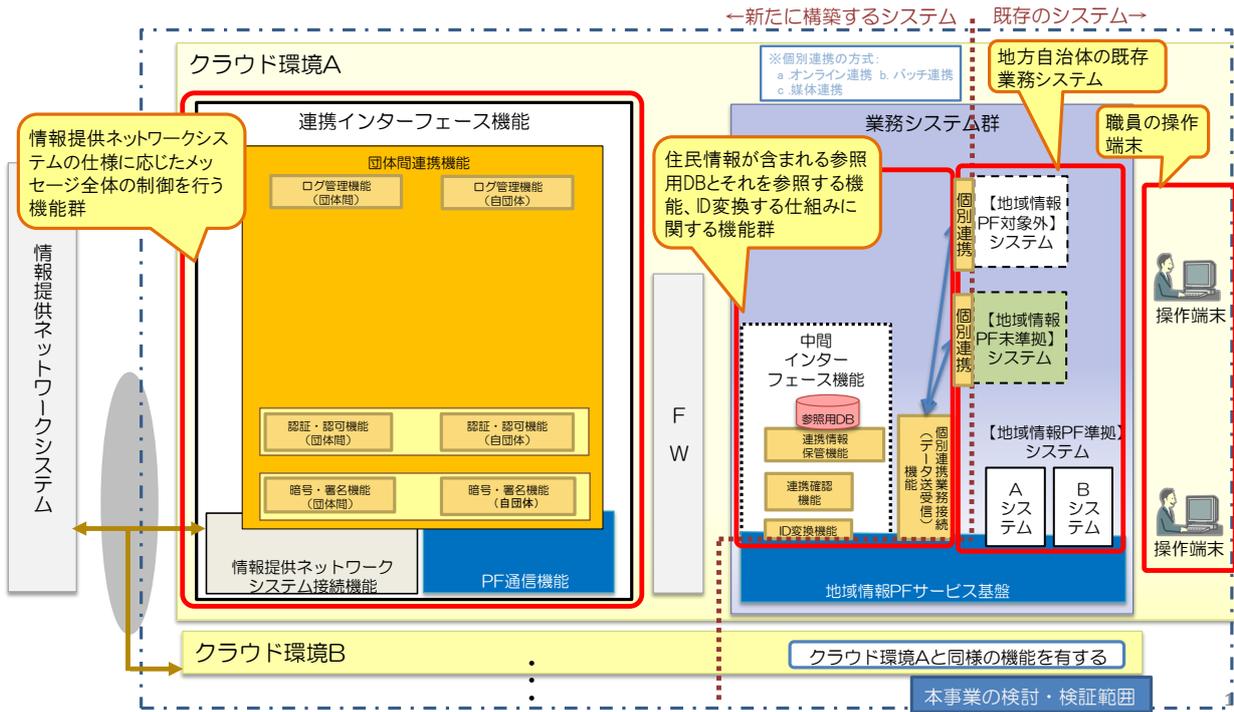


図 4-5 機能構成図(仮説)

## (2) 地域情報プラットフォーム標準仕様との関係

仮説として整理した各機能について、地域情報プラットフォーム標準仕様をそのまま活用できるものと一部を拡張することで活用できるものに整理した。

連携インターフェース機能等における各機能と地域情報プラットフォーム標準仕様の機能との関係を以下に示す。

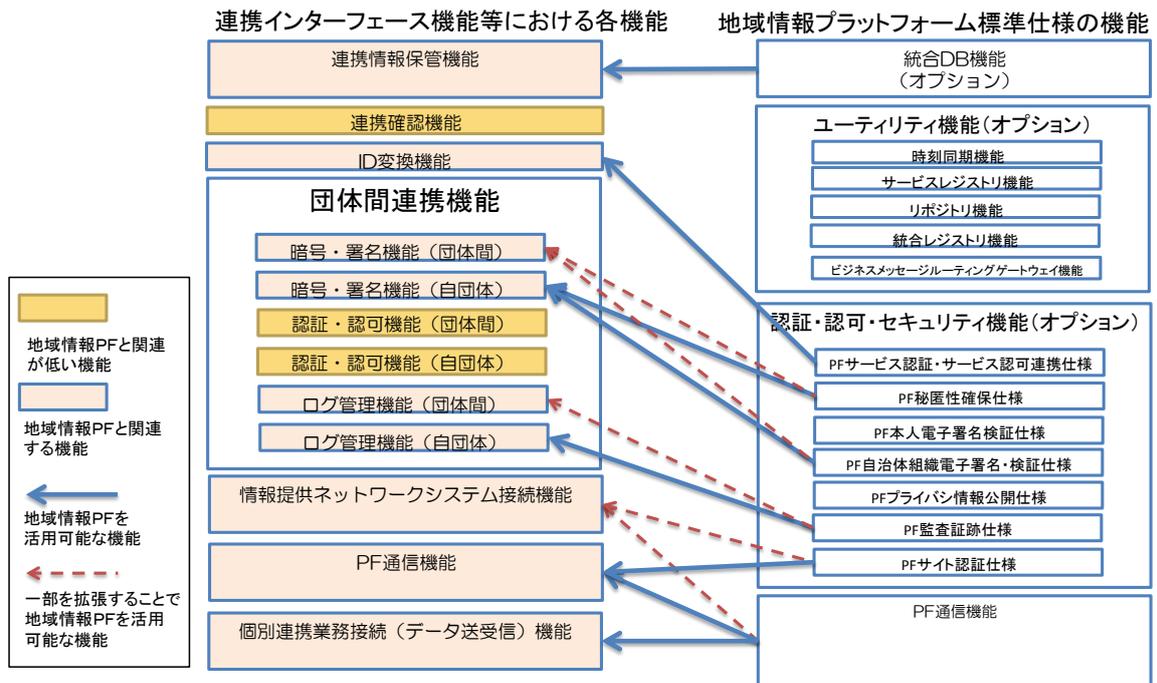


図 4-6 連携インターフェース機能等における各機能と地域情報プラットフォーム標準仕様の機能との関係



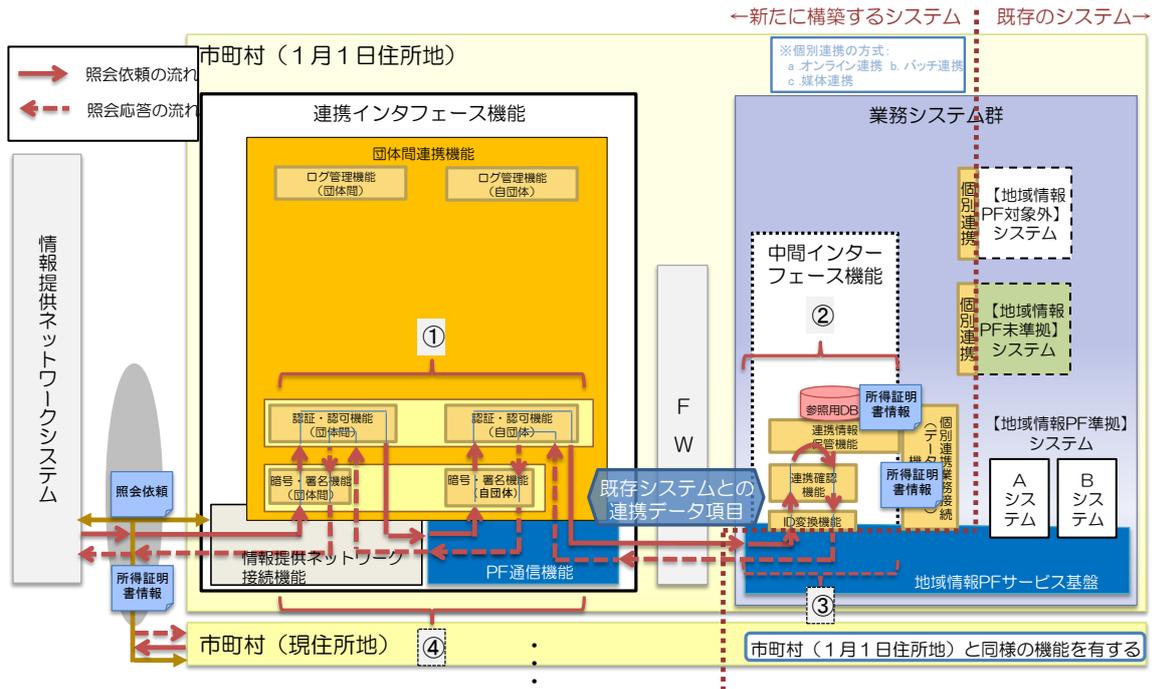


図 4-8 処理の流れを示した機能構成図

### ■ 照会依頼の流れ

#### ① 連携インターフェース機能における処理の流れ

市町村(1月1日住所地)は照会依頼メッセージを受信し、暗号・署名機能(団体間)にて照会依頼メッセージの復号、電子署名の検証を行い、認証・認可機能(団体間)にて連携相手、職責等の確認を行う。次に、暗号・署名機能(自団体)にて照会依頼メッセージのデータ部の復号、電子署名の検証を行い、認証・認可機能(自団体)にて、照会依頼メッセージのヘッダとデータ部の整合性の確認を行う。

#### ② 中間インターフェース機能における処理の流れ

ID変換機能にて受信した照会依頼メッセージの住民のリンクコードを自団体が管理する住民の既存番号に変換を行う。次に、連携確認機能にて、住民の既存番号、該当年度をキーとして、対象情報(所得証明書情報)を連携情報保管機能(参照用DB)から取得を行う。

### ■ 照会応答の流れ

#### ③ 中間インターフェース機能における処理の流れ

連携確認機能にて、連携情報保管機能から受信した所得証明書情報を元に、応答メッセージの作成を行う。次に、ID変換機能にて、住民の既存番号をリンクコードに変換し、連携インターフェース機能に送信を行う。

#### ④ 連携インターフェース機能における処理の流れ

認証・認可機能(自団体)にて、応答メッセージのヘッダとデータ部の整合性の確認を行い、暗号・署名機能(自団体)にて、応答メッセージのデータ部への電子署名付与、暗号化を行う。次に、認証・認可機能(団体間)にて、連携相手、職責等の確認を行い、暗号署名・署名機能(団体間)にて応答メッセージへの電子署名付与、暗号化を行う。

## 4.3 連携インターフェース機能等の検討

システム全体像の仮説の整理結果について、情報提供ネットワークシステムと地方自治体の業務システムとの連携に必要な機能要件等について詳細な検討を行い、これを接続機能仕様案として整理した。

### 4.3.1 業務プロセス案に関するヒアリング結果及び業務運用の検討に基づく機能要件の整理

接続機能仕様案の検討にあたっては、「課題ア」で実施した業務プロセス案に関するヒアリング結果及び団体間連携における実際の業務運用を検討することによって得られた業務要件を踏まえて、機能要件を明確化した。その結果、地方自治体の実情も踏まえた具体的な内容としてまとめることができた。

#### (1) 業務プロセス案に関するヒアリング結果に基づく機能要件の整理

「課題ア」の業務プロセス案に関するヒアリング結果であるユースケース全体考察結果について、連携インターフェース機能等の機能要件として反映することが望ましい事項を整理した。

具体的には、ユースケース全体考察結果で示された業務要件・課題について、そのまま取り込むもの、将来的な連携を前提に取り込むもの、課題として位置付け現時点では取り込まないものに分類し、機能要件への取り込み方針を整理した。

ユースケース全体考察からの機能要件の整理イメージを以下に示す。

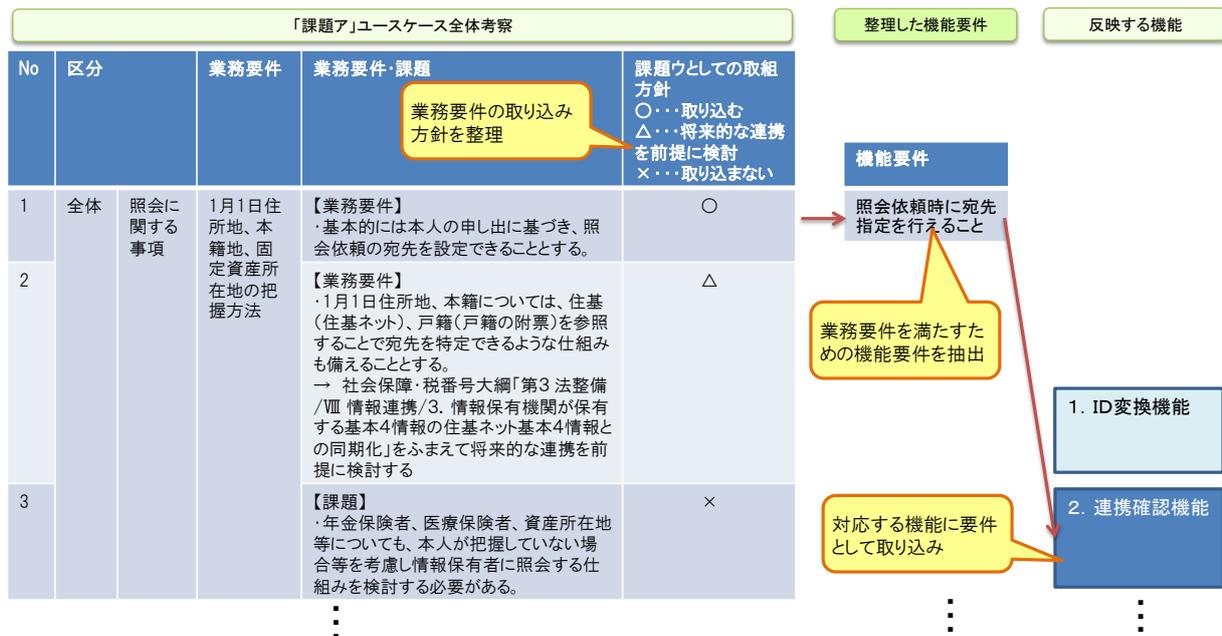


図 4-9 ユースケース全体考察からの機能要件の整理イメージ

ユースケース全体考察から機能要件を整理した結果、システム全体像の仮説で整理した機能に対していくつかの機能要件を追加することとなった。

ユースケース全体考察から整理した機能要件の詳細については、「別紙 4.3-1 機能要件一覧(業務プロセス案)」を参照のこと。

## (2) 業務運用の検討に基づく機能要件の整理

団体間連携の業務運用を想定した場合、地方自治体の職員がどのような端末を操作し、照会依頼、照会応答等の業務処理を行うのかについて、業務プロセス案を基に検討した。

具体的には、業務プロセス案に業務処理に対応する機能を紐付け、業務処理と機能の関係を明確にし、業務プロセス案が実現可能であるかを確認した。

業務運用の検討に基づく機能要件の整理イメージを以下に示す。

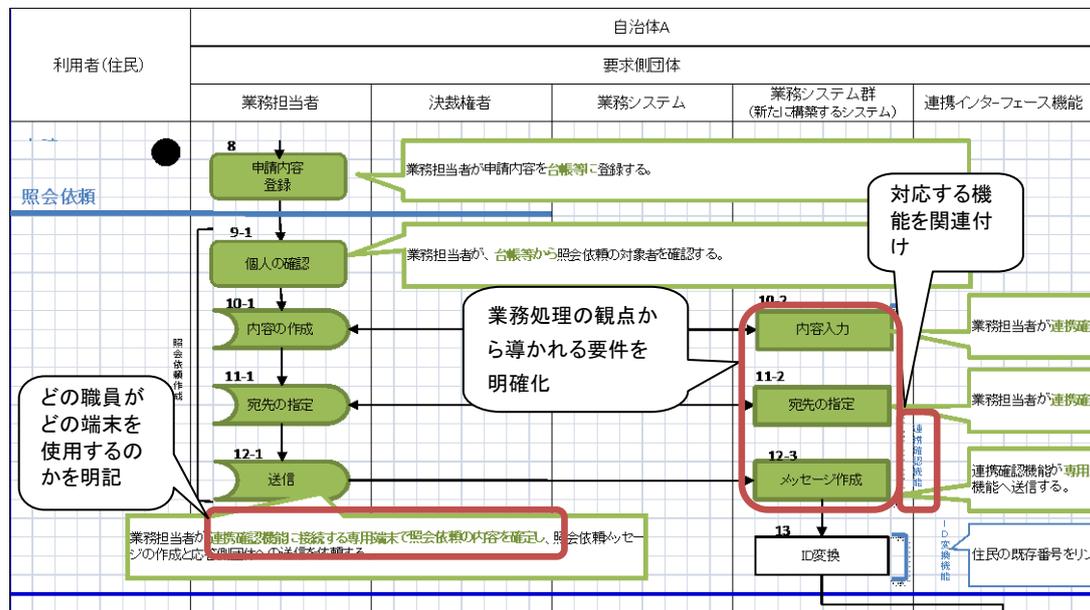


図 4-10 業務運用の検討に基づく機能要件の整理イメージ

業務運用を検討した結果、照会依頼、照会応答等の処理を行う場合、職員は専用端末もしくは業務端末を利用することとした。

業務運用の検討に基づく機能要件の整理の詳細については、「別紙 4.3-2 具体的な処理の流れ(専用端末)」、「別紙 4.3-3 具体的な処理の流れ(業務端末)」を参照のこと。

### 4.3.2 接続機能仕様案

団体間連携を実現するためのインタフェース、メッセージ形式の種類及び接続機能仕様案において各機能が共通して考慮する必要がある処理の検討結果について述べる。

また、接続機能仕様案を検討する中で、システム全体像の仮説に見直しが発生したが、その内容については、4.4にて述べる。

なお、接続機能仕様案については、「成果報告書別冊 3 地域情報プラットフォームを活用した効率的かつ円滑な情報提供ネットワークシステムとの接続機能仕様案」を参照のこと。

## (1) インタフェース及びメッセージ形式の種類

情報提供ネットワークシステム接続の全体像で示した4つの機能ブロック間における情報連携を効率的かつ円滑に実現するため、情報提供ネットワークシステムと機能ブロック間の連携におけるインタフェースの種類、各インタフェースにおけるメッセージ形式の種類を整理した。インタフェース及びメッセージ形式の種類を以下に示す。

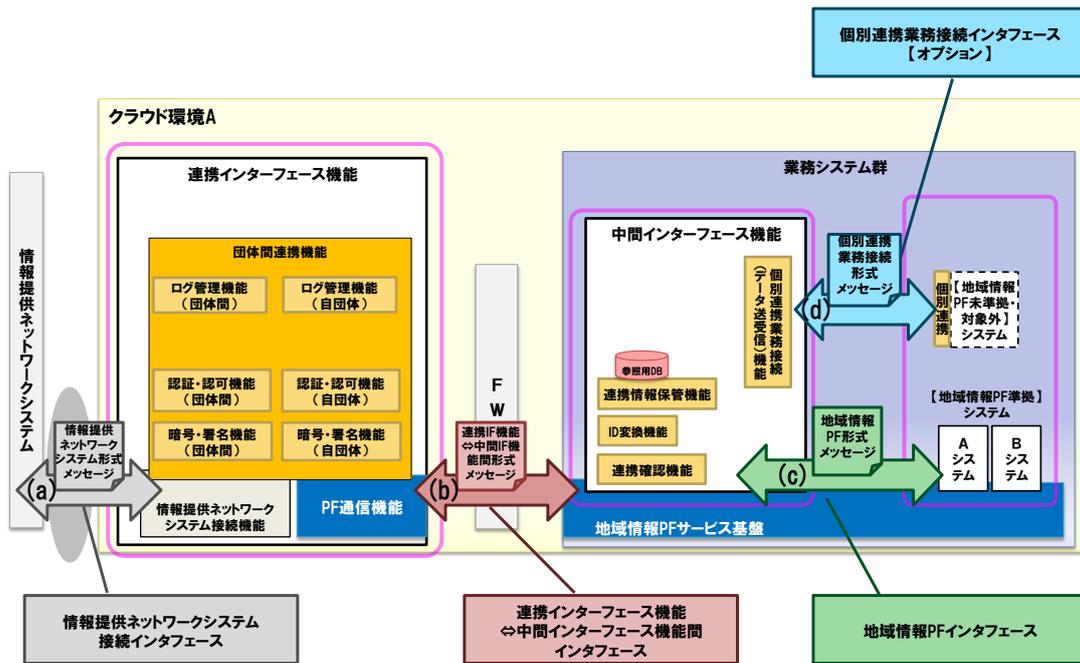


図 4-11 インタフェース及びメッセージ形式の種類

## (A) インタフェースの種類

### (a) 情報提供ネットワークシステム接続インターフェース

情報提供ネットワークシステム接続インターフェースは、情報提供ネットワークシステムと連携インターフェース機能を接続するためのインターフェースとする。本インターフェースは、情報提供ネットワークシステムの通信仕様に従い連携を行うことが想定される。

### (b) 連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能間インターフェース

連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能間インターフェースは、連携インターフェース機能と中間インターフェース機能を接続するためのインターフェースとする。本インターフェースは、地域情報プラットフォーム標準仕様をベースとした通信仕様に従うこととし、全国共通仕様を想定する。

### (c) 地域情報 PF インタフェース

地域情報 PF インタフェースは、中間インターフェース機能と既存業務システムを接続するためのインターフェースとする。本インターフェースは、地域情報プラットフォーム標準仕様に従い連携を行うこととする。

### (d) 個別連携業務接続インターフェース【オプション】

個別連携業務接続インターフェースは、個別連携業務接続(データ送受信)機能と既存業務システム(地域情報プラットフォーム未準拠・対象外システム)を接続するためのインターフェースとする。本インターフェースは、各自治体業務システムが独自に策定する通信仕様に従い連携を行うこととする。また、本インターフェースはオプションとする。

**(B) メッセージ形式の種類****(a) 情報提供ネットワークシステム形式メッセージ**

情報提供ネットワークシステム形式メッセージは、情報提供ネットワークシステム接続インターフェースを流通するメッセージ形式を想定する。

**(b) 連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージ**

連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージは、連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能間インターフェースを流通するメッセージ形式とする。連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージは、団体間連携の要件を踏まえて、地域情報プラットフォーム標準仕様を拡張したメッセージ形式を想定する。

**(c) 地域情報 PF 形式メッセージ**

地域情報 PF 形式メッセージは、地域情報 PF インタフェースを流通するメッセージ形式とする。本メッセージ形式は、連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージと整合をとった拡張を行うこととする。

**(d) 個別連携業務接続形式メッセージ【オプション】**

個別連携業務接続形式メッセージは、個別連携業務接続インターフェースを流通するメッセージとする。

**(2) 各処理における論点と検討結果**

団体間連携を行う際に各機能で共通して考慮すべき以下の処理について、論点を整理し、検討を行った。

- (A) 照会依頼方法について
- (B) 照会応答方法について
- (C) 不備の検知及び通知について
- (D) 連携の単位について
- (E) メッセージ形式について
- (F) 参照用 DB について

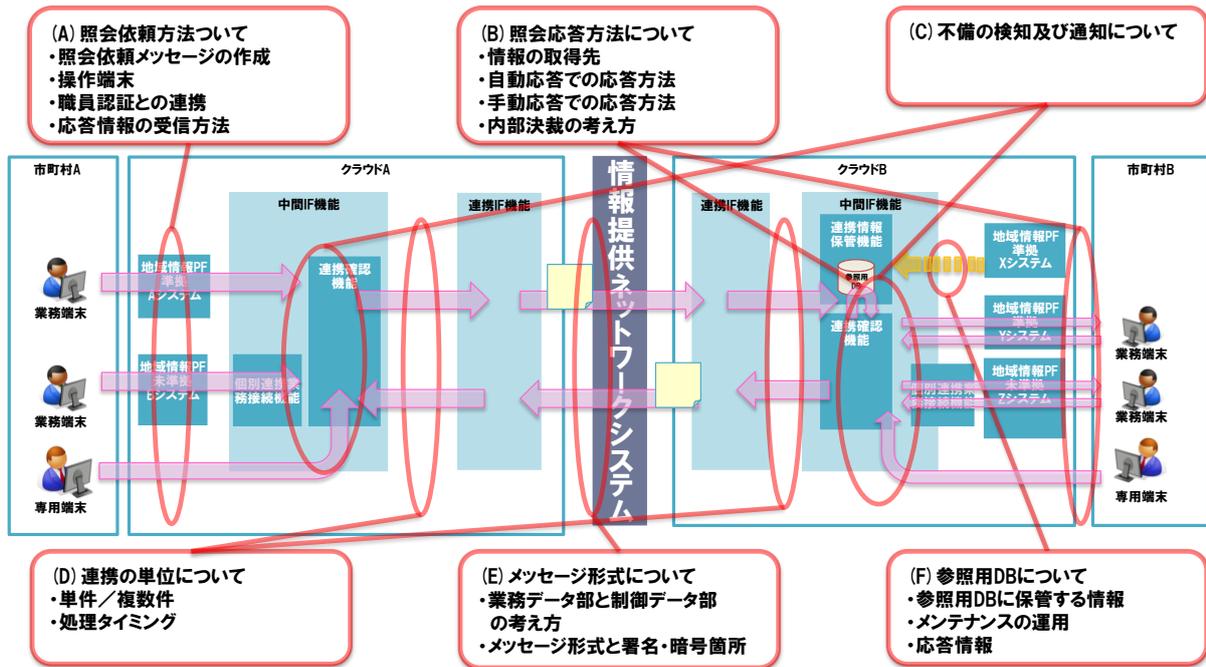


図 4-12 団体間連携を行う際に各機能で共通的に考慮すべき事項

各処理についての論点と検討結果を以下に示す。

## (A) 照会依頼方法について

照会依頼は既存業務システムの業務端末から行う方法と専用端末から行う方法の2パターンが考えられ、既存業務システムの形態、地方自治体の規模の大小、業務の件数など地方自治体の状況に応じて選択可能とすることが望ましい。業務端末と専用端末による照会依頼の方法についての論点と検討結果を以下に示す。

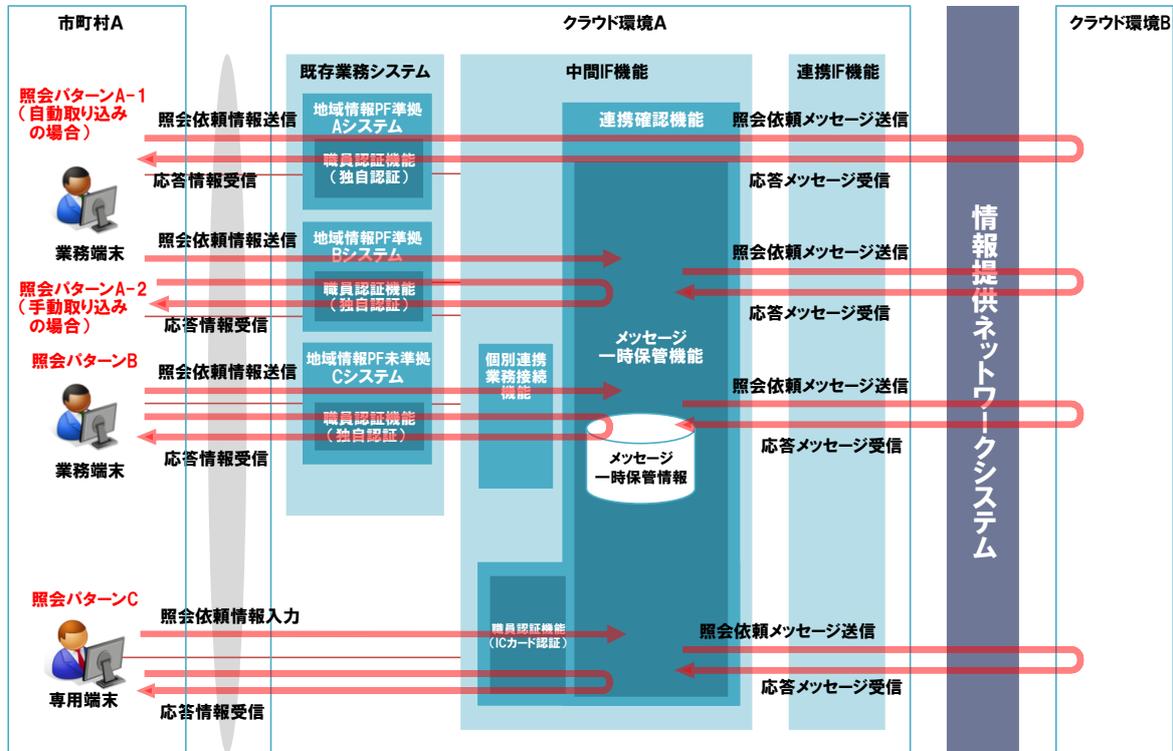


図 4-13 照会依頼方法について

表 4-3 照会依頼方法の検討結果

項番	論点	検討結果
1	照会依頼メッセージの作成	以下の3パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>照会パターン A-1、A-2)業務システムにて照会依頼情報を作成し、連携確認機能に送付する。</li> <li>照会パターン B)業務システムにて照会依頼情報を作成し、個別連携業務接続機能を経由して連携確認機能に送付する。</li> <li>照会パターン C)連携確認機能を利用する専用端末にて照会依頼メッセージを作成する。</li> </ul>
2	操作端末	以下の2パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>照会パターン A-1、A-2、B) 業務端末を利用する。</li> <li>照会パターン C)専用端末を利用する。</li> </ul>
3	職員認証	以下の2パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>照会パターン A-1、A-2、B) 専用端末と同等のセキュリティを確保した上で、既存の職員認証方式(独自認証)を採用する。</li> <li>照会パターン C) 専用端末の認証方式(ICカード認証)を採用する。</li> </ul>
4	応答情報の受信方法	以下の2パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>照会パターン A-1)既存業務システムにて応答情報を受領する。</li> <li>照会パターン A-2、B、C)連携確認機能に一時保管されている応答情報を取得する。</li> </ul>

(B) 照会応答方法について

(a) 照会応答方法について

照会応答は、照会依頼に対して自動で応答する方法(自動応答)と、必要に応じて決裁等の確認を行いながら手動で応答する方法(手動応答)が考えられ、地方自治体の状況に応じて地方自治体側で自動か手動かを決裁フラグ等により制御可能とすることが望ましい。

照会応答方法についての論点と検討結果を以下に示す。

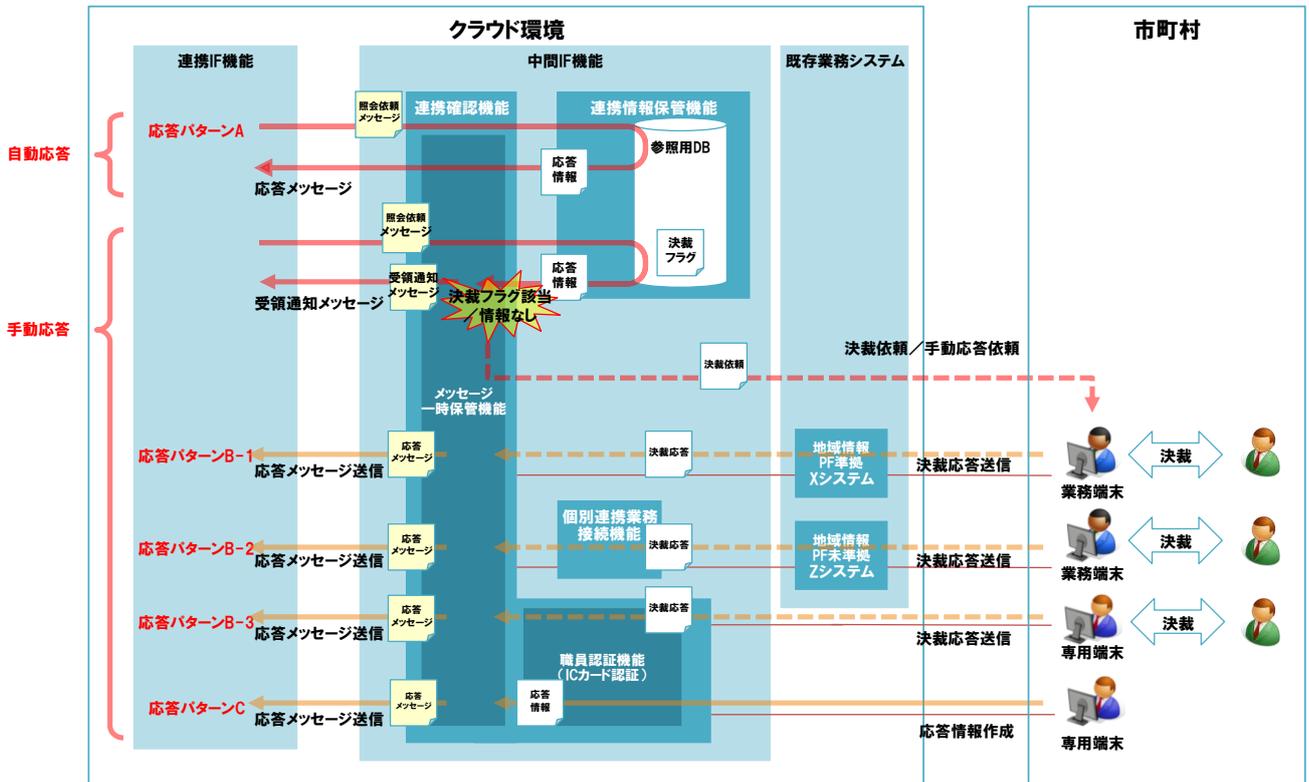


図 4-14 照会応答方法について

表 4-4 照会応答方法の検討結果

項番	論点	検討結果
1	情報の取得先	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体間連携における照会依頼に対する応答情報は、参照用 DB から情報を取得することとする。(参照用 DB には、あらかじめ団体間連携に必要なデータが格納されていることを前提とする)</li> </ul>
2	自動応答での応答方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>応答パターン A)照会依頼メッセージ受信時、連携確認機能は参照用 DB を参照することとする。応答情報が参照用 DB へ格納されている場合、かつ決裁フラグが無効な場合は、一括事後決裁とし、照会依頼元に応答メッセージを自動応答することとする。</li> </ul>
3	手動応答での応答方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>参照用 DB に格納されていない、もしくは決裁フラグが有効であり単件即時決裁が必要な場合は、手動応答とし、受領通知メッセージを照会依頼元に送信することとする。</li> <li>また、手動応答が必要な場合は、プッシュ型で既存業務システムに通知することとする。</li> <li>応答メッセージの作成、送信の方法は、以下の 2 パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>応答パターン B-1、B-2、B-3)独自に決裁を取得し決裁応答する。連携確認機能にて作成する応答メッセージを照会依頼元へ送信する。</li> <li>応答パターン C)参照用 DB に情報が存在しない場合、専用端末にて応答情報を入力し、照会依頼元に応答メッセージを送信する。</li> </ul> </li> </ul>

## (b) 照会応答における内部決裁の考え方について

現状の地方自治体の業務処理では、公文書の発送に内部決裁を必要としている。内部決裁の取得方法は、決裁権者による承認後に公文書作成・送付する場合(①単件即時決裁)、公文書作成・送付後に事後的に決裁権者により承認する場合(②一括事後決裁)、特定の業務、ユースケース及び対象者についてのみ単件即時決裁とする場合(③単件即時決裁と一括事後決裁の併用)の3つの要件が存在することを想定した。

この要件に対応するため、連携確認機能は、内部決裁の方法を参照用DBの決裁フラグ等により切り替えられるものとした。

照会応答における内部決裁の考え方についての論点と検討結果を以下に示す。

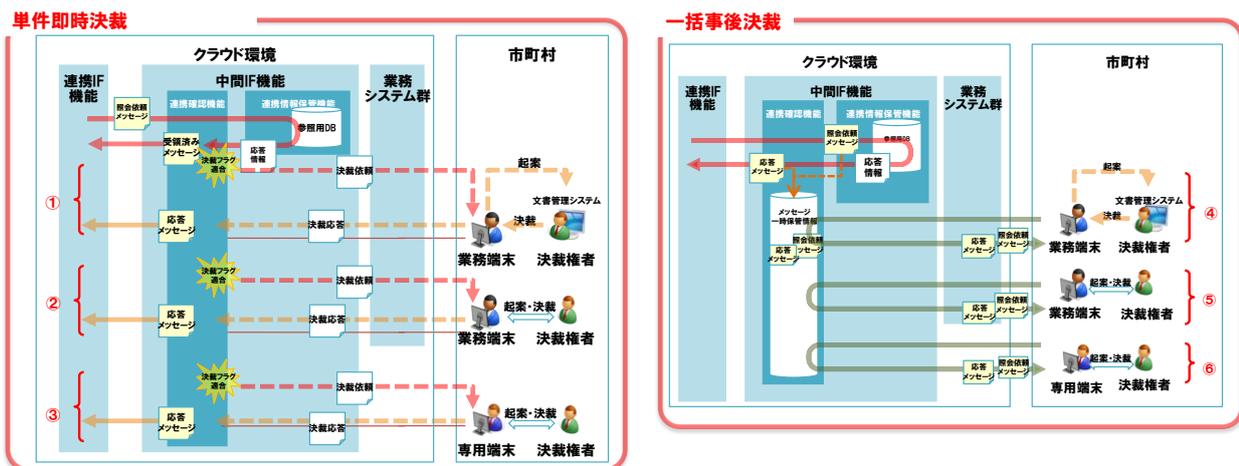


図 4-15 照会応答における内部決裁の考え方について

表 4-5 照会応答における内部決裁の考え方の検討結果

項番	論点	検討結果
1	内部決裁の取得方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>参照用DBの決裁フラグにより、以下の2パターンに対応することとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>決裁権者による承認後に公文書作成・送付する(単件即時決裁)。</li> <li>公文書作成・送付後に事後的に決裁権者により承認する(一括事後決裁)。</li> </ul> </li> <li>単件即時決裁、一括事後決裁を併用し、特定の業務、ユースケース及び対象者についてのみ単件即時決裁とすることも可能とすることとする。</li> </ul>
2	決裁フラグの単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務/ユースケース/対象者単位で設定可能とすることとする。</li> </ul>
3	単件即時決裁の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>決裁依頼通知を受けて、以下の3パターンの決裁方法に対応することとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>業務担当者が、決裁依頼の通知を業務端末で確認し、文書管理システムにて決裁依頼を行う。決裁権者は、文書管理システムから決裁を行う。</li> <li>業務担当者が、決裁依頼の通知を業務端末で確認し、書面(紙)による起案・決裁を行う。</li> <li>業務担当者が、決裁依頼の通知を専用端末で確認し、書面(紙)による起案・決裁を行う。</li> </ol> </li> </ul>
4	一括事後決裁の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携確認機能が保有する照会依頼及び応答メッセージを業務端末又は専用端末から取得し、以下の3パターンの決裁方法に対応することとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>業務担当者が、照会依頼メッセージの内容を業務端末で確認し、文書管理システムにて決裁依頼を行う。決裁権者は、文書管理システムから決裁を行う。</li> <li>業務担当者が、照会依頼メッセージの内容を業務端末で確認し、書面(紙)による決裁を行う。</li> <li>業務担当者が、照会依頼メッセージの内容を専用端末で確認し、書面(紙)による決裁を行う。</li> </ol> </li> </ul>

## (C) 不備の検知及び通知について

連携確認機能は、他団体とのメッセージ送受信において発生した不備を検知する必要があると考えられるため、メッセージ送信時に検知した不備は、自団体の職員に通知することを想定する。メッセージ受信時に検知した不備は、メッセージを送信元団体に通知することを想定し、送信元団体は、不備情報の内容に応じて自動処理での再実行を行うか、手動処理での再実行を行うかを判断するものとする。不備の検知及び通知についての論点と検討結果を以下に示す。

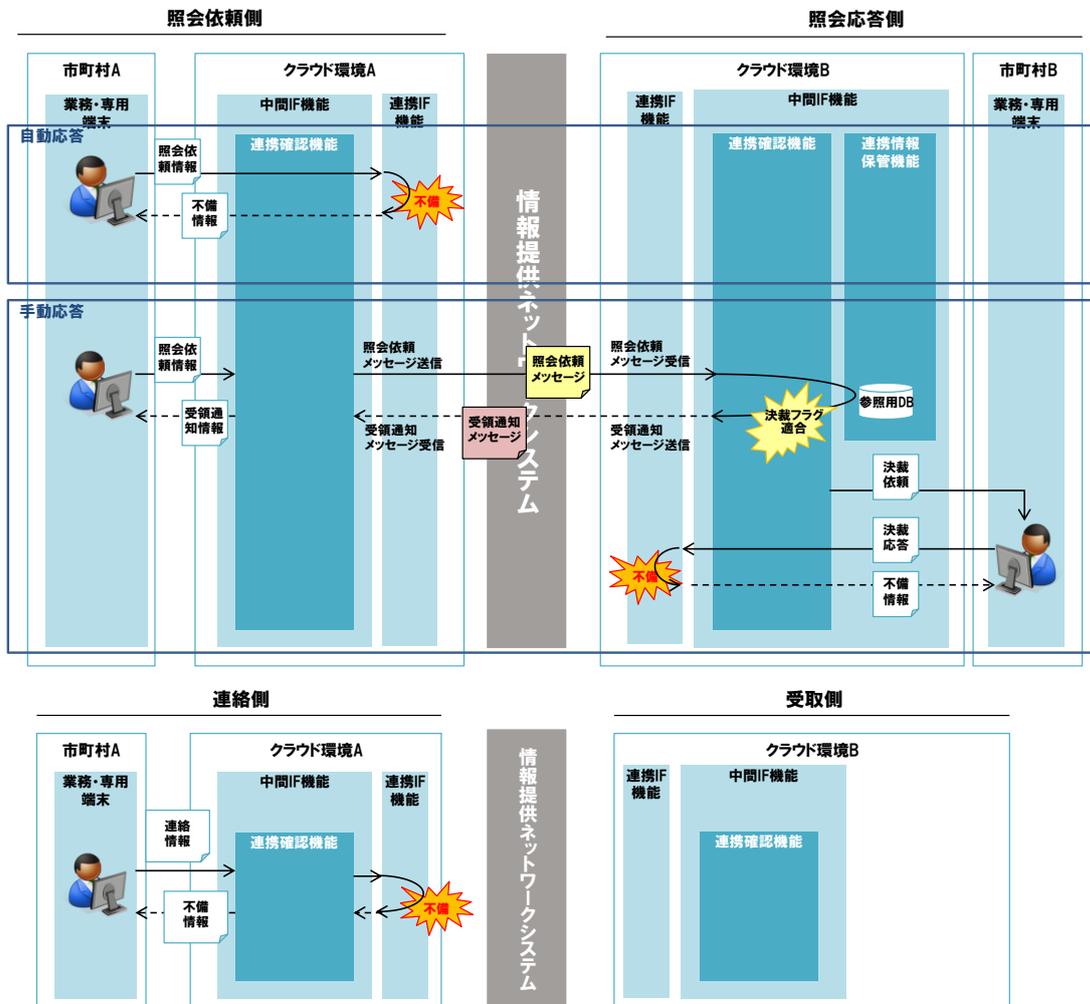


図 4-16 送信内容の不備検知時における連携概要について

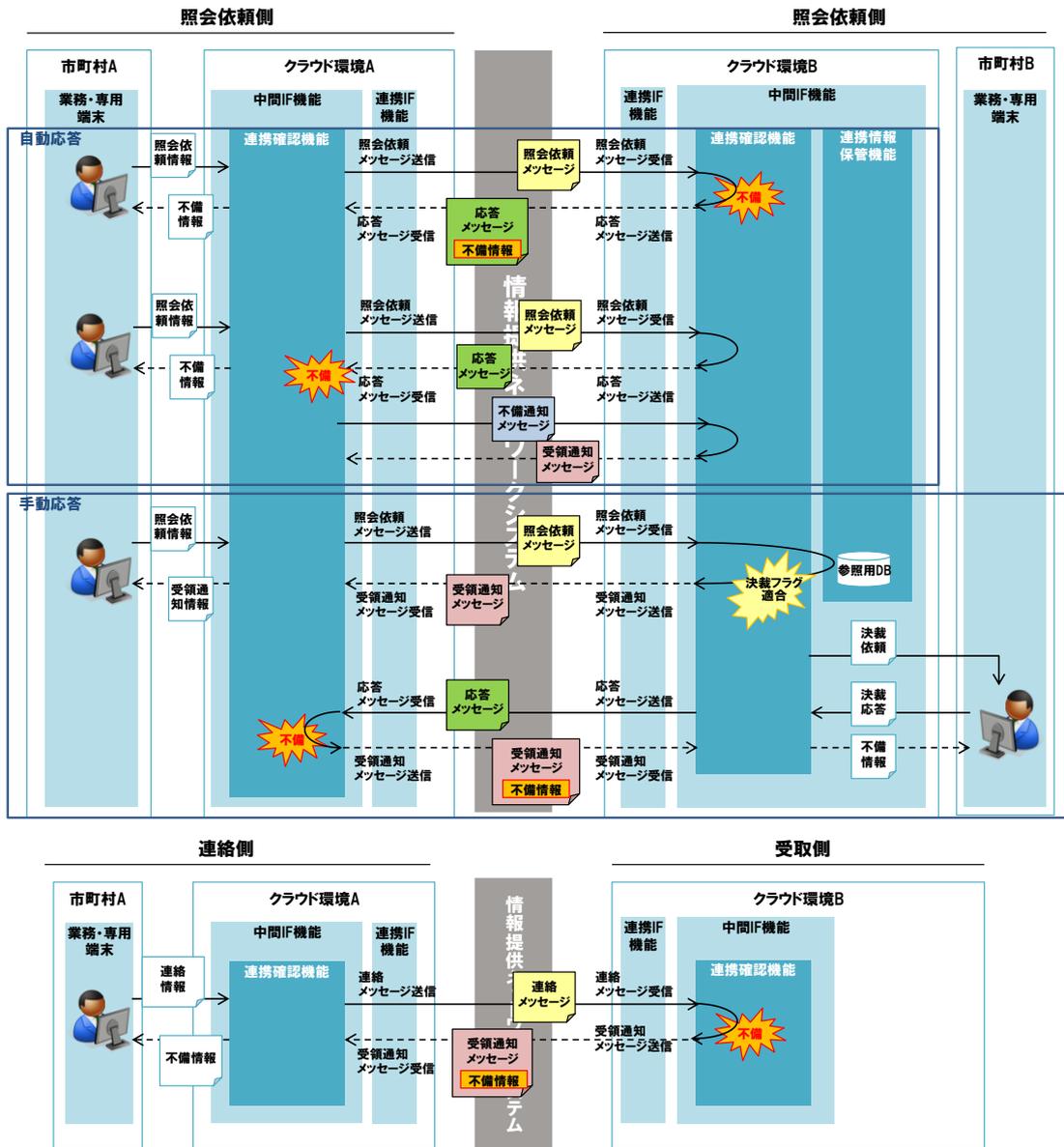


図 4-17 受信内容の不備検知時における連携概要について

表 4-6 不備の検知及び通知の検討結果

項番	論点	検討結果
1	不備の検知	以下の2パターンに対応することとする。 不備パターン A) 送信内容に不備を検知：自団体の既存業務システム又は職員に不備を通知する。 不備パターン B) 受信内容に不備を検知：送信元団体に不備を通知する。
2	不備情報の通知先の対応	不備情報の通知を受けた場合、不備情報の内容に応じて再実行処理を行うこととする。再実行は、手動処理を基本とし、特定のケース(通知元団体のシステムがダウンしていた場合等)に限り、自動処理(リトライ)を実行するものとする。

(D) 連携の単位について

照会依頼及び照会応答は、単件で処理を実施する場合と複数件を一括処理する場合が考えられ、通常は一人の申請により複数の連携が発生すると思われるが、業務の定期処理等を考慮すると複数の連携をまとめて処理したいという自治体のニーズがあると考えられる。

ここでは、複数の連携をまとめて処理する場合の考え方を述べることで、照会依頼及び照会応答時の連携の単位についての論点と検討結果を以下に示す。

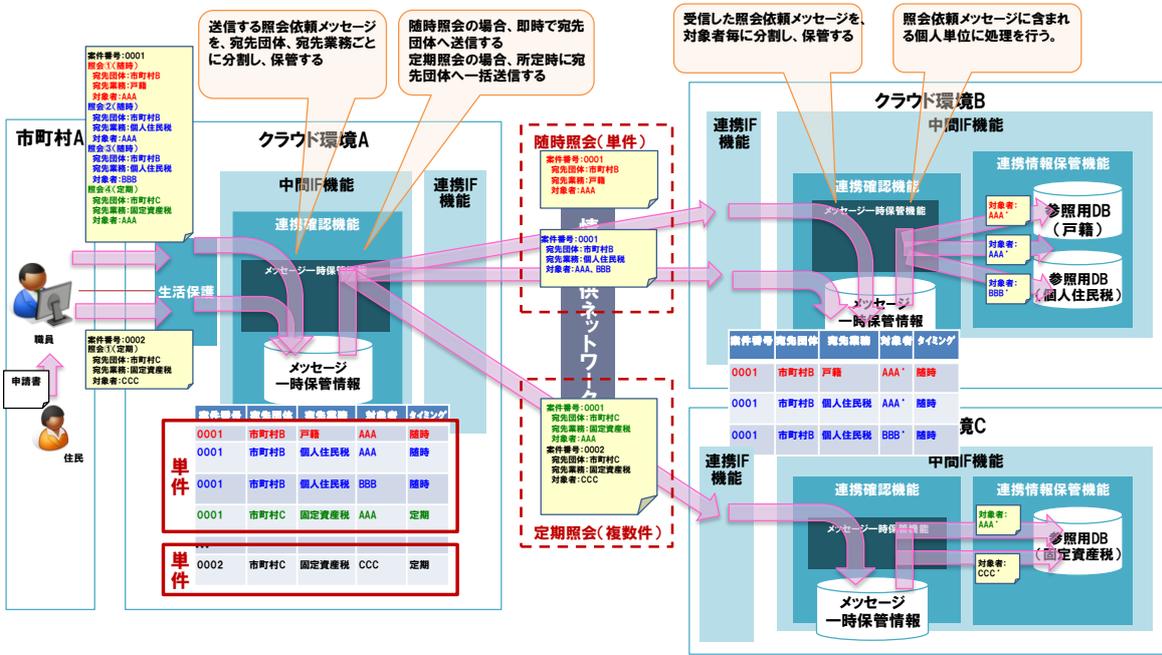


図 4-18 照会依頼時の連携の単位について

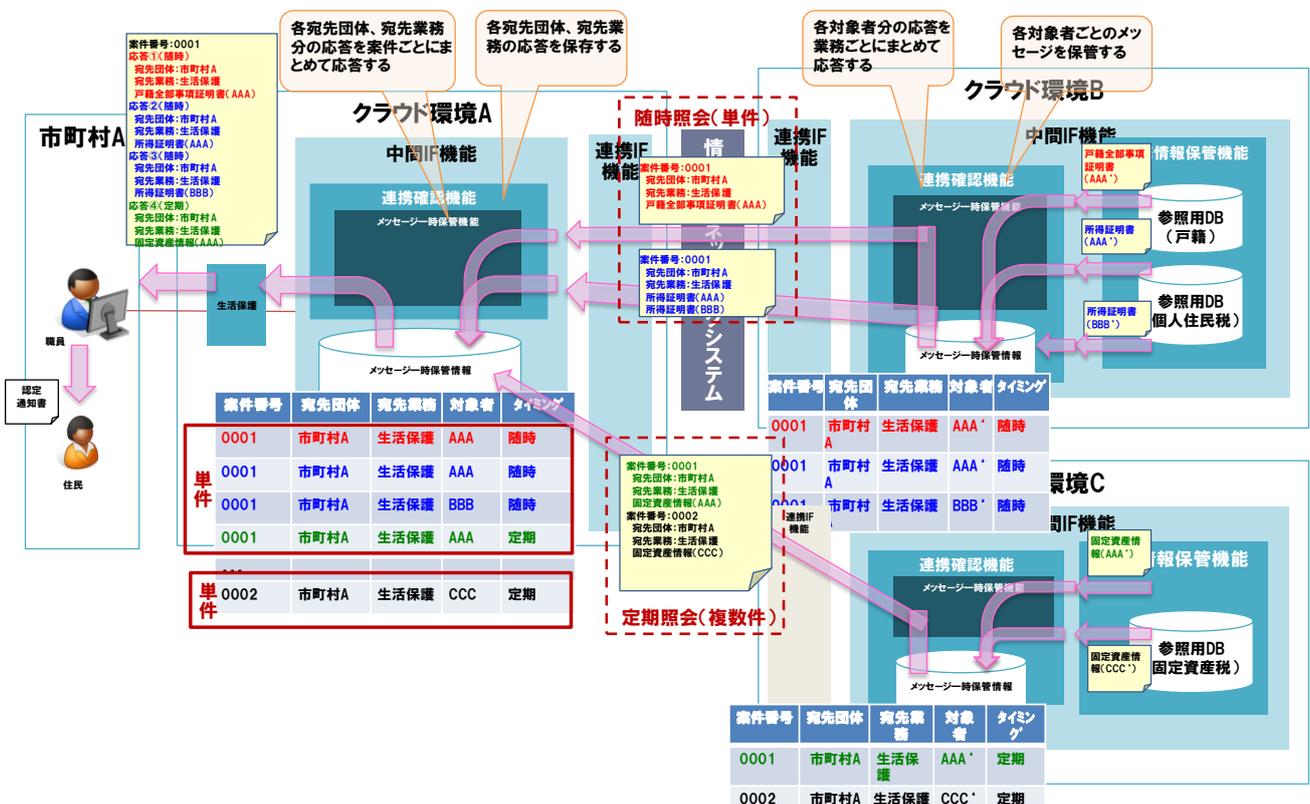


図 4-19 照会応答時の連携の単位について

表 4-7 連携の単位の検討結果

項番	論点	検討結果
1	単件／複数件 (メッセージ作成及び処理単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>照会依頼／照会応答の単位は、以下の2パターンが考えられる。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>単件：申請・届出等の案件(ユースケース)単位に照会依頼する。</li> <li>複数件：複数案件分をまとめて照会依頼する。</li> </ul> </li> <li>照会依頼メッセージは、照会依頼側が照会先(宛先団体、業務)単位で作成し、照会応答側は対象個人単位で処理を行うこととする。</li> </ul>
2	処理タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>照会依頼の処理タイミングは、以下の2パターンが考えられる。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>随時照会：随時、単件の照会依頼メッセージの処理を行う。</li> <li>定期照会：単件照会依頼メッセージを連携確認機能に蓄積し、所定時に複数件を一括処理することとする。</li> </ul> </li> </ul>

(E) メッセージ形式について

職員が作成した文書の真正性を確認するため、現状、文書が書面であれば公印押印、文書がデータであれば電子署名(職責署名)付与を行う必要がある

団体間連携の照会依頼元／照会依頼先は、①照会依頼先／照会依頼元組織に対して業務データが職責者により真正に作成されたことの保証(業務データの真正性保証)、②情報提供ネットワークシステムに対して照会依頼元／照会依頼先が情報提供ネットワークシステムへの接続を行う正当な団体であることの保証(連携元団体の正当性保証)を行う必要があるものと考えられる。

また、団体内で取り扱うメッセージを地域情報プラットフォーム標準仕様ベースとしたメッセージ形式(連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージ)とした場合でも、団体外を流通するメッセージは情報提供ネットワークシステムが規定する形式に従う必要があると想定される。その場合、団体内外でメッセージ形式の変換が必要であり、情報提供ネットワークシステム接続機能がメッセージ形式変換処理を行うこととする。

団体間連携で取り扱うメッセージ形式についての論点と検討結果を以下に示す。

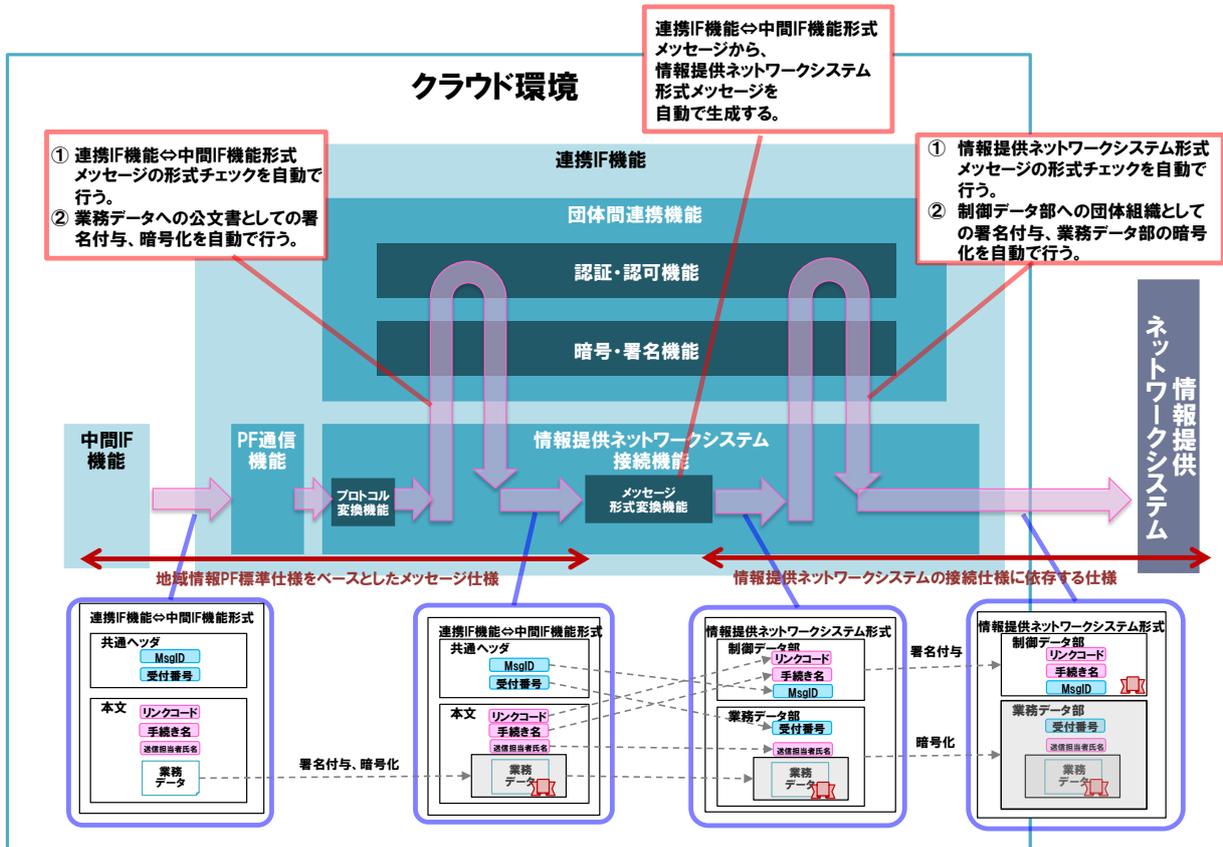


図 4-20 団体間連携で取り扱うメッセージ形式について

表 4-8 メッセージ形式の検討結果

項番	論点	検討結果
1	業務データ部と制御データ部の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供ネットワークシステム形式メッセージの制御データ部は、情報提供ネットワークシステムが連携制御を行うための必要最小限の項目のみが規定されることが想定される(例：手続き名/連携対象者情報(リンクコード)/送信先情報/送信元情報等)。</li> <li>情報提供ネットワークシステム接続機能は、連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式の共通ヘッダ及び本文から、連携すべき情報項目を抽出し、情報提供ネットワークシステム形式の制御データ部又は業務データ部に設定する。</li> </ul>
2	メッセージ形式と署名・暗号箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能形式メッセージ内の業務データに対して暗号・署名機能は、公文書としての署名を付与し、署名付与済み業務データの暗号化を行うこととする。</li> <li>情報提供ネットワークシステム形式メッセージ内の制御データ部に対して暗号・署名機能は、団体組織としての署名を付与し、業務データ部の暗号化を行うこととする。</li> </ul>

## (F) 参照用 DB について

### (a) 参照用 DB の考え方

団体間連携において、全ての照会依頼に対し手動で応答することは困難と思われるため、他団体への応答については自動応答が必要があると考えられる。自動応答にあたっては、応答のための住民情報を参照用 DB に保持し、参照用 DB に格納されている住民情報を応答可能とするものと想定した。

一方、業務、情報内容、対象者の状況等に応じて、職員が判断した上で手動の処理に切り替えることも必要と考えられる(単件即時決裁)。これらを考慮して、同期処理での連携可否を判断する決裁フラグ等を参照用 DB に記録することにより応答方法を切り替え可能とするものと想定した。

参照用 DB に格納する情報は、番号制度等で規定するユースケースごとに必要となる最小限のデータ項目になるものと想定した。また、参照用 DB は業務システムデータの一部を複製したものであり、いつ時点のデータで応答情報が作成されたかを照会依頼側に通知する必要があると考えられることから、データの更新日付情報が記録されるものと想定した。

なお、参照用 DB へ格納する情報については、確実に安全性を確保し、漏えい等を防がねばならない。そのためには、参照用 DB のセキュリティ要件について、今後、検討していく必要がある。

### (b) 参照用 DB の更新方法について

参照用 DB へのデータ更新方法は、地域情報プラットフォーム準拠システムであれば統合 DB 機能を活用する方法、地域情報プラットフォーム未準拠・対象外システムであれば個別にバッチ処理で更新する方法や専用端末により更新する方法が考えられ、地方自治体の状況に応じて方式を選択可能とすることが望ましい。

参照用 DB の更新方法についての論点と検討結果を以下に示す。

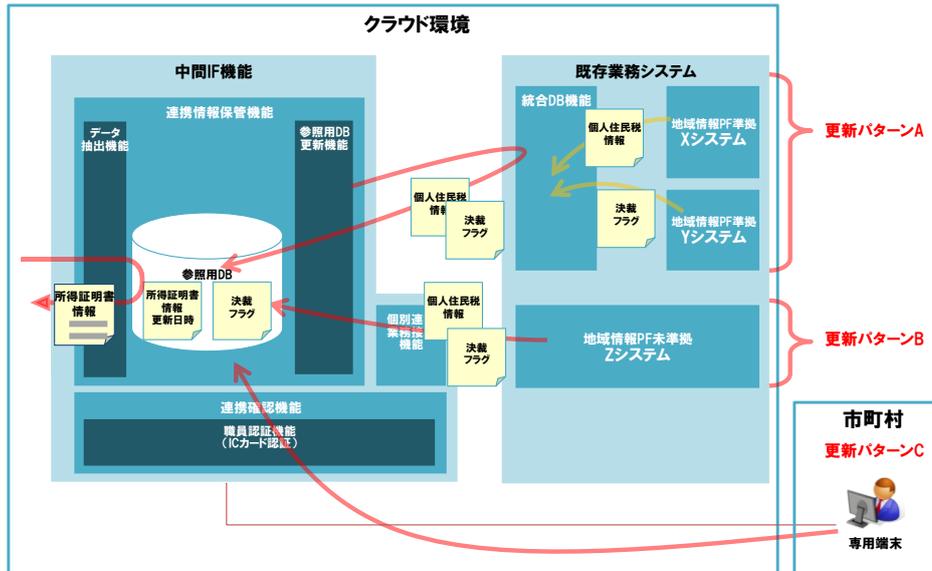


図 4-21 参照用 DB の更新方法について

表 4-9 参照用 DB の更新方法の検討結果

項番	論点	検討結果
1	参照用 DB に保管する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>参照用 DB へ格納されている情報は、自動応答でも応答可能とする。ただし、自動/手動を判断するための決裁フラグを、参照用 DB に記録することとする。</li> <li>参照用 DB には、連携情報保管機能にて情報をフィルタリングし(個人住民税情報を所得証明書情報にするなど)、連携情報の最小項目のみ格納することとする。</li> <li>複製 DB となることから、いつ時点の情報であるかを、参照用 DB に記録することとする。</li> </ul>
2	メンテナンスの運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>参照用 DB への情報の登録、更新は、バッチ処理等により定期更新することとする。</li> <li>参照用 DB へ格納する情報は、情報登録時点で自治体内部の決裁を取得することとする。</li> <li>以下の3パターンが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>更新パターン A)連携情報保管機能が、統合 DB 機能から PULL 型で取得する。</li> <li>更新パターン B)業務システムが、個別連携業務接続機能を介して PUSH 型で提供する。</li> <li>更新パターン C)専用端末にて、住民情報及び決裁フラグを個別メンテナンスする。</li> </ul> </li> </ul>
3	応答情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明書情報等の単位でインタフェースを作成することとし、ユースケースごとの情報項目の差異は、連携情報保管機能がマスキングを行うことにより対応することとする。</li> </ul>

## 4.4 システム全体像の仮説の見直し

接続機能仕様書の検討内容から①機能構成図(仮説)の見直し、②照会依頼、照会応答等の処理の流れの見直しを行った。

### 4.4.1 機能構成図(仮説)の見直し

本事業における接続機能仕様書の検討内容、情報提供ネットワークシステム等の検討内容を踏まえて、機能の役割を見直すことによる機能の統合や新たな機能の追加、機能の分類の見直しを行った。

機能構成図(仮説)の見直し事項と見直し内容を以下に示す。

表 4-10 機能構成図(仮説)の見直しの内容

項番	見直し事項	見直しの内容
1	情報提供ネットワークシステム接続機能を、団体間連携機能全体の基盤となるように変更	団体間連携機能の基盤に情報提供ネットワークシステム接続機能とPF通信機能の2つを配置し、それぞれが団体間連携機能を呼び出すこととしていた。 重複処理の効率化を図るため、情報提供ネットワークシステム接続機能が団体間連携機能を呼び出すことに統一し、PF通信機能は業務システム群との通信のみ行うように変更した。
2	団体間連携機能における(自団体)、(団体間)を統合	暗号・署名機能、認証・認可機能、ログ管理機能は、情報提供ネットワークシステム接続機能上のものを(団体間)、PF通信機能上のものを(自団体)と2つに分割していた。 項番1の変更に伴い、(団体間)と(自団体)を統合した。
3	中間インターフェース機能の一部を個人情報関連機能としてグループ化	中間インターフェース機能のうち、個別連携業務接続(データ送受信)機能を除く部分は、全国共通の仕様であるため一体とし、個人情報関連機能として整理した。
4	個人情報関連機能にログ管理機能(中間IF)を追加	機能仕様を整理する中で、連携確認機能、ID変換機能、連携情報保管機能から出力されるログを管理する機能が個人情報関連機能に必要なと考え、ログ管理機能(中間IF)を追加した。

機能構成図(仮説)及び機能一覧の見直し結果を以下に示す。

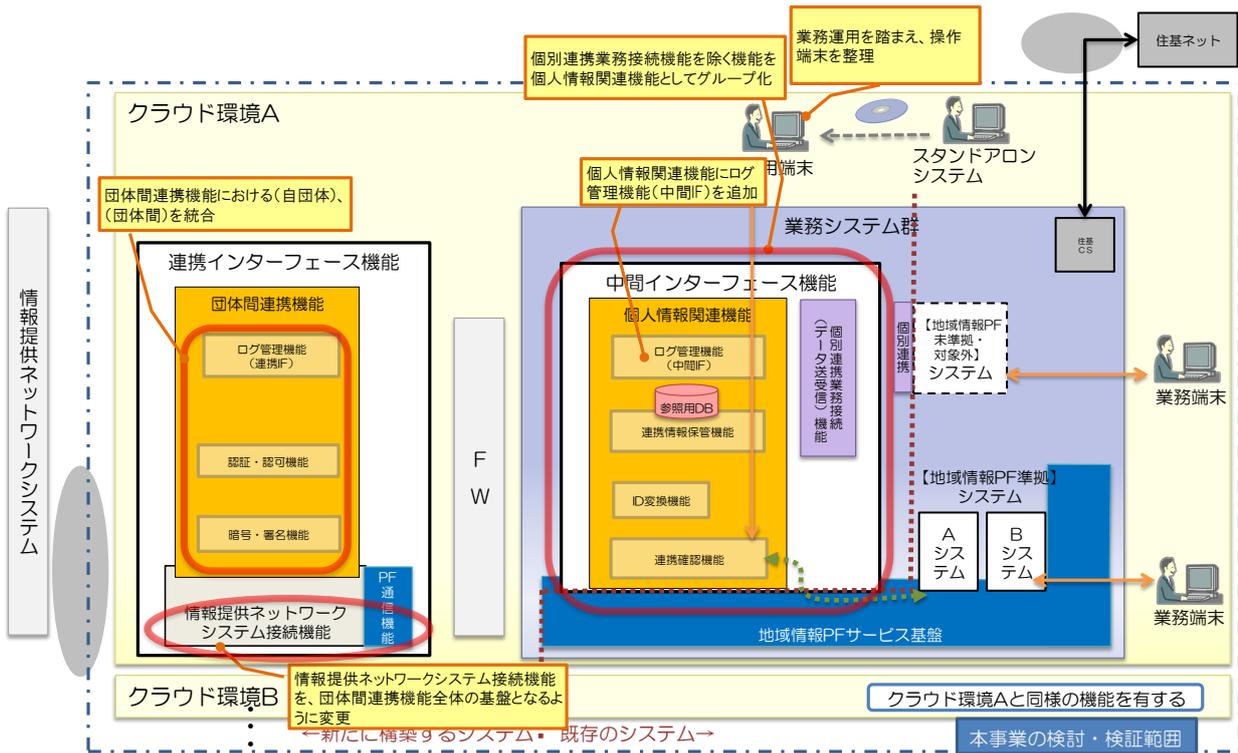


図 4-22 機能構成図(見直し)

表 4-11 連携インターフェース機能の機能概要

項番	機能名		概要
1	情報提供ネットワークシステム接続機能		情報提供ネットワークシステム接続機能は、連携インターフェース機能が情報提供ネットワークシステムと団体間連携を行う場合の送受信機能とする。
2	PF 通信機能		PF 通信機能は、連携インターフェース機能が中間インターフェース機能と団体間連携を行う場合の送受信機能とする。
3	団体間連携機能	暗号・署名機能	暗号・署名機能は、団体間連携の連携データについて自治体及び団体間で情報を流通させるために必要な暗号・復号、電子署名の付与・検証を行う機能とする。
4		認証・認可機能	認証・認可機能は、団体間連携の連携データについて自治体の実施すべきアクセス制御、連携相手の確認、連携の根拠法令に見合った職責の確認、マイナンバー法等に規定された範囲等の検証を行う機能とする。
5		ログ管理機能(連携 IF)	ログ管理機能(連携インターフェース)は、暗号・署名機能、認証・認可機能が出力する処理結果等のログを管理する機能とする。

表 4-12 中間インターフェース機能の機能概要

項番	機能名	概要
1	個人情報関連機能	連携確認機能 連携確認機能は、照会依頼の連携データを解析し、参照用 DB 等の情報取得に必要な情報を抽出する機能とする。団体間連携では照会依頼／応答のメッセージの作成、自動処理と手動処理及びオンライン処理とバッチ処理の制御を行い、照会依頼等の処理状況の管理及び確認を行うこととする。
2		ID 変換機能 ID 変換機能は、連携データに含まれるリンクコードと自団体の識別番号とを紐付け管理し、相互に変換する機能とする。
3		連携情報保管機能 連携情報保管機能は、連携確認機能等から取得した検索キー等を元に、参照用 DB から住民情報等を抽出し提供する機能とする。
4		ログ管理機能 (中間 IF) ログ管理機能(中間インターフェース)は、連携確認機能、ID 変換機能、連携情報保管機能が出力する個人情報を含む処理結果等のログを管理する機能とする。
5	個別連携業務接続 (データ送受信)機能 【オプション】	個別連携業務接続機能は、連携インターフェース機能が、地域情報プラットフォームに未準拠及び対象外の業務システムと連携する場合に、地域情報プラットフォーム未準拠・対象外システムの独自仕様と地域情報プラットフォーム間の差異を変換する機能とする。

#### 4.4.2 処理の流れの見直し

接続機能仕様書の検討内容を踏まえて、システム全体像の仮説の整理における処理流れで不足していた以下のポイントについて、処理の流れを見直した。

- 照会依頼側における処理の流れの追加
- 照会応答側における手動応答の流れの追加
- 操作端末の分類の追加(業務端末、専用端末)
- 参照用 DB の登録の流れの追加
- 機能の処理の順序の見直し

各ポイントを踏まえた照会依頼、照会応答の処理の流れの内容及び参照用 DB への登録の流れの整理結果を以下に示す。

表 4-13 照会依頼・照会応答の処理の流れ

項番	照会依頼／応答応答	操作端末	処理の流れ
1	照会依頼側の処理の流れ	業務端末	①既存業務システムで照会依頼情報を作成し、連携確認機能に送信する。 ②連携確認機能が照会依頼メッセージ作成し、応答側の地方自治体へ送信する。 ③連携確認機能が応答メッセージを受信する。 ④業務端末から応答情報を確認する。
2		専用端末	①専用端末の画面操作にて照会依頼情報を入力し、連携確認機能へ送信する。 ②連携確認機能が照会依頼メッセージを作成し、応答側の地方自治体へ送信する。 ③連携確認機能が応答メッセージを受信する。 ④専用端末から応答情報を確認する。

項番	照会依頼/応答の流れ	操作端末	処理の流れ
3	照会依頼側の処理の流れ	自動応答	①照会側の地方自治体より照会依頼メッセージを受信する。 ②連携確認機能が照会依頼メッセージを受信する。 ③連携確認機能が参照用DBを参照し、応答情報を取得する。 ④自動応答の場合、連携確認機能が応答メッセージを作成し、照会側の地方自治体へ返信する。
4		専用端末 /業務端末	①照会側の地方自治体より照会依頼メッセージを受信する。 ②連携確認機能が照会依頼メッセージを受信する。 ③連携確認機能が参照用DBを参照し、応答情報を取得する。 ④手動応答の場合、地方自治体により決裁を行い、専用端末もしくは業務端末から決裁応答を行い、連携確認機能が応答メッセージを照会側の地方自治体へ返信する。

表 4-14 参照用 DB への登録の流れ

項番	システム形態	操作端末	参照用 DB への登録の流れ
1	地域情報プラットフォーム準拠システム	業務端末	連携情報保管機能が PF 通信仕様を使用して統合 DB 機能から住民情報を取得し、参照用 DB へデータを格納する。
2		専用端末	
3	地域情報プラットフォーム未準拠・対象外のシステム	業務端末	既存業務システムが個別連携業務接続(データ送受信)機能を介して個別連携(SOAP による単件処理/FTP による一括処理)により連携情報保管機能に住民情報を送信する。
4		専用端末	
5	スタンドアロンのシステム	専用端末	専用端末の画面操作にて参照用 DB のデータを個別メンテナンスする。

(1) 照会依頼側の処理の流れ

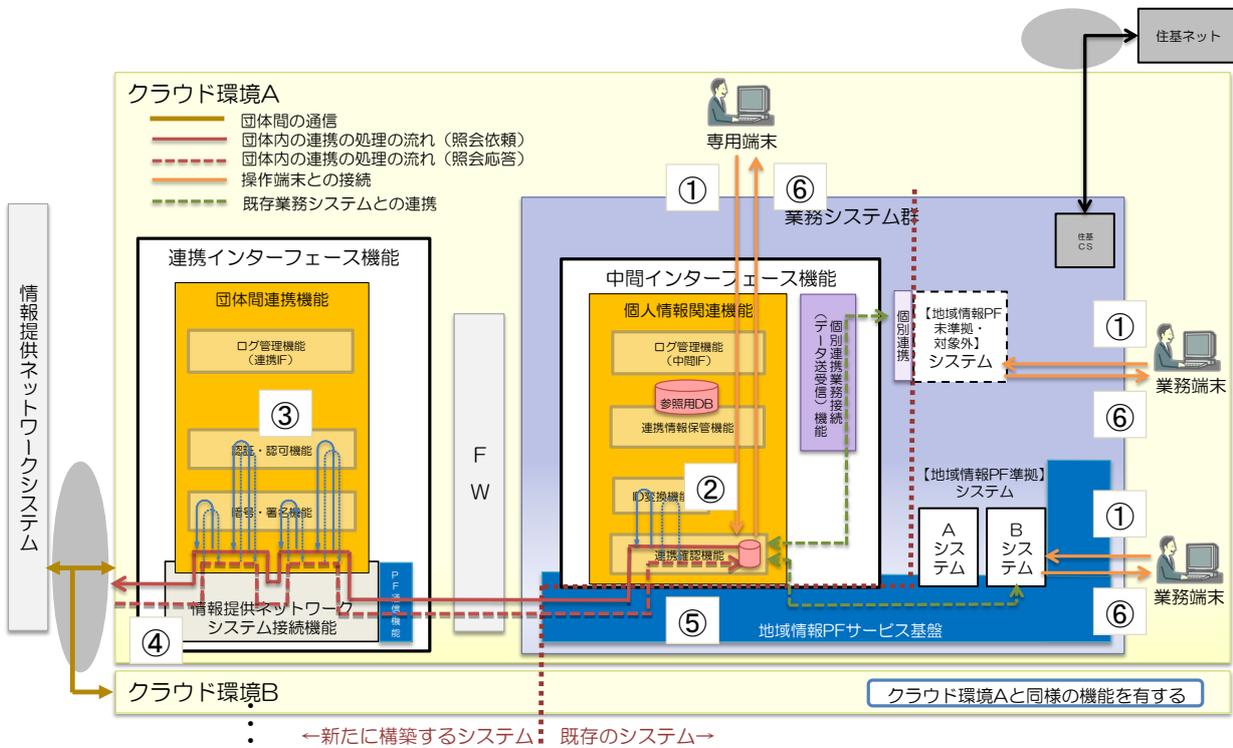


図 4-23 照会依頼側の処理の流れ

**■ 団体内の連携の流れ(照会依頼送信時)****① 職員の処理の流れ**

専用端末(又は既存業務システム)で照会依頼情報を入力(作成)し、連携確認機能へ送信を行う。

**② 中間インターフェース機能における処理の流れ**

連携確認機能にて、ID変換機能を利用し自団体が管理する住民の識別番号からリンクコードの変換を行った上で、照会依頼情報に基づき照会依頼メッセージの作成を行い、連携インターフェース機能へ送信を行う。

**③ 連携インターフェース機能における処理の流れ**

情報提供ネットワークシステム提供機能にてプロトコル変換後、認証・認可機能を利用し、照会依頼メッセージの本文の形式チェックを行い、暗号・署名機能を利用し、照会依頼メッセージの業務データへの電子署名付与、暗号化を行う。次に、メッセージ形式変換後に、認証・認可機能を利用し、連携相手、職責等の確認を行い、暗号・署名機能を利用し、照会依頼メッセージへの制御データ部への電子署名付与、業務データ部の暗号化を行った上で、照会依頼メッセージの送信を行う。

**■ 団体内の連携の流れ(照会応答受信時)****④ 連携インターフェース機能における処理の流れ**

情報提供ネットワークシステム提供機能にて応答メッセージの受信後、暗号・署名機能を利用し、業務データ部の復号、制御データ部の電子署名の検証を行い、認証・認可機能を利用し、連携相手、職責等の確認を行う。次に、メッセージ形式変換後に、暗号・署名機能を利用し、業務データの復号、電子署名の検証を行い、認証・認可機能を利用し、応答メッセージの本文の形式チェックを行った上で、中間インターフェース機能へ送信を行う。

**⑤ 中間インターフェース機能における処理の流れ**

連携確認機能にて応答メッセージの受信後、ID変換機能を利用しリンクコードから自団体が管理する住民の識別番号への変換を行った上で、応答メッセージを保管する。

**⑥ 職員の処理の流れ**

専用端末(又は既存業務システム)で応答情報を確認する。

## (2) 照会応答側の処理の流れ

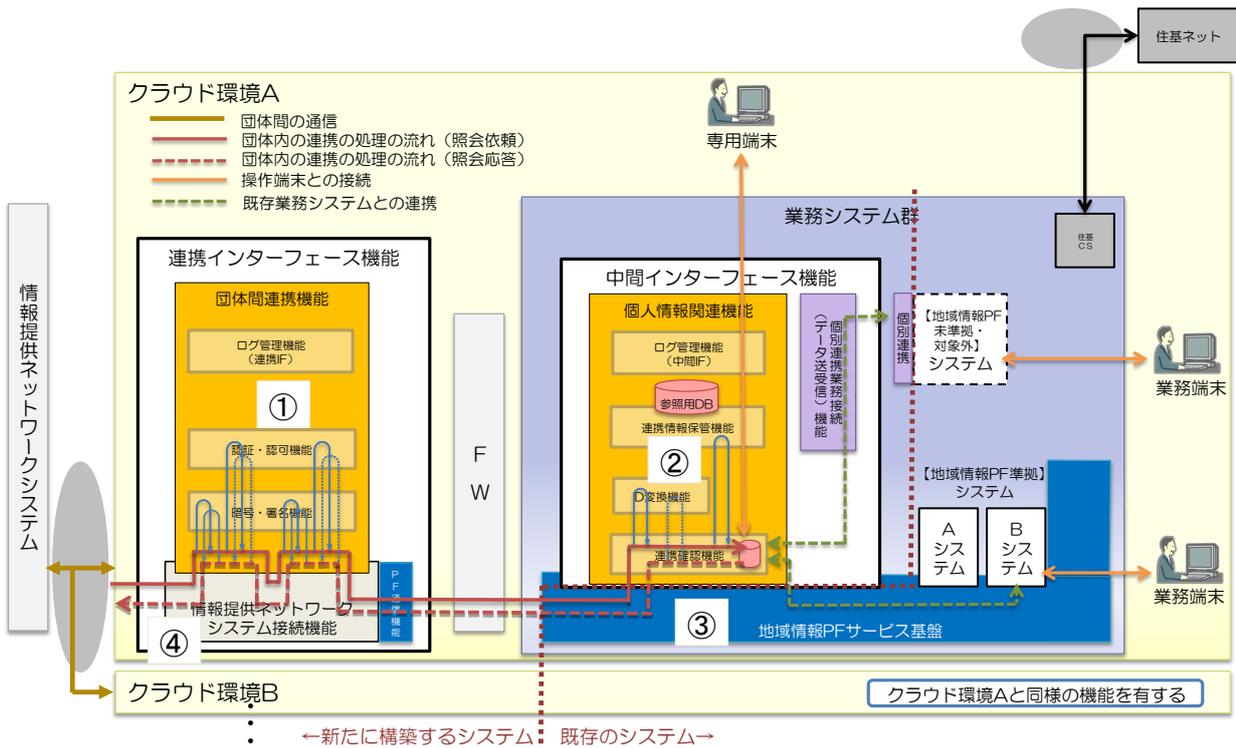


図 4-24 照会応答側の処理の流れ

## ■ 団体内の連携の流れ(照会依頼受信時)

## ① 連携インターフェース機能における処理の流れ

情報提供ネットワークシステム提供機能にて照会依頼メッセージの受信後、暗号・署名機能を利用し、業務データ部の復号、制御データ部の電子署名の検証を行い、認証・認可機能を利用し、連携相手、職責等の確認を行う。次に、メッセージ形式変換後に、暗号・署名機能を利用し、業務データの復号、電子署名の検証を行い、認証・認可機能を利用し、照会依頼メッセージの本文の形式チェックを行った上で、中間インターフェース機能へ送信を行う。

## ② 中間インターフェース機能における処理の流れ

連携確認機能にて照会依頼メッセージの受信後、ID変換機能を利用しリンクコードから自団体が管理する住民の識別番号への変換を行い、連携情報保管機能を利用し、応答情報の取得を行う。

## ■ 団体内の連携の流れ(照会応答送信時)

## ③ 中間インターフェース機能における処理の流れ

連携確認機能にて、ID変換機能を利用し自団体が管理する住民の識別番号からリンクコードの変換を行った上で、応答情報に基づき応答メッセージの作成を行い、連携インターフェース機能へ送信を行う。

なお、自動応答の場合、連携確認機能が応答メッセージ作成、送信を行う。手動応答の場合、決裁を行った上で、連携確認機能が応答メッセージを送信する。

## ④ 連携インターフェース機能における処理の流れ

情報提供ネットワークシステム提供機能にてプロトコル変換後、認証・認可機能を利用し、応答メッセージの本文の形式チェックを行い、暗号・署名機能を利用し、照会依頼メッセージの業務データへの電子署名付与、暗号化を行う。次に、メッセージ形式変換後に、認証・認可機能

能を利用し、連携相手、職責等の確認を行い、暗号・署名機能を利用し、照会依頼メッセージへの制御データ部への電子署名付与、業務データ部の暗号化を行った上で、応答メッセージの送信を行う。

### (3) 参照用 DB の更新の流れ

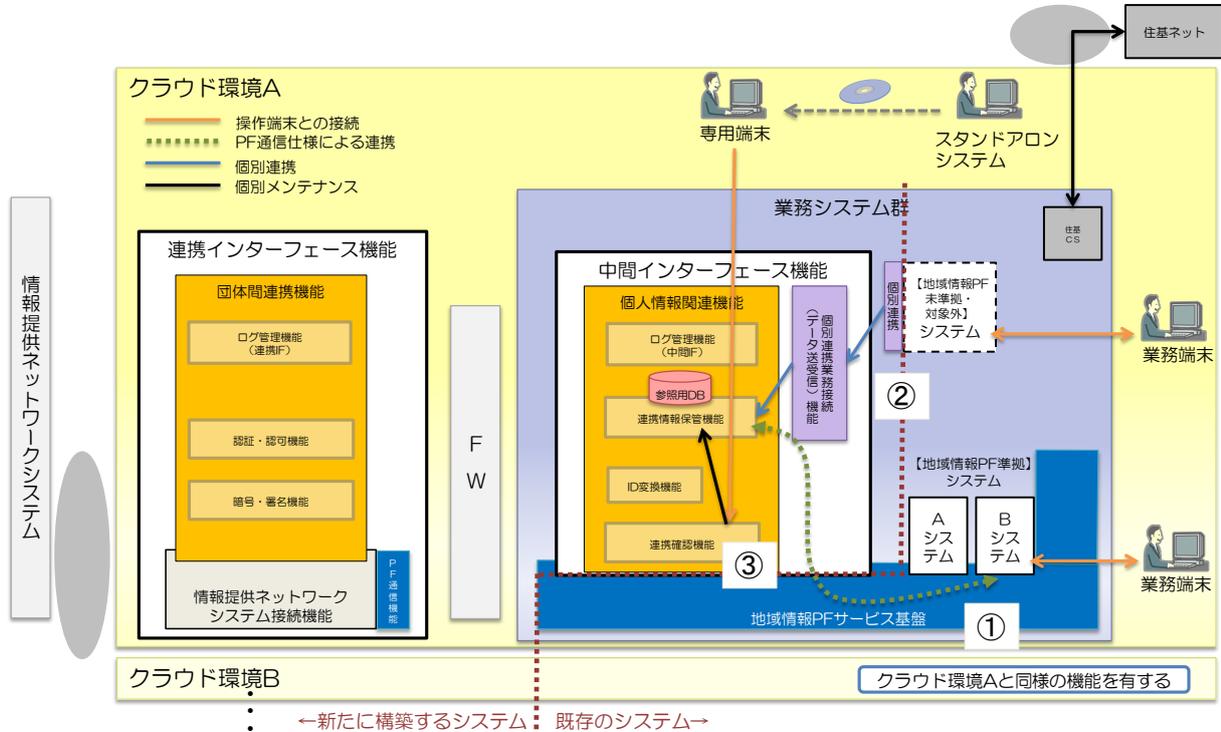


図 4-25 参照用 DB の更新の流れ

#### ■参照用 DB への登録の流れ

##### ①PF 通信機能による登録の流れ

連携確情報保管機能にて、PF 通信機能を使用して統合 DB 機能もしくは業務ユニットから住民情報を取得し、参照用 DB へデータを格納する。

##### ②個別連携による登録の流れ

既存業務システムが個別連携業務接続(データ送受信)機能を介して個別連携(SOAP による単件処理/FTP による一括処理)により連携情報保管機能に住民情報を送信する。

##### ③個別連携による登録の流れ

専用端末の画面操作にて参照用 DB のデータを個別メンテナンスする。

## 4.5 トラフィック量の考察

トラフィック量の考察では、大綱のユースケースに基づき、市町村が関係する連携情報を洗い出し、「課題ア」の現状業務量調査結果及び「課題イ」のデータ一覧からユースケース全体のトラフィック量の試算を行った。

具体的には、人口規模 100 万人、10 万人、5 万人、1 万人の 4 つのケースで、年間のトラフィック量を試算した。

### 4.5.1 考察にあたっての考え方

接続機能仕様案では、インターフェースの種類を、「①情報提供ネットワークシステム接続インターフェース」「②連携インターフェース機能⇔中間インターフェース機能間インターフェース」「③地域情報PFインターフェース」「④個別連携業務接続インターフェース【オプション】」の4つに整理した。

このうち、③及び④のインターフェースでは、参照用DB登録時に最もトラフィックが発生するものと想定されるが、これは、既存のシステム間の連携、住基ネットとの連携等と同様に夜間バッチ処理による運用になるものと考えられるため、大きな問題は発生しないと考えた。

一方、①及び②のインターフェースは、情報提供ネットワークシステムに接続される団体間で頻繁に情報連携が行われ、即時性も求められる部分であり、ここでの検討対象とすべきと考えた。ただし、この2つのインターフェースは、対となるものであり、トラフィック量はほぼ同程度となることが想定されることから、ここでは、地域情報プラットフォームをベースとし、具体的なメッセージ定義を行った②を検討対象とすることとした。

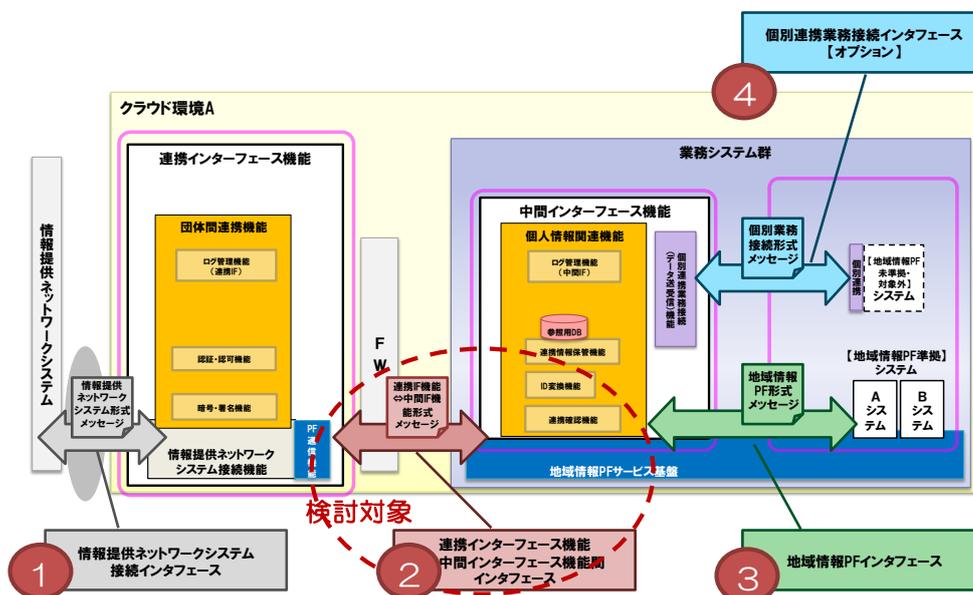


図 4-26 トラフィック量の検証対象

### 4.5.2 トラフィック量の試算

トラフィック量の試算では、大綱のユースケースのうち、市町村が関係するユースケースを対象として、全国の市町村の合計トラフィック量を試算した。また、トラフィック量は人口に比例するものと想定し、その比率(平成22年国勢調査結果「総人口128,057,352人」に対する割合)を基に、人口1万人/5万人/10万人/100万人の各市町村のトラフィック量を試算した。

なお、都道府県については、市町村に比べて取り扱うユースケースが少なく、発生するトラフィック量も小さいことから、大きな問題が発生しないものと想定し、検討対象外とすることとした。

#### (1) 試算の考え方

##### (A) 試算対象ユースケースの選定

「課題ア」で行った詳細検討対象ユースケース選定と同様の選定基準を採用し、大綱のユースケースから試算対象を絞り込んだ。

##### 【選定基準】

- 重複するユースケースを除外
- 市町村が関連しないユースケースを除外

- 災害のユースケースを除外
- 制度・業務が明確でないユースケースを除外
- 情報提供ネットワークシステムを介した情報連携が行われないユースケースを除外

絞り込みの結果、市町村が関係する 34 のユースケースを試算対象とした。

### (B) メッセージの種類と出現回数

団体間連携では、「照会依頼・照会応答」、「連絡・受取」の連携形態があり、照会依頼メッセージ、応答メッセージ、連絡メッセージ、受領通知メッセージの 4 種類のメッセージが出現する。

連携形態ごとのメッセージの種類と出現回数、試算における団体間連携のメッセージの考え方を以下に示す。

表 4-15 連携形態ごとのメッセージの種類と出現回数

項番	連携形態	応答方法	出現するメッセージ	試算における出現回数の考え方
1	照会依頼・ 照会応答	自動応答	<ul style="list-style-type: none"> <li>照会依頼メッセージ</li> <li>応答メッセージ</li> </ul>	自動応答、手動応答が同じ割合で発生すると仮定し、受領通知メッセージが 1 連携あたり平均 1 回出現すると仮定とし、計 3 種類のメッセージが出現するものとした。
2		手動応答	<ul style="list-style-type: none"> <li>照会依頼メッセージ</li> <li>受領通知メッセージ</li> <li>応答メッセージ</li> <li>受領通知メッセージ</li> </ul>	
3	連絡・受取	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡メッセージ</li> <li>受領通知メッセージ</li> </ul>	連絡メッセージ、受領通知メッセージが 1 連携あたり 1 回ずつ計 2 種類のメッセージが出現するものとした。

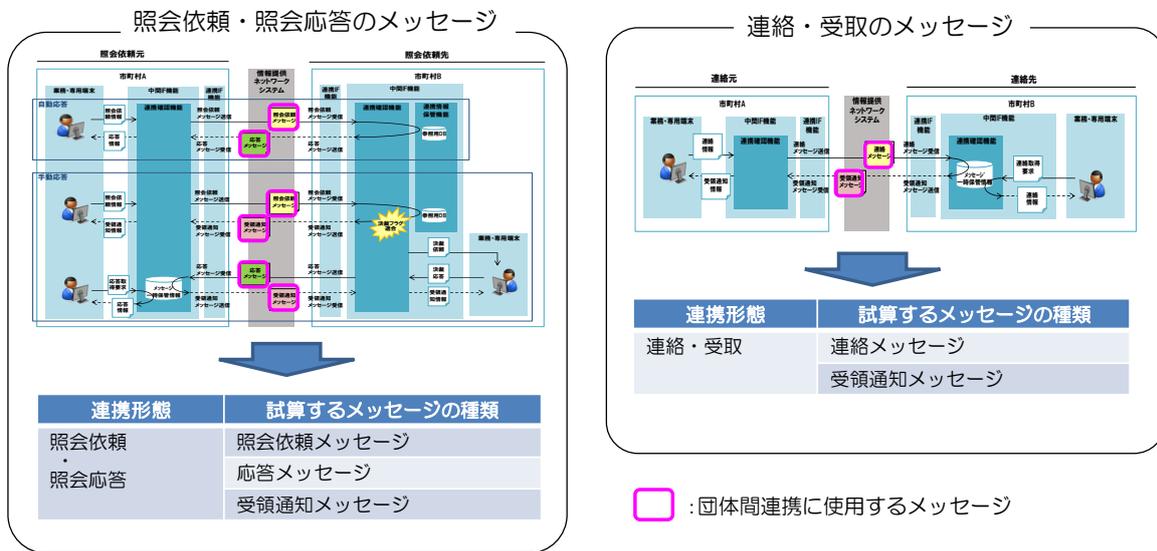


図 4-27 試算における団体間連携のメッセージの考え方

### (C) メッセージのデータ構造

団体間連携に使用するメッセージは、固定サイズ部分と変動サイズ部分に大別される。

固定サイズ部分は「課題ウ」のインターフェース定義に連携形態ごとに整理され、変動サイズ部分は「課題イ」のデータ一覧に連携情報ごとに整理している。連携情報の 1 件あたりのデータサイズは、これら固定サイズ部分と変動サイズ部分を足し合わせることで試算した。

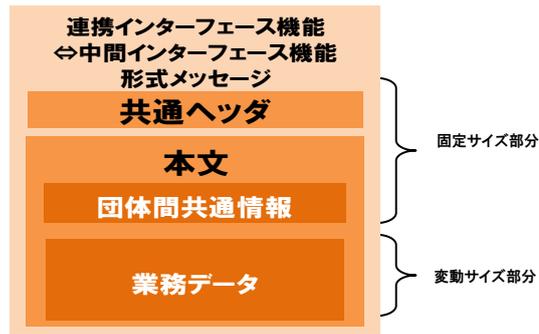


図 4-28 メッセージのデータ構造のイメージ

接続機能仕様案のメッセージ定義において、固定サイズ部分の構造は連携形態ごとに定義している。連携形態に応じた固定サイズ部分のデータサイズを以下に示す。

表 4-16 固定サイズ部分のデータサイズ

項番	連携形態	メッセージ	固定サイズ部分のデータサイズ(byte)	固定サイズ部分のデータサイズ合計(byte)
1	照会依頼 ・ 応答	照会依頼メッセージ	5,226	17,908
2		応答メッセージ	7,239	
3		受領通知メッセージ	5,433	
4	連絡・受取	連絡メッセージ	5,162	10,595
5		受領通知メッセージ	5,433	

## (2) 試算結果

### (A) データサイズの試算

「課題イ」のデータ一覧では、連携情報ごとにデータ項目を定義しているが、同じ連携情報であっても、ユースケースにより使用するデータ項目が異なることがあるため、データサイズの試算は、ユースケースごとに行うこととした。

なお、試算対象ユースケースにおいて、「課題イ」のデータ一覧に含まれない連携情報については、連携情報の最大サイズと仮定することとした。

変動サイズ部分のデータサイズの試算結果については、「別紙 4.5-1 データサイズの試算結果」を参照のこと。

### (B) 連携情報ごとのトラフィック量の試算

試算対象とした 34 のユースケースについて、連携情報ごとのトラフィック量を以下の計算式で試算した。

$$\text{連携情報ごとのトラフィック量 (KB/年間)} = \text{① 1件あたりのデータサイズ} \times \text{② 情報の対象者数} \times \text{③ 連携の件数} \times \text{④ 補正係数}$$

計算式における①、②、③、④の値の考え方を以下に示す。

値①：1件あたりのデータサイズは、(A)にて試算した値を設定した。

値②：情報の対象者数は、本人以外の家族の情報照会分も想定し、以下のとおりとした。

－ 情報の種類によるランク

6 件：固定資産情報

3 件：所得課税証明書情報

1 件：上記以外の情報

－ ユースケースによる補正

2 倍：「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」(※)

※世帯員、扶養義務者の調査の 2 回照会処理が実施されるため 2 倍と仮定

等倍：上記以外のユースケース

値③：連携件数は、「課題ア」の現状業務量調査結果を基に設定した。また、「課題ア」の現状業務量調査結果に含まれないユースケースについては、5 つのランク付けにより設定した。

《連携件数ランク》

A：1000 万件／年 B：100 万件／年 C：10 万件／年

D：1 万件／年 E：1000 件／年

値④：市町村相互で連携する情報については、市町村が照会依頼／連絡を送信する側となる場合と、受信する側となる場合、業務量が 2 倍となるよう補正係数を設定した。

### (C) 全国の市町村の合計トラフィック量、市町村の人口規模別トラフィック量の試算

全国市町村の合計トラフィック量について、(B)で試算した「連携情報ごとのトラフィック量」を合計し、「全国の市町村の合計トラフィック量」を試算した。

次に、トラフィック量が市町村の人口に比例するものと仮定し、「全国の市町村の合計トラフィック量」に人口比率を乗算し、市町村の人口規模別トラフィック量を試算した。

全国の市町村の合計トラフィック量及び市町村の人口規模別トラフィック量を以下に示す。

表 4-17 全国市町村の合計トラフィック量及び人口規模別トラフィック量(単位：KB)

全国の市町村の 合計トラフィック量	1 万人の市町村の トラフィック量	5 万人の市町村の トラフィック量	10 万人の市町村の トラフィック量	100 万人の市町村の トラフィック量
9,173,538,531	716,362	3,581,809	7,163,617	71,636,172

なお、トラフィック量の詳細は、「別紙 4.5-2 トラフィック量の試算結果」を参照のこと。

本試算結果については、5.3 団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)にて、単位時間あたりのトラフィック量の試算等に活用することとする。

## 4.6 クラウド環境下での利用を想定した検討

クラウド環境下での利用を想定した検討では、情報提供ネットワークシステム接続の全体像における連携インターフェース機能、中間インターフェース機能、既存業務システム、操作端末の4つの機能ブロックについて、庁内もしくはクラウド環境への配置を想定した場合の論理的な構成パターンを整理し、問題点の検討を行った。

また、機能ブロックの共同利用(マルチテナント化)について、留意すべきポイントの整理を行った。

### 4.6.1 検討にあたっての考え方

4つの機能ブロックは、庁内又はクラウド環境に配置されることが想定されるため、情報提供ネットワークシステム接続の全体像にはいくつかの構成パターンが存在すると考えられる。

そのため、この構成パターンを整理した上で、クラウド環境下での利用を想定した以下の問題について検討することとした。

表 4-18 クラウド環境化での利用を想定した際の問題

項番	問題の種類	問題の内容
1	機能ブロックが分散配置されることにより生じる可能性のある問題	機能ブロックを庁内とクラウド環境に分散配置した場合、機能ブロック間の連携が外部NW(LGWAN等)を介して行われることとなる。これにより、連携処理への制約やネットワーク構成に関する問題が発生するものと想定される。
2	機能ブロックをクラウド化することにより生じる可能性のある問題	機能ブロックをクラウド化し、さらにその機能ブロックを複数地方自治体から共同利用(マルチテナント化)した場合、機能ブロックには各地方自治体が管理すべき機能の設定情報や住民の個人情報が含まれるため、セキュリティや運用面の問題が発生するものと想定される。

### 4.6.2 機能ブロックが分散配置されることにより生じる可能性のある問題

情報提供ネットワークシステム接続の全体像は、いくつかの構成パターンに分類されると考えられるが、操作端末は地方自治体の職員が直接操作するものであり、庁内に配置されることが前提となる。よって、配置先にバリエーションが生じる機能ブロックは、連携インターフェース機能、中間インターフェース機能、既存業務システムであり、構成パターンは論理的に8つの組み合わせで表現できる。

なお、中間インターフェース機能は、住民情報を扱う機能である個人情報関連機能と、オプション機能である個別連携業務接続機能から構成されるが、既存業務システムと個別連携業務接続機能間の連携は、方式やプロトコルの問題により、ネットワーク回線(WAN)を跨ることができないことが想定されることから、個別連携業務接続機能は、業務システムと同じ場所に設置されるものとして整理した。

#### (1) 問題の整理にあたっての考え方

機能ブロックが庁内とクラウド環境に分散配置された場合、機能ブロック間の連携が外部NW(LGWAN等)を経由することとなる。これにより、連携処理への制約やネットワーク構成上の問題が発生すると想定される。

クラウド環境と操作端末間に外部NW(LGWAN等)が介在することにより発生する問題もあると考えられるが、これは庁内からクラウドを利用する場合の一般的な事項となるため、ここでは検討対象外とした。

一方、連携インターフェース機能と中間インターフェース機能間、中間インターフェース機能と既存業務システム間については、番号制度等導入に伴い新たに必要となる機能に関する箇所であるため、検討対象とした。

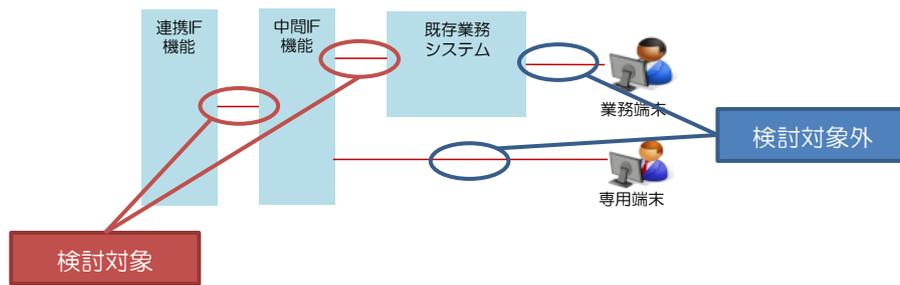


図 4-29 検討対象の考え方

## (2) 構成パターンの整理

### (A) 構成パターン 1

構成パターン 1 は、全ての機能ブロックを庁内に配置する構成である。番号制度等導入時にクラウドを利用しない場合は、本パターンのような構成となると考えられる。

本パターンでは、全ての連携において外部 NW(LGWAN 等)を経由しない。

表 4-19 構成パターン 1 における機能ブロックの配置先

機能ブロック	庁内	クラウド環境
連携インターフェース機能	○	
中間インターフェース機能(個人情報関連機能)	○	
既存業務システム	○	

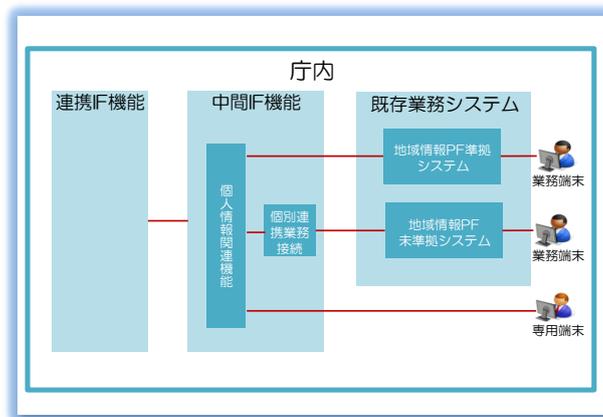


図 4-30 構成パターン 1 における機能ブロック配置のイメージ

### (B) 構成パターン 2

構成パターン 2 は、機能ブロックのうち、連携インターフェース機能のみクラウド環境に配置する構成である。

本パターンでは、連携インターフェース機能と中間インターフェース機能間の連携において、外部 NW(LGWAN 等)を経由することとなる。

表 4-20 構成パターン2における機能ブロックの配置先

機能ブロック	庁内	クラウド環境
連携インターフェース機能		○
中間インターフェース機能(個人情報関連機能)	○	
既存業務システム	○	

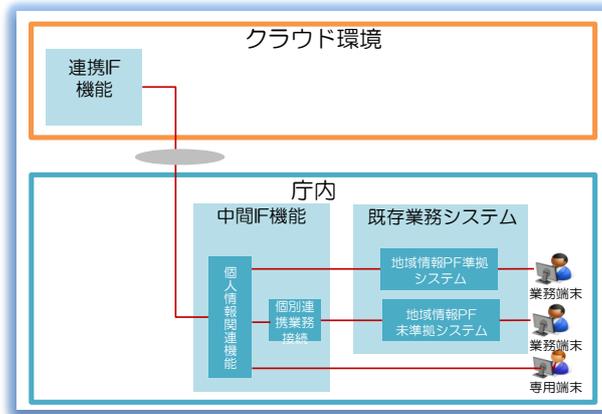


図 4-31 構成パターン2における機能ブロック配置のイメージ

**(C) 構成パターン3**

構成パターン3は、機能ブロックのうち、中間インターフェース機能(個人情報関連機能)のみクラウド環境に配置する構成である。

本パターンでは、連携インターフェース機能と中間インターフェース機能間、中間インターフェース機能と既存業務システム間の連携において、外部 NW(LGWAN 等)を経由することとなる。

表 4-21 構成パターン3における機能ブロックの配置先

機能ブロック	庁内	クラウド環境
連携インターフェース機能	○	
中間インターフェース機能(個人情報関連機能)		○
既存業務システム	○	

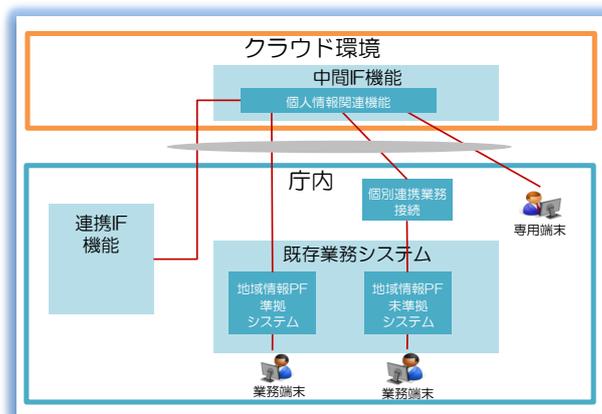


図 4-32 構成パターン3における機能ブロック配置のイメージ

**(D) 構成パターン 4**

構成パターン 4 は、機能ブロックのうち、連携インターフェース機能及び中間インターフェース機能(個人情報関連機能)をクラウド環境に配置する構成である。

本パターンでは、中間インターフェース機能と既存業務システム間の連携において、外部NW(LGWAN 等)を経由することとなる。

表 4-22 構成パターン 4 における機能ブロックの配置先

機能ブロック	庁内	クラウド環境
連携インターフェース機能		○
中間インターフェース機能(個人情報関連機能)		○
既存業務システム	○	

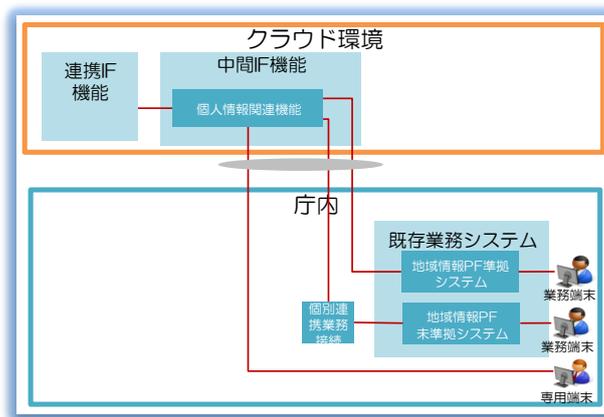


図 4-33 構成パターン 4 における機能ブロック配置のイメージ

**(E) 構成パターン 5**

構成パターン 5 は、既存業務システム(個別連携業務接続機能を含む)のみクラウド環境に配置する構成である。

本パターンでは、中間インターフェース機能と既存業務システム間の連携において、外部NW(LGWAN 等)を経由することとなる。

表 4-23 構成パターン5における機能ブロックの配置先

機能ブロック	庁内	クラウド環境
連携インターフェース機能	○	
中間インターフェース機能(個人情報関連機能)	○	
既存業務システム		○

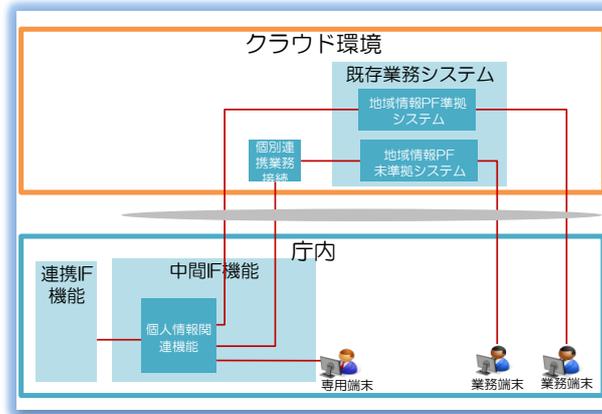


図 4-34 構成パターン5における機能ブロック配置のイメージ

## (F) 構成パターン6

構成パターン6は、連携インターフェース機能及び既存業務システム(個別連携業務接続機能を含む)のみクラウド環境に配置する構成である。

本パターンでは、連携インターフェース機能と中間インターフェース機能間、中間インターフェース機能と既存業務システム間の連携において、外部NW(LGWAN等)を経由することとなる。

表 4-24 構成パターン6における機能ブロックの配置先

機能ブロック	庁内	クラウド環境
連携インターフェース機能		○
中間インターフェース機能(個人情報関連機能)	○	
既存業務システム		○

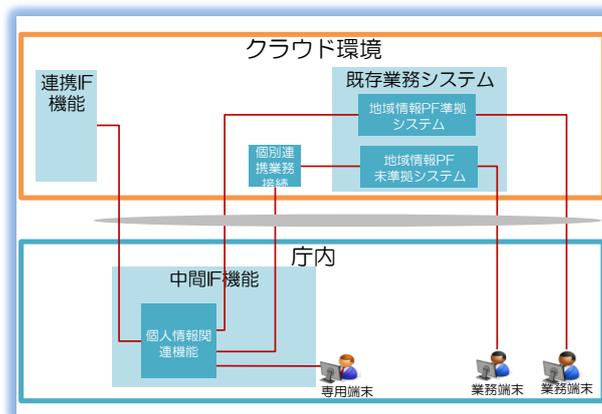


図 4-35 構成パターン6における機能ブロック配置のイメージ

**(G) 構成パターン 7**

構成パターン 7 は、中間インターフェース機能と既存業務システム(個別連携業務接続機能を含む)をクラウド環境に配置する構成である。

本パターンでは、連携インターフェース機能と中間インターフェース機能間の連携において、外部NW(LGWAN等)を経由することとなる。

表 4-25 構成パターン 7 における機能ブロックの配置先

機能ブロック	庁内	クラウド環境
連携インターフェース機能	○	
中間インターフェース機能(個人情報関連機能)		○
既存業務システム		○

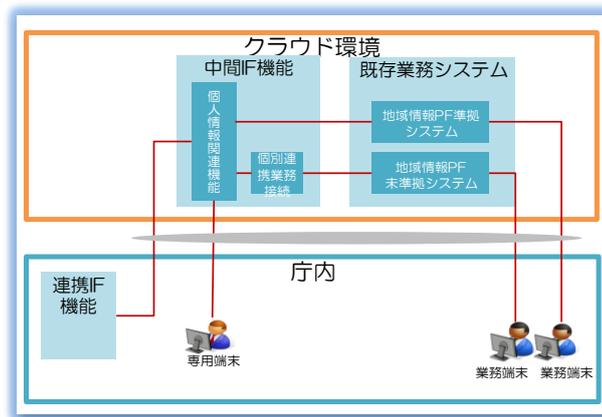


図 4-36 構成パターン 7 における機能ブロック配置のイメージ

**(H) 構成パターン 8**

構成パターン 8 は、操作端末を除く全ての機能ブロックをクラウド環境に配置する構成である。本パターンでは、全ての連携において外部NW(LGWAN等)を経由しない。

表 4-26 構成パターン 8 における機能ブロックの配置先

機能ブロック	庁内	クラウド環境
連携インターフェース機能		○
中間インターフェース機能(個人情報関連機能)		○
既存業務システム		○

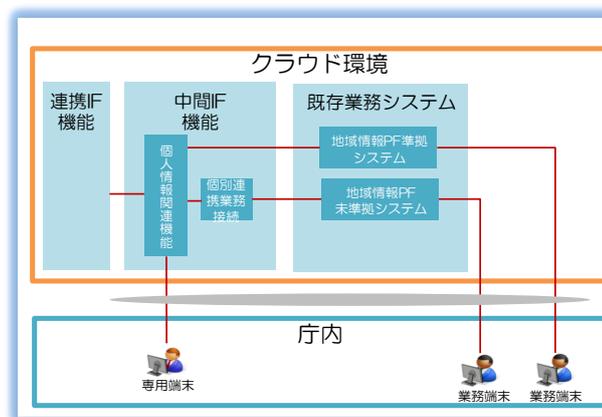


図 4-37 構成パターン 8 における機能ブロック配置のイメージ

### (3) 機能ブロックの分散配置に関する問題の整理

連携インターフェース機能と中間インターフェース機能間、中間インターフェース機能と既存業務システム間に外部NW(LGWAN等)が介在する場合に生じる可能性のある問題の一覧を以下に示す。

表 4-27 機能ブロックが分散配置されることにより生じる可能性のある問題の一覧

問題 No	生じる可能性のある問題	関係する構成パターン
1-1	【クラウド環境から庁内への通信】 クラウド環境から外部NW(LGWAN等)を経由して庁内へ送信する場合、宛先が特定できず、直接通信出来ない。	2、3、4、 5、6
1-2	【クラウド環境と庁内の認証連携】 既存業務システムと中間インターフェース機能の間に、外部NW(LGWAN等)が介在する場合、既存業務システムと、中間インターフェース機能の間で認証連携することが出来ない。	3、4、 5、6
1-3	【クラウド環境から統合DB又は既存業務システムへのアクセス】 クラウド環境から庁内の統合DB機能又は地域情報プラットフォーム準拠システムに直接アクセスできず、参照用DBの更新が行えない。	3、4
1-4	【外部NW(LGWAN等)を介した参照用DB一括更新のためのファイル転送】 外部NW(LGWAN等)では、通信プロトコルへの制約が発生することから、地域情報プラットフォーム未準拠システムから参照用DBを一括登録・更新するためのファイル転送が行えない。	3、4、 5、6

#### (A) 問題 No1-1 クラウド環境から庁内への通信

照会依頼メッセージ受信時等に、その旨を職員へ通知するために、クラウド環境にあるシステムから庁内の既存業務システムやパトライト等への連携が必要となる場合があるが、クラウド環境から庁内への直接通信は行うことができず、通信上の問題が生じる可能性がある。

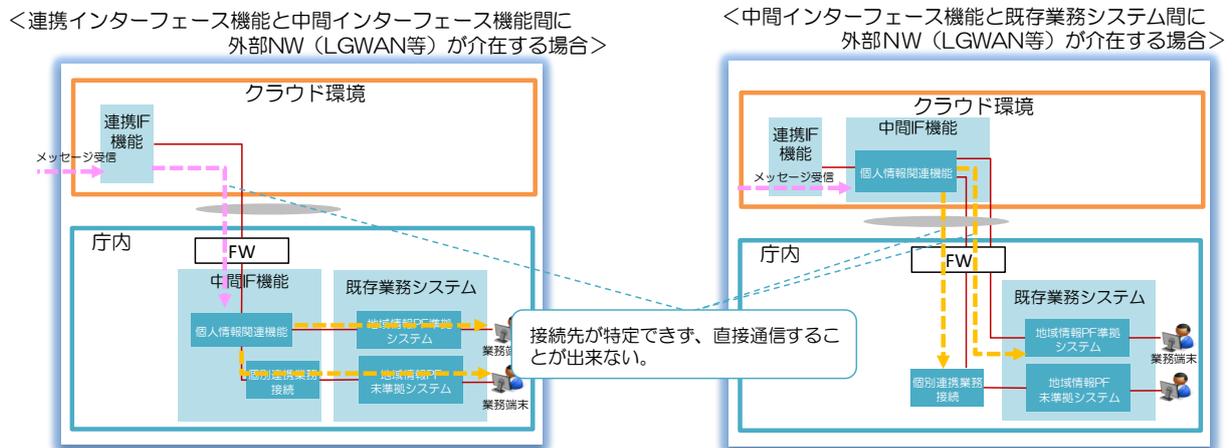


図 4-38 クラウド環境から庁内への通信における問題イメージ

クラウド環境から庁内への通信に関する問題については、例えば以下の対応案により解決可能と考える。

表 4-28 クラウド環境から庁内への通信の対応案

対応案	概要
対応案①	自治体内 DMZ にリバースプロキシサーバを設置し、他団体や LGWAN 等の様々な通信を中継する
対応案②	自治体内 DMZ に専用の中継サーバを設置し中継する(現在、国税連携においても採用されている方法)
対応案③	クラウド環境から処理依頼等に関する通知をメールにより職員に通知する

### (B) 問題 No1-2 クラウド環境と庁内の認証連携

職員は、現状の業務処理において業務端末を利用しており、番号制度等導入後についても業務端末を用いて団体間連携を行うことも想定される。この場合、中間インターフェース機能は、庁内の職員認証機能と認証連携することで、操作職員を認証する。

庁内の職員認証機能は、既存業務システムを跨るシングルサインオン機能として整備されている場合が多いと想定される。シングルサインオンの方式としてはいくつか考えられるが、多くの自治体においてはアクセストークンを用いたシングルサインオンを行っているものと想定される。しかし、アクセストークンは、ドメインに対して発行されるものであるため、中間インターフェース機能と既存業務システム間に外部NW(LGWAN等)が介在する場合においては、認証連携を行うことができない問題が生じる可能性がある。

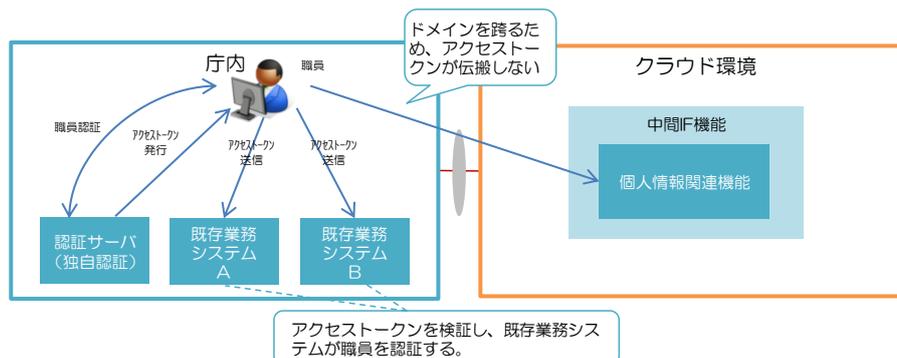


図 4-39 クラウド環境と庁内の認証連携の問題イメージ

クラウド環境と庁内の認証連携に関する問題については、例えば以下の対応案により解決可能と考えられる。

表 4-29 クラウド環境と庁内の認証連携の対応案

対応案	概要
対応案①	クロスドメイン対応のシングルサインオン機能を持つクラウドを利用する
対応案②	職員が庁内とクラウド環境両方の職員認証機能により認証を行う(認証連携は行わない)

### (C) 問題 No1-3 クラウド環境から統合 DB 又は既存業務システムへのアクセス

既存業務システムが地域情報プラットフォーム準拠システムの場合、参照用 DB の更新は、中間インターフェース機能(個人情報関連機能)が既存業務システム(庁内に統合 DB 機能が整備されている場合は、統合 DB 機能)から住民情報を PULL 型で取得することを想定している。しかし、中間インターフェース機能と既存業務システム間に外部NW(LGWAN等)が介在する場合は、中間インターフェース機能から庁内への直接アクセスが行えない問題が生じる可能性がある。

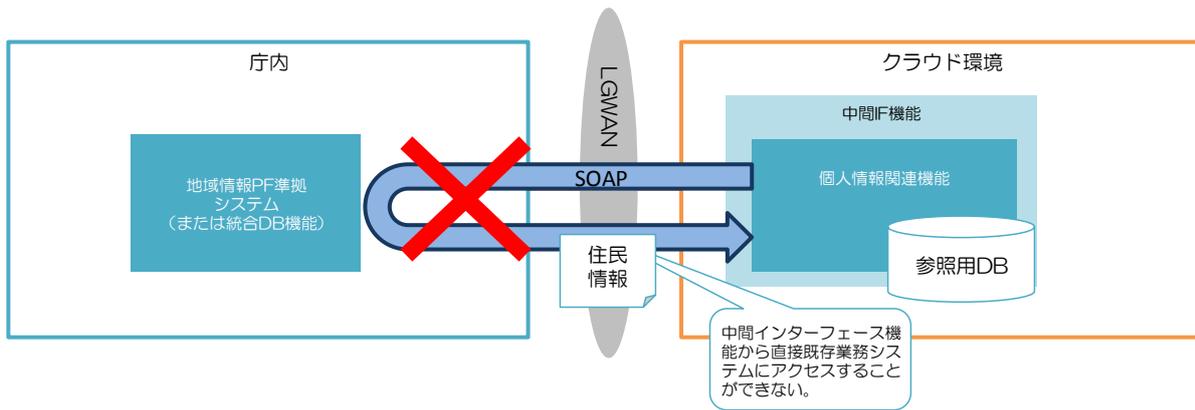


図 4-40 クラウド環境から統合 DB 又は既存業務システムへのアクセスの問題イメージ

クラウド環境から統合 DB 又は既存業務システムへのアクセスに関する問題については、例えば以下の対応案により解決可能と考えられる。

表 4-30 クラウド環境から統合 DB 又は既存業務システムへのアクセスの対応案

対応案	概要
対応案①	地域情報プラットフォーム準拠システムが PUSH 型にて参照用 DB の更新を行う
対応案②	専用端末から個別メンテナンスにより参照用 DB の更新を行う
対応案③	自治体内 DMZ にリバースプロキシサーバを設置し、他団体や LGWAN 等の様々な通信を中継する
対応案④	自治体内 DMZ に専用の中継サーバを設置し中継する(国税連携システムで既に実現されている方式)

#### (D) 問題 No1-4 外部 NW(LGWAN 等)を介した参照用 DB 一括更新のためのファイル転送

既存業務システムが地域情報プラットフォーム未準拠システムの場合、参照用 DB の更新は、既存業務システムが個別連携業務接続機能を介して、中間インターフェース機能に住民情報を PUSH 型で送信することを想定している。しかし、個別連携業務接続機能は、SOAP または、FTP により、中間インターフェース機能と連携することを想定しているため、中間インターフェース機能と既存業務システム間の外部 NW が LGWAN の場合、LGWAN の通信制約により、FTP が使用できず、一括更新が行えない問題が生じる可能性がある。

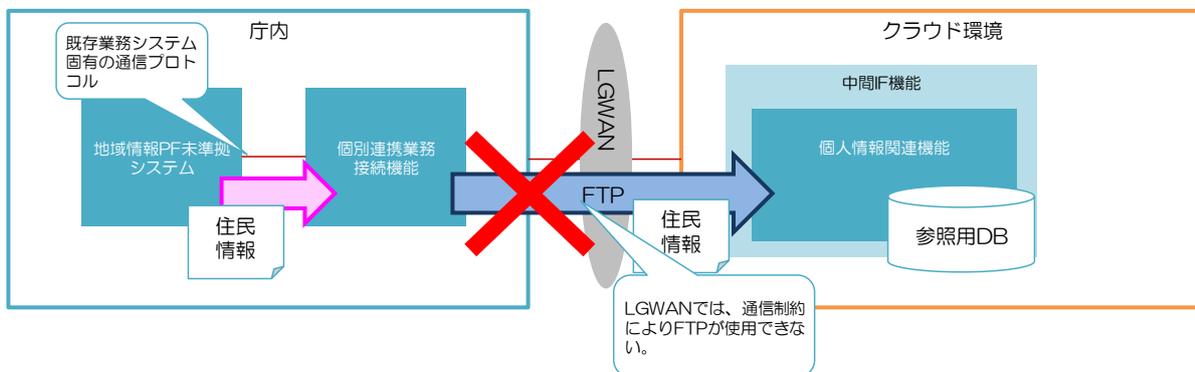


図 4-41 外部 NW(LGWAN 等)を介した参照用 DB 一括更新のためのファイル転送の問題イメージ

外部 NW(LGWAN 等)を介した参照用 DB 一括更新に関する問題については、例えば以下の対応案により解決可能と考えられる。

表 4-31 外部 NW(LGWAN 等)を介した参照用 DB 一括更新のためのファイル転送の対応案

対応案	概要
対応案①	SwA(SOAP with Attachment)を用いた一括処理の方法を検討する
対応案②	専用端末を用いて参照用 DB の個別メンテナンスを行うことで、一括処理に対応する

### 4.6.3 機能ブロックをクラウド化することにより生じる可能性のある問題

機能ブロックがクラウド化され、その機能ブロックが複数地方自治体から共同利用(マルチテナント)される場合、機能ブロックには各地方自治体が管理すべき機能の設定情報や住民の個人情報が含まれるため、セキュリティや運用面に関する問題が生じるものと想定される。

なお、ここでは、クラウド環境下に機能ブロックを配置する方法について、単独利用(シングルテナント)と共同利用(マルチテナント)があると考えた。単独利用は、各自治体がハードウェア、OS、AP、DBを単独で利用する方法で、共同利用はハードウェア、OS、AP、DBを複数の団体に共用する方式とした。

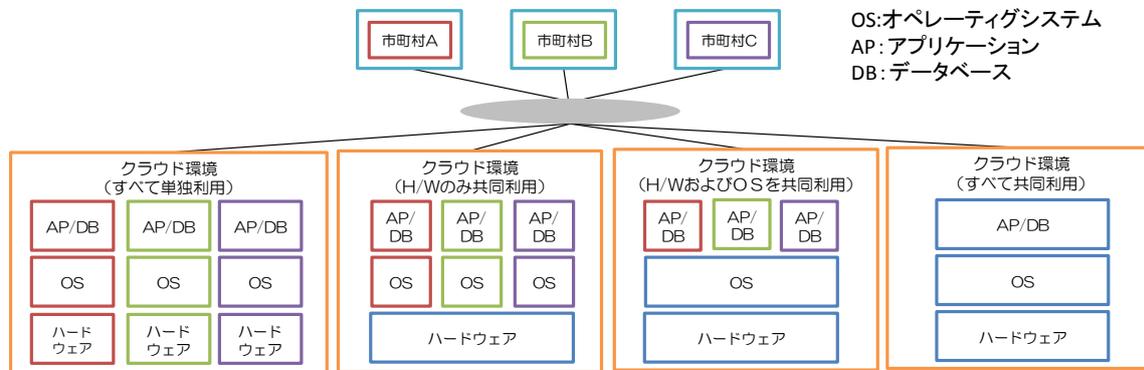


図 4-42 クラウド環境における単独利用/共同利用のイメージ

## (1) マルチテナント化についての留意事項の整理

## (A) 留意事項の整理の考え方

マルチテナント化について、機能ブロックを構成する各機能が保持する情報に着目することで、留意事項が明確になると考え、各機能が保持する情報の洗い出しを行った。

機能ブロックを構成する各機能が保持する情報を以下に示す。

表 4-32 各機能が保持する情報

項番	機能ブロック名	機能名	保持情報
1	連携インターフェース機能	情報提供ネットワークシステム接続機能	—
2		PF 通信機能	—
3		暗号・署名機能	【団体内】 ・職責署名の秘密鍵／証明書 ・暗号用の秘密鍵／公開鍵 【団体間】 ・署名用の秘密鍵／証明書 ・暗号用の秘密鍵／公開鍵
4		認証・認可機能	【団体内】 ・送信用チェックポリシー ・受信用チェックポリシー 【団体間】 ・送信用チェックポリシー
5		ログ管理機能（連携 IF）	・連携 IF ログ（アクセス記録、監査ログ）
6	中間インターフェース機能	連携確認機能	・メッセージ一時保管情報 ・宛先管理情報 ・職員権限情報 ・連携方式情報 ・処理状況情報
7		ID 変換機能	・コード変換テーブル
8		連携情報保管機能	・参照用 DB（住民情報、決裁フラグ）
9		ログ管理機能（中間 IF）	・中間 IF ログ（監査ログ、業務ログ）
10	既存業務システム	地域情報プラットフォーム準拠システム	・住民情報
11		地域情報プラットフォーム未準拠システム	・住民情報

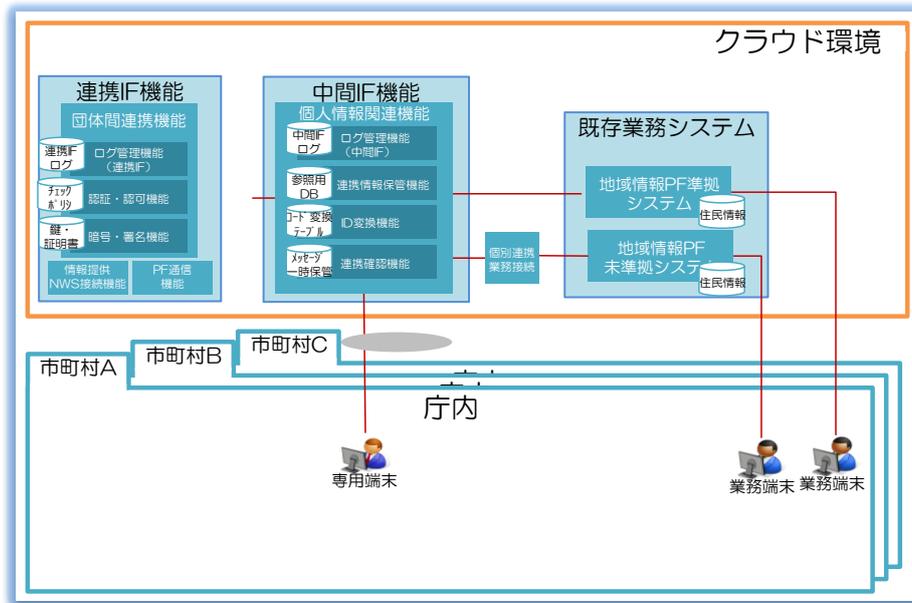


図 4-43 各機能と情報の配置イメージ

## (B) 留意事項の整理結果

各機能が持つ保持情報について、機能ブロックを構成する各機能の OS、AP、DB のマルチテナント化について留意事項の整理を行った。

留意事項の整理の結果、以下の 3 つの情報を保持する機能にて留意事項が想定される。

- 秘密鍵、公開鍵、証明書の情報
- アクセス記録、監査ログ、業務ログの情報
- 住民情報、職員情報

上記の情報を保持する機能別に、OS、AP、DB の各レイヤにおけるマルチテナント化についての留意事項を以下に示す。

### ①暗号・署名機能

暗号・署名機能は、秘密鍵、公開鍵、証明書の情報を利用するが、これらは自動処理の関係から AP 内に保持される仕様となっている。マルチテナント化では複数団体の情報保持が原則となるため、これらの情報を安全に管理することが重要な課題であり、AP 及び OS のマルチテナント化にあたって、この課題を解決する必要がある。

### ②ログ管理機能(連携インターフェース)、ログ管理機能(中間インターフェース)

ログ管理機能(連携インターフェース)はアクセス記録及び監査ログ、ログ管理機能(中間インターフェース)は監査ログ及び業務ログの情報を保有しているが、AP をマルチテナント化する際には、これらの情報を団体ごとに分けて扱える必要がある。

### ③連携確認機能、ID 変換機能、連携情報保管機能

連携情報保管機能は参照 DB、ID 変換機能はコード変換テーブル、連携確認機能はメッセージ一時保管情報、宛先管理、職員権限情報等を保持しており、DB 上での管理となっている。これらの情報には、各自治体における住民情報、職員情報等が含まれるため、これらの情報の漏えい防止が重要な課題であり、DB のマルチテナント化にあたって、この課題を解決する必要がある。

各機能における保持情報と留意事項を以下に示す。

表 4-33 マルチテナント化についての留意事項

項番	機能ブロック名	機能名	保持情報	マルチテナント化についての留意事項		
				OS	AP	DB
1	連携インターフェース機能	暗号・署名機能	秘密鍵、公開鍵、証明書	①	①	—
2		認証・認可機能	チェックポリシー	—	—	—
3		ログ管理機能(連携 IF)	連携 IF ログ(アクセス記録、監査ログ)	—	②	—
4	中間インターフェース機能	連携確認機能	メッセージ一時保管情報、宛先管理、職員権限、連携方式、処理状況	—	—	③
5		ID 変換機能	コード変換テーブル	—	—	③
6		連携情報保管機能	参照 DB	—	—	③
7		ログ管理機能(中間 IF)	中間 IF ログ(監査ログ、業務ログ)	—	②	—
8	個別連携業務接続機能			—	—	—
9	既存業務システム	業務システム	業務データ、統合 DB	—	—	—

## 4.7 連携インターフェース機能等の検討のまとめ

連携インターフェース機能等の検討について得られた成果と、今後検討する必要があると考える課題を整理した。

### 4.7.1 成果

接続機能仕様案は、本事業の成果報告書の別冊(参考資料)として作成したものである。

地域情報プラットフォームは、業務システム間の容易なデータ連携等を実現するための標準的な仕組みであり、マイナンバー制度による団体間連携とも親和性が極めて高く、特に地方自治体では地域情報プラットフォームがそのまま使えるもの、拡張することにより有効に使えるものが多数存在すると考えられる。

そのため、接続機能仕様案では、地域情報プラットフォームを有効に活用していくことにより、地方自治体の業務システムと情報提供ネットワークシステムとの効率的かつ円滑な接続が実現できること、そのための地域情報プラットフォームの具体的な活用方策(姿)を示すこととし検討を行った。

接続機能仕様案では、仮説として設定した情報提供ネットワークシステムと地方自治体の業務システムとの連携に必要な機能等について、地域情報プラットフォームのどの機能がどこまで活用できるか等を具体的に整理、検討しまとめたが、地域情報プラットフォーム自体が具体的な実装レベルの技術的仕様を含むものであり、それと同等に近い深さまで深掘りすることにより、具体的かつ有用な活用方策(姿)を例示することができたと考える。

各機能における地域情報プラットフォーム標準仕様の主な活用内容を以下に示す。

表 4-34 各機能における地域情報プラットフォームの活用の概要

項番	機能名	活用内容
1	情報提供ネットワークシステム接続機能	通信プロトコル、セキュリティ、メッセージ形式等を参考に検討した。
2	PF 通信機能	メッセージ送受信を行う PF 通信機能、通信相手を相互で確認するための PF サイト認証仕様を活用し検討した。

項番	機能名	活用内容
3	暗号・署名機能	情報を暗号化するための PF 秘匿性確保仕様、電子署名の付与・検証を行うための PF 自治体組織電子署名・検証仕様を活用し検討した。
4	ログ管理機能(連携 IF)、ログ管理機能(中間 IF)	PF 監査証跡仕様における監査証跡情報を統一的に管理し、監査する際の基本的な仕様(考え方)を参考に検討した。
5	連携確認機能	メッセージをシステム間でやり取りする際に、開始側と応答側における送信、受信の基本的な処理の決まりである MEP を活用し検討した。
6	連携情報保管機能	連携情報を統合的に管理し効率的にデータ連携を行うための仕様である統合 DB 機能を活用し検討した。

## 4.7.2 課題

### (1) 連携インターフェース機能等の検討に関する課題

接続機能仕様案の検討では、情報提供ネットワークシステム接続のシステム全体像に基づき、機能間共通の連携処理に関する事項をまとめた全体アーキテクチャ及び各機能の詳細をまとめた個別機能仕様の検討を行った。

各機能の検討においては、仮説をたてるとともに、業務要件を反映することで、より具体的な内容となるように検討した。その中で、各機能の実現において課題となる事項を整理した。各機能であがった課題の論点を以下に示す。

- 情報提供ネットワークシステムの検討状況を踏まえ詳細な仕組みを検討する必要がある事項  
 接続機能仕様案では、情報提供ネットワークシステムの仕様に依存すると想定される機能については、仮説を立てつつ検討を行った。今後、情報提供ネットワークシステムに関する検討状況を踏まえた見直し、不明であった部分が具体化することによる新たな内容の取り込み等を行っていく必要があると考える。
  - 情報提供ネットワークシステムとの接続方法に関すること
  - システム運用を踏まえた機能の必要性
  - 団体間連携におけるメッセージのデータ項目の具体化に関すること
  - ログ、アクセス記録における取得項目、提供方法の具体化に関すること
- 地方自治体の業務運用面等を踏まえて詳細な仕組みを検討する必要がある事項  
 団体間連携を円滑に行うために、照会依頼や連絡の受信時に速やかに職員へ処理を促す事が必要である。このような、団体間連携を円滑に行うための業務運用面も考慮した仕組みについて検討する必要があると考える。
- 地方自治体における制度面等の取り決めを踏まえて詳細な仕組みを検討する必要がある事項  
 団体間連携において、照会依頼・応答メッセージ等の制御データ部と業務データ部の整合性の確認のチェックポリシー等が必要になると想定している。このようなチェックポリシーについては、地方自治体で共通的に変更可能なものについて、一括変更・管理可能な仕組みを検討する必要があると考える。
- 団体間連携において新たに必要と想定される基盤整備に関する事項  
 団体間連携において、連携情報に公開鍵を用いた暗号化を行う場合は、連携元、連携先がともに信頼する認証局から、証明書等の発行が行われることが望ましい。しかし、現状、このような暗号用途の公開鍵基盤は存在しないため、公開鍵基盤を整備することが望ましいと考えられる。

- 団体間連携で想定するネットワーク環境に関する事項  
団体間連携において、現状、地方自治体で利用されている LGPKI の電子証明書を活用することを想定しており、LGWAN 上の LGPKI の証明書検証サーバの活用、LGWAN への接続が必要と考えられる。

なお、各課題の詳細については、成果報告書別冊 3「地域情報プラットフォームを活用した効率的かつ円滑な情報提供ネットワークシステムとの接続機能仕様案」を参照のこと。

## (2) クラウド環境下での利用を想定した検討に関する課題

- 情報提供ネットワークシステム接続の全体像におけるクラウド環境の構成パターンの検討  
連携インターフェース機能／中間インターフェース機能／既存業務システムをクラウド環境に配置した論理的な構成パターンを整理したが、実際にどのような構成パターンを採用していくかについては、制度面等も踏まえて今後、検討する必要があると考える。  
主な論点を以下に示す。
  - － 庁内ネットワーク、県域ネットワーク、LGWAN 等のネットワークを考慮した各機能ブロックの配置場所等の構成パターンの検討が必要ではないか
  - － 中間インターフェース機能と業務システムについて、参照用 DB の管理、更新の観点等を踏まえ、地域情報 PF サービス基盤をどのように配置するか等の構成パターンの検討が必要ではないか
- 機能ブロックが分散配置されることにより生じる可能性のある問題の継続検討  
機能ブロックを庁内、クラウド環境に分散配置した場合に、外部ネットワークを経由することにより生じる可能性のある問題の概要について論理的に整理したが、今後、さらに具体的な事例等を想定して検討する必要があると考える。  
主な論点を以下に示す。
  - － LGWAN 上に構築されたクラウド環境やそれ以外のネットワーク上に構築されたクラウド環境等のネットワーク環境の違いにより、各機能ブロックにおいて考慮すべき事項があるか検討が必要ではないか
  - － 一つの地方自治体が複数のクラウド環境にある業務システムを同時に利用している場合に、中間インターフェース機能をどのように配置すべきか等の考慮すべき事項について、検討が必要ではないか

## 5. 運用検証等の実施

### 5.1 運用検証等の実施の進め方

#### 5.1.1 検討内容

「課題エ 運用検証等の実施」では、「課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討」で提示した業務プロセス案の中から、協力自治体のニーズや現状業務量調査結果等を踏まえて選定したユースケースについて、運用シナリオや仮のシステムを構築し、複数の地方自治体の協力を得て、運用検証を実施した。

また、団体間連携が既存のネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)を実施した。

#### 5.1.2 進め方

運用検証等の実施の進め方は、以下のとおりとした。

表 5-1 運用検証等の実施の進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
1	運用検証	協力自治体のニーズや現状業務量調査の結果を踏まえ、8つの詳細検討対象ユースケースの中から、運用検証の対象とするユースケースを選定した。選定した運用検証対象ユースケースについて、運用シナリオや仮のシステムを構築し、協力自治体での運用検証を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用検証対象ユースケース</li> <li>運用検証結果</li> </ul>
2	団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)	地方自治体が団体間連携実現に LGWAN を活用することを想定し、既存の情報連携に関する流通量等の検討を踏まえた上で、番号制度等による団体間連携がネットワーク環境にどのような影響を与えるかについて検討した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)結果</li> </ul>

### 5.2 運用検証

#### 5.2.1 運用検証対象ユースケースの選定

運用検証を実施するにあたって、詳細検討対象とした8つのユースケースの中から、都道府県が主体となるユースケース、市町村が主体となるユースケースをそれぞれ1つ選定した。

それぞれ1つとした理由は、多くのユースケースに対し、協力自治体ごとにばらばらに検証するよりも、同じユースケースについて、全協力自治体で検証する方が、限られた時間の中で、多角的な視点から有意義な検証ができると考えたためである。

選定にあたっては、協力自治体のニーズや現状業務量調査結果等を踏まえて行うこととした。

## (1) 協力自治体のニーズ調査結果

行政業務の効率化、住民の利便性向上の観点から、8つのユースケースのうちどのユースケースを運用検証の対象とするべきか、協力自治体のニーズを調査した。調査した結果を以下に示す。

表 5-2 協力自治体のニーズ調査結果

新 No.	詳細検討対象ユースケース	実施対象 ○:主体		ニーズ調査結果 ●:第1希望、▲:次点							
		都道府県	市町村	福岡県	北九州市	田川市	香春町	静岡県	富士宮市	掛川市	御殿場市
1	児童扶養手当の認定申請における手続の効率化	-	○		●	●			●		
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	○	○	●				●			●
3	税務に関する情報提供 (税額、納付状況、申告に必要な情報など)	○	○			●				●	
4	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化	○	○	▲				●			
5	国民年金の裁定請求の効率化	-	○			●	▲		▲		
6	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握	-	○				●			●	
7	不動産に関する業務効率化	○	○				▲			●	
8	災害時の住民の状況把握や手続の効率化	○	○		●						▲

都道府県を主体とするユースケースについては、福岡県、静岡県双方が希望した以下の2つを候補とした。

- ◆ 新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)
- ◆ 新No.4 小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化

市町村が主体となるユースケースについては、複数の協力自治体が第1希望とした以下の3つを候補とした。

- ◆ 新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化
- ◆ 新No.3 税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)
- ◆ 新No.6 引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握

## (2) 現状業務量調査結果等

詳細検討対象ユースケース選定時に調査した申請受付件数等の業務量を以下に示す。

なお、一般に公表されている統計情報があるものはそれを利用し、統計情報がないものについては現状業務量調査結果から推定した。

表 5-3 現状業務量調査結果等

新 No.	詳細検討対象 ユースケース	対象		業務量	
		都 道 府 県	市 町 村	件数等	備考
1	児童扶養手当の認定申請における手続の効率化	—	○	・受付件数：142,340 件/年・全国 ・受給者数：985,682 人	平成 21 年度福祉行政報告例
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	○	○	・受付件数：349,223 件/年・全国	平成 21 年度福祉行政報告例
3	税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)	○	○	—	確定申告時等に利用されるため、件数等は相当数であると想定される
4	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化	○	○	・年次登録者：102,343 件/年・全国	平成 20 年度 小児慢性特定疾患治療研究事業の全登録人数(有効期間が原則として1年間のため、毎年登録し直す必要がある。)
5	国民年金の裁定請求の効率化	—	○	・受給権者(新規裁定)： 231,764 件/年・全国	平成 21 年度 厚生年金保険・国民年金事業年報
6	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握	—	○	年間全国で数十万件規模	現状業務量調査結果から推定
7	不動産に関する業務効率化	○	○	年間全国で数十万件規模	現状業務量調査結果から推定
8	災害時の住民の状況把握や手続の効率化	○	○	—	災害発生時の業務であるため、件数等の把握や見積は困難

表 5-3 に示すとおり「新No.3 税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)」及び「新No.8 災害時の住民の状況把握や手続の効率化」を除いた 6 つのユースケースについて、いずれも全国で年間数十万件の規模であることが分かった。

## (3) ユースケースの選定結果

協力自治体のニーズ調査結果と現状業務量調査結果等を踏まえ、以下の 2 つを運用検証対象ユースケースとして選定した。

都道府県が主体となるユースケースとして、協力自治体のニーズの高かった 2 つのユースケースの受付件数を比較し「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」を選定した。

市町村が主体となるユースケースとして、「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」、「新No.6 引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握」は同等の規模(10 万件規模)であるため、協力自治体のニーズがより高かった「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」を選定した。

## 5.2.2 運用検証の実施内容

### (1) 運用検証の前提となる団体間連携の考え方

団体間連携においては、他団体との情報連携が現状と運用が最も異なる箇所である。運用検証で前提とした情報連携の考え方を以下に示す。

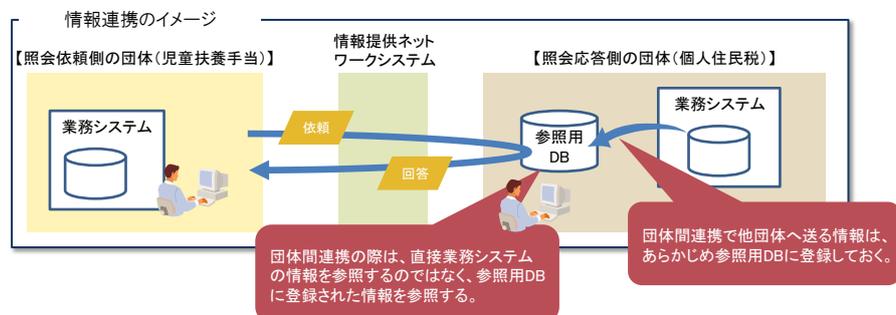


図 5-1 情報連携の考え方

図 5-1 に示すとおり、照会依頼側の団体は、照会応答側の業務システムを直接参照するのではなく、参照用 DB に登録された情報を参照するものと想定し、照会応答側は、団体間連携で他団体へ送る情報をあらかじめ参照用 DB に登録しておくこととした。

照会応答側では、参照用 DB に情報が登録されていた場合と、情報が登録されていなかった場合で、異なる応答方法を想定している。それぞれの応答方法を以下に示す。

#### (a) 参照用 DB に情報が登録されていた場合の応答方法

照会応答側では、基本的に自動で応答することを想定しているが、DV 対象者等、職員が回答可否を判断しなければならない場合もあると考えられる。そのため、自動で応答するか、職員の判断のもと応答するかという応答方法を想定し、参照用 DB にあらかじめ応答フラグとして登録することとした。

照会応答の方法について、以下に示す。

表 5-4 応答方法

項番	応答方法	応答フラグ	システムの処理	備考
1	自動応答	自動回答	自動で回答(保有情報)を即時送信	通常の設定
2		却下	自動で回答(却下の旨)を即時送信	情報提供により、住民が不利益等を被る場合の設定
3	手動応答	手動	①職員の操作端末に依頼が来たことを通知 ②職員が回答/却下を判断し、判断した内容に応じて回答を送信	情報提供について職員の判断が必要と考えられる場合の設定(DV 対象者等)

また、手動による照会応答には、地方自治体の状況に応じた方式を準備する必要があると考え、「専用端末から応答する方式」と「既存の業務端末から応答する方式」の 2 つを想定した。それぞれの方式とメリット・デメリットを以下に示す。

表 5-5 手動応答の方式のメリット・デメリット

項番	手動応答の方式	メリット	デメリット
1	専用端末から行う方式	業務システムの改修を最小限に抑えられる	複数の端末を扱う(使い分ける)必要が生じる
2	既存の業務端末から行う方式	一つの端末で対応できる	業務システムの改修が増える

自動応答、手動応答のそれぞれの応答イメージを以下に示す。

#### ◆ 自動応答の場合

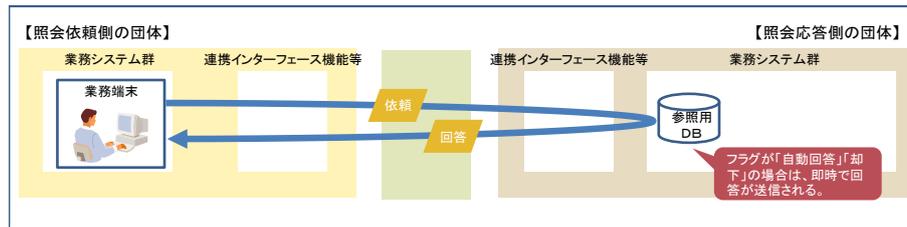


図 5-2 システムによる自動応答のイメージ

参照用 DB の応答フラグが「自動回答」又は「却下」の場合は、即時で回答が送信される。

#### ◆ 手動応答の場合

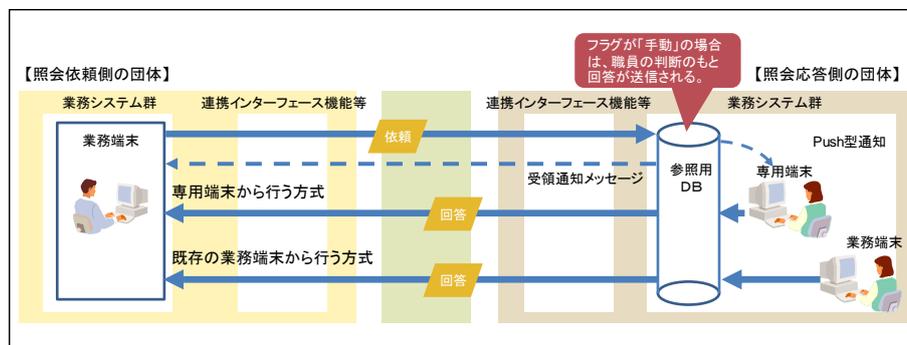


図 5-3 手動応答のイメージ

参照用 DB の応答フラグが「手動」の場合、職員が判断し、回答を送信する。

なお、手動応答の場合は、回答までに時間がかかることが想定されるため、照会依頼側には、受領通知メッセージが即時に送信されることを想定している。

#### (b) 参照用 DB に情報が登録されていなかった場合の応答方法

照会依頼のあった情報が、参照用 DB に登録されていなかった場合は、職員が専用端末から直接回答情報を入力し、回答を行う方法とした。たとえば、住民から届出はあったが、届出の内容を、参照用 DB にまだ登録していなかった場合が該当する。

参照用 DB に情報が登録されていなかった場合の応答イメージを以下に示す。

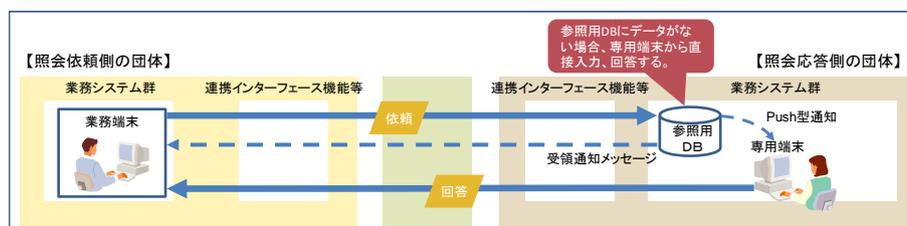


図 5-4 参照用 DB に情報が登録されていなかった場合の応答イメージ

手動応答の場合と同様に、回答までに時間がかかることが想定されるため、照会依頼側には、受領通知メッセージが即時に送信されることを想定している。

## (2) 運用検証対象

### (A) 対象業務範囲

運用検証では、選定したユースケースにおける一連の処理の流れ(起点から終点まで)を検証の範囲とし、想定する職員の運用等についてヒアリングを行った。

特に、団体間連携によって現状から運用が変わる処理(例：団体間連携による情報取得等)や、新たに追加される処理に着目して検証した。

### (B) 対象団体

規模や地域性による違い等を含めて、多くの意見を収集するために、全ての協力自治体で運用検証を実施した。なお、都道府県が主体となるユースケースについては福岡県と静岡県で、市町村が主体となるユースケースについては、福岡県域と静岡県域の各協力自治体(市町)で運用検証を実施した。

### (C) 対象者

各協力自治体において、運用検証対象ユースケースの主体となる担当部署(児童扶養手当、生活保護)及び連携先業務の担当部署(個人住民税)の担当者に対して運用検証を実施した。

また、団体間連携により、住民側の処理も変わってくることから、住民の立場での検証も実施した。

### (D) 連携先

当面の実現性を考慮し、民間事業者等との連携は対象外とし、行政機関間の連携を対象として運用検証を実施した。

## (3) 運用検証実施スケジュール

各協力自治体において、実施した運用検証スケジュールを以下に示す。

表 5-6 運用検証実施スケジュール

ユースケース	実施日	協力自治体	出席者
新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化	2/13	田川市	児童扶養手当担当部署、個人住民税担当部署、情報政策担当部署
	2/14	北九州市	児童扶養手当担当部署、情報政策担当部署
	2/15	香春町	児童扶養手当担当部署、個人住民税担当部署、住民基本台帳担当部署、戸籍担当部署、情報政策担当部署
	2/17	富士宮市	児童扶養手当担当部署、情報政策担当部署
	2/22	掛川市	児童扶養手当担当部署、個人住民税担当部署、情報政策担当部署
新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	2/14	北九州市	生活保護担当部署、個人住民税担当部署、情報政策担当部署
	2/21	御殿場市	生活保護担当部署、情報政策担当部署
	2/23	静岡県	生活保護担当部署
	2/27	福岡県	生活保護担当部署、情報政策担当部署

## (4) 運用検証の観点

運用検証は、協力自治体の業務担当部署の職員と、申請を行う住民に対して実施した。業務担当部署は、照会依頼側の業務と照会応答側の業務のそれぞれに対して実施した。

検証の観点と検証項目を以下に示す。

表 5-7 運用検証の観点と検証項目(照会依頼側の業務担当部署の職員)

検証番号	観点	検証項目	
A-1	業務遂行の可否	充足性	処理の不足の有無
A-2			情報、照会応答側の不足の有無
B-1	運用の妥当性	住民の申請 照会依頼側の運用	照会応答側の団体の特定方法
B-2			単件即時決裁の省略の可否
B-3			業務プロセスの改善
C-1	イレギュラーケースの対応	受信時	照会応答側から回答が届いたが、情報がなかった場合の対応
C-2			照会応答側から回答が届いたが、情報が疑わしい場合の対応
C-3			照会応答側から即時で回答を得られなかった場合の対応
C-4			照会応答側から情報提供不可の連絡が届いた場合の対応
D-1	連携データ項目案等の妥当性	審査に必要な項目の過不足の有無	
E-1	その他	処理の削減時間	団体間連携が実現することにより、現状と比べて削減できそうな内容と時間
E-2		想定する運用案	「課題ア」の中で課題としてあげられた事項に対して想定する運用案

表 5-8 運用検証の観点と検証項目(照会応答側の業務担当部署の職員)

検証番号	観点	検証項目	
F-1	業務遂行の可否	充足性	処理の不足の有無
G-1	運用の妥当性	照会応答側の運用	単件即時決裁の省略の可否
G-2			電話での問い合わせがあった場合の対応
G-3			参照用 DB のフラグの種類
H-1	イレギュラーケースの対応	送信時	照会応答側から送信できなかった場合の対応
H-2			照会応答側から送信できたが、照会依頼側に届かなかった場合の対応
H-3			照会応答側から送信でき照会依頼側まで届いたが、暗号・署名、認証・認可等で不備があり戻された場合の対応
I-1	連携データ項目案等の妥当性	回答するデータ項目の過不足の有無	
J-1	その他	処理の削減時間	団体間連携が実現することにより、現状と比べて削減できそうな内容と時間

表 5-9 運用検証の観点と検証項目(住民)

検証番号	観点	検証項目
K-1	申請書への追加項目の妥当性	マイナンバーや照会応答側団体名を申請書に記入することへの問題点
K-2	個人情報の流通に関して	個人情報の流通に対する不安
K-3		個人情報の流通に対する同意の必要性
K-4	帰宅のタイミングに関して	窓口での待ち時間と帰宅後の問い合わせ有無との関係
K-5	その他	番号制度の認知度

## (5) 検証内容

運用検証対象として選定した「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」、「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」について、運用検証を行った。検証対象者は、それぞれのユースケースの照会依頼側である「児童扶養手当担当部署」、「生活保護担当部署」、照会応答側である「個人住民税担当部署」及び「住民」である。

### (A) 「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の検証内容

本ユースケースでは、「児童扶養手当担当部署」、「個人住民税担当部署」及び「住民」の運用検証を、運用シナリオに沿って行った。運用検証に用いた運用シナリオは「別紙 5.2-1 児童扶養手当の運用シナリオ」を参照のこと。

なお、運用検証の対象となる業務プロセス案は「別紙 2.4-1 業務プロセス案等検討結果」を、連携データ項目は「別紙 3.3-1 ユースケース別の連携データ項目」を参照のこと。

#### (a) 児童扶養手当の認定申請における処理の流れと前提

運用検証の対象範囲である団体間連携実現時の児童扶養手当認定に関する処理の流れと前提を以下に示す。

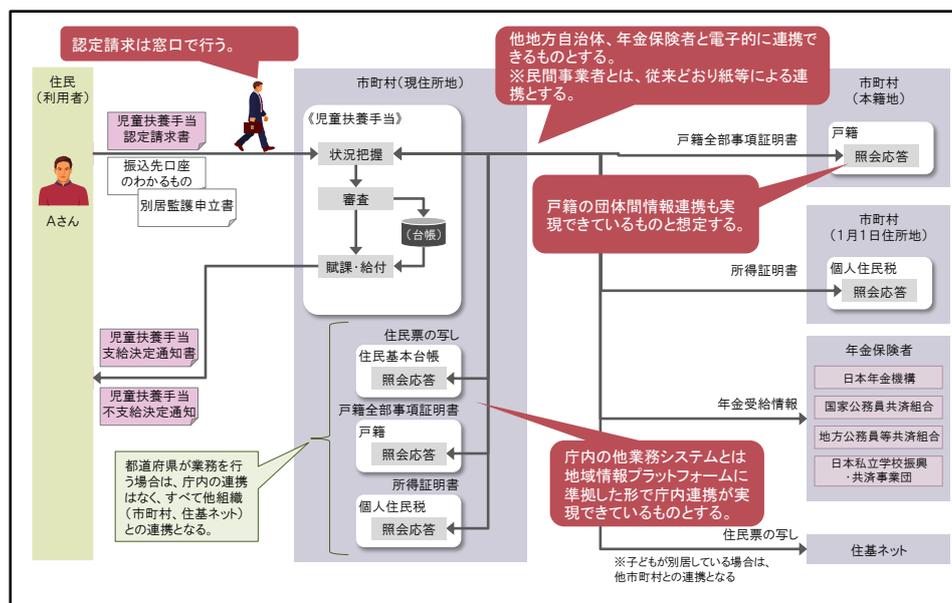


図 5-5 児童扶養手当認定申請の処理の流れと前提

本ユースケースの対象範囲は、住民が認定請求を行い、児童扶養手当の担当部署において団体間連携により必要な情報を取得し、結果を住民に通知するまでの一連の流れとした。この対象範囲における運用検証の前提を以下に示す。

- ◆ 住民は、認定請求を窓口で行う。
- ◆ 庁内の他業務システムとは、地域情報プラットフォームに準拠した形で庁内連携が実現できているものとする。
- ◆ 他団体との連携においては、他地方自治体、年金保険者と電子的に連携できるものとする。(民間事業者とは、当面の実現性を考慮して、従来どおり紙等による連携とする)
- ◆ 戸籍の団体間連携も実現できているものと想定する。

**(b) 検証の処理ステップと検証項目**

運用検証にあたっては、住民の認定請求書の提出から結果の通知までの処理において、現状と異なる部分を中心に、検証項目を設け、以下の処理ステップに沿って検証を行った。



図 5-6 検証の処理ステップ

**(c) 住民の申請の運用イメージと検証項目**

住民は、市役所を訪問し、児童扶養手当の認定請求書を記載して、窓口提出する。

これまでは必要な添付書類をあらかじめ取得しておく必要があったが、団体間連携実現時は、児童扶養手当の認定申請を受け付けた団体が、団体間連携で情報を取得することになる。そのため、運用検証では、住民はあらかじめ、従来の申請内容に加え、団体間連携に必要なマイナンバーや、1月1日住所地や本籍地等、住民自身の情報の保有先を記載することとした。

請求書のイメージと現状と異なる部分を以下に示す。

**児童扶養手当 認定請求書**

申請者本人を特定するマイナンバーを記載する。

フリガナ	マイナンバー	障害の有無	ある・ない
あなた	氏名	配偶者の有無	ある・ない
た	性別	生活保護区分	ある・ない
この	住所	受給者区分	母・養育者・孤児・父・外国の母・外国の養育者・外国の父
に	本籍地	請求理由	
つ	勤務先	支店等名	
いて	TEL	口座種類	
児童	フリガナ	口座番号	
の	氏名	生年月日	昭和・平成 年 月 日
こ	性別	年齢	歳
と	同居・別居の別	受給理由	離婚・死亡・障害・生死不明・拘禁・未婚・その他( )
上	現在の住所	受給状況	未加入・加入中
について	公的年金の種類	在学学校名	学年
あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について	( )年分所得	請求者	配偶者
扶養義務者(請求者との続柄)			
1月1日の住所地(都道府県市区町村まで)			
① 本人等(特定扶養義務者)			
② ①以外で前年12月31日において届出者によって生計を維持されていた児童数			
所得額	③ 令第4条第1項による所得額		
④	本人に対し支払われた額の8割相当額		
⑤	(④×8割) 児童に対し支払われた額の8割相当額		

戸籍情報を他団体に照会依頼する必要がある場合は、本籍地を記載する。

所得情報を他団体に照会依頼する必要がある場合は、1月1日住所地を記載する。

図 5-7 児童扶養手当認定請求書のイメージ

住民の立場から、児童扶養手当認定請求書の記入と、児童扶養手当担当部署の職員への提出について検証を行った。住民に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-10 住民の申請における検証項目

検証番号	観点	検証項目
K-1	申請書への追加項目の妥当性	マイナンバーや照会応答側の団体名を申請書に記入することへの問題点
K-2	個人情報の流通に関して	個人情報の流通に対する不安
K-3		個人情報の流通に対する同意の必要性
K-4	帰宅のタイミングに関して	窓口での待ち時間と帰宅後の問い合わせ有無との関係

(d) 市(照会依頼側)の運用①(児童扶養手当担当部署)の運用イメージと検証項目

団体間連携実現時の、児童扶養手当担当部署の職員の処理を以下に示す。団体間連携実現時における現状と異なる部分を下線で示す。

< 請求書の受付 >

住民の本人性、住民登録有無、マイナンバーの真正性等を確認し、申請を受け付ける。

< 庁内他業務の情報取得 >

請求者及び対象児童等の情報を庁内他業務から取得する。

< 他団体との情報連携 >

請求者及び対象児童等の情報を他団体から取得する。

現状と異なる部分の運用について、それぞれ以下に示す。

## (I) &lt;請求書の受付&gt;

窓口の担当者は、マイナンバーの真正性等の確認処理を新たに実施することとした。

請求書の受付の運用イメージを以下に示す。

なお、ここでは児童扶養手当担当部署の職員の立場から図 5-8 に示す①～④の処理について検証を行った。

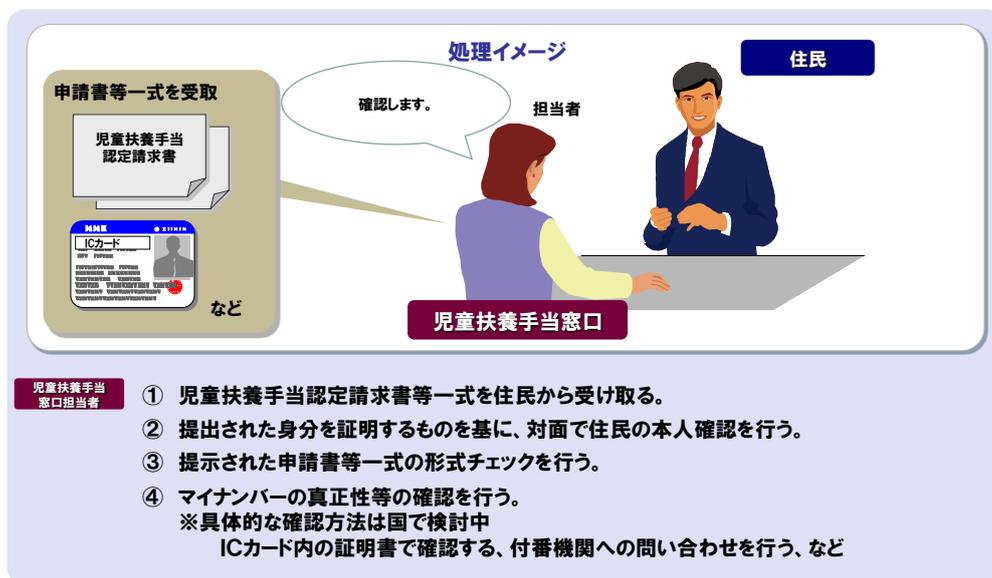


図 5-8 請求書の受付の運用イメージ

申請者のマイナンバーの真正性等の確認方法は国で検討中であるが、今回の運用検証では、申請書に記載しているマイナンバーと、申請者が提示したICカードに記載されているマイナンバーが同じであることを確認することとした。

照会依頼側の児童扶養手当担当部署の職員に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-11 請求書の受付における検証項目

検証番号	観点	検証項目	
B-1	運用の妥当性	住民の申請	照会応答側の団体の特定方法

## (II) &lt;他団体との情報連携&gt;

## (ア) 他団体への照会依頼

他団体への照会依頼の運用イメージを以下に示す。

なお、ここでは児童扶養手当担当部署の職員の立場から図 5-9 に示す①の処理について検証を行った。②③については、システムが自動的に行っていることを確認した。

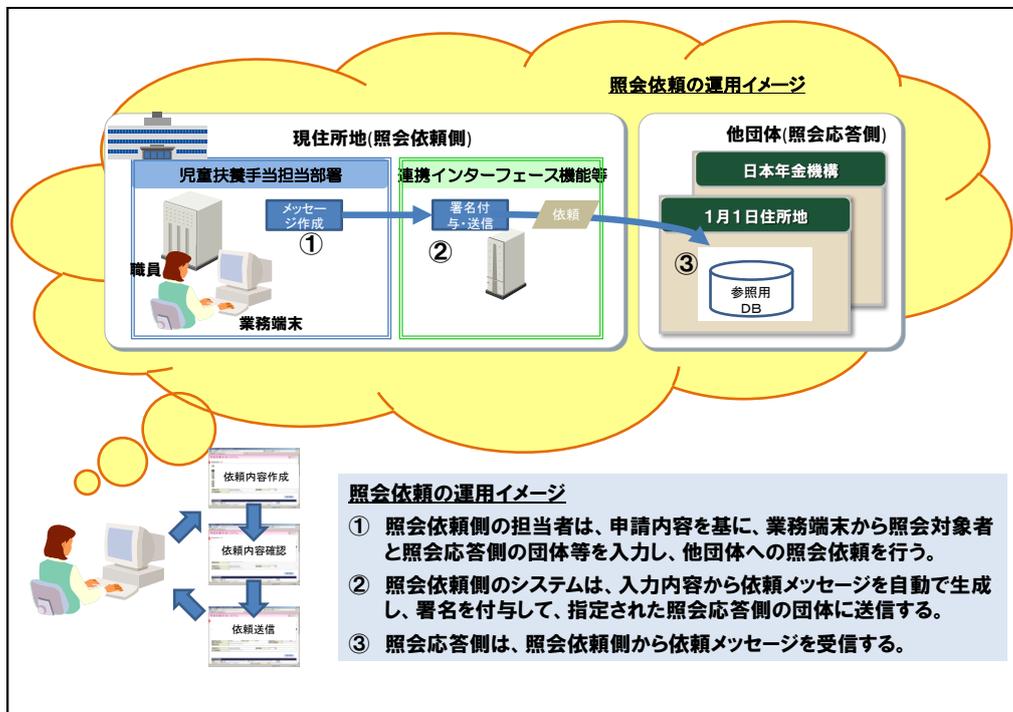


図 5-9 他団体への照会依頼の運用イメージ

また、運用検証時に操作した画面イメージを以下に示す。児童扶養手当担当部署の職員は、本画面を用いて、運用検証を行った。

## &lt;申請内容入力&gt;

児童扶養手当システム

申請内容入力

申請者情報

申請番号

申請者情報

氏名

生年月日

現在の住所

本籍地

配偶者の有無

勤業(勤続先名)

勤続先住所

申請年月日

自宅電話番号

対象児童情報

氏名

生年月日

性別

現在の住所(別居の場合)

別居の別

障害の有無

生計関係

監護関係

受給理由(父・母の状況)

公的年金の種類

支給状況

在学学校名

学年

扶養家族者情報

支払先口座情報

行内振込の取得

照会情報の作成

照会内容の發送

編集

年金受給情報

編集

戸籍情報

編集

## &lt;依頼内容作成&gt;

児童扶養手当システム

連絡情報送信

照会依頼

依頼番号	対象児童	児童扶養手当	受付番号
222151FKJ70206204322	神田 陽子	シズタ シズコ	20120036201229

依頼者: 神田 陽子

送信する

年金受給情報

送信する

戸籍情報

送信する

照会内容の發送

## &lt;依頼内容確認&gt;

児童扶養手当システム

送信内容確認

照会依頼

依頼番号	対象児童	児童扶養手当	受付番号
222151FKJ70206204322	神田 陽子	シズタ シズコ	20120036201229

依頼者: 神田 陽子

送信する

年金受給情報

送信する

戸籍情報

送信する

照会内容の發送

## &lt;送信確認&gt;

児童扶養手当システム

送信結果

照会依頼番号	照会結果
222151FKJ70206204322	照会成功

送信

図 5-10 他団体への照会依頼の画面イメージ

他団体への照会依頼における、照会依頼側の児童扶養手当担当部署の職員に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-12 他団体への照会依頼における検証項目

検証番号	観点	検証項目	
B-1	運用の妥当性	照会依頼側の運用	単件即時決裁の省略の可否

#### (イ) 照会応答の受信・検証

照会応答の受信・検証の運用イメージを以下に示す。本処理は、システムが自動的に行う処理である。

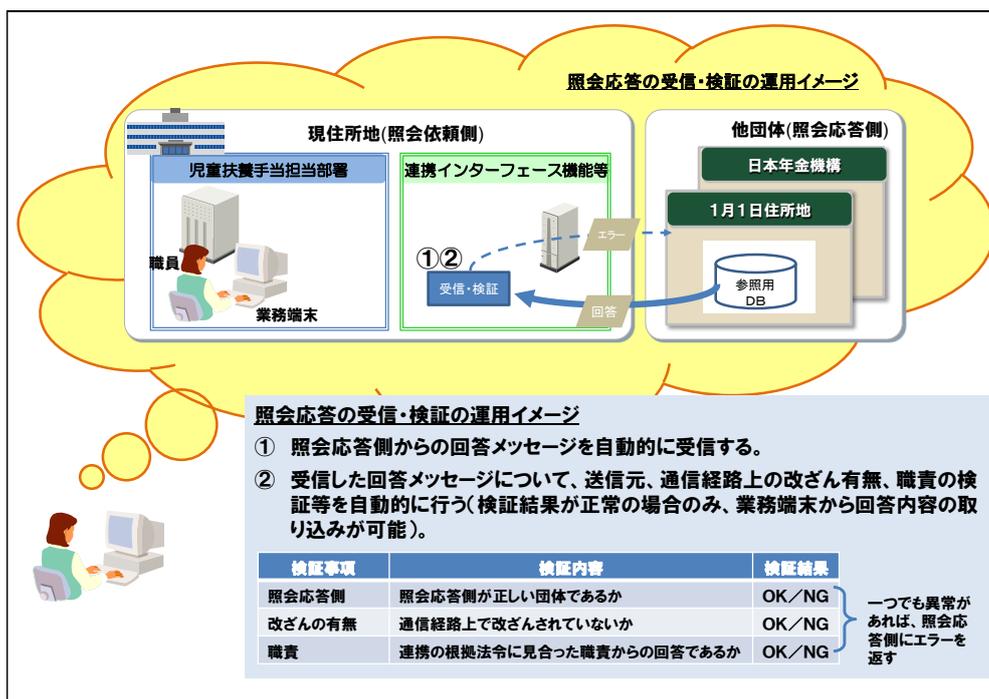


図 5-11 照会応答の受信・検証の運用イメージ

照会依頼側のシステムが、照会応答側から送られてきた応答メッセージを受信し、照会応答側の団体、通信経路上の改ざん有無、職責の検証等を行い、受信・検証処理にてエラーがない場合に、照会を依頼した児童扶養担当部署の職員に、情報が送られることとした。

## (ウ) 照会応答の取込

照会応答の取込の運用イメージを以下に示す。なお、ここでは児童扶養手当担当部署の職員の立場から図 5-12 に示す①～②の処理について検証を行った。

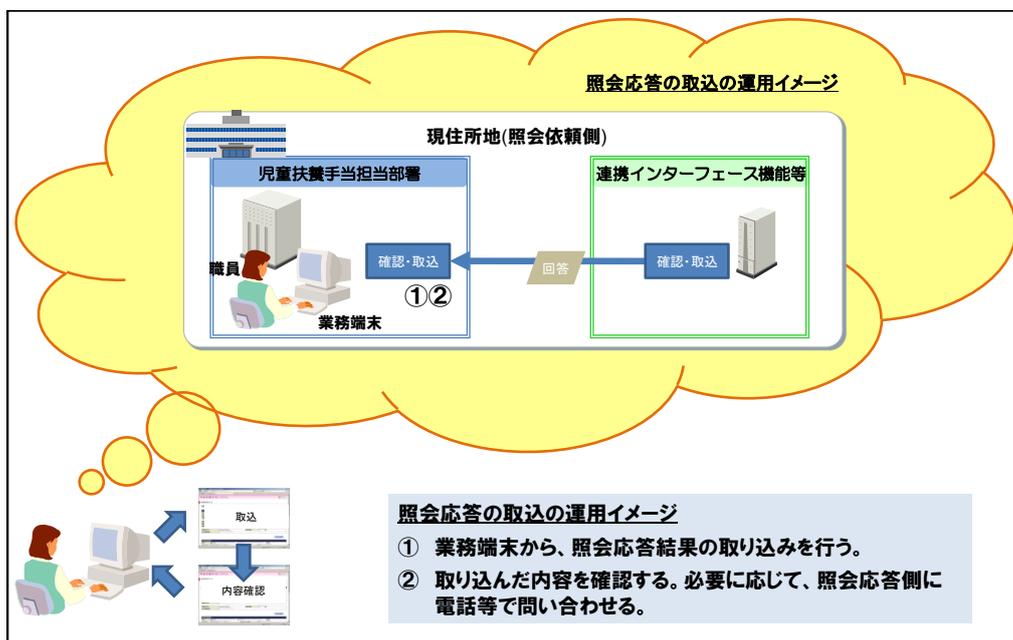


図 5-12 照会応答の取込の運用イメージ

また、運用検証時に操作した画面のイメージを以下に示す。

## &lt;取込実行&gt;

児童扶養手当システム

申請内容入力

受付番号

申請者情報

氏名  
生年月日  
現在の住所  
本籍地

配偶者の有無  
職業(勤務先)  
勤務先住所

申請年月日  
自宅電話番号

対象児童情報

氏名 申田 陸 シンタ リク 男  
生年月日 平成18年7月3日 5歳 受給者との続柄 長男  
同居-別居の別 同居 現在の住所(別居の場合) 静岡県静岡市葵区483番地  
障害の有無 無 生計関係 監護関係 有 支給対象  
養育-養育 受給理由(父・母の状況) 公的年金の種類 受給状況  
在学学校名 学年

扶養義務者情報 支払先口座情報  
庁内情報の取得 照会情報の作成 照会内容の取込  
編集

年金受給情報

## &lt;取込内容確認&gt;

申請内容入力

扶養義務者情報 支払先口座情報  
庁内情報の取得 照会情報の作成 照会内容の取込  
編集

年金受給情報

氏名	申田 陽子	加入有無	有	種類	国民年金	支給開始年月日
----	-------	------	---	----	------	---------

編集

戸籍情報

氏名	申田 陽子	除籍区分		生年月日	昭和57年5月10日	配偶者区分	
実父母の情報	父の氏名	梶河 清	母の氏名	梶河 節子	父母との続柄	次女	
義父母の情報	父の氏名		母の氏名		父母との続柄		
身分事項タイトル	離婚	身分事項	離婚日:	【離婚日】平成24年2月5日			

編集

氏名	申田 陸	除籍区分		生年月日	平成18年7月3日	配偶者区分	
実父母の情報	父の氏名	申田 大輔	母の氏名	申田 陽子	父母との続柄	長男	
義父母の情報	父の氏名		母の氏名		父母との続柄		

編集

年金受給情報の取込結果

戸籍情報の取込結果

図 5-13 照会応答の取込の画面イメージ

照会応答の取込において、児童扶養手当担当部署の職員に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-13 照会応答の取込における検証項目

検証番号	観点	検証項目	
C-1	イレギュラーケースの対応	受信時	照会応答側から回答が届いたが、情報がなかった場合の対応
C-2			照会応答側から回答が届いたが、情報が疑わしい場合の対応
C-3			照会応答側から即時で回答を得られなかった場合の対応
C-4			照会応答側から情報提供不可の連絡が届いた場合の対応

## (e) 照会応答側の運用(個人住民税担当部署)の運用イメージと検証項目

団体間連携実現時の照会応答側の職員の処理を以下に示す。団体間連携実現時における、現状と異なる部分を下線で示す。

＜参照用 DB への情報登録(事前準備)＞

参照用 DB に、他団体に提供する可能性のある情報をあらかじめ登録する。

＜照会依頼に対する回答(照会応答)＞

他団体からの依頼に対して、回答を返す。

## (i) &lt;参照用 DB への情報登録(事前準備)&gt;

他団体に提供する可能性のある情報をあらかじめ登録する運用イメージを以下に示す。ここでは、実際の処理は行わず、机上での検証とした。

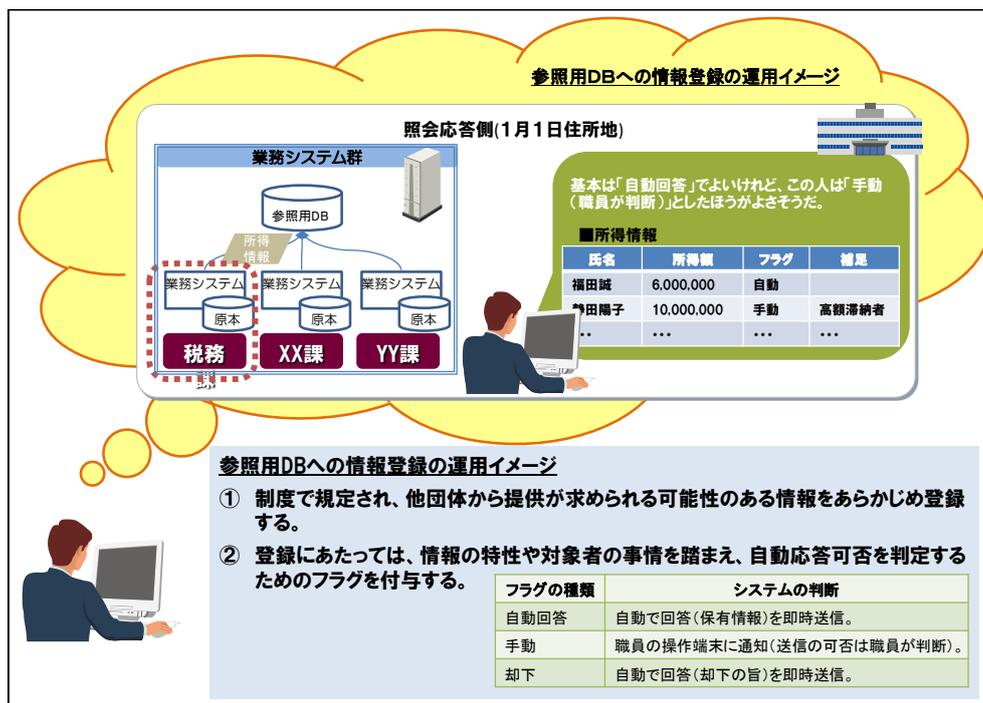


図 5-14 参照用 DB への情報登録(事前準備)の運用イメージ

参照用 DB に情報を登録する際、職員が「自動回答」「却下」「手動」を判断することとした。

参照用 DB への情報登録(事前準備)において、照会応答側である個人住民税担当部署の職員に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-14 参照用 DB への情報登録(事前準備)における検証項目

検証番号	観点	検証項目	
G-3	運用の妥当性	照会応答側の運用	参照用 DB のフラグの種類

## (II) <照会依頼に対する回答(照会応答)>

他団体からの照会依頼に対して、回答する運用イメージを以下に示す。照会応答に関しては、「(イ)自動で応答する場合」、「(ウ)手動で応答する場合」、「(エ)参照用DBに情報が登録されていない場合」によって、処理方法が異なるため、それぞれについて示す。

### (ア) 照会依頼の受信・検証

照会依頼側から照会依頼を受け取り、検証を行う運用イメージを以下に示す。本処理は、システムが自動で行う処理である。

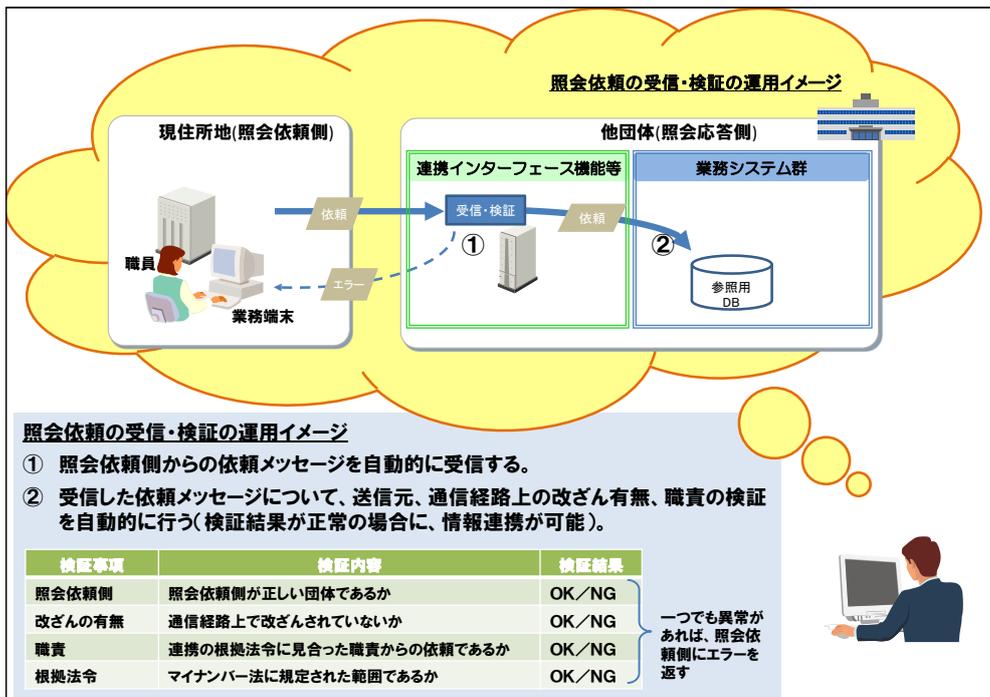


図 5-15 照会依頼の受信・検証の運用イメージ

照会依頼の受信・検証は、システムが自動的に行うこととした。システムで、送信元、通信経路上の改ざん有無、職責の検証、根拠法令の確認等を行い、エラーがない場合に情報を回答することとした。

## (イ) 照会応答(自動で応答する場合)

参照用 DB に登録されている応答フラグが、「自動回答」又は「却下」の場合の運用イメージを以下に示す。本処理は、システムが自動で行う処理である。

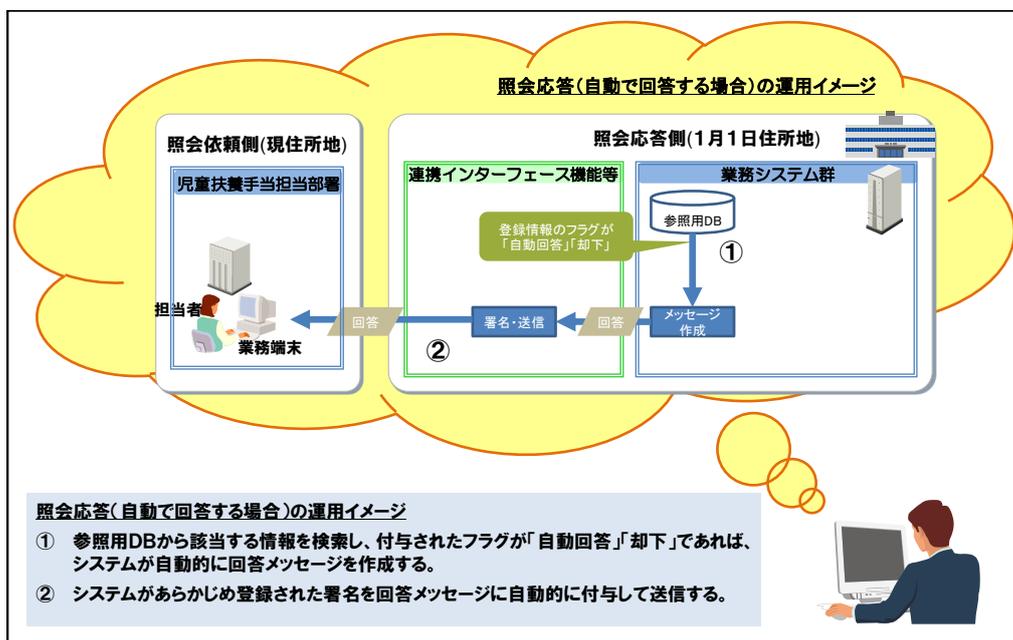


図 5-16 照会応答(自動で回答する場合)の運用イメージ

照会応答(自動で回答する場合)において、照会応答側である個人住民税担当部署の職員に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-15 照会応答(自動で回答する場合)における検証項目

検証番号	観点	検証項目	
G-1	運用の妥当性	照会応答側の運用	単件即時決裁の省略の可否
H-1	イレギュラーケースの対応	送信時	照会応答側から送信できなかった場合の対応
H-2			照会応答側から送信できたが、照会依頼側に届かなかった場合の対応
H-3			照会応答側から送信でき照会依頼側まで届いたが、暗号・署名、認証・認可等で不備があり戻された場合の対応

## (ウ) 照会応答(手動で回答する場合)

参照用 DB に登録されている情報のフラグが「手動」の場合の、運用イメージを以下に示す。

なお、ここでは個人住民税担当部署の職員の立場から図 5-17 に示す②～③の処理について検証を行った。①④⑤の処理については、システムが自動的に行っていることを確認した。

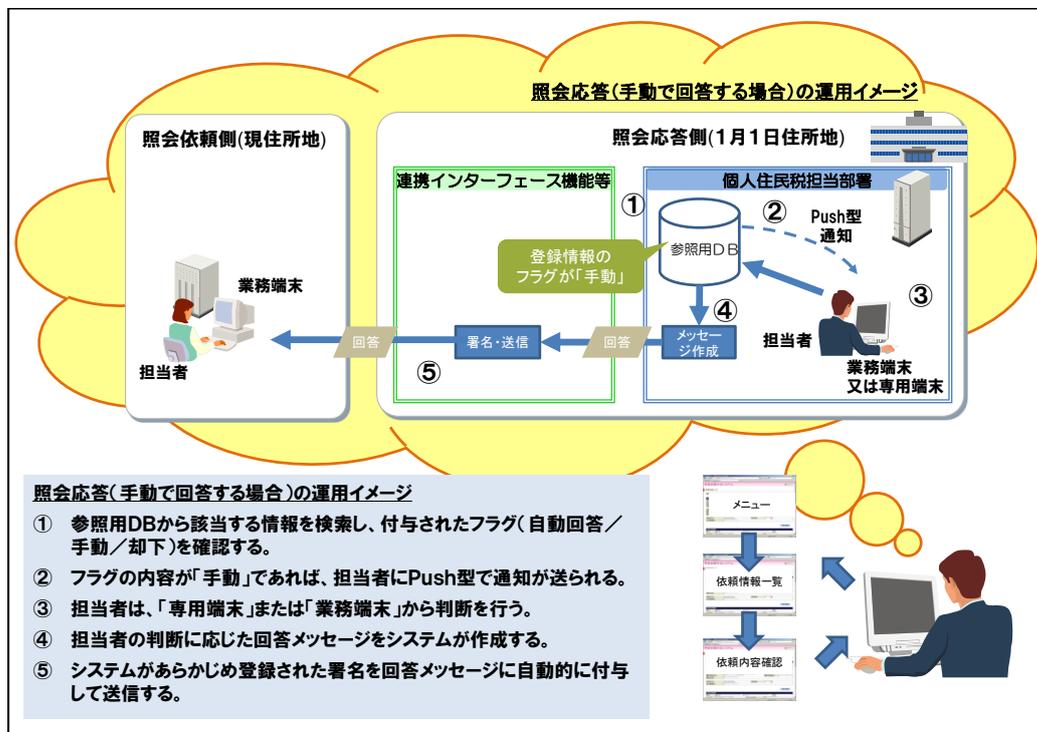


図 5-17 照会応答(手動で回答する場合)の運用イメージ

ここでは個人住民税担当部署の職員の立場から専用端末及び業務端末の処理について検証を行った。

また、運用検証時に操作した画面のイメージのうち、例として専用端末の場合を以下に示す。

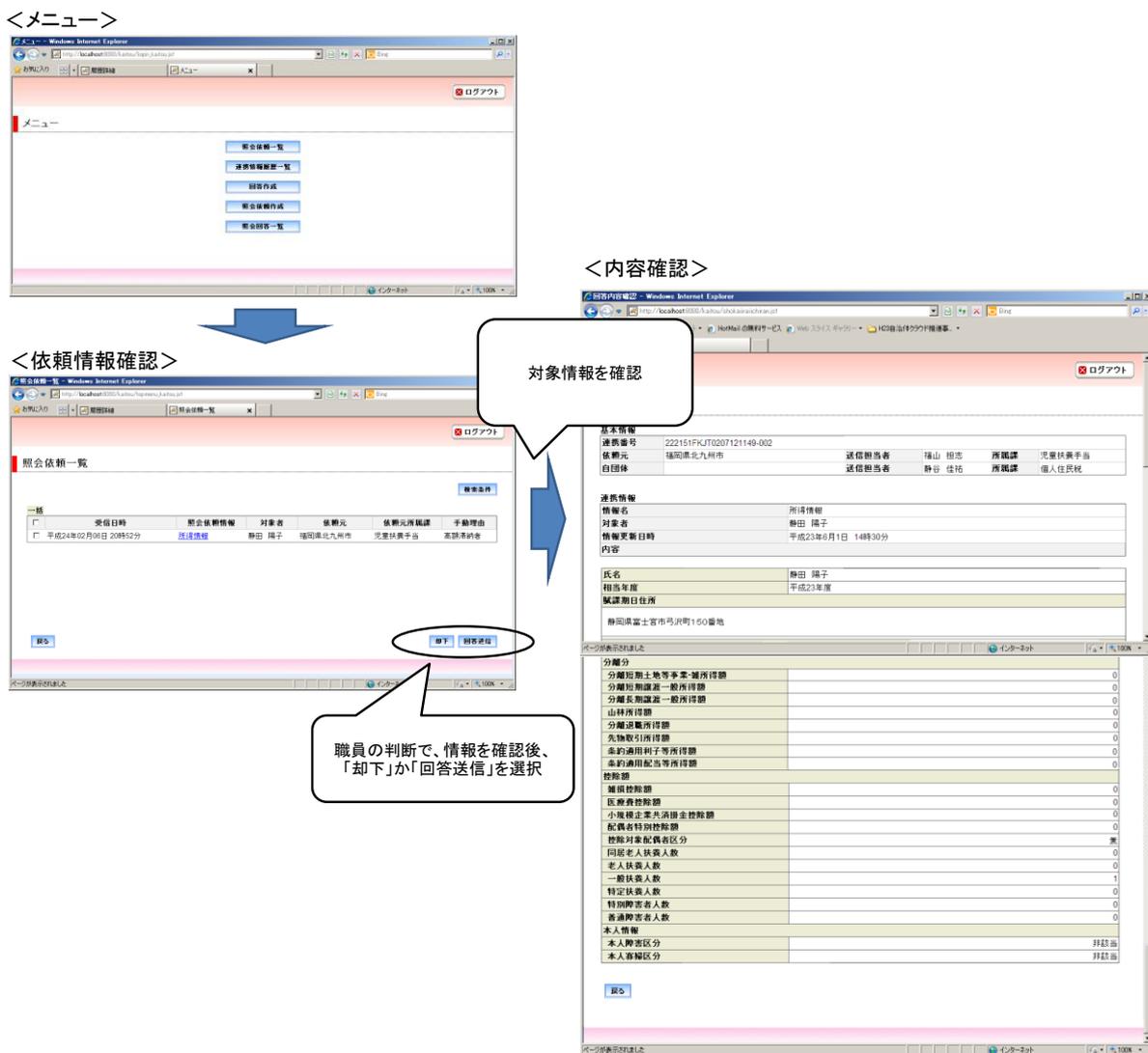


図 5-18 照会応答(手動で回答する場合)の画面イメージ

照会応答(手動で回答する場合)において、照会応答側である個人住民税担当部署の職員に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-16 照会応答(手動で回答する場合)における検証項目

検証番号	観点	検証項目	
G-1	運用の妥当性	照会応答側の運用	単件即時決裁の省略の可否
G-2			電話での問い合わせがあった場合の対応
H-1	イレギュラーケースの対応	送信時	照会応答側から送信できなかった場合の対応
H-2			照会応答側から送信できたが、照会依頼側に届かなかった場合の対応
H-3			照会応答側から送信でき照会依頼側まで届いたが、暗号・署名・認証・認可等で不備があり戻された場合の対応

**(エ) 照会応答(参照用 DB に情報が登録されていない場合)**

参照用 DB に情報が登録されていない場合の運用イメージを以下に示す。ここでは、実際の処理は行わず、机上での検証とした。

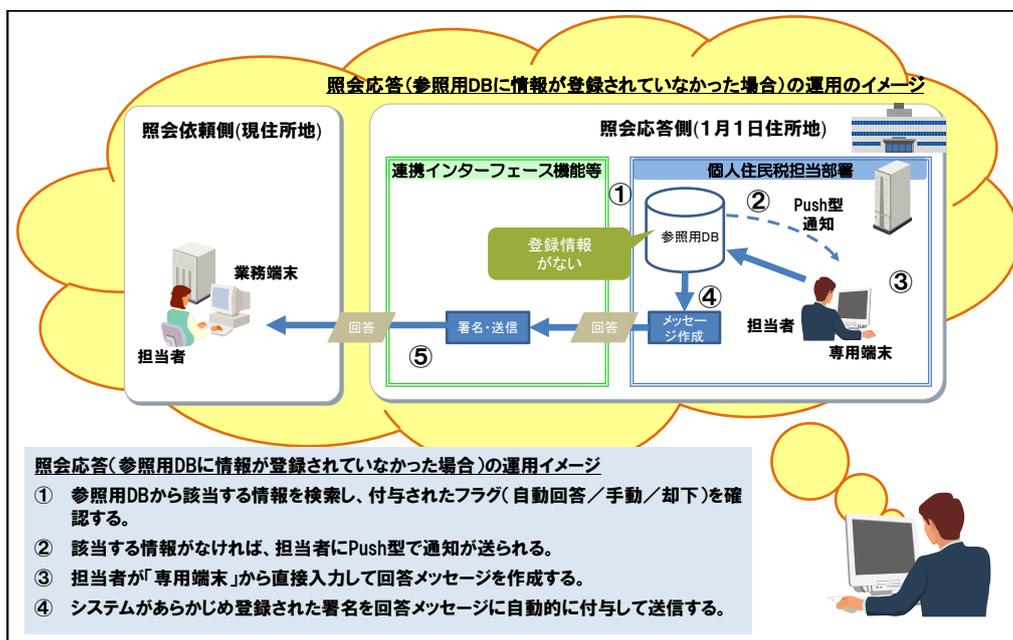


図 5-19 照会応答(参照用 DB に情報が登録されていない場合)の運用イメージ

照会応答(参照用 DB に情報が登録されていない場合)において、照会応答側である個人住民税担当部署の職員に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-17 照会応答(参照用 DB に情報が登録されていない場合)における検証項目

検証番号	観点	検証項目	
G-1	運用の妥当性	照会応答側の運用	単件即時決裁の省略の可否
G-2			電話での問い合わせがあった場合の対応
H-1	イレギュラーケースの対応	送信時	照会応答側から送信できなかった場合の対応
H-2			照会応答側から送信できたが、照会依頼側に届かなかった場合の対応
H-3			照会応答側から送信でき照会依頼側まで届いたが、暗号・署名、認証・認可等で不備があり戻された場合の対応

**(f) 市(照会依頼側)の運用②(児童扶養手当担当部署)の運用イメージと検証項目**

団体間連携実現時の児童扶養手当担当部署の職員の処理を以下に示す。団体間連携実現時における現状と異なる部分を下線で示す。

＜照会応答の取込＞

他団体(照会応答側)の回答待ちであった情報の取り込みを行う。

＜請求内容の審査＞

審査に必要な情報が全部揃った後、申請内容を審査し、結果の通知を行う。

**(l) 照会応答の取込**

照会応答の取込は「(d)市(照会依頼側)の運用①(児童扶養手当担当部署)の運用イメージと検証項目」の「(II)＜他団体の情報取得＞」で示した「(ウ)照会応答の取込」処理(P144)と同様である。

## (g) 市(照会依頼側/照会応答側)(児童扶養手当担当部署/個人住民税担当部署)の運用イメージと

## 検証項目

団体間連携実現時の、事後確認に関する処理を以下に示す。本処理は、児童扶養手当担当部署及び個人住民税担当部署の職員の両方に該当する処理である。団体間連携実現時における現状と異なる部分を下線で示す。

## ＜一括事後決裁＞

他団体と連携した情報の履歴を確認し、一括事後決裁を行う。

## ＜問い合わせ対応＞

住民や職員からの問い合わせがあった場合、該当する履歴情報を確認し、対応する。

## ＜内部チェック＞

決裁権者が部署全体の履歴情報を確認し、適切な処理がなされているかどうかをチェックする。

それぞれのイメージと処理内容について、以下に示す。

## (i) 一括事後決裁

一括事後決裁の運用イメージを以下に示す。

なお、ここでは児童扶養手当担当部署及び個人住民税担当部署の職員の立場から図 5-20 に示す①の処理について検証を行った。



図 5-20 一括事後決裁の対応の運用イメージ

決裁は、紙決裁又は電子決裁等、地方自治体の状況に応じて実施することとした。運用検証時に操作した画面イメージを以下に示す。

<メニュー>



<決裁情報履歴一覧>



対象情報を確認

<詳細>



職員判断で、情報を確認後、「印刷」が「電子決裁システムへ送信」を選択

図 5-21 一括事後決裁の画面イメージ

(II) 問い合わせ対応

住民又は照会依頼側からの問い合わせ対応の運用イメージを以下に示す。

ここでは児童扶養手当担当部署及び個人住民税担当部署の職員の立場から図 5-22 に示す①の処理について検証を行った。

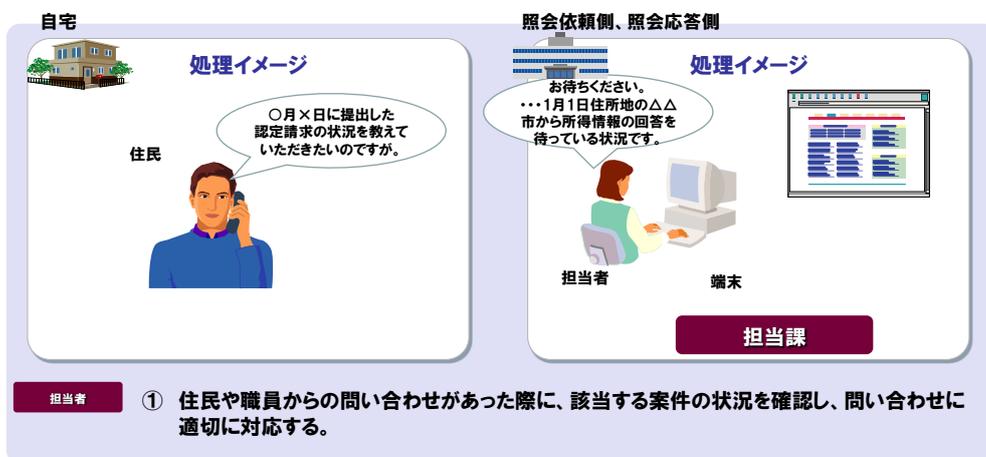


図 5-22 問い合わせ対応の運用イメージ

照会依頼側から電話等で状況の問い合わせを受けた際に、照会履歴で照会依頼側の団体や依頼日時、回答状況等を確認して、回答することとした。

### (III) 内部チェック

内部チェックの運用イメージを以下に示す。ここでは児童扶養手当担当部署及び個人住民税担当部署の職員の立場から図 5-23 に示す①の処理について検証を行った。



図 5-23 内部チェックへの対応の運用イメージ

決裁権者が、履歴情報を確認することにより、適切な処理がなされているかどうかをチェックすることとした。

#### (h) 児童扶養手当の認定申請処理全体に対する検証項目

各ステップの検証終了後、全体に対する検証を行った。  
全体に対する検証項目を以下に示す。

表 5-18 全体に関する検証項目(児童扶養手当担当部署の職員)

検証番号	観点	検証項目	
		観点	内容
A-1	業務遂行の可否	充足性	処理の不足の有無
A-2			情報、照会応答側の不足の有無
B-3	運用の妥当性	照会依頼側の運用	業務プロセスの改善
D-1	連携データ項目案等の妥当性	審査に必要な項目の過不足の有無	
E-1	その他	処理の削減時間	団体間連携が実現することにより、現状と比べて削減できそうな内容と時間
E-2		想定する運用案	「課題ア」の中で課題としてあげられた事項に対して想定する運用案

表 5-19 全体に関する検証項目(個人住民税担当部署の職員)

検証番号	観点	検証項目	
		観点	内容
F-1	業務遂行の可否	充足性	処理の不足の有無
I-1	連携データ項目案等の妥当性	回答するデータ項目の過不足の有無	
J-1	その他	処理の削減時間	団体間連携が実現することにより、現状と比べて削減できそうな内容と時間

表 5-20 全体に関する検証項目(住民)

検証番号	観点	検証項目
K-5	その他	番号制度の認知度

## (B) 「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」の検証内容

本ユースケースでは、「生活保護担当部署」、「個人住民税担当部署」及び「住民」の運用検証を、運用シナリオに沿って行った。運用検証に用いた運用シナリオは「別紙 5.2-2 生活保護の運用シナリオ(都道府県版)」及び「別紙 5.2-3 生活保護の運用シナリオ(市版)」を参照のこと。

なお、運用検証の対象となる業務プロセス案は「別紙 2.4-1 業務プロセス案等検討結果」を、連携データ項目案は「別紙 3.3-1 ユースケース別の連携データ項目」を参照のこと。

### (a) 生活保護の受給申請における処理の流れと前提

生活保護の実施機関は、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村である。

実施機関が、都道府県の場合と、市又は福祉事務所を設置する町村の場合においては、団体間連携に関する部分において差異があるため、運用検証においては両方のケースについて検証を行った。

ここでは、都道府県が実施機関の場合を例として説明する。

運用検証の対象範囲である団体間連携実現時の生活保護受給申請に関する処理の流れと前提を以下に示す。

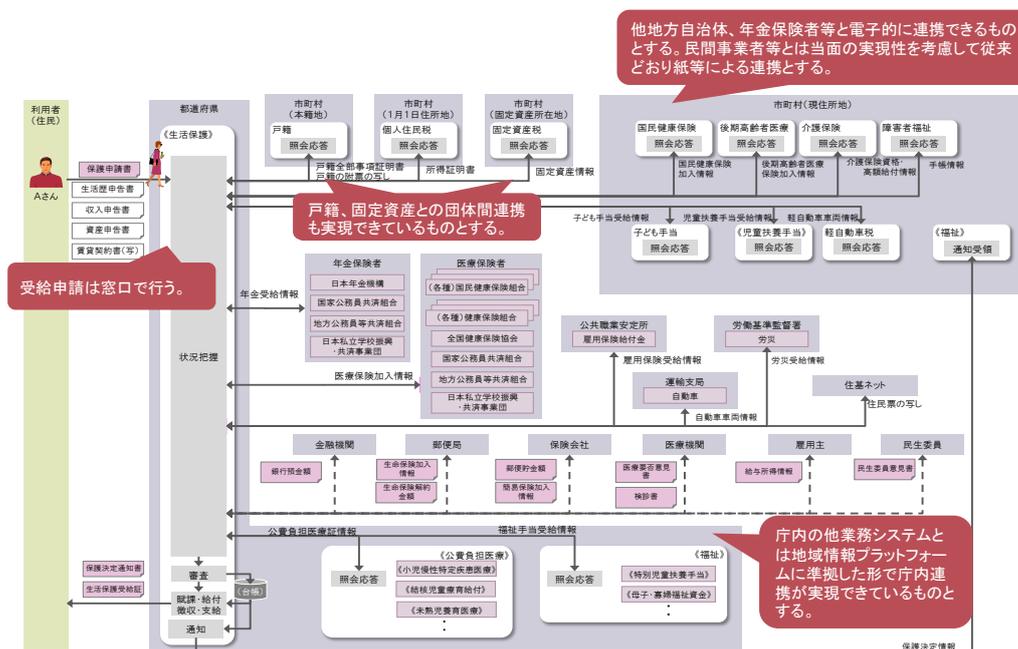


図 5-24 生活保護受給申請の処理の流れと前提

本ユースケースの対象範囲は、住民が生活保護受給申請を行い、生活保護の担当部署において団体間連携により必要な情報を取得し、結果を住民及び現住所地の町村に通知するまでの一連の流れとした。

この対象範囲における運用検証の前提条件を以下に示す。

- ◆ 住民は、生活保護の受給申請を都道府県福祉事務所の窓口で行う。
- ◆ 庁内の他業務システムとは、地域情報プラットフォームに準拠した形で庁内連携が実現できているものとする。
- ◆ 他団体との連携においては、他地方自治体、年金保険者と電子的に連携できるものとする。  
(民間事業者等とは当面の実現性を考慮して従来どおり紙等による連携とする)
- ◆ 実現が困難と考えられる、戸籍や固定資産との団体間連携も実現できているものとする。

## (b) 検証の処理ステップ

運用検証にあたっては、住民の認定請求書の提出から結果の通知までの処理において、現状と異なる部分を中心に、検証項目を設け、以下の処理ステップに沿って検証を行った。



図 5-25 検証の処理ステップ

他団体(照会応答側)の運用においては、ユースケース「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の他団体(照会応答側)の運用と同じ処理となるため、ここでは申請者である住民と、都道府県(照会依頼側)の生活保護担当部署の職員に対する検証内容を以下に示す。

## (c) 住民の申請の運用イメージと検証項目

住民は、窓口にて生活保護申請書を記載する。

申請を受け付けた生活保護担当部署では、これまでどおり必要な調査を行うが、必要な情報は団体間連携で電子的に情報を取得できることとした。そのため、運用検証では、住民は、従来の申請内容に加え、あらかじめ、団体間連携に必要なマイナンバーや、1月1日住所地や本籍地など、住民自身や扶養義務者の情報の保有先を記載することとした。

申請書のイメージと現状と異なる部分を以下に示す。

保護を必要とする	住所								
	フリガナ氏名	続柄	マイナンバー	性別	生年月日	年齢	学歴	職業	健康状態
			本籍地(市区町村名)		1月1日住所地(市区町村名)		前住所地(市区町村名)		
<p>申請者本人を特定するマイナンバーを記載する。</p> <p>各種情報(戸籍、個人住民税、固定資産等)の照会先である団体名を記載する</p>									
家族のうち別のところに住んでいる人があるとき、氏名と住所、本籍地など									
	氏名	住所	本籍地(市区町村名)		1月1日住所地(市区町村名)		前住所地(市区町村名)		
収入の状況、資産の状況については別添のとおりです。									
子供の状況	氏名	続柄	住所	性別	生年月日	本籍地(市区町村名)	1月1日住所地(市区町村名)	前住所地(市区町村名)	
	親族								
保護を申請する理由(具体的に記入してください)									
上記のとおり生活保護法における保護を申請します。									
平成 年 月 日 申請者 住所 氏名 印 保護を必要とする人との関係									

図 5-26 生活保護申請書のイメージ

住民の立場から、生活保護申請書の記入と、生活保護担当部署の職員への提出について検証を行った。住民に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-21 住民の申請における検証項目

検証番号	観点	検証項目
K-1	申請書への追加項目の妥当性	マイナンバーや照会応答側団体名を申請書に記入することへの問題点
K-2	個人情報の流通に関して	個人情報の流通に対する不安
K-3		個人情報の流通に対する同意の必要性
K-4	帰宅のタイミングに関して	窓口での待ち時間と帰宅後の問い合わせ有無との関係

#### (d) 照会依頼側(生活保護担当)の運用イメージと検証項目

団体間連携実現時の生活保護担当部署の職員の処理を以下に示す。都道府県を実施機関とした場合に現状と異なる部分を下線で示す。

##### <申請書の受付>

住民の本人性、住民登録有無、マイナンバーの真正性等を確認し、申請を受け付ける。

##### <世帯情報等の確認>

要保護世帯の世帯構成や、調査のために必要になる基本的な情報を確認する。

※市又は福祉事務所を管理する町村が実施機関の場合は、これまでと同様、庁内の住民基本台帳を確認することになるため、現状との差異はない。

##### <庁内他業務、他団体との情報連携>

- ・要保護者の情報を庁内他業務、他団体から取得する。
- ・要保護者の扶養義務者を特定し、扶養義務者の情報を他団体から取得する。

##### <申請内容の審査・審査結果の通知>

取得した情報を基に審査を行い、住民及び要保護者の現住所地の町村に結果を通知する。

※市又は福祉事務所を設置する町村が実施機関の場合は、要保護者の現住所地が自団体であるため、現住所地への結果の通知は発生しない。

<照会依頼の状況確認>

他団体と連携した情報の履歴を必要に応じて確認する。

現状と異なる部分の運用について、それぞれ以下に示す。

### (I) <申請書の受付>

窓口の担当者は、マイナンバーの真正性等の確認処理を新たに実施することとした。

申請書の受付の運用イメージを以下に示す。

なお、ここでは生活保護担当部署の職員の立場から図 5-27 に示す①～④の処理について検証を行った。

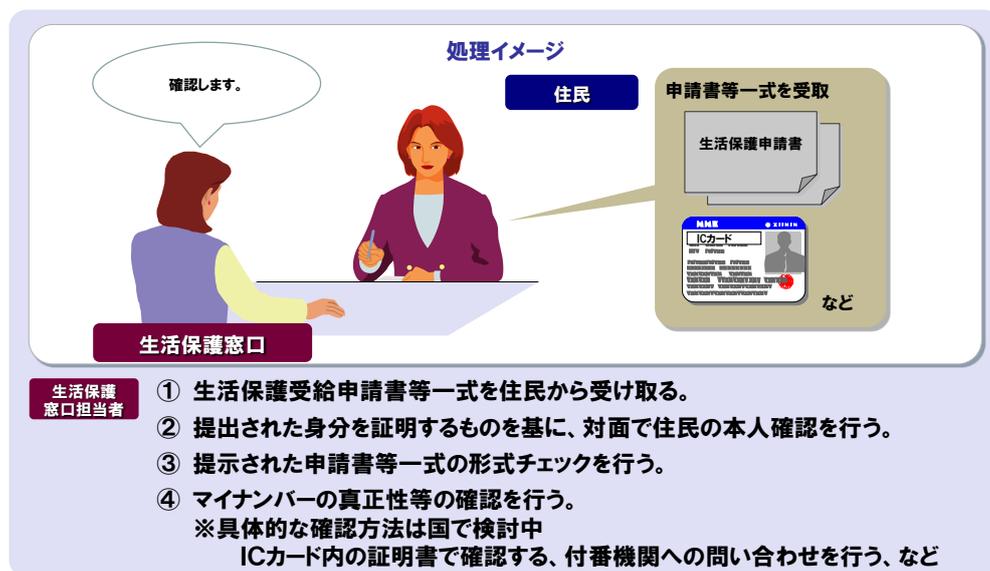


図 5-27 申請書の受付の運用イメージ

申請者のマイナンバーの真正性等の確認方法は国で検討中であるが、今回の運用検証では、申請書に記載しているマイナンバーと、申請者が提示した IC カードに記載されているマイナンバーが同じであることを確認することとした。

照会依頼側の生活保護担当部署の職員に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-22 申請書の受付における検証項目

検証番号	観点	検証項目	
B-1	運用の妥当性	住民の申請	照会応答側の特定方法

### (II) <世帯情報等の確認>

要保護者の世帯情報等の確認の運用イメージを以下に示す。

なお、ここでは生活保護担当部署の職員の立場から図 5-28 に示す①～②の処理について検証を行った。

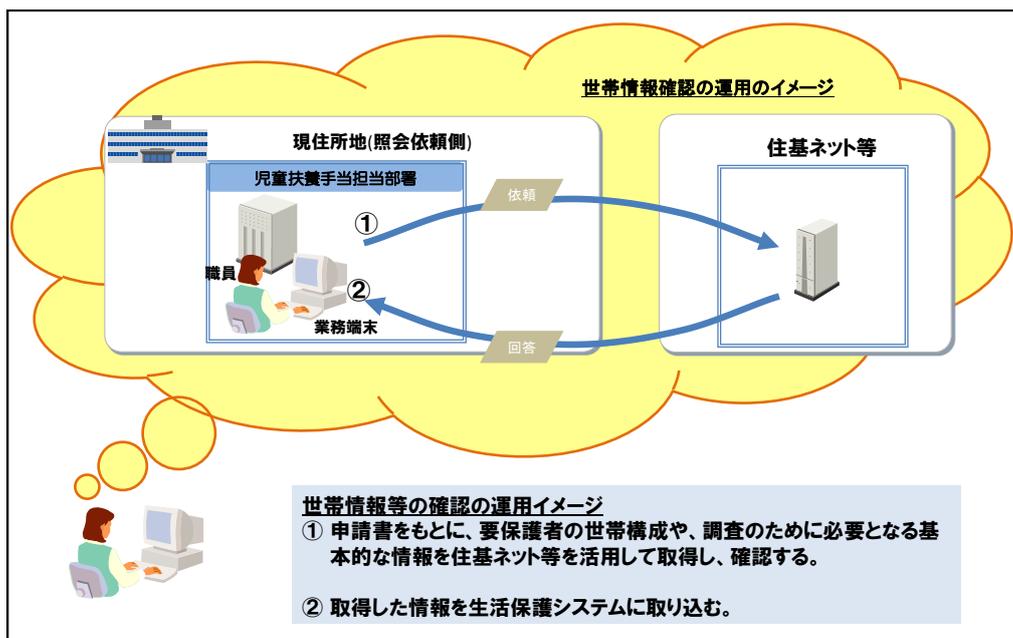


図 5-28 要保護者の世帯情報等の確認の際の運用イメージ

都道府県においては、住民の情報は、住基ネット等を活用して取得することになると想定している。

### (III) <庁内他業務、他団体との情報連携>

#### ① 要保護者の情報の他団体からの取得

##### (ア) 他団体への照会依頼

他団体への照会依頼の運用イメージについて、以下に示す。

なお、ここでは生活保護担当部署の職員の立場から図 5-29 に示す①の処理について検証を行った。②③については、システムが自動的に行っていることを確認した。

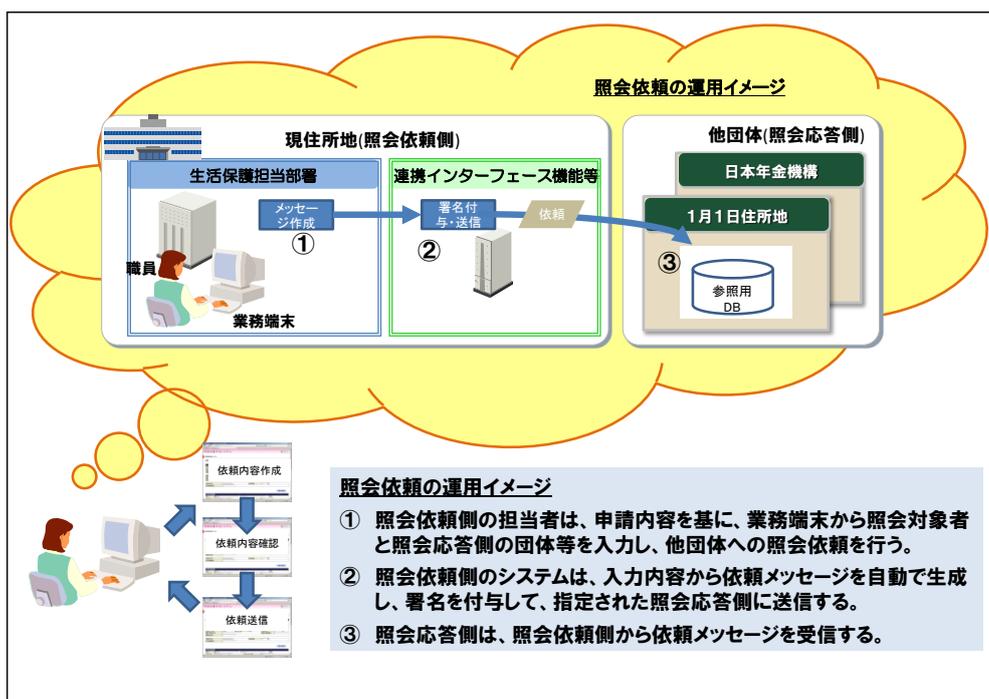


図 5-29 他団体への照会依頼の運用イメージ

また、運用検証時に操作した画面のイメージを以下に示す。

図 5-30 他団体への照会依頼の画面イメージ

他団体への照会依頼における、照会依頼側の生活保護担当部署の職員に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-23 他団体への照会依頼における検証項目

検証番号	観点	検証項目	
B-2	運用の妥当性	照会依頼側の運用	単件即時決裁の省略の可否

## (イ) 照会応答の受信・検証

照会応答の受信・検証の運用イメージを以下に示す。本処理は、システムが自動的に行う処理である。

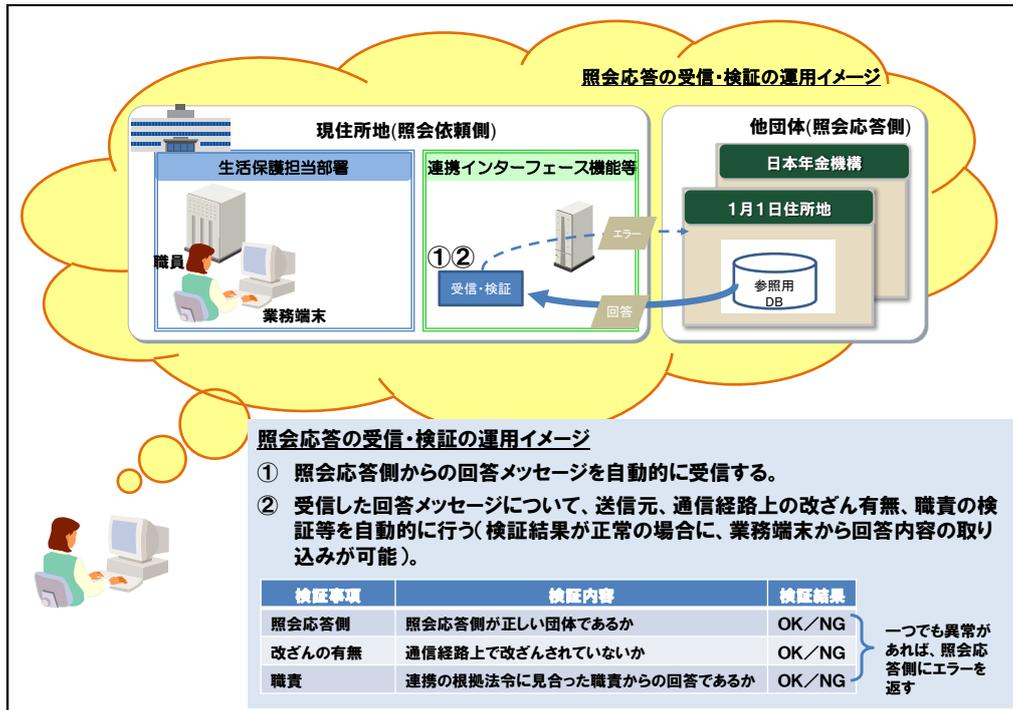


図 5-31 照会応答の受信・検証の運用イメージ

照会依頼側のシステムが、照会応答側から送られてきた応答メッセージを受信し、照会応答側の団体、通信経路上の改ざん有無、職責の検証等を行い、受信・検証処理にて、エラーがない場合に、照会を依頼した生活保護担当部署の職員に、情報が送られることとした。

## (ウ) 照会応答の取込

照会応答の取込の運用イメージを以下に示す。なお、ここでは生活保護担当部署の職員の立場から図 5-32 に示す①～②の処理について検証を行った。

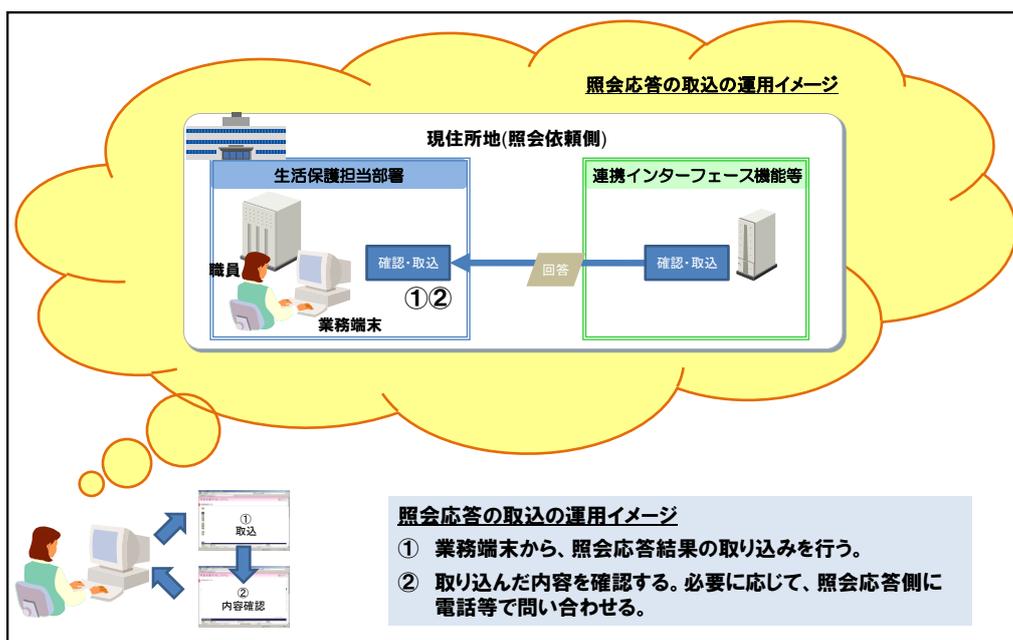


図 5-32 照会応答の取込の運用イメージ

また、運用検証時に操作した画面のイメージを以下に示す。

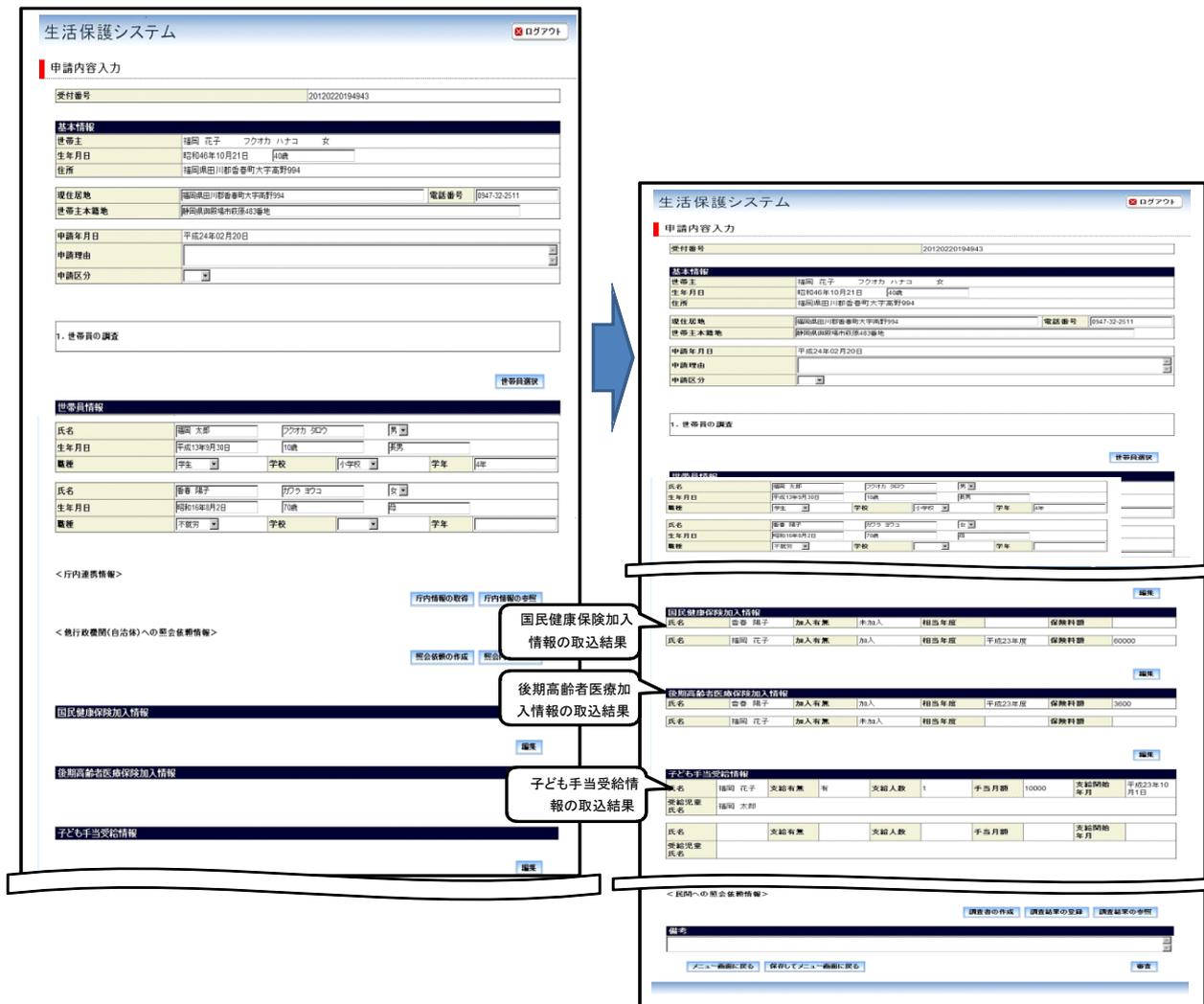


図 5-33 照会応答の取込の画面イメージ

照会応答の取込において、生活保護担当部署の職員に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-24 照会応答の取込における検証項目

検証番号	観点	受信時	運用検証項目
C-1	イレギュラーケースの対応	受信時	照会応答側から回答が届いたが、情報がなかった場合の対応
C-2			照会応答側から回答が届いたが、情報が疑わしい場合の対応
C-3			照会応答側から即時で回答を得られなかった場合の対応
C-4			照会応答側から情報提供不可の連絡が届いた場合の対応

② 要保護者の扶養義務者の特定

要保護者の扶養義務者の特定については、机上での検証を行った。現状と同様、要保護者の戸籍全部事項証明書を起点に扶養義務者を把握することとした。要保護者の戸籍全部事項証明書は、世帯員の調査の段階で団体間連携により電子的に情報を取得すると想定した。

要保護者の戸籍全部事項証明書の取得は、要保護者の他団体連携と同様の処理とした。それ以降の必要な扶養義務者の情報は、これまでどおり手作業での入手とした。

### ③ 扶養義務者の情報の他団体からの取得

扶養義務者の特定後に、扶養義務者の情報を調査するが、扶養義務者の情報は他団体から取得することとした。他団体からの情報取得の処理は、要保護者の他団体からの情報取得の処理と同様とした。

## (IV) <審査結果の通知>

審査終了後に、要保護者の現住所地の町村に結果を通知する運用イメージを以下に示す。

なお、ここでは生活保護担当部署の職員の立場から図 5-34 に示す①の処理について検証を行った。②は、システムが自動的に行う処理であることを確認した。

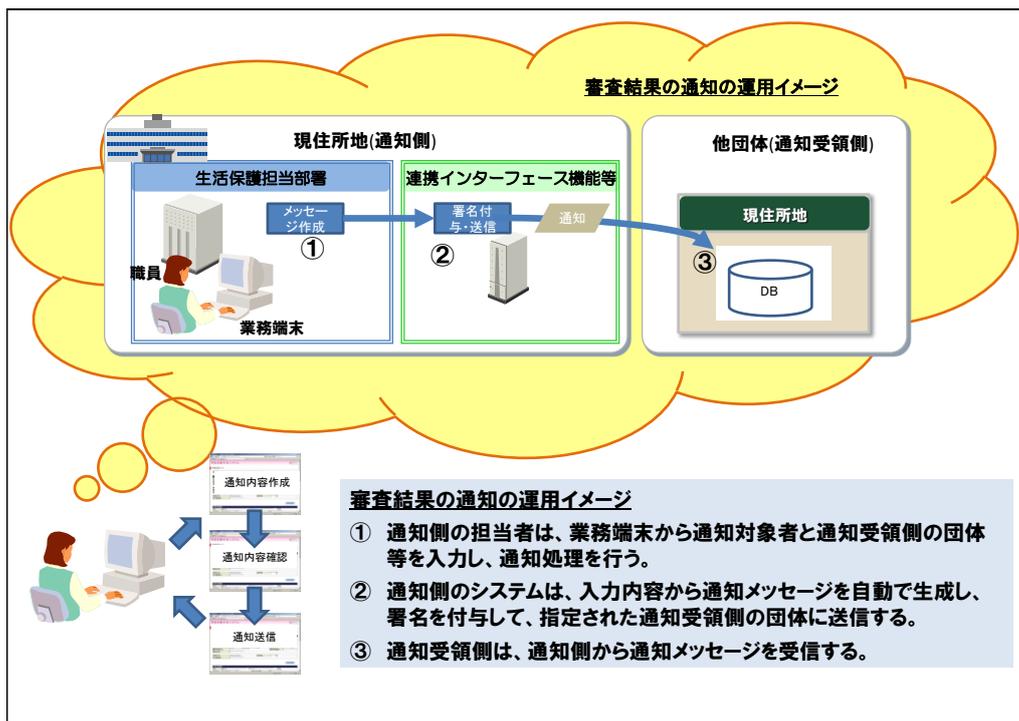


図 5-34 現住所地への審査結果の通知の運用イメージ

現住所地への審査結果の通知において、生活保護担当部署の職員に対して検証した項目を以下に示す。

表 5-25 現住所地への審査結果の通知における検証項目

検証番号	観点	検証項目	
B-2	運用の妥当性	照会依頼側の運用	単件即時決裁の省略の可否

なお、通知を受け取った現住所地の町村においては、あらかじめ設定された業務に、生活保護受給申請の結果情報が、自動的に配布されることとした。

## (V) <照会依頼の状況確認>

「(A)新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」の「(g)市(照会依頼側/照会応答側)(児童扶養手当担当部署/個人住民税担当部署)の運用イメージと検証項目」に示す内容(P152)と同様である。

## (e) 生活保護の受給申請処理全体に対する検証項目

各ステップの検証終了後、全体に関する検証を行った。  
全体に対する検証項目を以下に示す。

表 5-26 全体に関する検証項目(生活保護担当部署の職員)

検証番号	観点	検証項目	
A-1	業務遂行の可否	充足性	処理の不足の有無
A-2			情報、照会応答側の不足の有無
B-3	運用の妥当性	照会依頼側の運用	業務プロセスの改善
D-1	連携データ項目等の妥当性	審査に必要な項目の過不足の有無	
E-1	その他	処理の削減時間	団体間連携が実現することにより、現状と比べて削減できそうな内容と時間
E-2		想定する運用案	「課題ア」の中で課題としてあげられた事項に対して想定する運用案

表 5-27 全体に関する検証項目(住民)

検証番号	観点	検証項目
K-5	その他	番号制度の認知度

## 5.2.3 運用検証の結果

照会依頼側の「児童扶養手当担当部署」、「生活保護担当部署」、照会応答側の「個人住民税担当部署」及び「住民」のそれぞれについて、運用検証の結果を以下に示す。

また、番号制度全般について、協力自治体職員と討議した結果も合わせて示す。

なお、本運用検証の結果の一覧は「別紙 5.2-4 運用検証ヒアリング結果のサマリー」を参照のこと。

## (1) 児童扶養手当担当部署(照会依頼側)の検証結果

児童扶養手当担当部署(照会依頼側)の団体ごとの意見を踏まえ、運用検証評価結果を整理した。運用検証評価結果を以下に示す。

## (A) 業務遂行の可否

児童扶養手当の認定に関する処理における、業務遂行可否に関する検証結果を以下に示す。

表 5-28 業務遂行の可否に関する検証結果

検証番号	検証項目		運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
A-1	充足性	処理の不足の有無	概ね問題がないが、運用にあたって一部不足している処理がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民からの申請書の受付に始まり、住民に結果を通知する流れにおいては概ね問題ないが、実際の運用では、申請書を受け付ける前の事前相談や同住所地検索を行う。</li> </ul>
A-2		情報、照会応答側の不足の有無	標準的なケースとしては不足している情報はない。	

「課題ア」で作成した業務プロセス案、「課題イ 連携データ項目等の分析」で分析した連携データ項目について、概ね問題ないとの結果を得た。

**(B) 運用の妥当性**

児童扶養手当の認定に関する処理について、運用の妥当性に関する検証結果を以下に示す。

表 5-29 運用の妥当性に関する検証結果

検証番号	検証項目		運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
B-1	住民の申請	照会応答側の特定方法	申請書の記載内容から把握する方法でよい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載内容に誤りがあること、忘れていて記載できないことも考えられるので、申請書の記載内容以外にも確認できる手段を設けておくことが必要ではないか。</li> </ul>
B-2	照会依頼側の運用	単件即時決裁の省略の可否	照会依頼時は、単件即時決裁でなくとも問題ない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>月末等急いで照会を行う場合も想定され、その際1件1件決裁を取る時間はないと考えられる。番号制度等の中で一括事後決裁について容認してもらいたい。</li> </ul>
B-3		業務プロセスの改善	団体間連携の実現により、業務プロセスの効率化が図れそうな部分がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークと連携し、働き口の紹介ができればよい。</li> <li>日本年金機構と連携し、受給者の最新の年金受給状況が適宜画面で確認できるようになると、業務が効率化する。</li> </ul>

「課題ア」で作成した業務プロセス案について、概ね妥当であるとの結果を得た。

**(C) イレギュラーケースの対応**

児童扶養手当の認定に関する処理について、イレギュラーケースの対応に関する検証結果を以下に示す。

表 5-30 イレギュラーケースの対応に関する検証結果

検証番号	検証項目		運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
C-1	受信時	照会応答側から回答が届いたが、情報がなかった場合の対応	情報がない(空欄)場合は、その理由が必要。理由を踏まえて対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報がない(空欄)場合として、住民が未申告であるケースが想定される。その場合は、未申告である旨を把握した上で、住民に電話等で連絡又は照会応答側と調整する必要がある。</li> </ul>
			未申告の場合など後日しか情報が受け取れないものについては、情報取得に係る職員の手間を極力かけない運用がよい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の手間を考えると、未申告であった場合の所得情報の取得は、再依頼をしなくても、住民が申告し所得情報が確定(登録)された時点でPush型で送られてくる形が望ましい。</li> </ul>
C-2		照会応答側から回答が届いたが、情報が疑わしい場合の対応	回答が疑わしい場合、職権による入力を行わず、電話等で回答を催促する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題があっては困るので、正式な回答として、電子的な照会回答を待つことになるであろう。</li> </ul>
C-3		照会応答側から即時で回答を得られなかった場合の対応	即時で回答を得られない場合、職権による入力を行わず、電話等で回答を催促する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題があっては困るので、正式な回答として、電子的な照会回答を待つことになるであろう。</li> </ul>
C-4		照会応答側から情報提供不可の連絡が届いた場合の対応	却下の場合は、その理由が必要。理由を踏まえて対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>なぜ却下したのかの理由が必要である。却下の理由も、返してもらえるとありがたい。</li> </ul>

運用検証時に仮説としてたてた各種イレギュラー処理の対応について、概ね問題ないとの結果を得たが、イレギュラー対応をする際には、いくつかデータ項目を追加したいとの要望があがった。

これらの要望については、連携データ項目案に取り込む方針とした。

## (D) 連携データ項目の妥当性

児童扶養手当の認定に関する処理について、連携データ項目の妥当性に関する検証結果を以下に示す。

表 5-31 連携データ項目の妥当性に関する検証結果

検証番号	検証項目	運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
D-1	審査に必要な項目の過不足の有無	運用面を考えると追加して欲しい項目がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話等で連絡することを見越して、担当職員の電話番号を表示して欲しい。</li> <li>老齢年金以外の年金については、年金の受給有無及び受給開始年月日が欲しい。年金保険者でそのような情報を管理しているのかがわからない。管理しているのであれば、連携できればよいと思う。</li> </ul>

「課題イ」で分析した連携データ項目案について、運用面を考えた場合にいくつか追加の要望があった。これらの要望については、連携データ項目案に取り込む方針とした。

## (E) その他

その他の検証項目として、処理の削減時間と、「課題ア」の中で課題としてあげられた「離婚直後等、戸籍情報が更新される前のタイミングで申請を受け付けた場合の情報の確認方法」に対して想定する運用案についての検証結果を以下に示す。

表 5-32 その他の検証結果

検証番号	検証項目		運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
E-1	処理の削減時間	団体間連携が実現することにより、現状と比べて削減できそうな内容と時間	手入力時間、回答の待ち時間が削減できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付資料の手入力時間が削減できる。申請1件あたり1分から2分程度の削減が期待できる。</li> <li>照会依頼に係る実質作業時間(依頼文書の作成～発送まで)は現状30分程度かかっているが、ほぼかからなくなるのではないか。</li> <li>照会に係る待ち時間を削減できる。現状定期的に実施している年金情報の照会は1週間ぐらいかけているが、自動であればすぐに返ってくることになるので効果は大きい。</li> </ul>
E-2	想定する運用案	離婚直後等、戸籍情報が更新される前のタイミングで申請を受け付けた場合の情報の確認方法	戸籍の処理中である旨が照会依頼側で確認できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、受理証明書で一旦受け付けているので、本籍地において戸籍の届出を受け付け現在処理中である旨が照会依頼側で確認できるようにすればよい。</li> </ul>
受付日に遡っての対応ができるようにする。			<ul style="list-style-type: none"> <li>現在処理中である旨を事前に連絡した住民にいては、遡って対応できるとしたほうが公平ではないか。(月を跨いだために翌月からの支払いに支障がある場合など)</li> </ul>	

処理時間については、ほとんどの団体が、現状と比べて削減できるとしており、削減効果はあると考えられる。

## (2) 生活保護担当部署(照会依頼側)の検証結果

生活保護担当部署(照会依頼側)の団体ごとの意見を踏まえ、運用検証評価結果を整理した。運用検証評価結果を以下に示す。

### (A) 業務遂行の可否

生活保護の受給申請処理における、業務遂行可否に関する検証結果を以下に示す。

表 5-33 業務遂行の可否に関する検証結果

検証番号	検証項目		運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
A-1	充足性	処理の不足の有無	大きな流れとして、不足している処理はない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護者の世帯の住民票が分かれている場合もあるため、世帯員の確認の処理に留意が必要である。</li> </ul>
A-2		情報、照会応答側の不足の有無	不足する情報、照会先がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不足する情報、照会先として、以下のようものがあげられた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の居住地からの生活保護受給歴</li> <li>勤務先からの源泉徴収票情報 等</li> </ul> </li> </ul>

「課題ア」で作成した業務プロセス案については、大きな流れとして問題ないとの結果を得たが、要保護者の住民情報の確認の際、複数世帯の場合があるので留意が必要、という指摘があがったため、業務プロセス案に補足説明を追加することとした。

### (B) 運用の妥当性

生活保護の認定に関する処理について、運用の妥当性に関する検証結果を以下に示す。

表 5-34 運用の妥当性に関する検証結果

検証番号	検証項目		運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
B-1	住民の申請	照会応答側の特定方法	申請書の記載内容から把握する方法で問題ない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護は申請主義であるため、住民から情報を得ることで問題ない。</li> <li>ただし、住民が照会応答側を知らない場合もあるため、地方自治体側で調べる方法も準備する。</li> </ul>
B-2	照会依頼側の運用	単件即時決裁の省略の可否	単件即時決裁を行わない運用でよい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴が残るため、不正利用を抑制できると考える。</li> <li>さらに、不正利用できないような制度面での規定があった方がよい。</li> <li>回答までの期間が短縮できるので、単件即時決裁してもよいのではないかと。</li> <li>照会依頼の都度、決裁することになれば、依頼を出すまでに時間がかかり、回答までの期間が短縮されても効果が半減する。</li> </ul>
B-3		業務プロセスの改善	連携部分が最も効果が図れる部分である。その他の箇所については、特に効率化を求める必要はない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査については、過去ではなく、申請時点の困窮の度合いを判断する必要があるため、自動で収集した情報のみで判断できるものでもなく、審査の自動化は、困難である。</li> <li>ただし、一次集計的な位置づけで、収入額の合計算出程度はあっても良いかもしれない。</li> </ul>

「課題ア」で作成した業務プロセス案については、概ね妥当であるとの結果を得た。

**(C) イレギュラーケースの対応**

生活保護の認定に関する処理について、イレギュラーケースの対応に関する検証結果を以下に示す。

表 5-35 イレギュラーケースの対応に関する検証結果

検証番号	検証項目	運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
C-1	受信時 照会応答側から回答が届いたが、情報がなかった場合の対応	情報がない(空欄)の場合は、その理由も一緒に欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中身がない理由も一緒に伝えてほしい。たとえば、「未申告」の場合は、未申告である情報を返してほしい。</li> </ul>
C-2	照会応答側から回答が届いたが、情報が疑わしい場合の対応	回答が疑わしい場合は、照会応答側又は本人に確認し、正確な情報を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>照会応答側に確認し、誤りであれば、照会応答側で情報を修正してもらい、再度、送信してもらう。</li> </ul>
C-3	照会応答側から即時で回答を得られなかった場合の対応	回答を即時で得られない場合は、一時的にシステムに入力することもありうるが、正式な回答として電子データの回答が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話等での回答結果を一時的にシステムに入力し、そのデータを基に審査することが想定される。</li> <li>ただし、最終的には、照会応答側から送られてきた電子データが正式回答となる。</li> </ul>
C-4	照会応答側から情報提供不可の連絡が届いた場合の対応	却下の場合は、その理由も一緒に欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>却下の場合は、理由によって対応方法を判断するため、却下の理由も返してほしい。</li> </ul>

運用検証時に仮説としてたてた各種イレギュラー処理の対応について、概ね問題ないとの結果を得たが、イレギュラー対応をするにあたって、いくつかのデータ項目の追加の要望があがったため、これらの要望については、連携データ項目に取り込む方針とした。

**(D) 連携データ項目の妥当性**

生活保護の認定に関する処理における、連携データ項目の妥当性に関する検証結果を以下に示す。

表 5-36 連携データ項目の妥当性に関する検証結果

検証番号	検証項目	運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
D-1	審査に必要な項目の過不足の有無	不足している項目として、以下がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不足している項目として、以下のようなものがあげられた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>所得証明書情報：課税総所得額等</li> <li>固定資産情報：共有者区分</li> </ul> </li> </ul>

「課題イ」で分析した連携データ項目について、所得証明書情報と固定資産情報について、追加の要望があがったためこれらの情報は、審査に必要であると考え、連携データ項目に追加する方針とした。

## (E) その他

処理の削減時間と、「課題ア」の業務ヒアリングの中で課題としてあげられた「住民からの申告以外の固定資産の照会先」に対しての想定する運用案についての結果を以下に示す。

表 5-37 その他の検証結果

検証番号	検証項目		運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
E-1	処理の削減時間	団体間連携が実現することにより、現状と比べて削減できそうな内容と時間	団体間連携の実現により、依頼から回答までの期間短縮効果が大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>依頼から回答までの時間が短縮されることが一番の効果である。短縮されることにより、次の調査を実施することができ、期間内に多くの調査に対応できる。</li> <li>1 照会先あたりの照会依頼の実質作業時間(依頼文書作成・決裁・封入等)は、現状 30 分程度から、2～3 分程度に削減できそうである。</li> </ul>
E-2	想定する運用案	住民からの申告以外の固定資産の照会先	固定資産の照会先(調査範囲)としては、「現住所地」、「前住所地」、「本籍地」に照会できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>理想を言えば、全国を調査できればよいが、現実的には、無理だと思うので、「現住所地」、「前住所地」、「本籍地」を照会できればよいと思う。</li> </ul>

処理時間は、全ての団体が削減できるとしており、削減効果はあると考えることができる。

### (3) 個人住民税(照会応答側)の検証結果

個人住民税(照会応答側)の団体ごとの検証結果を踏まえ、運用検証評価結果を整理した。検証項目の結果を以下に示す。

#### (A) 業務遂行の可否

個人住民税の照会応答処理における、業務遂行可否に関する検証結果を以下に示す。

表 5-38 業務遂行の可否に関する検証結果

検証番号	検証項目		運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
F-1	充足性	処理の不足の有無	特に不足している処理はない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>回答後に所得情報が更新された際に、回答相手に対して更新した旨が Push 型で通知できると良いのではないか。</li> </ul>

「課題ア」で作成した業務プロセス案について、概ね問題ないとの結果を得た。

#### (B) 運用の妥当性

個人住民税の照会応答処理について、運用の妥当性に関する検証結果を以下に示す。

表 5-39 運用の妥当性に関する検証結果

検証番号	検証項目		運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
G-1	照会応答側の運用	単件即時決裁の省略の可否	照会応答時は、単件即時決裁でなくとも問題ない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動応答の場合は一括事後決裁でよいが、手動応答の場合には、担当者の判断だけで回答するのは問題があることも考えられるため、回答を送信する前に単件即時決裁が必要になるかもしれない。</li> </ul>
G-2		電話での問い合わせがあった場合の対応	電話での回答は行わない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>金額などの情報は、電話で回答することはできない。</li> <li>電話で回答をした場合、回答内容を後から確認できないため、責任がとれない。</li> </ul>
G-3		参照用 DB のフラグの種類	手動の理由としては、未申告の場合があげられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>未申告に関しては、申告してもらったうえで回答する必要がある。</li> <li>未申告以外のケースについては、法令に基づいた照会依頼であれば、情報を自動で提供してよいと考える。</li> </ul>

運用検証時に仮定した運用方法にて、概ね問題ないとの結果であったが、詳細な運用については、ある程度決めておく必要があるのではないかと、という意見があがった。

## (C) イレギュラーケースの対応

個人住民税の回答送信時のイレギュラーケースの対応に関する検証結果を以下に示す。

表 5-40 イレギュラーケースの対応に関する検証結果

検証番号	検証項目		運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
H-1	送信時	照会応答側から送信できなかった場合の対応	想定している内容で問題ない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エラー内容を操作端末に表示し、表示内容に合わせて対応する(電算担当に連絡するなど)」という対応方法で問題ない。</li> </ul>
H-2		照会応答側から送信できたが、照会依頼側に届かなかった場合の対応	想定している内容で問題ない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動的に再送信を行う。時間がかかりそうなときは、エラー内容を操作端末に表示し、表示内容に合わせて対応する(翌日再送、電話対応など)」という対応方法で問題ない。</li> </ul>
H-3		照会依頼側から送信でき照会依頼側まで届いたが、暗号・署名・認証・認可等で不備があり戻された場合の対応	想定している内容で問題ない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「エラー内容を操作端末に表示し、表示内容に合わせて対応する(電算担当に連絡するなど)」という対応方法で問題ない。</li> </ul>

個人住民税の照会応答処理における、回答送信時のイレギュラーケースについては、運用検証時に仮説として設定した内容で、問題ないとの結果を得た。

## (D) 連携データ項目の妥当性

個人住民税の照会応答処理における、連携データ項目の妥当性に関する検証結果を以下に示す。

表 5-41 連携データ項目の妥当性に関する検証結果

検証番号	検証項目	運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
I-1	回答するデータ項目の過不足の有無	運用面を考えると追加して欲しい項目がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>依頼内容や履歴の確認時に、連携先の電話番号を表示して欲しい。</li> <li>依頼内容や履歴の確認時に、送信者の職責と業務名が欲しい。送信者の職責や業務名は回答する際の判断材料のひとつになると考える(回答してよい相手かどうか)。</li> </ul>

運用面を考えた場合、欲しい項目として、いくつか追加の要望があがった。これらの項目については、連携データ項目に追加する方針としたが、手入力される可能性があるため、表示内容の利用には留意が必要であると整理した。

## (E) その他

処理の削減時間に対する結果を以下に示す。

表 5-42 その他の検証結果

検証番号	検証項目		運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
J-1	処理の削減時間	団体間連携が実現することにより、現状と比べて削減できそうな内容と時間	自動回答の場合は、回答に係る作業時間分だけ削減できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動回答の場合は、処理時間が0分となるため、公用照会に掛かっている時間(1件当たり、3~5分)が削減できる。</li> </ul>

処理時間は、多くの団体が削減できるとしており、削減効果はあると考えられる。

## (4) 住民の検証結果

団体ごとの意見を踏まえ、住民の運用検証評価結果を整理した。運用検証評価結果を以下に示す。

表 5-43 住民の検証結果

検証番号	観点	検証項目	運用検証評価結果	協力自治体の意見等のまとめ
K-1	申請書への追加項目の妥当性	マイナンバーや照会応答側団体名を申請書に記入することへの問題点	自分自身及び家族の住所地や本籍地は記入できると思うが、生活保護で求められるような親族等の状況までは記入できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、審査に必要な証明書等は住民が準備できているので、照会応答側について住民は基本把握できていると考えられるが、1月1日住所地は住基ネットの履歴から把握する等、照会応答側を特定できなかった場合の代替手段があれば、より望ましいのではないかと。</li> </ul>
K-2	個人情報の流通に関して	個人情報の流通に対する不安	不安はないが、自身の情報のやり取りの履歴はいつでも確認できるようにして欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分自身の情報が、どのような目的で、どの組織間で、いつやり取りされたかを住民が確認できるような仕組みの検討が必要ではないかと。</li> </ul>
K-3		個人情報の流通に対する同意の必要性	行政機関間では事前の本人同意は不要であるが、民間事業者等と流通する際には同意をとってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>官・民で情報を連携する場合には、申請時に団体間連携に対する同意を取るなど、申請者の事前同意を得る行為が必要なのではないかと。</li> </ul>
K-4	帰宅のタイミングに関して	窓口での待ち時間と帰宅後の問い合わせ有無との関係	後で担当者から問い合わせがくるのは手間なので、多少時間がかかってもその場で解決してほしい。	—
K-5	その他	番号制度の認知度	今後、国民への周知が必要と考える。	—

## (5) 番号制度全般に係わる討議結果

番号制度全般について、協力自治体職員と討議した。討議のテーマとサブテーマを以下に示す。

表 5-44 番号制度全般に係わる討議テーマ

項番	テーマ	サブテーマ
1	2016年7月の稼働に向けたアクション	地方自治体側の実施事項、スケジュールについて
2	番号制度導入・団体間連携実現に向けた課題	前提となる庁内業務システム連携の現状や連携実現に向けた課題
		制度・運用に関する課題

サブテーマごとの討議結果を以下に示す。

表 5-45 番号制度全般に係る討議結果

項番	サブテーマ	協力自治体の意見等のまとめ	備考
1	地方自治体側の実施事項、スケジュール	国から地方自治体で実施すべき事項、スケジュール、システム仕様等が示されないと動きようがないため、自治体が、どのような業務を対象として、何を、どのようなスケジュールで実施すべきかを具体的に示してもらいたい。そうしなければ、業者への見積依頼や議会への説明ができず、必要な対応ができない。	地方自治体の状況によって、前段の準備に掛かる時間や経費が様々であるが、早いところでは、来年度早々にも予算要求が必要になることが考えられる。なるべく早期に具体的な実施内容や仕様を提示する必要がある。
2	前提となる庁内業務システム連携の現状や連携実現に向けた課題	現状の庁内連携については、地方自治体によってばらばらの状態である。小規模の地方自治体では統合パッケージを導入しており庁内連携ができている場合が多いが、ある程度の規模の地方自治体ではマルチベンダ化しており、庁内連携できていない場合が多い。また、庁内連携ができていない地方自治体でも、固定資産や戸籍は連携していない場合が多い。	現状で庁内連携ができていない地方自治体においては、団体間連携の対応以前に、庁内連携の対応が必要となり、庁内連携に掛かる期間、費用等も考慮する必要があると考えられる。
		団体間で連携する前に、 ①庁内の業務システムの調査(番号制度で市町村等と連携する情報・システムや、庁内業務システムの整理等も含む)、 ②庁内連携基盤の整備、 ③庁内連携基盤上で動作させる業務システムの選定及び、番号制度等に向けたシステム改修(番号制度等に向けた改修等含む) を行う必要がある。こうした前段での工程が重要であり、時間も掛かる。	—
		業務システムのマイナンバーへの対応としては、個々の業務システムでマイナンバーの領域を確保するのは現実的ではないので、マイナンバーと、各業務システムで管理している既存番号との対応テーブルを庁内基盤上で実装して、変換等の処理を行うのが現実的と考えられる。しかし、マイナンバーと既存番号との同定処理にあたっては、業務システムごとに対応することも考えられ、同定処理をどのように行うかが課題としてあげられる。	マイナンバーの管理としては、今後セキュリティ面や改修規模、コストの観点から一箇所での管理が望ましいと考えられる。一箇所での管理とした場合、住基や統合DB等が管理先の候補にあがるが、マイナンバー法に規定されていない対象外業務からの問い合わせ等があった場合の対応が課題となる。
3	制度・運用に関する課題	複数の団体間で情報をやりとりする際にいつも問題となるのが外字である。外字を流通させるとシステムの仕掛けも煩雑になり、コストもかかるため、例えば、公用文に用いる漢字は第2水準漢字の範囲内とするなど、国に決めてもらいたい。	—
		固定資産税において、例えば、資産の共有者などが現在は「その他」と管理されており、マイナンバーが付番されても固定資産の保有者として特定できない場合がある。そのような場合、どのように対処するのかを国として決めて示してもらいたい。	—
		税情報の庁内連携について、地方税法第22条により制限をかけている場合があるが、このような団体間連携についても、全国でできるようにならないと意味がないため、制度改正等の対応を検討してもらいたい。	—

項番	サブテーマ	協力自治体の意見等のまとめ	備考
		自動・手動応答について、ある地方自治体は自動応答で返ってくるのに、ある地方自治体では手動応答で時間がかかるというのは運用上問題がある。このような運用について、国で指針を示して、全国の地方自治体で一律となるようにする必要がある。	—

## 5.2.4 運用検証の実施のまとめ

運用検証等の実施について得られた成果と、今後検討する必要があると考える課題を整理した。

### (1) 成果

「課題ア」、「課題イ」で作成した業務プロセス案や連携データ項目案等に対し、2つのユースケースについて運用検証を行った。検証の結果、業務遂行の可否、運用の妥当性とも問題ないとの結果となった。

また、検証を実施した協力自治体の職員からは、団体間連携実現時の運用イメージが明確になったという、評価を得た。

一方、運用イメージが明確になったことにより、今までの机上検討ではわからなかった新たな問題点等も明らかとなった。

これらを取り込むことで、より精度の高い、業務プロセス案、連携データ項目案等の整理が可能となると考える。

### (A) 職員の運用検証による成果

#### (a) 業務遂行の可否

処理の不足の有無や、情報や照会応答側の不足の有無等について検証を行った。一部、情報に対して追加の要望はあったものの、概ね、問題ないとの結果となった。

これにより、「課題ア」、「課題イ」において策定した業務プロセス案及び連携データ項目案は、業務遂行の上では、問題ないと考えることができる。

なお、追加の要望のあった情報に対しては、マイナンバー法案に基づき、連携する情報を明確にした上で、継続して検討する必要があると考え、課題として整理した。

#### (b) 運用の妥当性

「課題ア」で策定した業務プロセス案で示す処理の順番や処理のタイミング、申請者のマイナンバーや照会応答側の把握方法、情報照会時や回答時の単件即時決裁の省略等、団体間連携実現後に、現状と異なる部分を中心に運用の妥当性を検証した。その結果、想定する運用方法で、ほぼ問題ないとの結果を得た。

これにより、「課題ア」において策定した業務プロセス案は、運用の妥当性の面で、問題ないと考えることができる。

#### (c) イレギュラーケースの対応

情報の照会依頼や回答の送受信において、イレギュラーケースの対応方法を想定し、運用検証を行った。

情報の送信時においては、運用検証時に想定した「エラーの内容と対応方法を画面に表示する運用」で問題ないということがわかった。

ただし、応答情報受信時においては、イレギュラーケースに応じて応答情報とは別に状況を判断できる情報を同時に送信してほしいという要望が、複数の団体からあがった。

具体的には、税情報において、未申告の場合に、データがないということだけではなく、未申告であることがわかる情報も欲しいとのことであった。

これらの追加要望に対しては、連携データ項目案に反映することとした。

#### (d) 連携データ項目等の妥当性

「課題イ」で作成した連携データ項目案に対し、過不足の有無等を検証した。

審査に必要なデータ項目は、いくつか追加の要望があがったものの、ほとんどの連携データ項目は、「課題イ」で定義した内容で問題ないということがわかった。

これらの要望については、連携データ項目案への反映を検討することで、精度の高い連携データ項目を提示することができると思う。

### (B) 住民の運用検証による成果

住民側の処理も、団体間連携の実現により現状と異なる部分を中心に検証を行った。

申請書への新たな項目の記載や、自分自身の情報が流通することに対しては、大きな抵抗なく、団体間連携実現時の住民に関する処理は、スムーズに行えることが想定される。

ただし、申請書の項目に、記入できない可能性のある項目もあり、記入できなかった場合の代替手段の検討も必要であることがわかった。

## (2) 課題

運用検証であげられた意見を踏まえ、今後、検討しなければならない事項として、以下に整理した。

### (A) 制度面での規定に関して

団体間連携により、現状の業務と運用方法が変わるため、業務の流れも効率化を考慮した流れとする等、制度面も含めた事務の見直しが必要となるのではないかと考える。

具体的な意見としては、以下のようなものがあげられた。

- 生活保護においては、申請時だけでなく、相談時にも団体間連携で情報が取得できれば、業務の効率化につながる。
- 児童扶養手当は、全ての情報がそろった時点を到達としているため、照会応答等の遅れにより、支給開始時期に遅れが生じないよう業務の見直しが必要と考える。

上記であげられた意見は、「課題オ 今後に向けた課題の整理」に引き継ぐこととした。

### (B) 運用ルール等の規定に関して

団体間連携が実現するにあたって、連携先によって運用方法が異なれば、業務の運用に混乱が生じるとの意見があがった。業務をスムーズに遂行するためにも、団体ごとに異なる運用とならないように統一すべきであるとの意見であった。具体的には、以下のような意見があがった。

- 税や所得の情報照会において、未申告の場合は未申告という情報を応答するのか、申告してもらった後に情報を応答するのか、団体ごとに運用方法が異ならないようにすべきである。

運用方法の統一については、照会依頼側と照会応答側の双方にとって最適な運用となるよう継続して検討する必要があると考え、「課題オ」に引き継ぐこととした。

**(C) 連携する情報に関して**

「課題イ」で整理した連携データ項目案に加え、連携できると更なる業務の効率化を図ることができる情報について、追加の要望があがった。また、「課題イ」で整理した連携データ項目案の中には、マイナンバー法案に含まれていない情報もある。

これらの要望等については連携情報を明確にした上で、継続して検討する必要があると考え、「課題オ」に引き継ぐこととした。

**(D) 照会方法の仕掛けに関して**

住民が照会応答側を知らなかったり、間違えたりする可能性があるため、住民が照会応答側の団体を記載しなくても、照会できる仕掛けを準備しておく必要があると考える。

また、固定資産等の照会については、一括して照会できることが望ましいと考える。

これらの仕掛けは、将来的には実現することが望ましいと考えるため、「課題オ」に引き継ぐこととした。

**(E) 国への要望等**

番号制度等導入に関して、国への要望として、以下のような意見があげられた。

- 国から地方自治体で実施すべき事項、スケジュール、システム仕様等が示されないと動きようがない
- 外字を流通させると仕掛けも煩雑になり、コストもかかるため、例えば第2水準漢字の範囲内にするなど、決めてもらいたい
- 団体間連携の仕掛けを有効に活用するためには、全国の地方自治体が統一的に対応することが必要である

これらについては、国への要望等への対応として、他の課題からあがったものと合わせて整理する必要があると考え、「課題オ」に引き継ぐこととした。

**5.3 団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)****5.3.1 検討内容と進め方****(1) 目的**

団体間連携実現の際には、地方自治体はネットワークを利用した様々なユースケースにおける情報連携を行うことが想定される。また、比較的低速なアクセス回線を採用している地方自治体もあり、団体間連携によるトラフィック量の増加によるアクセス回線への影響が懸念される。このような状況を考慮し、ここでは、「課題ウ 連携インターフェース機能等の検討」における検討の成果を活用しながら、団体間連携時のアクセス回線への影響度に関する考察を実施した。

**(2) 考察内容**

「課題ウ」における、大綱のユースケースに基づく人口規模別のトラフィック量(年間合計)の算出結果を基に、低速なアクセス回線を利用している市町村を想定した場合のトラフィック量がネットワークに与える影響について、以下の2つの観点で考察することとした。

なお、考察にあたっては、仮想的な市町村(100万人、10万人、5万人、1万人)を想定した。

表 5-46 考察の観点

項番	考察	観点
1	アクセス回線における単位時間あたりのトラフィック量の算出	通常期、繁忙期等のケースを想定し、それぞれのケースにおけるアクセス回線の単位時間あたりのトラフィック量を試算する。
2	実例を踏まえたアクセス回線への影響度の考察	団体間連携において LGWAN を利用した場合を想定し、項番 1 で試算したトラフィック量を踏まえて、アクセス回線へ与える影響について考察する。

### 5.3.2 アクセス回線の単位時間あたりのトラフィック量の試算

「課題ウ」におけるトラフィック量の考察結果より、各団体で想定される 1 秒あたりのトラフィック量(kbps)を試算した。

#### (1) 前提条件

単位時間あたりのトラフィック量を試算するため、団体における年間の稼働日数及び稼働時間を以下のように想定した。

表 5-47 前提条件

項番	項目	値
1	年間稼働日数	240 日
2	1 日あたりの稼働時間	8 時間

#### (2) 通常期、繁忙期のトラフィック量の試算

##### (A) 計算式

各団体の単位時間あたりのトラフィック量(kbps)を試算するための計算式を以下に示す。

【計算式】

単位時間あたりのトラフィック量(kbps)

$$= \text{①人口規模別のトラフィック量(年間)} \div \text{年間稼働日数} \div \text{1 日あたりの稼働時間} \div 3,600 \text{ (秒)} \\ \times 8 \text{ (ビット)} \times \text{②ケース別の補正係数}$$

「①人口規模別のトラフィック量(年間)」は、「課題ウ」におけるトラフィック量の考察結果より以下のとおりとなる。

表 5-48 人口規模別のトラフィック量(年間)

項番	全国市町村のトラフィック量の合計(年間)	市町村 A (人口 100 万人)	市町村 B (人口 10 万人)	市町村 C (人口 5 万人)	市町村 D (人口 1 万人)	(単位)
1	9,173,538,531	71,636,172	7,163,617	3,581,809	716,362	(KB/年間)

「②ケース別の補正係数」とは、通常期、繁忙期それぞれにおけるトラフィック量の、単位時間あたりの平均トラフィック量に対する倍率を意味しており、以下のように仮定した。

表 5-49 補正係数の値

項番	ケース	考え方	値
1	通常期	業務量が比較的安定している状態でのトラフィック量のピークを仮定した。	【補正係数：2】 平均トラフィック量の2倍とする
2	繁忙期	一定期間に処理が集中している状態でのトラフィック量のピークを仮定した。	【補正係数：4】 平均トラフィック量の4倍とする

**(B) 計算結果**

通常期、繁忙期の単位時間あたりのトラフィック量の試算結果を以下に示す。

表 5-50 単位時間あたりのトラフィック量試算結果

項番	区分	全国市町村のトラフィック量の合計	市町村 A (人口 100 万人)	市町村 B (人口 10 万人)	市町村 C (人口 5 万人)	市町村 D (人口 1 万人)	(単位)
1	年間合計	9, 173, 538, 531	71, 636, 172	7, 163, 617	3, 581, 809	716, 362	(KB/年間)
2	通常期		165. 82	16. 58	8. 29	1. 66	(kbps)
3	繁忙期		331. 65	33. 17	16. 58	3. 22	(kbps)

**(3) 参考ケースのトラフィック量の試算**

参考ケースとして、現在、社会保障と税の一体改革案にて検討されている基礎年金に関する所得制限等のケースを想定した。一体改革案では、新しい年金制度の創設に向けて、最低保障機能の強化、高所得者の年金給付の見直し等が検討されている。この制度に関する団体間連携としては、受給権者全員の所得情報の照会が住所地の市町村に一斉に行われることが想定され、特定日に照会が集中した場合には多くのトラフィックが発生する可能性がある。ここでは、仮に所得情報の照会が特定の日に一斉に行われた場合を想定してトラフィック量の試算を行った。

**(A) 計算式**

基礎年金受給者の 3,000 万人 (65 歳以上の人口) が照会対象数と仮定し、3,000 万件の所得照会が各地方自治体に一斉に行われた際のトラフィック量を試算した。

計算式を以下に示す。

【計算式】

単位時間あたりのトラフィック量 (kbps)

$$= (\text{連携の件数} : 30, 000, 000 \text{ 万件}) \times (\text{③所得照会 1 件あたりのデータサイズ} : 20\text{KB}) \\ \times \text{人口比率} \div 1 \text{ 日あたりの稼働時間} \div 3, 600 \text{ (秒)} \times 8 \text{ (ビット)}$$

「③所得照会 1 件あたりのデータサイズの内訳」は、「課題ウ」における連携情報のデータサイズの試算結果より、以下のとおりである。

表 5-51 所得照会 1 件あたりのデータサイズの内訳

項番	メッセージ	固定サイズ部分 のデータサイズ (byte)	固定サイズ部分の データサイズ合計 (byte)	変動サイズ部分の データサイズ合計 (byte)	データサイズ合計 (byte)
1	照会依頼メッセージ	5, 226	17, 908	2, 054	19, 962 (≒20KB)
2	応答メッセージ	7, 239			
3	受領通知メッセージ	5, 433			

**(B) 計算結果**

参考ケースの単位時間あたりのトラフィック量の試算結果を以下に示す。

表 5-52 単位時間あたりのトラフィック量試算結果

項番	区分	全国市町村の トラフィック量 の合計	市町村 A (人口 100 万人)	市町村 B (人口 10 万人)	市町村 C (人口 5 万人)	市町村 D (人口 1 万人)	(単位)
1	1 日合計	600,000,000	4,685,401	468,540	234,270	46,854	(KB/日)
2	参考ケース		1,301.50	130.15	65.07	13.02	(kbps)

**5.3.3 実例を踏まえたアクセス回線への影響度の考察**

アクセス回線の単位時間あたりのトラフィック量の試算の結果を踏まえ、団体間連携において市町村が利用するネットワークが LGWAN であることを想定して考察を行った。

LGWAN の現状を考慮し、アクセス回線の速度が比較的低い、以下の 4 つのモデルケースを想定した。

表 5-53 仮想的な市町村のモデルケース

項番	モデルケース	想定する人口	想定するアクセス回線の速度
1	市町村 A	100 万人	10Mbps
2	市町村 B	10 万人	128kbps
3	市町村 C	5 万人	128kbps
4	市町村 D	1 万人	128kbps

上記で想定した各モデルケースのアクセス回線の速度と、5.3.2 で試算した単位時間あたりのトラフィック量を比較すると、通常期・繁忙期のケース共に、アクセス回線の速度が試算した単位時間あたりのトラフィック量を大きく上回っており、データ転送における大きな問題はないと想定される。また、参考ケースでは、一時的に、単位時間あたりのトラフィック量がアクセス回線の速度を超える場合が想定されるため、送信スケジュールの調整、再送信時のルール等の運用面の取り決めを行う必要があると考えられる。その上で、回線容量が不足することが想定される場合に回線増強等の検討が必要と考えられる。

**5.3.4 考察のまとめ**

団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察について得られた成果と、今後検討する必要があると考える課題を整理した。

**(1) 成果**

団体間連携におけるネットワーク環境への影響を考察するにあたり、通常期・繁忙期のケースを想定して、単位時間あたりのトラフィック量を試算し、団体間連携において市町村が利用するネットワークを LGWAN と想定して、アクセス回線が低速な市町村のモデルケースを仮定して、実例を踏まえた考察を実施した。考察の結果、通常期・繁忙期のケース共に、アクセス回線の速度が、試算した単位時間あたりのトラフィック量を大きく上回っており、データ転送における大きな問題はないと考えられる。

**(2) 課題**

回線速度、人口規模を想定したモデル市町村にて考察してきたが、モデルケースにおける市町村の回線の速度(128kbps)、人口規模(10 万人)よりも回線速度と人口規模の比率が厳しい事例があることがわかった。そのため、この事例を踏まえて、今後さらに、トラフィック量の考察を行っていく必要があると考える。

**【回線速度と人口規模の比率が厳しい事例】**

- ・アクセス回線：64kbps 人口 約 10 万人程度 1 団体
- ・アクセス回線：512kbps 人口 約 50 万人程度 2 団体 計 3 団体

また、現状の回線容量で問題ないかについては、既存の情報連携(国税連携等)で占有している帯域を踏まえ、実際に団体間連携で使用できる帯域をさらに精査する必要があると考える。

特に、LGWAN へのアクセス回線が低速である団体(64kbps : 5 団体、128kbps : 53 団体、512kbps : 126 団体)については重点的な検討を行う必要がある。これらの団体について、団体間連携の開始にあたって、情報提供ネットワークシステムとの接続テストによる性能検証等を実施し、送信スケジュールの調整、再送信時のルール等の運用面の取り決め等を考慮した上で、必要な回線容量の見極めを行うことが望ましいと考えられる。

## 6. マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直し

### 6.1 マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直しの進め方

#### 6.1.1 検討内容

平成24年2月14日、政府はマイナンバー法案を閣議決定し、国会に提出した。それに伴い「課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討」で策定した業務プロセス案に対し、マイナンバー法案等を考慮した見直しを行った。

業務プロセス案の見直しにおいては、まず、「課題ア」で策定した業務プロセス案に対し、「課題ア」から「課題エ 運用検証等の実施」までの検討において反映すべきとした事項の取り込みを行った。その後、「課題ア」から「課題エ」までの検討結果を取り込んだ業務プロセス案に対して、マイナンバー法案を考慮した見直しを行った。

#### 6.1.2 進め方

マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直しの進め方は、以下のとおりとした。

表 6-1 業務プロセス案の見直しの進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
1	「課題ア」から「課題エ」までの検討結果の取り込み	詳細検討対象の8つのユースケースに対し、「課題ア」から「課題エ」までの検討において、業務プロセス案に取り込むべき事項の取り込みを行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務プロセス案(課題ア～エ反映版)</li> </ul>
2	マイナンバー法案のユースケース(別表第二)の整理	マイナンバー法案(別表第二)に基づき、番号制度等導入時に団体間連携を行う際の、情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報、地方自治体の関与有無等を、事務別、特定個人情報別に整理した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務による整理</li> <li>特定個人情報による整理</li> </ul>
3	マイナンバー法案を考慮した業務プロセス案の見直し	業務プロセス案(課題ア～エ反映版)に対して、マイナンバー法案(別表第二)に記載された事務や特定個人情報等に基づき、見直しを行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務プロセス案(マイナンバー法案を考慮した見直し版)</li> </ul>

### 6.2 「課題ア」から「課題エ」までの検討結果の取り込み

「課題ア」で策定した業務プロセス案に対し、「課題ア」から「課題エ」において実施したヒアリングや運用検証の結果の取り込みを行った。

取り込み前の次期概略フロー及び業務プロセス案は、「課題ア」で策定した「別紙 2.4-1 業務プロセス案等検討結果」における各ユースケースの次期概略フローと業務プロセス案を参照のこと。また、対応する連携データ項目は、「課題イ 連携データ項目等の分析」で作成した「別紙 3.5-1 インタフェース仕様」「別紙 3.5-2 データ一覧」を参照のこと。

「課題ア」から「課題エ」までの検討結果の取り込みは、8つの詳細検討対象ユースケースに対して行った。取り込む事項について、ユースケース共通と、ユースケース個別に分けて整理した。

ユースケース共通の取り込み事項を以下に示す。

表 6-2 ユースケース共通の反映事項

項番	対象課題	取り込み後	取り込み前
1	課題ア	職員の属性は、「業務担当者」と「決裁権者」とした。	職員の属性は、「受信担当者」「情報作成者」「証跡権者」「送信担当者」と「決裁権者」としていた。
2	課題ア、課題エ	内部決裁において、単件即時決裁は行わなくても良い旨を補足事項として追加した。	決裁処理は省略しても良いのではないかと整理していた。
3	課題イ	住基ネットからは、「本人確認情報」のみ取得可能であるため、住基ネットと連携する場合は、「本人確認情報」のみの連携とした。	住基ネットからは、住民票の写しの情報を取得する流れとしていた。
4	課題エ	照会応答側を把握するための前提条件として、「各種照会先は、申請書に記入してもらう」こととした。	「課題ア」では、「あらかじめ特定」と記載していたが、具体的な特定の方法は記載していなかった。

ユースケース個別としては、運用検証を実施した「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」について、以下の事項の取り込みを行った。

表 6-3 ユースケース個別「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」の反映事項

項番	対象課題	取り込み後	取り込み前
1	課題エ	世帯の情報を照会する場合、要保護者の世帯が住民票の世帯とは異なる場合があることを、補足事項として追加する。	特に補足事項の記載は行っていなかった。

これらの事項を取り込んだ次期概略フロー及び業務プロセス案は「別紙 6.2-1 業務プロセス案(課題ア～エ反映版)」を参照のこと。また、業務プロセス案(課題ア～エ反映版)に対応した、連携データ項目は「別紙 6.2-2 連携データ項目案(課題ア～エ反映版)」を参照のこと。

## 6.3 マイナンバー法案のユースケース(別表第二)の整理

平成 24 年 2 月 14 日に国会に提出されたマイナンバー法案の別表第二において、団体間連携が可能となる、「情報照会者」、「事務」、「情報提供者」、「特定個人情報」が定められており、これが本事業というユースケースに該当する。マイナンバー法案に規定されたユースケースにより地方自治体の業務やシステムにどのような影響が及ぶかを把握するために、以下の整理を実施した。

なお、以下に示す整理結果は、事務局側で整理したものであり、今後、地方自治体の業務担当者への確認等によって精査する必要がある。

### 6.3.1 事務による整理

マイナンバー法案別表第二について、「事務」を軸に、「情報照会者」、「情報提供者」、連携される「特定個人情報」を整理した。さらに、地方自治体の業務やシステムへの影響を把握するために、「情報照会者」、「情報提供者」それぞれについて、都道府県もしくは市町村が関連するか否かを整理した。

この結果、別表第二に記載されたユースケースは 116 であり、そのうち、93 が地方自治体に関連する、すなわち、地方自治体の業務やシステムに影響があることが分かった。

No.	業務	別表上の記載	特定個人情報	業務提供	別表上の記載	地方自治体	情報照会				情報提供	別表上の記載
							1	2	3	4		
1	健康保険法第五十二条の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省で定めるもの	厚生労働大臣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	健康保険法第五十三条の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省で定めるもの	厚生労働大臣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	健康保険法第五十四条の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省で定めるもの	厚生労働大臣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
249	平成二十三年法律第十六号による年令である前付の実績に関する事務であつて主務省で定めるもの	市町村長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

図 6-1 「事務」による整理表

別表第二の整理(事務による整理)の全体については、「別紙 6.3-1 別表第二の整理(事務による整理)」を参照のこと。

### 6.3.2 特定個人情報による整理

次に、地方自治体のどの業務やシステムに影響があるかをより明確化するために、「特定個人情報」に記載された情報ごとに、「情報照会者」、「情報提供者」、「事務」を整理した。さらに、「情報照会者」、「情報提供者」それぞれについて、都道府県もしくは市町村が関連するかどうかを整理した。これは、同一の情報は、同一の業務及びシステムで取り扱うという考え方に基づいている。

この結果、別表第二に記載された特定個人情報は 73 あり、そのうち、66 が地方自治体に関連する、すなわち、地方自治体の業務やシステムに影響があることが分かった。

No.	業務	別表上の記載	特定個人情報	業務提供	別表上の記載	地方自治体	情報照会				情報提供	別表上の記載
							1	2	3	4		
1	健康保険法第五十二条の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省で定めるもの	厚生労働大臣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	健康保険法第五十三条の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省で定めるもの	厚生労働大臣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	健康保険法第五十四条の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省で定めるもの	厚生労働大臣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
249	平成二十三年法律第十六号による年令である前付の実績に関する事務であつて主務省で定めるもの	市町村長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

図 6-2 「特定個人情報」による整理表

別表第二の整理(特定個人情報による整理)の全体については、「別紙 6.3-2 別表第二の整理(特定個人情報による整理)」を参照のこと。

## 6.4 マイナンバー法案を考慮した業務プロセス案の見直し

ここでは、業務プロセス案(課題ア～エ反映版)に対し、マイナンバー法案を考慮した見直しを行った。

### 6.4.1 見直しの考え方

#### (1) 見直しの対象となるユースケース

マイナンバー法案においては、マイナンバーの利用範囲として、「事務」、「情報照会者」、「情報提供者」、「特定個人情報」が示されている。本事業で詳細検討対象としたユースケースの中で、マイナンバー法案に具体的な事務として規定されており、その内容が明確になっている4つのユースケースを、見直しの対象とした。

対象とした4つのユースケースとマイナンバー法案の対応する「事務」について、以下に示す。

表 6-4 4つのユースケースと対応するマイナンバー法案の事務

新No.	詳細検討対象ユースケース	マイナンバー法案の記載	
		事務	別表第二の記載
1	児童扶養手当の認定申請における手続の効率化	児童扶養手当の支給	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	生活保護の決定及び実施	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化	費用の支払命令	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの
		費用の支払命令	児童福祉法による費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	国民年金の裁定請求の効率化	年金である給付	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって主務省令で定めるもの
		年金である給付	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

## (2) 見直し方針

マイナンバー法案との差異による、業務プロセス案の見直し方針を以下に示す。

表 6-5 業務プロセス案の見直し方針

項番	区分	内容	見直し方針
1	連携する情報の差異	業務プロセス案には記載があるが、マイナンバー法案に記載がない	現状どおりの処理に変更する。 ・住民が添付書類として持参している場合は添付書類とする ・公用照会している場合は、紙ベースで連携する
2		業務プロセス案に記載がなく、マイナンバー法案にのみ記載がある	団体間連携として、新たに追加する。その場合、情報名、提供先ともマイナンバー法案記載のままとする。
3	情報提供者の差異	連携する情報は、業務プロセス案、マイナンバー法案ともにあるが、情報の提供者が異なる	マイナンバー法案で記載している情報提供者に変更する。 ただし、情報提供者が大臣、知事等の場合は、提供する情報を所管する組織名とする。
4	連携する情報名の差異	業務プロセス案、マイナンバー法案ともに、同一情報と思われる情報があるが、情報名が異なる	情報名をマイナンバー法案で記載している情報名に変更する

### 6.4.2 業務プロセス案の見直し結果

業務プロセス案の見直しは、ユースケースごとに、表 6-5 に示す見直し方針に従って行った。具体的な見直しの内容の一例を以下に示す。

◆見直し後、現状どおり添付書類としたもの

- 戸籍情報(「戸籍全部事項証明書」を添付)
  - 【該当ユースケース】
  - ・「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」
  - ・「新No.5 国民年金の裁定請求の効率化」
- 国民健康保険加入情報(「健康保険証等」を添付)
  - 【該当ユースケース】
  - ・「新No.4 小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化」

◆見直し後、現状どおり、紙等による公用照会としたもの

- 戸籍情報
  - 【該当ユースケース】
  - ・「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」

◆新たに追加した情報(情報提供者)

- 障害者自立支援法による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報(市町村)
  - 【該当ユースケース】
  - ・「新No.2 生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)」
- 障害者関係情報(都道府県)
  - 【該当ユースケース】
  - ・「新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化」

見直し後の次期概略フロー及び業務プロセス案は、「別冊1 業務プロセス案(マイナンバー法案を考慮した見直し版)」を参照のこと。また、業務プロセス案(マイナンバー法案を考慮した見直し版)に対応した、連携データ項目案は「別冊2 連携データ項目案(マイナンバー法案を考慮した見直し版)」を参照のこと。

## 6.5 マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直しのまとめ

マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直しについて得られた成果と、今後検討する必要があると考える課題を整理した。

### 6.5.1 成果

まず、マイナンバー法案の別表第二に対して、事務の観点と、特定個人情報の観点で整理を行った。これにより、地方自治体に影響のある業務やシステムを明確にすることができた。

また、「課題ア」で策定した業務プロセス案のうち、マイナンバー法案に規定のあるユースケースに対しては、マイナンバー法案を考慮した見直しを行った。さらに、本事業では、当初、大綱を基にした検討を行っていたため、明らかになっていない事項に関しては、想定を含めた検討内容となっていたが、マイナンバー法案を基にした整理を行ったことで、4つのユースケースに関しては、マイナンバー法案を踏まえた内容とすることができた。

### 6.5.2 課題

本事業で、マイナンバー法案を考慮した業務プロセス案の見直しを行うことで、地方自治体に影響のある業務やシステムを明確にすることができた。しかし、連携するデータ項目等、詳細の検討を進める上では、不足している情報もある。

今後、主務省令により詳細な情報が明らかになった時点で、連携データ項目等の詳細な検討を行う必要があると思われる。

## 7. 今後に向けた課題の整理

### 7.1 今後に向けた課題の整理の進め方

#### 7.1.1 検討内容

「課題オ 今後に向けた課題の整理」では、「課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討」「課題イ 連携データ項目等の分析」「課題ウ 連携インターフェース機能等の検討」「課題エ 運用検証等の実施」でのヒアリングを通してあげられた課題等を踏まえ、団体間連携を実現するにあたって今後検討が必要となる課題の整理を行った。

#### 7.1.2 進め方

今後に向けた課題の整理の進め方は、以下のとおりとした。

表 7-1 今後に向けた課題の整理の進め方

項番	作業項目	作業内容	成果物
1	考え方の整理	今後検討が必要となる課題を整理するにあたり、前章までであげられた各課題の整理方法等、考え方の整理を行った。	
2	本事業の成果が抱える課題の整理	本事業の成果が抱える課題(成果としての限界)について、整理を行った。	
3	トップダウンアプローチによる課題の抽出	番号制度等の導入にあたって、番号制度等の導入目的を思考の起点として、課題の抽出を行った。	
4	ボトムアップアプローチによる課題の抽出	番号制度等導入にあたって、本事業の成果が抱える課題や協力自治体のヒアリング及び調査結果等からあげられた現場の意見を思考の起点として、課題の抽出を行った。	
5	今後の課題の整理	トップダウンアプローチ及びボトムアップアプローチによる課題の抽出結果から、番号制度等導入にあたって今後検討が必要となる課題の整理を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後に向けた課題</li> </ul>

## 7.2 今後に向けた課題の整理

### 7.2.1 考え方の整理

番号制度等導入にあたって今後検討が必要となる課題は、番号制度等の導入目的を思考の起点として課題を抽出する「トップダウンアプローチ」と、本事業の成果が抱える課題及び前章までであげられた課題を思考の起点として課題を抽出する「ボトムアップアプローチ」の双方を実施し、その結果を基に整理を行った。

トップダウンアプローチとボトムアップアプローチの概要と特性について以下に示す。

表 7-2 トップダウンアプローチとボトムアップアプローチの概要と特性

方法	トップダウンアプローチ	ボトムアップアプローチ
概要	番号制度等の導入にあたり、番号制度等の導入目的を思考の起点として課題を導き出す方法	協力自治体のヒアリングや調査結果等であげられた現場の意見を思考の起点として課題を導き出す方法
特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の指針(大きな流れ)に沿った結果が出せる</li> <li>全体を俯瞰した広い視点で課題抽出を行える</li> <li>内容が抽象的になりがちである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場のニーズや想いを結果に反映できる</li> <li>実情に基づいており内容の具体化が図れる</li> <li>課題抽出の視点が狭くなりがちである</li> </ul>

表 7-2 に示した 2 つのアプローチ方法それぞれで課題を抽出し、双方の結果から最終的な課題を整理することで、団体間連携を実現するにあたって今後検討が必要となる課題をもれなく整理することができる。今後に向けた課題の整理の考え方を以下に示す。

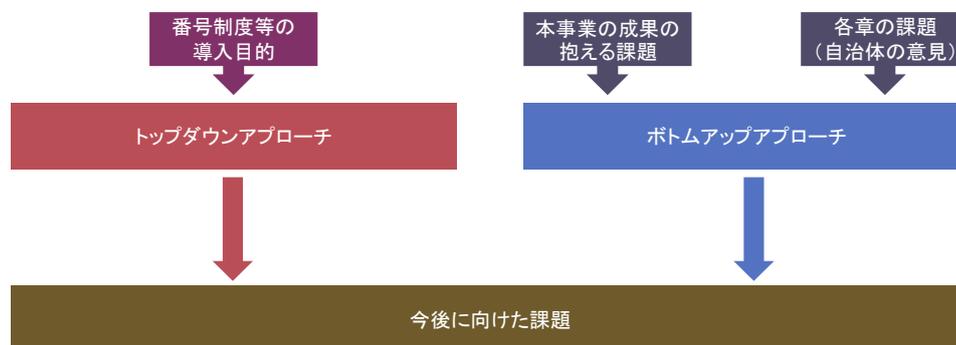


図 7-1 今後に向けた課題の整理の考え方

### 7.2.2 本事業の成果が抱える課題の整理

本事業では、限られた時間の中で効率的に成果をあげるため、前章までで述べてきた各課題の作業手順や作業内容についてそれぞれ制約を置いた上で、その制約の範囲中で各作業を実施してきた。そのため、前章までで述べた成果は、番号制度等導入時の運用等を今後さらに検討する上でその一助になるものとするが、詳細が明らかになっていない中で、検討が不十分な事項も含まれるため、完成されたものとは言いがたい。本事業の成果が抱える課題を以下に示す。

- 本事業の分析対象は大綱等にあげられたユースケースであり、それは必ずしもマイナンバー法案にあげられたユースケースではない
- 本事業の検討結果は、大綱等を基に選定した 8 つのユースケースを対象に実施したものであるが、網羅性を考慮して選定したユースケースであるため、その他ユースケースに対しても適用できる汎用性のあるものとするが、必ずしもすべてがそのまま当てはまるものではない

- ユースケースを分析するにあたり、対象となる手続の申請者を、一般的なケースとして想定した主たる境遇の住民に絞ったが、実際にはそれ以外のあらゆる家庭環境・経済状態の住民からの申請も想定される
- 検討結果の精査及び確認は、規模や地域も考慮した8つの協力自治体(2県6市町)へのヒアリング等を通して実施してきたが、その精査・確認結果は、必ずしもすべての地方自治体にそのまま当てはまるものではない
- 情報提供ネットワークシステムの仕様が不明で、検討を保留した部分や十分な検討ができなかった部分が含まれており、これらについては、今後仕様が明らかになった段階で追加の検討や見直しが必要になるものもある

今後、上記にあげた課題については継続的に検討し、その対策を明らかにしつつ、番号制度等導入に向けた検討をさらに進める必要がある。

### 7.2.3 トップダウンアプローチによる課題の抽出結果

社会保障・税番号導入に向けたロードマップにて「情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータル」の運用開始(平成28年1月より、国の機関間の連携から開始し、平成28年7月を目途に地方公共団体との連携についても開始)とされている。そこで、番号制度等の導入目的を思考の起点として課題の抽出を行った。

トップダウンアプローチによる課題の抽出イメージを以下に示す。

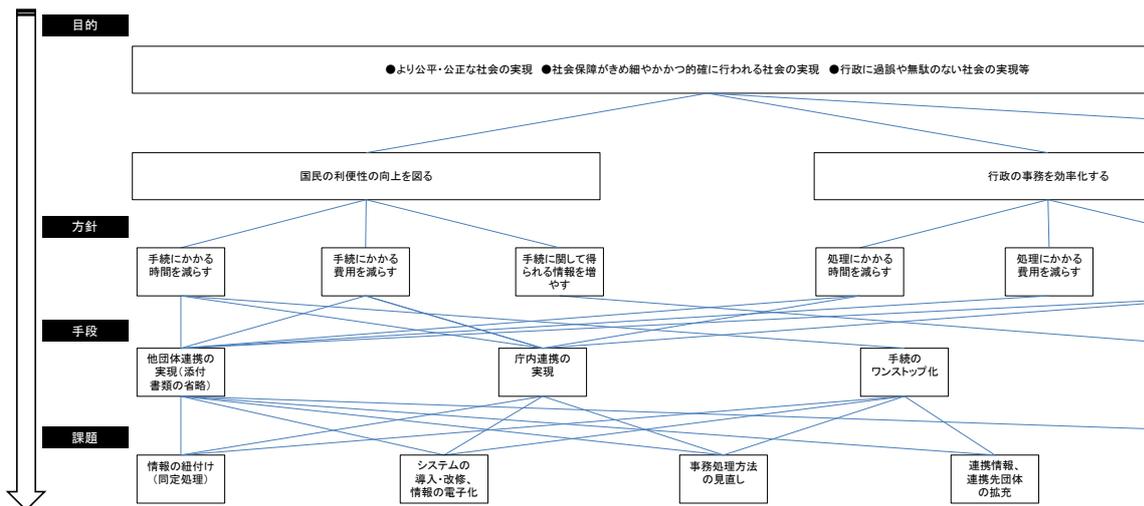


図 7-2 トップダウンアプローチによる課題の抽出イメージ

ロードマップから目的、方針、手順、課題と展開を進めた結果、トップダウンアプローチからは以下の7個の課題が抽出された。なお、課題抽出にいたる過程の詳細については「別紙 7.2-1 今後に向けた課題の整理結果」を参照のこと。

- 情報の紐付け(同定処理)
- システムの導入・改修、情報の電子化
- 事務処理方法の見直し
- 連携情報、連携先団体の拡充
- 国民一人一人に合ったお知らせの提供
- 第三者機関の設置
- 適切に管理するための指針の作成・公表

## 7.2.4 ボトムアップアプローチによる課題の抽出結果

本事業の抱える課題及び前章(「課題ア」～「課題エ」)までであげられた課題を思考の起点として課題の抽出を行った。

ボトムアップアプローチによる課題の抽出イメージを以下に示す。

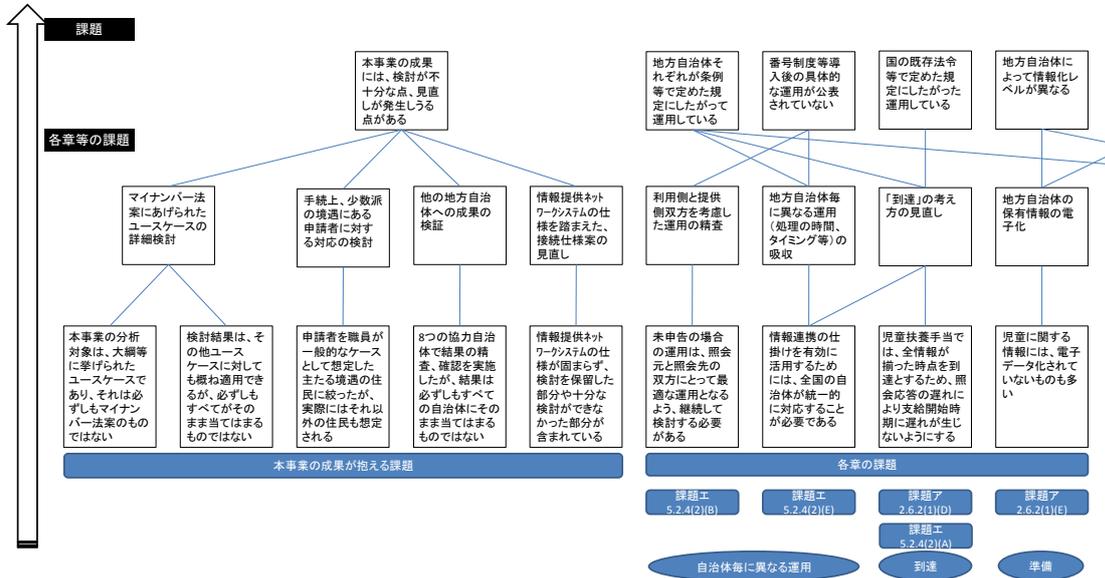


図 7-3 ボトムアップアプローチによる課題の抽出イメージ

地方自治体からあげられた意見等を類型化し、次に本質的な課題は何か、と内容の整理を進めた結果、ボトムアップアプローチからは以下の 12 個の課題が抽出された。なお、課題抽出に至る過程の詳細については「別紙 7.2-1 今後に向けた課題の整理結果」を参照のこと。

- 本事業の成果には、検討が不十分な点、見直しが発生しうる点がある
- 地方自治体それぞれが条例等で定めた規定に従って運用している
- 番号制度等導入後の具体的な運用が公表されていない
- 国の既存法令等で定めた規定に従って運用している
- 地方自治体によって情報化レベルが異なる
- 地方自治体が対応するにあたり、必要な情報が公表されていない
- 現状、取得していないが、可能であれば取得したい情報がある
- 各団体に対して、ある対象者の一括照会ができる仕組みがない
- 連携することで、さらなる利便性向上等につながる情報、団体がある
- 住民登録されていない個人の情報を電子的に照会する術がない
- 団体間で流通するデータ仕様を定めた標準仕様が存在しない
- 団体間の情報連携における統一的なセキュリティ基準がない

## 7.2.5 今後に向けた課題の整理

トップダウンアプローチにより抽出された7個の課題及びボトムアップアプローチから抽出された12個の課題から、番号制度等導入にあたって今後検討が必要となる課題を整理した。今後に向けた課題の整理結果を以下に示す。

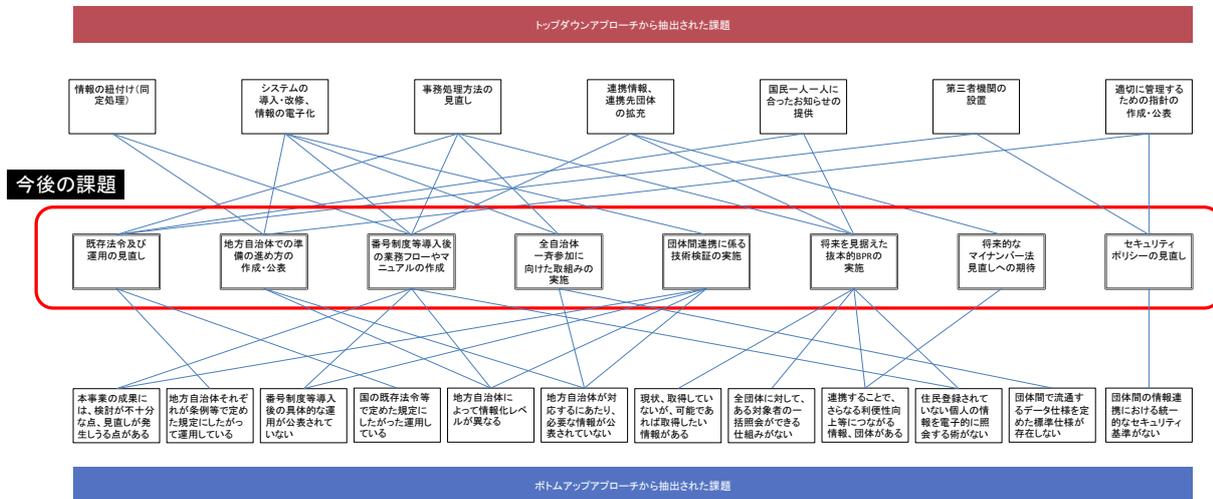


図 7-4 今後に向けた課題の整理結果

整理した課題とその内容を以下に示す。なお、課題整理に至る過程の詳細については「別紙 7.2-1 今後の課題の整理結果」を参照のこと。

### (1) 既存法令及び運用の見直し

児童扶養手当のように現状の制度において到達時点を「制度上必要とされる添付書類及び申請書の記載に不備がないものとして申請書を受理した時点」としている業務がある。こうした業務については、団体間連携が実現した際、照会応答情報が全て揃った時点が到達時点になると想定されるため、照会応答に遅れが生じた場合、手当の支給開始時期等に影響する可能性がある。そのため、各地方自治体は照会応答の遅れにも対処できるように、運用の見直しを検討する必要があると考える。例えば、申請書を受け付けた時点を到達時点とみなし、遡及対応を可能にすること等が考えられる。

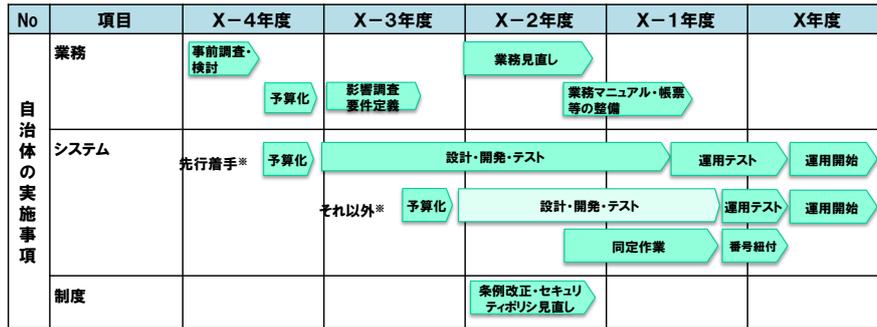
なお、本事業では8つのユースケースを対象に検討を行ったが、マイナンバー法案に掲げられた各ユースケースは業務も多岐にわたるため、運用レベルに留まらず法令レベルの見直しが必要になる可能性もある。そのため、必要に応じて、マイナンバー法案との整合性を考慮しつつ既存法令の見直しについて検討しなければならないと考える。

### (2) 地方自治体での準備の進め方の作成・公表

団体間連携を実現するためには、各地方自治体で保有している膨大な情報についてあらかじめ名寄せ（同一人同定）や電子データ化等の情報連携に向けた作業を実施しておかなければならない。

また、社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップでは「平成28年7月を目処に地方公共団体との連携についても開始」とされているため、これからの4年余りの間で各地方自治体において準備しておくべき事項及びそのスケジュールを明確にし、各地方自治体が番号制度等導入に向けた準備を周到に行えるよう、必要な情報を適宜提供していく必要がある。

団体間連携実現に向けた地方自治体のロードマップのイメージを以下に示す。



※先行着手/それ以外の区分については、今後の仕様の明確化やシステムの改修規模等によって検討されるものと想定している

図 7-5 団体間連携実現に向けた地方自治体のロードマップのイメージ

図 7-5 にあげたとおり、運用開始まで 4 年余の長期的な対応が必要になるため、番号制度等導入に向けた地方自治体の準備の進め方等に関するガイドライン等を早期に作成し、展開することが望ましいと考える。

### (3) 番号制度等導入後の業務フローやマニュアルの作成

マイナンバー法案には、前章に示したとおり 116 種類のユースケース、73 種類の特定個人情報らがあげられていた。この 116 種類のユースケースに対して 73 種類の特定個人情報が登場する数（以下、「情報の延べ数」という。）を調べたところ、延べ 355 であった。また、そのうち地方自治体が関係するものを抽出したところ、ユースケースは 93 種類、特定個人情報は 66 種類、情報の延べ数は 284 であった。

本事業は、大綱等をもとに選定した 8 つのユースケースについて検討を行ったが、検討から得られた成果が他のユースケースにも適用できるよう、ユースケースの選定にあたっては最大限の配慮を行った。選定した 8 つのユースケースのうち、マイナンバー法案にあげられたユースケースは 4 つであるが、情報の延べ数で見ると、4 つのユースケースに含まれる連携情報によって、マイナンバー法案全体では 355 のうち 239(67%)を、地方自治体に関係するものでは 284 のうち 194(68%)を網羅していることがわかった。つまり、本事業で検討した連携データ項目案は、マイナンバー法案であげられたユースケースの特定個人情報の 7 割程度に活用できることとなる。

このように、本事業の成果は番号制度等導入に際してもその多くが活用できるものであるが、一方で、例えば、イレギュラーケース時の運用等はユースケースによって異なるため、ユースケースごとに別途検討しなければならない。また、番号制度等導入開始直後の現場の混乱を避けるためには、一般的な住民のみならずあらゆる家庭環境・経済環境の住民までを想定した運用、さらに正常時だけでなくイレギュラー時のリカバリー処理も含めた運用等について細部まで事前に検討する必要がある。

よって、各地方自治体は、それぞれの実情に合わせて番号制度等導入後の業務フローやマニュアル等を作成する必要があると考える。

### (4) 全地方自治体一斉参加に向けた取組みの実施

団体間連携を実現するにあたり、各地方自治体は平成 28 年 7 月までに準備を完了し、連携元と連携先それぞれが同時に接続できる環境を整備しなければならない。住民基本台帳ネットワークのように地方自治体が一斉参加した事例は過去にあるものの、番号制度等導入は関連する業務が多く、準備にかかる作業負担や費用もさらに大きなものになると考えられる。そのため、地方自治体が抱える負担やコストを軽減するためにも、全国標準的な仕様を準備するとともに、地方自治体が共通して利用するシステムについては、国が一括してアプリケーションの開発を行い、それを配布する等の取組みの検討も必要になると考える。そうした取組みは、結果として、番号制度等導入全体にかかる費用の抑制にもつながると考える。



## (8) セキュリティポリシーの見直し

団体間連携により住民の利便性が向上することは非常に良いことであるが、これには住民の期待にしっかりと応える安全なシステムの構築が不可欠である。特に、団体間連携が開始されると、一団体のセキュリティホールが他団体にも影響を及ぼす危険があることから、全団体がもれなく一定のセキュリティレベルを確保しておくことが必要である。

そのため、関係する各団体が十分な安全性を確保し、等しくセキュリティを担保できるよう、既存のセキュリティポリシーを確認し、必要に応じて対策を講じなければならない。

## 8. 本事業のまとめ

### 8.1 本事業の主な成果

#### 8.1.1 団体間連携実現に向けた地域情報プラットフォームの具体的な活用方策(姿)の提示

本事業では、番号制度等による団体間連携との親和性が極めて高い地域情報プラットフォームを活用して検討を推進した。特に、「課題イ 連携データ項目等の分析」、「課題ウ 連携インターフェース機能等の検討」においては、地域情報プラットフォーム標準仕様や、地域情報プラットフォーム関連事業の成果物に基づいて、その活用可否についての検討を行い、地域情報プラットフォームがそのまま活用できるもの、一部を拡張することで活用できるもの、新たに検討が必要なもの等を整理した結果、本事業に非常に有用なことが判明した。

既に詳細なレベルまで検討されている地域情報プラットフォームをベースとして本事業の検討を行うことにより、連携データ項目案や接続機能仕様案として、地方自治体が十分に活用できる具体的な活用方策(姿)を提示できたと考える。

#### 8.1.2 地方自治体の番号制度等への対応に活用できる成果の提示

マイナンバー法案の概要によると、地方自治体においては平成 28 年 7 月に情報提供ネットワークシステムを介した団体間連携が開始される予定であるが、マイナンバー法案別表第二に記載されているように、団体間連携の対象となる事務や特定個人情報等は非常に多岐にわたり、地方自治体は幅広い業務について、業務変更や既存業務システムの改修も含めて対応を行うこととなる。そのためには、近々にも既存業務システムへの影響調査や予算要求等の対応を進めていく必要がある。

本事業では、このような地方自治体の状況を考慮し、番号制度等導入後の業務がどのような姿となるか(業務プロセス案、連携データ項目案)、番号制度等導入時のシステムがどのような姿になるか(接続機能仕様案)を成果として整理した。これらは、情報提供ネットワークシステムの仕様による部分もある等、現時点では仮説ではあるが、地方自治体が番号制度等への対応を進めるにあたって十分に活用できる成果を提示できたと考える。

#### 8.1.3 規模等の異なるさまざまな地方自治体で活用できる成果の提示

本事業では、団体による業務やシステムの差異等に配慮し、規模等が異なる 8 つの協力自治体の協力を得て検討を推進した。具体的には、各課題の検討にあたって、単一の協力自治体ではなく、複数の協力自治体にヒアリングや調査等を実施した。また、2 つの運用検証対象ユースケースについて、団体間連携実現時の一連の業務処理を運用シナリオや仮のシステムで具体化し、8 つの協力自治体全ての協力を得て運用検証を実施した。

業務の運用方法やシステムの整備状況は地方自治体の規模等によって異なることが想定されるが、8 つの協力自治体からの意見・指摘を踏まえながら検討を推進し、また、成果に反映させることにより、規模等の異なるさまざまな地方自治体で活用できる成果を提示できたと考える。

### 8.2 今後の方向性

「課題オ 今後に向けた課題の整理」に記載したように、団体間連携の実現に向けてはさまざまな課題が存在し、国と地方自治体が協調して取り組み、解決していく必要がある。

団体間連携開始(平成 28 年 7 月)に向けては、マイナンバー法案を踏まえて、地方自治体は業務変更や業務システムの改修等を行い、また、国は番号制度等への対応の進め方やスケジュールの作成・公表等により地方自治体を適時・適切に支援していく必要がある。

さらに、団体間連携開始以降の将来も見据え、Push 型サービスやワンストップサービス等の抜本的 BPR や、団体間連携に関するマイナンバーの利用範囲拡大等にも取り組んでいく必要がある。

---

平成23年度  
自治体クラウド推進事業  
(団体間の業務データ連携に係る検討・実証)  
成果報告書

平成24年3月

総務省情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
Tel:03-5253-5819 FAX:03-5253-5759

---